



グローバル・コンサーン 05号

Global Concern No.5

[巻頭言] グローバル・コンサーンとソーシャル・ジャスティス、または、不正義・不公正への関心・・・澤田稔

[特集1] 日本の移民政策と市民社会からの声

- 検証・日本の移民政策・・・稲葉奈々子、木村義雄、濱口桂一郎、樋口直人、巢内尚子、高谷幸
- クルド音楽を知る―「声」が響き渡る、円形劇場 稲葉奈々子
- 入管のレイシズムに対するZ世代の取り組み―仮放免者との連帯 座安黎香

[特集2] 困窮する若者と住まい

―政策形成に市民はどう参加できるのか..... 荒井佑介、小田川華子、濱田江里子

[特集3] 組合によるエンパワーメント―インドSEWA(自営女性協会)の運動から学ぶ..... 田中雅子

[特集4] 連続企画「社会の中のカリタス」第1回・第2回 講演録 菊地了

- 第1回 カリタス学とは何か?..... クラウス・パウマン
- 第2回 人道危機後の赦しと信仰・・・デオグラシアス・マルフキロ、アンドリヤナ・グラヴァス

[報告]

- Engaging Students in Co-creating a Sustainable Campus as a Living Lab
..... Mana Short, Giuli Nagai, Hideki Maruyama
- 18歳で「おとな」になるの?―知っておきたい成人の意味 田中治彦
- トークセッション「憲法と戦争を考える」 中野晃一
- 声をあげる女性はなぜ、叩かれるのか?―女性たちへのエール 三浦まり、モナ・ショレ
- ドキュメンタリー映画「もっと真ん中で」上映会・トークイベント 今井祥人、五味遙夏
- 第2回 入門! スフィア・スタンダード～国際基準で考える必須の視点・態度・行動・・・岡本菜穂子
- ソフィア哲学カフェ 寺田俊郎

研究所活動報告

目次

巻頭言

| | | |
|--|-----|---|
| グローバル・コンサーンとソーシャル・ジャスティス、または、不正義・不公正への関心 ・・ | 澤田稔 | 4 |
|--|-----|---|

特集1 日本の移民政策と市民社会からの声（稲葉奈々子）

検証・日本の移民政策

| | | |
|---|-------|----|
| はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 稲葉奈々子 | 9 |
| 自民党の外国人労働者政策—回顧と展望— | 木村義雄 | 10 |
| 日本の外国人労働者法政策—失われた30年— | 濱口桂一郎 | 17 |
| 移民政策をめぐる連立方程式—特定技能に至る経路から考える— ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 樋口直人 | 22 |
| 2021年入管法廃案と仮放免者 | | |
| —「存在しない人たち」が動かした社会運動— | 稲葉奈々子 | 33 |
| 「搾取のインフラ」は特定技能で解体されるのか | | |
| —ベトナム人移住労働者の事例から— | 巢内尚子 | 38 |
| 「ゾンビ・カテゴリー」としての「単純労働者」 | 高谷幸 | 49 |
| クルド音楽を知る—「声」が響き渡る、円形劇場（映画上映・コンサート・対談） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 稲葉奈々子 | 55 |
| 入管のレイシズムに対するZ世代の取り組み—仮放免者との連帯— ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 座安黎香 | 56 |

特集2 困窮する若者と住まい—政策形成に市民はどう参加できるのか—（下川雅嗣）

| | | |
|----------------------------------|------------------|----|
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 荒井佑介、小田川華子、濱田江里子 | 58 |
|----------------------------------|------------------|----|

特集3 組合によるエンパワーメント—インド SEWA（自営女性協会）の運動から学ぶ— （田中雅子）

| | | |
|----------------------------------|-------------------|----|
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 喜多村百合、伊藤みどり、大須賀彩夏 | 98 |
|----------------------------------|-------------------|----|

特集4 連続企画「社会の中のカリタス」第1回・第2回講演録（下川雅嗣）

| | | |
|---|----------------------------|-----|
| 序文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 菊地了 | 117 |
| 第1回 カリタス学とは何か？ | クラウス・パウマン | 121 |
| 第2回 人道危機後の赦しと信仰 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | デオグラシアス・マルフキロ、アンドリヤナ・グラヴァス | 138 |

報告

| | |
|---|------------|
| Engaging Students in Co-creating a Sustainable Campus as a Living Lab Mana Short, Giuli Nagai, Hideki Maruyama | 158 |
| 18歳で「おとな」になるの？—知っておきたい成人の意味—..... 田中治彦 | 176 |
| トークセッション「憲法と戦争を考える」..... 中野晃一 | 179 |
| 声をあげる女性はなぜ、叩かれるのか？—女性たちへのエール— 三浦まり、モナ・ショレ | 181 |
| ドキュメンタリー映画「もっと真ん中で」上映会・トークイベント（権香淑） 今井祥人、五味遙夏 | 185 |
| 第2回 入門！スフィア・スタンダード —国際基準で考える必須の視点・態度・行動—..... 岡本菜穂子 | 187 |
| ソフィア哲学カフェ..... 寺田俊郎 | 188 |
| 研究所活動報告 | 190 |

巻頭言

グローバル・コンサーンとソーシャル・ジャスティス、 または、不正義・不公正への関心

澤田 稔

2010年4月に設立された本研究所（Institute of Global Concern=IGC）の前身が、1981年4月に設立された社会正義研究所（Institute of Social Justice）であったことは、もはや関係者以外にはあまり知られていないかもしれないが、ことほど左様に、本研究所の活動理念において、グローバル・コンサーンとソーシャル・ジャスティスという理念は相即不離なのである。この意味で、IGCは、グローバル化が顕著になる時代におけるソーシャル・ジャスティスの実現に最大の関心を払おうとする研究機関だと言えよう。

2010年前後と言えば、文科省による高等教育政策の策定過程で、それまでも増してグローバル化対応という課題が自覚的に言及されるようになり、2014年にはスーパー・グローバル大学創成支援事業という、ある種の感覚からすれば気恥ずかしいとも思えるような名称の政策に帰結したことが思い出される¹。現在も継続されている同事業ウェブサイトのトップページには、たとえば、次のような文言が並ぶ。すなわち、「グローバル競争の波が日本の高等教育界にも押し寄せる中、大学には国際競争力の強化や国際展開の推進、そして、次代を担うグローバル人材の育成が求められている」と²。このような目的意識は珍しいものではなく、むしろ教育研究機関によるグローバル化対応の趨勢とも言えよう。

他方、IGCに目を転じると、その目的は、「上智大学の建学精神に基づいて、人間の尊厳と連帯を脅かすようなさまざまな問題をグローバルの視点から研究し、その成果をもって学生や社会に意識化の場を提供し、さらに変革のための実践を通じて世界のひとびとの尊厳と連帯を実現する人材を養成すること」と示されている。さらには、その活動内容のトップには、「グローバル化する社会における貧困や暴力などの諸問題についての調査研究」が掲げられているのである。これらに鑑みれば、本研究所の「グローバル・コンサーン」とは、「グローバル化する社会における貧困や暴力などの諸問題」をはじめ「人間の尊厳と連帯を脅かすようなさまざまな問題」に対する関心であるとパラフレーズできよう。関心といっても、それは上に見たようなグローバル時代における国家主義的な利害関心（interest）のごときものではなく、本学の建学精神である”For others, With others.”に照らして言えば、グローバル状況において不当に不利で苦難な状況に陥っている弱き人々やそうした人々を生み出す構造的諸問題に対する顧慮・懸念（concern）としての関心なのである。

このような意味でのグローバル・コンサーンを、ソーシャル・ジャスティス（社会正義・社会的公正）という観点から見返してみると、それは、グローバル化が加速する中で生じている

¹ 実際、文科省も英語表記は Top Global University Japan としており、仮にここで super などという形容詞をあてがうとかなり奇妙な印象を与えることになるだろう。

² 文部科学省. Top Global University Japan. <https://tgu.mext.go.jp> (2023年3月31日閲覧)

不正義、あるいは社会的に不公正な状況に対する関心・懸念を意味すると解釈可能ではないだろうか。むしろ、IGCは、社会正義とは何かという問いの探求に連なる様々な企画や活動にも注力してきている。しかし、同時に、目前の不正義・社会的不公正を具体的に取り上げ、学術的基盤に根差しつつ、その是正を目指す試みにも同等の知恵と労力を注いできていることもまた間違いない。

ここで想起されてよいのは、米国の政治哲学者ナンシー・フレイザー (Nancy Fraser) が2012年に雑誌『ニュー・レフト・レビュー (New Left Review)』に発表した小品「正義について：プラトン、ロールズ、イシグロから得られる教訓 (On Justice: Lessons from Plato, Rawls and Ishiguro)」である。というのも、小説家カズオ・イシグロ (Kazuo Ishiguro) の代表作『私を離さないで (Never Let Me Go)』の政治哲学的文芸批評とでも呼びうるこの作品で、フレイザーは、プラトンやジョン・ロールズの正義論を足がかりにしながらも、この小説の正義論的意義を浮き彫りにする際に、不正義への着眼に重点を置いているからだ。ここでは、上記小説を未読の方に物語の筋を明かすこと (いわゆるネタバレ) を防ぐために詳述は避けるが、ここでは、ロールズが言うところの正義に適った基本構造を備えていないことが明白な社会が描かれている。フレイザーによれば、この小説は「正義を、否定を通じて考えるように誘う」。「イシグロは、正義に適った社会秩序を表現しようとは全くせずに、読者が徹底的に不正義だとみなすことになる社会秩序のぞっとするような像を提示している」と。さらに「実際、正義は、直接的に経験されることはない。対照的に、私たちは不正義をこそ経験し、その経験を通してのみ正義の観念を形成する。私たちが不正義だとみなすものの特徴を熟考することによってしか、代替案として重要なものに関する感覚を手に入れられない」、だからこそ、「私たちに必要なのは、不正義に関する感覚を研ぎ澄ますことなのだ」とフレイザーは指摘するのである³。先に見たIGCの活動目的や活動内容は、このような方向性と軌を一にしているように思われる。そして、本誌本号における各「特集」には、その顕著な具体的活動例を見出すことができるだろう。以下では、そのラインナップを紹介しておきたい。

「特集1 日本の移民政策と市民社会からの声」は、3つのセクションから成り、そのうち、「検証・日本の移民政策」は、技能実習制度や特定技能制度に関わって改正入管法が生み出している搾取関係や人権問題、及びそのダイナミズムについて、歴史的経緯をも踏まえた多角的議論が展開されたシンポジウムの記録で、関連政策動向に詳しい与党政治家も招き、この方面における第一線の研究者が顔を揃えた充実の内容となっている。ここでの各報告を参照すると、まさにその基本構造が不正義に満ちた社会を私たちが現実には生きていることを思い知らされ、同時に、そのような社会に対する代替案をどう作り出せるのかという問題が私たちに突きつけられていることがよく分かる。これに続く、「クルド音楽を知る―「声」が響き渡る、円形劇場 (映画上映・コンサート・対談)」は、中東で4番目の人口を擁しながら国土を持たない民族として知られ、グローバル化状況で(難民条約を批准した国とは思えないほどの日本の難民政策にも)翻弄されるクルド人の文化を知る機会として開かれた催しの簡潔な報告である。難民申請者を含めこの日本に2000人規模で在住するクルド人に関心を払い、その関心

³ Fraser, Nancy. On Justice: Lessons from Plato, Rawls and Ishiguro. *New Left Review*, 2012, 74: 41-51.

を広めようとする企画の積極的意義は再度強調されてよい。さらに、「入管のレイシズムに対する Z 世代の取り組み—仮放免者との連帯」は、入管施設で見られる、あるいは入管制度をめぐる具体的な不正義に目を向け、その是正に向けた活動に取り組んできた本学学生が、被害を受けた当事者や、関連する事案を追ってきたジャーナリストとともに標記のテーマに関して議論を試みるべく企画したセッションで、そこで明らかにされる事実の不当性は、それを知る者を暗澹たる気持ちにさせるとしても、若い人々が学生団体を組織して、少しでもその状況への治癒策を探ろうとしているところに一縷の希望を見出したくなる。

「特集2 困窮する若者と住まい—政策形成に市民はどう参加できるのか—」は、社会福祉及びその政策を専門とする研究者たちと若者の自立支援に取り組む NPO 法人経営者の実践家が登壇し、住居という観点から、経済的に困窮する若者の社会保障問題に関する理解を深め、こうした問題の解決に向けた運動への参画を多くの市民に呼びかけようとした注目すべきセッションである。経済的に困窮する若者への社会政策としては、仕事・賃金の保障、つまり、労働政策に目が向きがちであるが、社会保障における基本材としての住居という点に着眼して、日本における住居事情が若者の自立を阻んでいる状況を具体的に明らかにし、一般に看過されてきたこの問題の所在及び重要性とその是正に向けた政策的・実践的可能性に関する一定の見識を示した提案性の高い議論である。

「特集3 組合によるエンパワーメント—インド SEWA（自営女性協会）の運動から学ぶ—」は、インドにおいて貧困の度合いが深刻で非抑圧的な社会的地位に滞留させられることが多い零細自営女性の労働組合「自営女性協会（Self Employed Women's Association: SEWA）」を研究してきた人類学者による、この労働組合の沿革・現状、及びこの組合活動の中でエンパワーメントを経験した女性の生活史に関する充実した報告をもとにした討論の記録である。世界女性ユニオン会議で SEWA からの参加者と出会った労働組合運動のリーダーは、日本における女性労働組合の到達点と課題を、社会問題に関心をもち労働組合にも関わった本学学部生は、その体験を踏まえて討議に参加した。登壇者らの発言は、当事者中心の運動を展開するために、いかに労働者自身をエンパワーするか、労働組合の専従職員はどのように関わるべきか、階級の差をどう乗り越えるのかといった連帯を目指す際に直面する課題について極めて示唆的な知見を与えてくれるものとなっている。

「特集4 連続企画「社会の中のカリタス」第1回・第2回講演録」は、ドイツのフライブルク大学で研究者として、この方面の学術的な取り組みに携わるキリスト者を招き、2回にわたって開催されたオンライン講演会の貴重な記録である。このカリタス（*caritas*）という言葉は、もともとラテン語で神の愛を意味し、チャリティ（*charity*）の語源でもあるらしい。カトリックと社会正義ということで言えば、中南米において社会的に非抑圧的な立場にある人々の救済に向けた運動に身を投じた「解放の神学」が想起されるが、これとは異なるにしても、カリタス学も、「福祉セクターにおける社会奉仕」、「教会と社会における連帯の醸成」、「社会的政治的アドボカシー活動、特に政府による社会立法の改善の促進」を主要分野として、カトリックの宗教的理念を基盤にした社会福祉活動の理論と実践を追究する営みであるという意味では一定の共通性を見出すこともできるかもしれない。カトリックに基づく社会的不公正に対する学際的研究という、本学本研究所ならではの極めて有意義な企画となっている。

ここで、再びフレイザーのソーシャル・ジャスティス論（正義論）に触れておきたい。以上に見てきた本号各特集における具体的な社会的不正義への学問的眼差しや不正義に対抗する運動論は—その意味でアカデミズムとアクティヴィズムが相即不離なかたちで展開する取組み—は、フレイザーが「再帰的正義」と呼ぶものに関して、次のように述べるアプローチと親和的であるように思われる。それは、「政治的議論に必要な問題解決への志向を取り入れつつ、あらゆる解決を暫定的なものとして、疑問や中断可能性、ひいては再開に晒されるものとして扱う」という視座である⁴。フレイザーは、これを「正義の文法」と呼んでいるが、これは「反・不正義の文法」と言い換えてもよいかもしれない。したがって、本号にまとめられた議論や報告も、当然、多角的な批判や代替案に開かれている。その意味で、本号が多くの読者を得て、本研究所に様々な意見が寄せられることを期待するばかりである。

さて、残された紙幅で、ごく簡略ながら、本号の各「報告」に関しても通覧しておきたい。

「Engaging Students in Co-creating a Sustainable Campus as a Living Lab」は、上智大学をリビング・ラボとして、自然環境・社会・人間の持続可能性の探求に取り組んだ活動の報告、及びこれに基づく大学への提言である。リビング・ラボとは、身近な生活空間を実験の場として、一定の重要性を備えた問題の解決策を、生活者・市民が主体的に、あるいは当事者意識を持って研究・開発していく手法として近年注目されているが、この報告でも学生団体を中心とした活動報告となっている点が目を惹く。

「18歳で「おとな」になるの？—知っておきたい成人の意味」は、2022年4月の民法改正により成人年齢の引き下げに伴う諸課題の学内セミナーという時宜を得た企画の報告である。ここからは、この民法改正の背景にはどのような事情があったのか、また、私たちが今後注意すべきことは何なのかという諸点を理解する上で有意義な示唆を得ることができよう。

「トークセッション「憲法と戦争を考える」」は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や米中対立の激化という状況下で、日本における政治状況を見据えて、改めて冷静に現行憲法の意義を再評価することを目指したセッションの要約的報告である。このセッションは、YouTubeでその全編を視聴可能であるので、ご参照いただければ幸いである⁵。

「ドキュメンタリー映画「もっと真ん中で」上映会・トークイベント」は、日本国内で初めて「ヘイトスピーチ」に対する損害賠償訴訟を提起し、これに勝訴した原告＝被害当事者とその支援者を中心に描いた貴重な記録映画の上映会と、その当事者を招いて開かれたトークイベントについて、この企画に深く関わった本学学部生による活動報告である。この映画は、ヘイトスピーチ問題に関連して、在日朝鮮人であり女性でもあるという「複合差別」の問題にも関心を寄せている点にも特徴があり、この点にまで議論が及んだことの意義は繰り返し強調されてよいだろう。

「声をあげる女性なぜ、叩かれるのか？—女性たちへのエール—」は、フランスで、魔女

⁴ Fraser, Nancy. *Scales of justice: Reimagining political space in a globalizing world*. Columbia University Press, 2008, p.72. [ナンシー・フレイザー, 『正義の秤 (スケール): グローバル化する世界で政治空間を再想像すること』 向山恭一訳, 法政大学出版局, 2013年, 100頁.]

⁵ 石川健治・猿田佐世・中野晃一・三浦まり. 「20221109 トークセッション『憲法と戦争を考える』」. https://youtu.be/_0OcdRuEsz8 2022年11月29日. (2023年3月31日閲覧).

狩りの歴史における魔女の意味を単なる犠牲者にとどまらない不屈の反逆者として読み直し、現代における女性蔑視のあり方を批判的に論じたベストセラー本の著者であるジャーナリストを招いて開かれる予定だった講演会（及び、政治分野でのジェンダー平等問題に関する専門家である本研究所所員との対談）が、講演者の都合により急遽中止されたため、来るべく再来日を期した報告となっており、講演者の紹介と予定されていた講演原稿の抄訳からなるが、これらだけでも関心を惹く。

「第2回 入門！スフィア・スタンダード—国際基準で考える必須の視点・態度・行動—」は、災害や紛争などの被災者に対する人道支援活動において、支援側が現場で守るべき普遍的最低基準に関する入門的理解と、コロナ禍における震災避難所の事例を用い、その応用的考察を目指したオンラインセミナーの概要報告である。この人道主義的支援基準は、それを地球（sphere）規模で広めるべく、国際赤十字と NGO が立ち上げたプロジェクトを通じて取りまとめられたもので、マジョリティ中心の人道支援ではなく、より社会的に弱い立場の人々への配慮を重視した支援のあり方が整理されている。

「ソフィア哲学カフェ」は、本研究所でシリーズ化され長く継続されている名物企画だが、これまで哲学対話のテーマはその回ごとに多様だったのに対して、今年度は一貫して「日本国憲法」をテキストにして進められたという点が注目される。その中でどのような興味深い論点が浮上したのかが垣間見える概要報告になっている。

このように、本号でも、以上のような充実のラインナップをお届けできることを編集責任者として大変嬉しく思う。また、それだけに本号を 2022 年度内に発行できなかったことを心苦しく感じている。ご寛恕を乞う次第である。

澤田 稔（さわだ みのる）

（グローバル・コンサーン研究所、上智大学総合人間科学部）

特集1 日本の移民政策と市民社会からの声

稲葉奈々子（上智大学）

検証・日本の移民政策

開催日：2022年4月16日

はじめに

欧州の先進工業国ですでに一般化している外人労働者の導入について、わが国で議論が始まったのは昭和四十年代にはいつ頃から。高度成長の日本経済に、労働力不足がカゲを落とすようになったためだ。政府としても雇用計画に外人労働力を盛り込むかどうか態度を明確にする必要に迫られ、四十二年の第一次雇用対策基本計画を決めた閣議の席で、当時の早川労相が「外人労働者は受入れない」という方針を述べた。こんどの第二次計画もこの方針を受け継いだものである。しかし、外人労働者はすでにさまざまなルートでわが国に入ってきている。政府が認めている正規のものとしては、熟練労働者、技術研修生などがある。（中略）圧倒的に多いのは技術研修生で、去年は約三千人がこの資格で入国した。（中略）政府の外人労働力導入に対する態度は、つまるところ「労働者はダメ。研修生はOK」ということだが、問題は「労働」と「研修」との区別が実際にはきわめて難しく、とくに民間ベースで研修生を導入するケースでは、話がこじれがち。

これは1973年2月8日付の朝日新聞の記事である。このように既視感のある議論が、戦後の日本では何度も繰り返されてきた。上述の記事で言及されている1967年の第一次雇用対策基本計画の閣議決定以来、事実上、移民労働者を受け入れながらも、建前としては受け入れない方針が踏襲され、現在に至るまで移民政策は不在である。結果として、移民の社会統合政策も存在しない。

ところが近年では、2019年の特定技能制度導入、2021年の難民申請者・非正規滞在者の排除を目論んだ入管法案に加えて、特定技能2号の拡充や技能実習制度の見直しに向けた議論も始まっている。

こうした動きは、日本の移民政策の転換を意味するのだろうか？本特集は、2022年4月16日に開催されたシンポジウム「検証・日本の移民政策」の報告である。与党政治のなかの外国人労働者政策、労働政策論からみた評価、関係者にインタビューを重ねた知見に加えて、ベトナムの経験にもとづく分析を加えて、日本の移民政策を多角的に考察した。

過去の議論が「なかったこと」にされることがないように、この特集が、歴史的事実と現場での経験を記録し、検証を重ね、国際人権基準にかなった移民政策を実現する一助となれば幸いである。

報告1 自民党の外国人労働者政策—回顧と展望—

木村義雄（自由民主党外国人労働者等特別委員会特別相談役）

ただいまご紹介に預かりました木村義雄と申します。このシンポジウムでは、日本の移民政策・外国人労働政策にしっかりと興味を持っていただき、取り組んでいただいております、その真摯な姿に敬意と感謝を申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。

まずご覧いただきたいのは、「『共生の時代』に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方」という2枚の資料です。ご紹介にありましたように、私が参議院議員だった2018年に特定技能という制度を作りました。この制度を作るにあたって、基本的なたたき台になるものがこの文書であります。本来であれば他の国から労働者・労働力として直接受入れるわけですが、その際に、労働力として日本に働きに来てもらうときに障害になってきた言葉が2つあります。

1つは「移民」。今日の問題の一番のポイントです。もう1つは「いわゆる単純労働者は入れない」ということです。これは今から50～60年前の口頭閣議決定の中で言われていたことですが、それが現在まで影響してきたわけです。ところが言葉は悪いですが、裏口入学的なものがありまして、後で説明する「研修生・技能実習生」という制度を利用してきました。これは表向きには研修生・実習生と謳われているものの、よくいえば基本的には労働力として日本国内で活躍していただく、悪くいえば低賃金労働として他の国からも相当文句を言われ、口の悪い方からは「奴隷労働ではないか」と言われるという経緯がありました。しかし、労働力として正面から日本に来てもらうためには、今言った2つの言葉の障害がありました。

私が所属する自由民主党の中にも、右の方の人と、リベラルな人たちと、真ん中の人たちがいますが、「移民」という言葉を使うと世間一般も大騒ぎになりますし、特に右側の人たちが背広を脱いで張り切ってしまうのです。自民党の外国人労働者等特別委員会というものを今から20年前に私が作りましたが、移民という言葉を使った途端に人々が押しかけてきて、大変な議論になります。この議論をしてしまうと、率直な話「労働者確保」という本来の目的から逸れてしまう。しかし、その頃と比べても日本の労働力人口は非常に減っていて、たとえばこれからの高齢化社会で介護人材がまったくいなくなってしまう。今後は、外国の人たちに頼らざるを得ない、という感覚は多くの人が持っていました。

しかし、この「移民」の問題を片付けないと議論が進まないという状況が続いてきました。そこで、この「基本的考え方」の2ページ目右側の下の方にある注（※2）にあるように、「『移民』とは、入国の時点でいわゆる永住権を有する者であり、就労目的の在留資格による受入れは、『移民』には当たらない」という定義でないような定義をしました。

「共生の時代」に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方

平成28年5月24日
自由民主党政務調査会
労働力確保に関する特命委員会

1 従来の政府の基本的考え方

これまでの外国人労働者の受入れに関する政府の基本的考え方は以下のとおりとされてきた。

- ・ 専門的・技術的分野の労働者は積極的受入れ（受入枠等の制約なし）
（雇用対策法第4条第1項第10号、第9次雇用対策基本計画（1999年）、第5次出入国管理基本計画（2015年））
- ・ いわゆる単純労働者の受入れは十分慎重に対応
（第9次雇用対策基本計画）

2 従来の政府の基本的考え方の問題点

- 専門的・技術的分野の労働者以外の労働者は「いわゆる単純労働者」とし、その受入れについて慎重に対応することが政府の方針とされてきたが、「いわゆる単純労働者」という用語については、「単純労働者」について明確な定義がない中で、外国人労働者の受入れに消極的な意味合いの用語として使用されてきた。
今後の外国人労働者の受入れの議論に際しては、このような「単純労働者」という用語を使っていくことは不適切であり、この用語を用いずに考え方の整理をしていくべきである。
- 専門的・技術的分野の労働者以外の労働者を「いわゆる単純労働者」としてその受入れについて慎重に対応してきた政府方針の根拠は第9次雇用対策基本計画であるが、既に2007年の雇用対策法改正により、雇用対策基本計画の策定に関する規定は削除されていることから、そもそもの考え方に疑問があり、このような考え方は採るべきではない（※1）。

※1 専門的・技術的分野の労働者以外の労働者に係る考え方についての現下の閣議決定としては、日本再興戦略改訂2015における、「経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、中長期的な外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的コンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく」しか存在しない。

3 これからの外国人労働者の受入れについての基本的考え方

- 専門的・技術的分野の労働者は引き続き積極的に受け入れるべきである（受

入枠等の制約なし)。ただし、何が「専門的・技術的分野」であるかについては、社会の変化にも配慮しつつ柔軟に検討する。

○ 上記以外の労働者について

これまでもオリンピック等に伴う人手不足対策のための緊急対策としての建設・造船分野での受入れをはじめ、製造業における子会社等従業員の受入れ、特区による外国人家事支援人材の受入れなど、必要性があるものについては受入れを進めてきたが、それが十分であったとは言い難い。

加えて、現在でも外国人労働者の増加が続く中で、今後、人口減少が進むこと、介護、農業、旅館等特に人手不足の分野があることから、外国人労働者の受入れについて、雇用労働者としての適正な管理を行う新たな仕組みを前提に、移民政策と誤解されないように配慮しつつ(留学や資格取得等の配慮も含め)、必要性がある分野については個別に精査した上で就労目的の在留資格を付与して受入れを進めていくべきである(※2、3)。

国家戦略としても人口が減少する中で我が国の活力を維持するためには、外国人に今以上に活躍していただくことが必要であり、そのような観点から、現在の外国人労働者数(90.8万人)を倍増しても対応できる制度を構築すべきである。

受入れに当たっては、国内の雇用への悪影響の防止や適正な受入れ及び治安の確保が必要であるため、受入枠の設定等の仕組み、同等報酬要件等、送出国との間の政府間の話し合いなどが必要である。

この受入枠の設定については、その設定職種が細かくなりすぎないように留意が必要である。

なお、在留期間については、当面5年間とし、当該期間内の帰国・再入国を認める。在留期間については更新可能としておくことが考えられるが、長期の在留を可能とする場合は、家族呼び寄せや定住化の問題が生じるため、さらなる検討が必要である。またこの場合において季節性のある農業等の分野について留意が必要である。

さらに、外国人労働者やそのコミュニティが地域に受け入れられ、自治体ともスムーズな関係を持つために必要な計画や施策(教育や社会保障など)についても検討を進める。

※2 「移民」とは、入国の時点でいわゆる永住権を有する者であり、就労目的の在留資格による受入れは「移民」には当たらない。

※3 技能実習制度については本来の趣旨である技能等の開発途上国等への移転のための制度として継続することが適当

どうやったかという、例えばブラジル国籍の日系何世など滞在期限の定めがない人たちは移民だが、1年、3年といった期限のある人は移民ではない、という訳の分からない取り決めをしました。国連の関係機関では、1年以上の滞在は全部「移民」とすると決められたのですが、入国時に1年、3年、5年と滞在期限がある人は「移民」ではない、と割り切る解釈をとることにして、問題の1つをクリアしました。

それからもう1つの問題が、いわゆる「単純労働者」。単純労働者の定義、皆さん分かりますでしょうか。今日は持ってきていませんが、「一般職業紹介状況」という厚生労働省が毎月出している資料があり、ここに書いてあります。職業分類の一番上の方には、管理的職業、専門的技術的職業、具体的には開発技術者、製造技術者、あるいはお医者さん、学校の先生なんかも入ります。それから事務的職業、販売の職業、サービスの職業とこう書いてあります。例えば建設・採掘の職業は下から2番目。オートメーションなどの生産工程の職業は下から4番目から真ん中ぐらいに書いてあります。一番下の職業は運搬・清掃・包装と、職業分類ではこのようになっております。これを見て、単純労働者というのは一番下から3つまででどうですか、という役所からの提案がありました。それ以前は「単純労働」に定義がなかったのです。

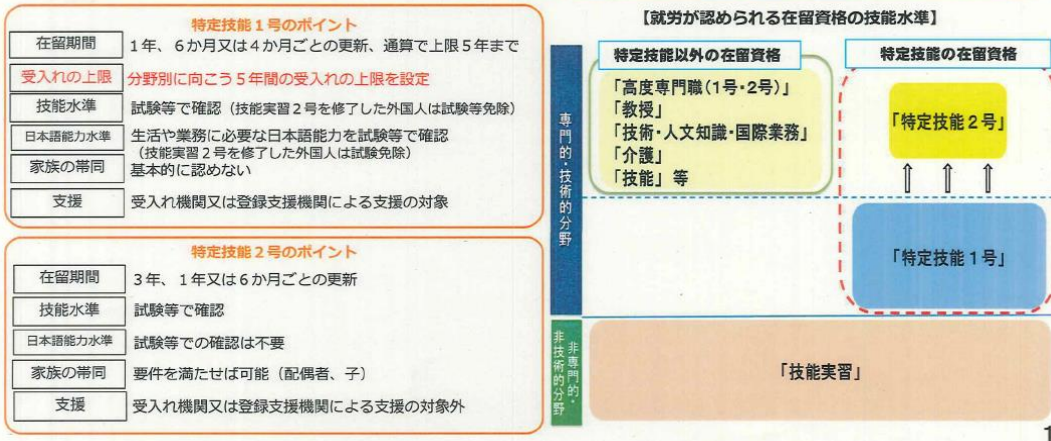
だが、ちょっと待てよと。清掃といったって、皆さんが東京駅で新幹線を降りると、ユニフォームを着た男の人女の人が入っていきます。列車の中に入ってさーっと掃除してさーっと出てきて、発車オーライの合図をする。そうするとホームから「何番線どこどこ行きの新幹線の発車準備が整いましたので、乗車を開始してください」と。あんなに速く掃除ができるのに、単純労働なのか。あるいはディズニーランドで白い服を着て、箒を持っている若い人たちがいるでしょう。あの人たち、よく見ると掃除をしながら色々なパフォーマンスをやっている。あれは単純労働か。それから運搬といっても、引っ越し屋の若手従業員は、我々が1個で腰が砕けるような重いダンボール箱を4つもひょいと持って、さっさと荷物を積み下ろしている。そして終わったらパッと携帯電話を取って一言連絡を取り、パッと車に乗って次のところに行く。これらを単純労働として、すぐやれと言っても無理だという話になってくる。

つまり、「運搬・清掃・包装」を単純労働とするのは問題があるということになりました。結論は何かというと、単純労働者とは何かという定義はこれまでなかったが、職業に貴賤はないので、やはり「単純労働」という言葉を使わない、ということになりました。それ以来、いわゆる単純労働とか単純労働者という言葉は、政府の公的な文章からはもう除かれているはずですよ。

こうなったことで、「移民」と「単純労働者」という2つの問題がクリアされたことになり、ようやく次の問題に入れるようになりました。30数年前に作った技能実習制度が今まで裏口入学だとか奴隷労働だとか色々言われてきたので、正面から労働力として入れていこうという、これに代わる制度を作るための議論がようやく進み始めました。

在留資格「特定技能」について（概要）

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - 特定技能1号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 - 特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、（14分野） 建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業
（特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可）
- 令和4年2月末時点で5万7,762人が在留（速報値）



このとき、次の資料にある在留資格「特定技能」につながる議論が始まったのです。ここでの一番のポイントは、いかに外国の方々を雇うのだとしても、日本人と基本的には同じであるべきだということです。送り出し国側でも行くにあたって 200~300 万円の高額の借金を課してブローカーに送り出され、日本に入るにあたっても手数料のようなものを取って企業に紹介されている、というおかしな制度は止めるべきで、日本の企業が日本人を雇うのと同じように海外の企業から人を雇えるようにしよう。これが基本的な思想です。

まだまだ完璧に日本人と同じようなところまではいってない、ということもこの資料に書かれていますが、例えば一番いい条件として、日本の企業がブローカーを介さずに送り出し国に行って直接人を雇う、という制度に基本的にはできるのです。そうはいつでも便宜上、受入団体の受託費用・登録費用などといった問題点はまだありますが、基本的にはこういった精神が制度に埋め込まれているのです。

率直な話、5年間で30数万人を入れようと思っても、現状ではなかなか人数が入って来ていない。それはコロナの影響、特定技能の使い勝手の悪さなどがあります。具体的には、次の資料で示した「特定産業分野及び業務区分」が、特定技能制度の特徴であり問題点です。今は14分野しか認めていません。これはなぜ縛ったかという、有効求人倍率が高い分野、基本的には有効求人倍率3以上の分野のみ含んでいるからです。受入れ人数は5年間で合計34万5千人、介護が6万人、ビルクリーニングが3万人など。

特定産業分野及び業務区分

| | 分野 | 受入れ見込数 (5年間の最大値) | 業務区分(従事する業務) |
|-----|-----------------|---------------------|--|
| 厚労省 | 介護 | 60,000人 | ・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 【1業務区分】 |
| | ビルクリーニング | 37,000人 | ・建築物内部の清掃 【1業務区分】 |
| 経産省 | 素形材産業 | 21,500人 | ・鍛造 ・鋳造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 ・溶接 【13業務区分】 |
| | 産業機械製造業 | 5,250人 | ・鍛造 ・鋳造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・電子機器組立て ・プラスチック成形 ・工業包装 ・塗装 ・溶接 ・工業包装 【10業務区分】 |
| | 電気・電子情報 関連産業 | 4,700人 | ・機械加工 ・めっき ・金属プレス加工 ・工場板金 ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・工業包装 ・塗装 ・溶接 ・工業包装 【13業務区分】 |
| 国交省 | 建設 | 40,000人 | ・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・掘削 ・電気通電 ・鉄筋施工 ・鉄筋組手 ・内装仕上げ ・表装 ・とび ・建築大工 ・配管 ・建築板金 ・保温保冷 ・軟付ウレタン断熱 ・海洋土木工 【19業務区分】 |
| | 造船・船用工業 | 13,000人 | ・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て 【6業務区分】 |
| | 自動車整備 | 7,000人 | ・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 【1業務区分】 |
| | 航空 | 2,200人 | ・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、整備品の整備業務等) 【2業務区分】 |
| | 宿泊 | 22,000人 | ・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 【1業務区分】 |
| 農水省 | 農業 | 36,500人 | ・耕種農業全般(栽培管理、生産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、生産物の集出荷・選別等) 【2業務区分】 |
| | 漁業 | 9,000人 | ・漁業(漁具の製作・補修、水産動物の採集、漁具・漁労機械の操作、水産動物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動物の育成管理、養殖水産動物の収穫(獲)・処理、安全衛生の確保等) 【2業務区分】 |
| | 飲料食品製造業 | 34,000人 | ・飲料食品製造業全般(飲料食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) 【1業務区分】 |
| | 外食業 | 53,000人 | ・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 【1業務区分】 |

2

一方で、介護、ビルクリーニングなどは業務区分が1つしかありません。農水省関連でも業務区分はせいぜい2つです。ところが国交省関係、経産省関係は13業務区分くらいある。これは何かというと、事実上の参入規制となっています。たとえば電気・電子情報部分が4700人と書いてあるうち、金属加工・金属プレス加工・工場板金という業務区分を変えることはできません。日本人は機械加工で雇った人でも金属プレスの方に行ってくれ、工場板金の方に行ってくれ、ということが出来る。ところが海外から来た方は、この業務区分を越えることも許されていないのです。ここまで細かいことをやって相互乗り入れを禁止していると、我々政治家も役人にしてやられたなというところがある。

資料「共生の時代」の2頁目の真ん中ほどに「受入れに当たっては、国内の雇用への悪影響の防止や適正な受入れ及び治安の確保が必要であるため、受入枠の設定等の仕組み」とあります。この「受入枠の設定等の仕組み」という文言から、業務区分の制度を作ったのです。これは今、特定技能制度において非常に問題であると思います。私もつい数日前(2022年4月13日)、自民党の外国人労働者等特別委員会があった際に、経産省の機械産業局長に「こんな区分は使い勝手が悪いから無くしてはどうか」という提言をしたばかりです。せっかく新しい制度を作りながら、なかなか発展せず企業のためにも日本に来ていただいた外国人の方々にも不便な制度になっているので、文句を言われているのです。

一方で、もとの技能実習制度のほうがよかった、奴隷制度に近い制度の方がよかった、という議論も出ています。その一番のポイントは、特定技能は日本人を雇うのと同じような基準になっているのに対し、技能実習は日本に来て最初に勤めた企業でしか在留が認め

られないことです。他の企業に移りたい、田舎が嫌、最低賃金が低い、エンターテインメントがないなどの理由では、技能実習生は転職ができない。特定技能では転職ができる。しかし企業にとっては、辞められたら困る。「辞めると不法残留・強制送還だ」といって数年間縛りつけることを、口の悪い人は奴隷労働じゃないかと言うのです。逆に、この制度があるから逃げられなくて済む、という人もいるわけです。

特定技能は、同じ業種の企業になら転職の自由がある。技能実習の場合も、例えば農業をやっている東京と同じ企業の拠点があればそこに行けるのですが、なかなかそのようにはいかないで決められたところにいなければいけない。技能実習は途中で辞められなくていい、逃げられなくていいから残してくれと、そのような要望もある。もう1つは、特定技能は直接雇用ができるので、中間のブローカーの皆さんにとってはうまみが少ない。技能実習制度のほうが手数料もたくさん取れ、収入が高いということです。

このようなこともあって、もとの技能実習制度のほうがありがたい、少なくとも当面の間はなくさないでくれ、という議論もあるわけです。特定技能制度ができたから技能実習はもういらぬ、という議論もあるのですが、基本的に当分の間は技能実習制度を残したまま特定技能制度をどんどん伸ばしていこう、14業種からも広げていこう、という方向です。新しく入る業種としては、コンビニ、運送、廃品回収、産業廃棄物などの分野で迎え入れるべきだという要望も来ています。この4月1日から制度の見直しが始まりましたので、これからの議論の推移を見守っていきたいと思っております。

そうはいつても、中国なども経済発展して、高齢者が増えてきて、特に介護などでは圧倒的な数の人材を必要としています。中国は給料も沿海部では日本より高くなっている。沿海部の人間は内陸部の人間をまったく信用していませんから、内陸の人材を入れようとしません。やはり中国も東南アジアの人材がほしい。中国と日本で人材獲得合戦になってくる。そうになると、日本で働きたいと思ってもらえる魅力のある日本でない、もう来てくれない時代なのです。今の日本は、まだ法律を改正さえすればまだまだ沢山来てくれると思っていますが、それは誤り。日本人は、外国人労働に関して人材の種まきもしていない。

今は東南アジアから人を受入れていて、アフリカ諸国にも日本はこれから進出しなければいけないのですが、中国がどんどんアフリカに経済援助して存在感を高めている。そうになると、日本で外国人労働者を獲得する手段がなくなってくるのではないか。このことを考えて「魅力ある日本」「来てくれる日本」になるために真剣に取り組まなければ、日本の外国人労働者政策は絵に描いた餅になりかねません。日本の労働力がもっと減った時に、それを補うこともできなくなってきたら、日本の将来はまさにどうなるのだろうと心配しています。外国人の方々に来ていただいて、喜んでいただく魅力ある日本、これを作っていくために真剣に考えなければいけない、と思っている次第でございます。

報告2 日本の外国人労働者法政策—失われた30年—

濱口桂一郎（労働政策研究所・研修機構）

ご紹介いただきました濱口と申します。労働政策を専攻しておりまして、最近ではジョブ型の話でもってあちこちに呼ばれて、ジョブ型の話ばかりさせられて飽きていたところ、珍しく外国人の話をしてくれという話をいただきまして、新鮮な気持ちで今日はお話をさせていただきます。

日本の外国人労働政策「失われた30年」は何が失われたのか。日本でこの外国人労働問題が取り上げられたのはちょうど30年ほど前です。80年代後半のバブルの頃に、ものすごい人手不足で外国人労働問題が取り上げられるようになりました。最初に手を挙げたのは当時の労働省、いまの厚生労働省です。1988年3月に「外国人労働問題研究会」を立ち上げました。小池和男先生が座長です。今とは違い、検討の途中段階の資料は公開されていないのですが、当時の新聞報道を見ると、熟練労働と単純労働の間の中間技術者に労働ビザを出すという方向もあったようです。しかし最後に蓋を開けてみると、雇用許可制という提案になっておりました。

しかし、報告書にはなぜ雇用許可制がいいのかは書かれていません。「労働許可ではなく雇用許可のほうがいい」ということしか書かれておらず、座長の小池さんはこの頃『ジュリスト』の論文で、「その方が不法就労を防げる」と説明していますが、これもなんだかよくわからない。当時の労働省が雇用許可制を選んだ理由を推測すると、恐らく2つの理由があります。

1つは、当時の日本の社会全体や政府が、私が「企業主義」と呼んでいる政策指向にあり、企業を通じて色々な政策をやっていたことです。企業が労働者の雇用を守るし、教育訓練もする。それを前提に政府はそういう企業に助成するという考え方が強く、労働者に対して直接給付するという考え方は乏しかったのです。企業主義の思想的リーダーが小池先生だったということもあり、その考え方が強く出たのだらうと思います。

もう1つは、労働ビザではなく雇用許可にすると、法務省の権限から労働省の権限になるという下心もあったのではないかと思います。そのため、これを敏感に察知した法務省が激怒しまして、雇用許可制を潰しにかかります。縄張り荒らしだと思ったのでしょう。当時の入管局審議官の批判ペーパーをみると、雇用許可は内外人平等に反する、などというおかしい批判をしています。これはいかにも変な言いがかりで、[世界中どこでも]内外人は完全な平等ではなく、ヨーロッパ諸国にも労働許可はあります。このとき労働省が撤退した最大の理由は、在日本大韓民国居留民団（当時）が在日韓国人の雇用に悪影響を与えるという批判をしたからで、恐らくこれが致命傷になったのだと思います。こうして労働省を蹴散らして、法務省主導で1989年の入管法改正が行われました。ただこの入管法

改正の最大のモチーフは、私のみるところ、労働省に余計な口出しをさせないために、外国人を「労働者」として入れるという道を断つことだったのです。

当時は、バブルで人手不足の時代ですから、形はなんであれ外国人労働力の導入を経済界は強く要求しておりました。それゆえ、労働に従事することを目的として在留する外国人ではないという法形式のもとで、外国人労働力を導入する「ドア」を作ることが目的でした。外国人問題の研究者の方々が言うように、フロントドア（正面玄関）ではなく、「サイドドア」から入れる、というやり方です。1989年の入管法ではこのサイドドアを2つ作りました。1つは、いわゆる日系二世三世の定住者で、これは身分に基づく、就労に一切制限がない在留資格です。労働者として入れるのではないため、結果的に労働市場規制が全く欠如したまま、いわゆるブローカーに導入プロセスを委ねるという形になりました。これが国レベルの社会統合政策の欠如をもたらした、ということもよく指摘されていることです。

もう1つは「研修」です。研修というのは、実はその前から技術研修生という在留資格はあったのですが、それを敢えてこのときに「研修」という新しい在留資格に変えています。そして、わざわざこれを「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」に当たらない、と規定したのです。なぜそんなことを規定する必要があったのか。日本の場合 OJT（オンザ・ジョブ・トレーニング）が非常に盛んなので、ただトレーニングと言うと、これは雇用だということになってしまい、そうすると生意気な労働省がしゃしゃり出てくるかもしれない。そうさせないために、研修というのは雇用ではない、労働者ではない、ということをやわざと言ったわけです。

このときに出された入管法の解説書¹には、いかに研修が労働ではなくて学生みたいなものであるかという屁理屈が縷々書かれています。今から読むとなぜこんなわけの分からないことを言っているのかと思うのですが、おそらく法的に労働者としないことが最大の目的だったのだらうと思います。しかも、労働者ならざる労働力としての導入経路として、団体監理方式という、一種のブローカーのシステムを（まだこのときは法律上の制度ではありませんが）導入しました。私はこれが最初にして最大のボタンのかけ違いだったのではないかと思います。

これに対して、先に雇用許可制で失敗した労働省は二の矢を継ごうとします。二の矢は何かというと、労働者でない「研修生」を、労働者である「実習生」に変えて、自分たちの権限をそこに取り込もうということでした。このように、基本的に霞ヶ関の役所間の権限争いでもって話が動いていったために、紆余曲折の末、制度設計は大変歪んだものとなったのです。

¹ 坂中英徳・齋藤利男『新版出入国管理及び難民認定法逐条解説』日本加除出版(1997年) p183。

最終的に出来上がったものは、まさに妥協の産物としか言いようのないものになりました。すなわち、「実務研修」と称する労働者性のない現場の作業と、「技能実習生」という労働者性のある現場の作業を、前半3分の1、後半3分の2でくっつけるというものです。これを「研修・技能実習制度」と呼びました。ここでの中ポツ（・）というのは、同じことをやっっているが、中ポツの前は労働者ではなく、中ポツの後には労働者であるという、まともな説明のつかないものなのですが、霞ヶ関の権限争いがこのような形で決着をしたということです。これは理屈の立たないものであるために、結果的に「研修」の部分に対して、そのあと1990年代に出された本『外国人研修生 時給300円の労働者』や2000年代の政府の規制改革会議などからの指摘もあって、2009年の改正入管法により入管法上に労働者性のある「技能実習」という在留資格がようやく明記されました。それまでは、後半の3分の2は「特定活動」だったのです。これで実習と区別された研修とは座学のみを意味することとなり、その意味ではまともな概念になりました。

ただ、このときに団体監理方式というブローカー頼みが法律上に規定されたということは、大きな問題を孕んでいます。また、フルで労働者性があると言いながら技能実習というのはOJTをずっと3年間やりつづけるというものになり、「教えてもらうところを勝手に出るなんてことは許されない」という仕組みであるため、なお人権問題が指摘され続けました。これが2016年の技能実習法により、一定の労働者保護が規定されたことは御承知の通りです。

これでこの問題については一応決着が付いたのですが、ここまではサイドドアの話です。それに対して、フロントドアをめぐる議論も20年以上前からあります。どこまで遡るかは色々と議論のあるところですが、政府の機関ということで言うと、2000年に「21世紀日本の構想懇談会」というところが移民政策を提言しました。が、提言した途端に当時の小渕首相が亡くなってしまいました。それから、2004年には日本経団連が外国人受け入れ体制の整備を提言し、外国人雇用法の制定も訴えておりました。2006年、2007年には面白いことに、法務副大臣であった河野太郎さんや法務大臣であった長勢甚遠さんといった方々が、やや個人的な立場から、フロントドアから入れるという提言をしました。2008年には自民党の議員連盟が「移民国家」を提唱するということもありました。

ただ、2000年代にはこれらは実際の政策に結実することはありませんで、むしろこの頃から2010年代半ばにかけての動きというのは、いわば「小さなフロントドア」、つまり正面玄関は開けていないけれども、正面玄関の隣に小さな出入口を開けるというようなものがいくつかありました。2008年ごろから東南アジア諸国とのEPAによる、専門職としての介護労働力の導入から始まりまして、2015年には東京オリンピック・パラリンピック対策として外国人の建設労働者・造船労働者について小さなフロントドアを導入しました。また国家戦略特別区の関係で、農業労働者、家事労働者（いわゆるドメスティックサーバン

れも、マクロな労働政策を欠いた、業界と業所管官庁主導のミクロ産業政策としての外国人導入政策であったと言えます。

これがもう少しマクロなものに発展していったのが、2018年の改正入管法による特定技能です。先ほど木村義雄さんがお話しされたように、その出発点というのは2016年の自民党政調労働力確保特命委員会の報告です。「単純労働」概念にとらわれず、人手不足分野に外国人材を導入すべきである、ということを提起しました。次の2017年には日本商工会議所と東京商工会議所が、政府に対して非技術分野の受け入れを要求するということがあり、それを受けて2018年2月の経済財政諮問会議でこの制度改正が提起されました。その後、政府のタスクフォースを経て、同年12月に入管法が改正され、いわゆる特定技能1号・2号が創設されました。対象業種はここにあるような14業種ということになったのですが、この経緯も、法律上は法律ができてからその規定に基づいて業種を指定すると書いてあるのですが、実際は法律ができる前の段階から新聞辞令で、「この業種」というものが最初は5業種ぐらいと報じられ、それからどんどん増えていくという形になりました。法政策過程として興味深いのは、かつては労働省と法務省が熾烈な権限争いをしたのですが、今回は法務省が権限を振るっているわけでもなく、単に官邸に命じられて事務作業をしているだけで、事実上ほとんど官邸が各業界から業所管官庁を経て「うちの業界も入れてくれ」という声を受けて決めるということになっていたようです。

この改正入管法の特定技能というものをどのように評価するかということですが、大局的に見れば、まさに「失われた30年」の最初の段階、つまり旧労働省が「雇用許可制」という歪んだものを提起してしまう前の、新聞に出ただけの「熟練労働と単純労働の間の中間技術者に対する労働ビザを出す」という案に、いわば30年経って回帰したと言えると思います。そういった形で、小さなアドホックのものではない、きちんとしたフロントドアを開けた、という意味では評価しうるのだろうと思います。

とはいいいながら、その実態を見ると、やはりマクロ労働政策からのコントロールが欠如していて、人手不足を訴える各業界が業所管官庁を通じて官邸に陳情して、政治的に受け入れ業種が決定されるという形になってしまっています。そのこと自体は（法律上はもちろんそう書いてある訳ではないのですが）、それでいいのだろうかとは思っています。もう1つの問題は、技能実習法というのは、法務省と厚労省の共管の法律なのですが、入管法の特定技能は、入国在留管理庁のみの所管ということになっている点です。

その結果、特定技能には労働政策の観点も欠如しています。技能実習の場合は、20年間奴隷制度だといった色々な問題を指摘されたこともあって、労働者を保護するための色々な規定というのが盛り込まれています。これは怪我の功名みたいなもので、やはり外国人を入れる限りはきちんとこういった規定が必要だということが入ったのですが、これは技能実習法にしかないため、技能実習でないものには適用できません。特定技能にもないですし、他のものにもないという形になっています。

これは昔の権限争いの話ではなく、本来的に、外国人が日本で働く際にきちんと守るべき人権擁護の観点というのは、問題が指摘された技能実習に限らず、もう少し広くあって然るべきではないかと思います。その意味でいうと、特定技能の入管法改正がされる前の段階で当時外務大臣をされていた河野太郎さんが、外国人労働者政策有識者会合なる検討会でそういったマクロ労働政策的な観点が必要であるという提言をしておりました。大局的には30年経って、ほぼあるべきところに帰ってきたというように言えるのですが、もう少し労働政策としてのあるべき外国人労働政策というものを考えていく必要がなおあるのだろうな、と考えております。1つ1つについて細かいことを言い出すとキリがないので、ひとまず私からの報告は以上でございます。ここまでご清聴ありがとうございました。

報告3 移民政策をめぐる連立方程式—特定技能に至る経路から考える—

樋口直人（早稲田大学）

2018年に成立した新入管法については、木村さんと濱口さんにかなり説明していただいたので¹、そこから私は研究者としてどう考えるか、ということをお話ししたいと思います。日本の移民政策に関してですが、研究者は「このようになってます」とおおむね記述的な紹介しかしていません。分析をしているものがほとんどないと言ってよいので、その一歩をやってみたい、というのが今日の趣旨になります²。

日本の移民政策の特徴はなにかと言われると、私の感覚では第一に漸増主義（Incrementalism）が該当すると思います³。漸増主義とは、実は日本だけのことではなく、もともとはドイツの移民政策の研究でいわれてきました⁴。ちょっとずつしか変化しない、変化したとしても出来るだけそれを最小限にしようとする傾向があるという意味です。一例を挙げると、一般に日本より後発の移民受入国とされるスペインとイタリアは、人口の10%前後が外国人です。同様に後発国とされる韓国や台湾も、それぞれ4%、3.5%くらいとなっていて、2%の日本はすでに抜かれているのです⁵。日本は80年代後半のポテンシャルからすると、相当少ない受入れしかしていないと言わざるを得ない。

¹ 木村義雄，2022，「自民党の外国人労働者政策——回顧と展望」『グローバル・コンサーン』5。濱口桂一郎，2022，「日本の外国人労働者法政策——失われた30年」『グローバル・コンサーン』5。

² 日本語で書かれたものでは、以下が参考になる視点を提示している（明石純一，2020，「2018年法改正と入国管理をめぐる歴史観——変化と連続性」『移民政策研究』12: 65-79。濱口桂一郎，2020，「日本の外国人労働者法政策——失われた30年」野川忍編『労働法制の改革と展望』日本評論社）。

³ 漸進的（Incremental）という言葉は、日本の移民政策を取り上げる英語文献では、以下のようにならびに使われてきた。E. A. Chung, 2021, “The Side Doors of Immigration: Multi-tier Migration Regimes in Japan and South Korea,” *Third World Quarterly* (online first). Y. Tian, 2019, “Workers by Any Other Name: Comparing Co-ethnics and ‘Interns’ as Labour Migrants to Japan,” *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 45(9): 1496-1514. G. S. Roberts, 2018, “An Immigration Policy by Any Other Name: Semantics of Immigration to Japan,” *Social Science Japan Journal*, 21(1): 89-102. N. Oishi, 2021, “Skilled or Unskilled? The Reconfiguration of Migration Policies in Japan,” *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 47(10): 2252-2269. J. Akashi, 2014, “New Aspects of Japan’s Immigration Policies: Is Population Decline Opening the Doors?” *Contemporary Japan*, 26(2): 175-196. J. F. Hollifield and M. O. Sharpe, 2017, “Japan as an ‘Emerging Migration State’,” *International Relations of the Asia-Pacific*, 17: 371-400.

⁴ S. Green, 2005, “Immigration and Integration Policy: Between Incrementalism and Nondecisions,” S. Green and W. E. Paterson eds., *Governance in Contemporary Germany: The Semisovereign State Revisited*, Cambridge: Cambridge University Press. S. Green, 2004, *The Politics of Exclusion: Institutions and Immigration Policy in Contemporary Germany*, Manchester: Manchester University Press. P. J. Katzenstein, 1987, *Policy and Politics in West Germany: The Growth of a Semisovereign State*, Philadelphia: Temple University Press.

⁵ 他の後発諸国と比べた時の緩慢さは、移民フローだけでなく移民政策についても該当する（D. Milly, 2014, *New Policies for New Residents: Immigrants, Advocacy, and Governance in Japan and Beyond*, Ithaca: Cornell University Press, ch.2-3）。

2 点目は名目と実質の乖離で、今までみなさんそういった話を何度も聞いてこられたと思いますが、これは日本だけでなく移民政策一般について指摘されてきた論点です⁶。移民というとナショナリズムが急に作動しだして、問題を非常にややこしくします。ただ日本の場合、名目と実質の乖離が極端で、それゆえインタビューをされていて私が一番かわいそうだと思ったのは官僚です。政治家は木村さんのように言いたいことを言えるのですが(半分しか言っていないかもしれませんが)、官僚は破綻した建前の範囲でしか答えられず、言いたいことの1%ぐらいしか言えないということがあるわけです。これらを受けて、なぜこんなに変化が遅いのか、こんなに整合性がなく説明できないような政策が持続するのか、といった問いを念頭に置いてお話ししたいと思います。

日本の歩みとして、他の方の報告とも重なるものとして「単純労働者は受け入れない」「労働者ではない」「移民政策はとらない」という建前に固執してきた特徴があります⁷。その結果、ピカソのキュビズムの絵のような、どうみてもおかしい政策が生まれるわけです。キュビズムというのは、立体を平面に落とし込む一つの技法なのですが、霞ヶ関の官僚の人たちは「これはちゃんと平面で絵になっているでしょ」というわけです。どうみても、「右と左は全然違った顔になっているじゃないですか」というような代物であっても、「いや違うんです、これは平面での表現を追求した美しい絵なのです」と、官僚が強弁せざるを得ないようなものがあるわけです。

こうした問題のうち、特定技能で解消された部分もあるのですが、私の理解では特定技能でさらに矛盾が蓄積されたところもあると思っています。それを解くときの道具立てとして、少し古いのですが、基本的に私が今も使えると思っているものが、Hollifield、Guiraudon といった人たちが用いた枠組みを単純化した図1です⁸。

⁶ 重なる論点として、政策の表向きの目標と結果の乖離もしばしば取り上げられてきた(e.g. W. A. Cornelius, P. L. Martin and J. F. Hollifield eds., 1992, *Controlling Immigration: A Global Perspective*, Stanford: Stanford University Press. G. Brochmann and T Hammar eds., 1999, *Mechanisms of Immigration Control: A Comparative Analysis of European Regulation Policies*, Oxford: Berg. D. Chiavacci, 2020, "Japan's New Immigration: Gap in Admission Policy and Diversity in Socio-Economic Integration," H. Takeda and M. Williams eds., *Routledge Handbook of Contemporary Japan*, Abingdon: Routledge)。

⁷ 高谷幸, 2019, 「移民社会の現実を踏まえて」高谷幸編『移民政策とは何か——日本の現実から考える』人文書院。M. Strausz, 2021, "“This Is Not an Immigration Policy”: The 2018 Immigration Reform and the Future of Immigration and Citizenship in Japan," G. Schubert et al. eds., *Immigration Governance in East Asia: Norm Diffusion, Politics of Identity, Citizenship*, Abingdon: Routledge. Roberts, op.cit. Tian, op.cit.

⁸ J. F. Hollifield, 1992, *Immigrants, Markets and States: The Political Economy of Postwar Europe*, Berkeley: University of California Press. V. Guiraudon and C. Joppke, 2001, "Controlling a New Migration World," V. Guiraudon and C. Joppke eds., *Controlling a New Migration World*, London: Routledge. 梶田孝道・丹野清人・樋口直人, 2005, 『顔の見えない定住化——日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会。

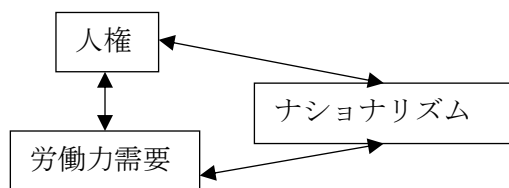


図1 移民政策を規定する要因間の関係

こうした研究者によると、まず「労働力需要」が移民を欲する大きな動機になります。ただし、資本主義の社会は政治的には自由主義を標榜しているので、「人権」を無視することはできない。さらに、移民というどうしても「ナショナリズム」が発生し、移民の制限を主張します。これら3つの要素は、ジャンケンのゲー・チョキ・パーのようなもので、どれかが絶対的に強いということはなく、すべての要素を満足させるような政策は成立しません。どれも矛盾する要素を孕んでいる。その中で、どこかに政策を無理に落とし込むという作業をすると、さきほどのピカソの絵のようになってしまう、ということになります。

この仕組み・要素を、日本に即して考えるとどうなるのか。日本の場合、聞き取り調査のデータや審議会の資料を集めてみてわかるのは、以下のようなことです。日本の移民政策は、入国管理政策の規定力が大きいので法務省がやはり強く、制度設計を司る制度所管省庁としての権限が大きいです。ただ、経団連の脇坂さんという人が博士論文をもとにした論文で面白いことを言っています⁹。法務省は労働力が必要な時にこれこれの方法で規制しますといますが、労働力確保のために自ら動くわけではない。その意味で、法務省は受け身の状況なのだということです。その結果、法務省それ自体が何らかの政策を主導するわけではない。

そして厚労省。厚労省も制度所管官庁で、労働に関することなので制度を設計する側の官庁なのですが、結局多くの国で採用されている労働市場テストのようなものを導入できない。受入れに関しても、業所管省庁レベルで自分たちの所管であるビルクリーニングと介護にある程度存在感があるぐらいのものです。「外国人雇用対策課」がある省庁にしては、関わりが希薄だと言わざるを得ません。

それから経産省。移民受入れの論議に経産省が出てこないのは、私には意外でした。経産省は成長戦略をずっと立案してきたはずだし、しかもそれにずっとプライドを持ってきたはずです¹⁰。かつてのようにならぬ護送船団を作るということはやらず、最近では市

⁹ D. Wakisaka, 2021, "Beyond Street-Level Bureaucracy: Organisational Culture of Migration Policy-Making and Administrative Elites," *International Migration*.

¹⁰ C. Johnson, 1982, *MITI and the Japanese Miracle: The Growth of Industrial Policy, 1925-1975*, Stanford University Press. = 1982, 矢野俊比古監訳『通産省と日本の奇跡』TBSブリタニカ。近年の状況については、以下が参考になる (G. W. Noble, 2021, "METI's Miraculous Comeback and the Uncertain Future of Japanese Industrial Policy," R. J. Pekkanen and S. M. Pekkanen eds., *The Oxford Handbook of Japanese Politics*, Oxford: Oxford University Press)。

場ルールを守らせようという形に変わってきたといわれますが、移民受入れに関して経産省は存在感がない。一方で経産省は、「高度外国人材」の受入れには熱心です。高度人材に関しては研究会も早いうちから作っていますし¹¹、ずっと必要だと言いつけています。が、それ以外は優先順位が低い。経産省の官僚にインタビューして印象的だったのは、いわゆるブルーカラーの人たちに日本に来てもらおうと積極的には考えていなかった、と言っていたことです。経産省の成長戦略は基本的にIT系を念頭においたものであって、現業労働者はそこに位置付けられないわけです。

以下で引用するのは経産省が中心になった審議会のもので、「成長戦略進化のための今後の検討方針」として次のように述べています。

外国人材受入のための司令塔を設置し、高度人材の受入れはもとより、労働人口の減少等を踏まえ、持続可能な経済成長を達成していくために必要な外国人材活用の在り方について、必要分野・人数等も見据えながら、国民的議論を進める。高度な外国人材が海外と同じような環境・条件で働くことができるようにするため、生活環境を整備するための制度改革を含む総合的な推進方策も検討する¹²。

この審議会では、民間の委員が熱心に移民労働者の受入れを主張していたため、このような言及になったのだと思われます。しかし、こうした方針を真面目に追求したわけではなく、少なくとも経産省が「司令塔」になることはありませんでした。

それに対して国交省・農水省は、率直に「需要があるのだから応えます」というのが基本姿勢です。国交省は建設で特別に受入れを認め、農水省も特区で受入れという形で先行し、特定技能を作ったときも「その延長で」というノリだったわけです。その意味では、もっとも普通のこととして特定技能を捉えていたのがこの2つの省です。ここでは政治学でいうクライエンタリズムが作動しており、日本は主要国の中でイタリアの次ぐらいにクライエンタリズムが強い国とされています¹³。

一般論として農業と建設業は選挙に強い業界です。簡単にいうと、介護業界というのは参院比例区のピリのほうで当選者を出せるかどうかなのですが、建設業界の代表はかなり上位で当選しますし、農業も農協・土地改良区あわせて2人当選者を出せます。そこは、

¹¹ たとえば、経済産業省経済産業政策局，2007，『「グローバル人材マネジメント研究会」報告書』など。

¹² 産業競争力会議，2014，『成長戦略進化のための今後の検討方針』。

¹³ E. Scheiner, 2007, "Clientelism in Japan: The Importance and Limits of Institutional Explanations," H. Kitschelt and S. I. Wilkinson eds., *Patrons, Clients, and Policies: Patterns of Democratic Accountability and Political Competition*, Cambridge: Cambridge University Press. B. Woodball, 1996, *Japan under Construction: Corruption, Politics and Public Works*, Berkeley: University of California Press.

やはり政治力が違う。少数だが政治力を持つ業界の言うことを聞く形で、すなわちクライエントリズムにもとづき需要を反映しているということです。

結果として帰結するのは、総論的な構想の欠如です。経産省がこの部分を担ってもいいはずなのですが、やっていない。厚労省もやっていない。総論反対各論賛成で、まず国交省・農水省、それから厚労省のうち介護と開いていって、その後になしくずし的に総論賛成にしていったというのが、今回の特定技能の構図だと思っています。

第2の要素である人権については、聞き取りしてさまざまな過程をみていくと、実は意外に意識されているというのが1つの発見でした。批判や国際的な評判は政府与党も気にしていて、特に技能実習制度を変えなければいけないということになる。が、過去の方針を撤回するほどの力はないので、部分的改善に少し反映させる、となります。先ほどみたピカソの絵のような矛盾は、人権の力では結局のところ解消されないわけです。

最後にナショナリズムですが、今世紀に入って自民党の右傾化が言われています¹⁴。これはもう少し正確に言うと、右派の組織化なのだと思います。例えば右派の議員連盟といわれるものの設立数をみると（表1）¹⁵、70年代から80年代まで右派は自民党内でも傍流でした。右派の組織化とは、それが90年代00年代にどんどん増えていって影響力を高めた過程として理解できます。たしかに個々の議員の立場もそれに流されて右傾化しているのですが¹⁶、右派が組織化して大きな声を出すようになっていったのは、すごく大きな要素です¹⁷。

表1 右派議連の設立数

| 年 | 数 |
|---------|----|
| 1970-79 | 3 |
| 1980-89 | 3 |
| 1990-99 | 12 |
| 2000-09 | 22 |

移民受入れ関係の記事を日本でみると、「国民的合意がとれてない」などと書かれることが多いのですが、これは正確ではありません。一般国民の意識をみると、他の国と比べて日本で移民受入反対が多いわけではないです（後述）。「右派が合意していない」とい

¹⁴ 小熊英二・樋口直人編，2020，『日本は「右傾化」したのか』慶応義塾大学出版会。塚田穂高編，2017，『徹底検証 日本の右傾化』筑摩書房。

¹⁵ この表は、具裕珍，2022，『保守市民社会と日本政治——日本会議の動員とアドボカシー、1990-2012』青弓社をもとに作成した。

¹⁶ 谷口将紀，2015，「日本における左右対立（2003～14年）——政治家・有権者調査を基に」『レヴエィアサン』57: 9-24。N. Higuchi, 2018, "The Radical Right in Japan," J. Rydgren ed., *The Oxford Handbook of the Radical Right*, Oxford: Oxford University Press.

¹⁷ 自民党内の右派と移民政策については、稿を改めて論じたい。

うべきところを、なぜか新聞は「国民の合意がない」といっている。その結果、右派は「国民」の代弁者として拒否権を持つプレイヤーになるので¹⁸、右派の呑める範囲での政策になっているのがここでの特徴になります¹⁹。

以上の議論をもとに全体の構図をまとめると、図2のようになります²⁰。この図で真ん中より上は移民受入推進、下は反対の立場です。右は社会全体の利害を、左は行為者の個別的利害を動機としています。これまで移民政策については、図の左上と右下の関係に焦点が当てられてきました。すなわち、世論が反対なのになぜ移民受入れが進むのか、それは移民雇用により恩恵を被る業界が組織化して政治力を発揮するからである、と²¹。しかし、世論調査などをみると日本で反対が強いわけではなく、むしろ OECD の中では外国人労働者の受入れに前向きな方です²²。

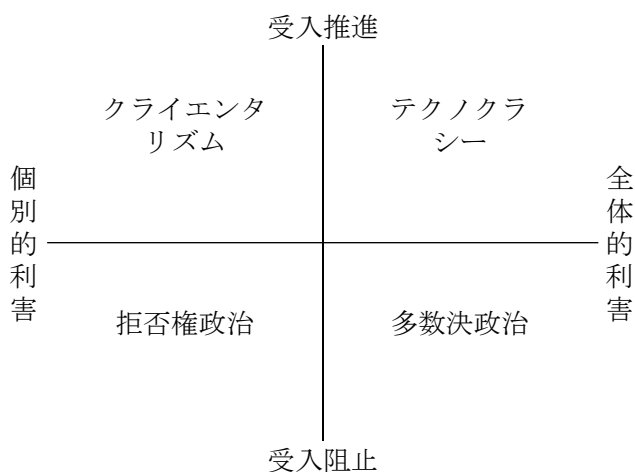


図2 移民政策をめぐる政治の様式

したがって、左上が主張する労働力不足に対応してもっと早く受入れが進んでもよさそうなものですが、そうならない背景としてまず左下にある前述の右派の影響があります。

¹⁸ 量的分析の結果によれば、極右政党が常に拒否権を行使できるわけではないが (e.g. P. Lutz, 2019, “Variation in Policy Success: Radical Right Populism and Migration Policy,” *West European Politics*, 42(3): 517-544)、日本の事例には該当するだろう。

¹⁹ e.g. A. Zaslove, 2004, “Closing the Door? The Ideology and Impact of Radical Right Populism on Immigration Policy in Austria and Italy,” *Journal of Political Ideologies*, 9(1): 99-118. T. Bale, “Cinderella and Her Ugly Sisters: The Mainstream and Extreme Right in Europe’s Bipolarising Party Systems,” *West European Politics*, 26: 67-90.

²⁰ 図の作成に際しては、以下の文献を参考にした (G. P. Freeman and A. K. Kessler, 2008, “Political Economy and Migration Policy,” *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 34(4): 655-678)。

²¹ G. Freeman, 1994, “Modes of Immigration Politics in Liberal Democratic States,” *International Migration Review*, 29: 881-902. G. Freeman, 1994, “Can Liberal States Control Unwanted Migration?” *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 534: 17-30.

²² 五十嵐彰・永吉希久子, 2019, 「移民排斥——世論はいかに正当化しているか」高谷幸編『移民政策とは何か——日本の現実から考える』人文書院。R. J. Simon and K. W. Sikich, 2007, “Public Attitudes toward Immigrants and Immigration Policies across Seven Nations,” *International Migration Review*, 41(4): 956-962.

その意味で、日本における移民政治は図の左上（労働力需要）と左下（ナショナリズム）の間で生じてきたのですが、左下の右派が世論を代表するかのよう拒否権行使してきました。それが破綻した建前の堅持につながり、政策に歪みをもたらしてきたわけです。

西洋の移民政策研究だけみると、これで話は終わるはずなのですが、東アジアの文脈では右上のテクノクラシーについても検討する必要があります。日本や韓国、台湾は「開発国家」と呼ばれており、そうした性格が移民政策にも影響を及ぼしているとされてきました²³。開発国家の議論を日本の移民政策に当てはめるならば、経産省が長期的な見通しの下に計画を立案し、受入れのあり方を決めてもよさそうなものです。前述のようにこれが不発であるがゆえに、クライエントリズムのもとで総論反対各論賛成の受入れが進んできました。国家的な計画性のなさは、韓国などと比べると顕著だと思います。韓国は受入れると決めたら、経済的合理性を徹底的に追求しています²⁴。日本の場合はそこからするとごくぬるい。中途半端な形でしかやっていない傾向が、かなり強くあります。

では、どのような過程を経て2019年入管法が決まっていたのか。政局をみるうえで重要なのは、官邸に権力が集中する「政高党低」といわれる状況です。1つ言えるのは、先ほどの濱口さんの話にもあったように、官邸が大きな権限を持つのだが移民政策には積極的ではなかった。そして司令塔になる省庁もないので、内閣内部で移民政策に積極的なのは業界との結びつきが強い農水省と国交省くらいとなります。

自民党の場合、2012～2013年ぐらいまで移民政策をめぐる動きは休眠状態でした。木村義雄さんが外国人労働者等特別委員会の委員長をずっと長くなさっていましたが、2013年に参議院で当選されてから久々に「じゃあ委員会をやりましょう」と開催したら、木村さんと若手議員1名しか会合に来ませんでした。それでは困るから「君は事務局長をやりなさい」という形で、会長と事務局長しかいない会議をやったというぐらい、関心を持たれていなかったわけです。実際、表2と表3をみていただくとわかるのは、2013年の段階で現業職の受け入れは言及されていないことです。それに対して高度人材というのはずっと言われてきたわけですが。

²³ D.-H. Seol and J. D. Skrentny, 2009, “Why Is There So Little Migrant Settlement in East Asia?” *International Migration Review*, 43: 578-620.

²⁴ N. Higuchi, 2022, “East Asia,” J. Gördemann et al. ed., *Handbook of Migration Ethics*, Dordrecht: Springer.

表2 内閣文書における現業職受入に関する言及

| 年 | 文書名 | 言及 |
|------|------------------------|-----------|
| 2013 | 日本再興戦略 | × |
| 2014 | 建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置 | 建設 |
| 2014 | 日本再興戦略 | 技能実習、建設造船 |
| 2015 | 日本再興戦略 | 観光 |
| 2016 | 日本再興戦略 | 幅広い分野 |
| | 骨太の方針 | 真に必要な分野 |
| 2017 | 未来投資戦略 | 真に必要な分野 |
| | 骨太の方針 | 真に必要な分野 |
| | 働き方改革実行計画 | 真に必要な分野 |
| 2018 | 未来投資戦略 | 必要な業種 |
| | 骨太の方針 | 幅広く受入れ |

表3 自民党文書における現業職受入に関する言及

| 年 | 文書名 | 言及 |
|------|-------------------------|--------------|
| 2013 | 総合政策集 | × |
| 2014 | 日本再生ビジョン | 幅広い受入 |
| 2014 | 2030年の日本検討・対策プロジェクト中間報告 | 外国人労働者、移民の検討 |
| 2016 | 外国人労働者受け入れの基本的考え方 | 必要性がある分野 |
| 2017 | 政策バンク | 労働力不足分野 |
| 2018 | 人手不足に対する中長期的な政策の方向性について | 不可欠な分野 |

それ以降、どこが違ってきたかという、党が積極的に動くようになってきたことです。例えば自民党の国家戦略本部が出した「2030年の日本検討・対策プロジェクト中間報告」（2014年）では、「外国人労働者、移民の検討が必要になる」と書いたりしています。が、この段階では官邸は動いていません。それに対して政府の方がやっていたのは、建設・観光・農業・介護といった業界への特別な配慮です。さきほど言ったように、総論反対各論賛成で少しずつ受入れを進展させていったというのが、2015年ぐらいまでの状況です。

その後、本格的な動きがみられるようになります。内閣と自民党が、2016年頃から「幅広い分野」「真に必要な分野」のような表現で積極的に現業職の移民労働者を受け入れましようとなってきます。これは成長戦略という位置づけで、基本的に経産省が事務局をやっている産業競争力会議が、木村さんが委員長をされた委員会の出した「共生の時代に向

けた外国人労働者受け入れの基本的な考え方」（2016.5）²⁵の少し前に「移民政策と誤解されないような仕組み」（2016.1）という文言を出しています²⁶。面白いのは、こうした過程で「単純労働者」というのはもう無効なのだから使わない、というようにどんどん地ならしがされていくことです。全体として、内閣が先行して党が後追いをして下支え、というような時系列的な関係があります。

それから、前述のように過去の方針を撤回しないことも特徴です。先ほど木村さんが「単純労働」をめぐる問題はほぼなくなったと言われましたが、単純労働者を受け入れないという方針自体は撤回しておらず、「単純労働者ではない」から受入れるという理屈になっています。なので、過去の方針と矛盾が生じない建前＝技能人材の受け入れを新たに作ることで、「技能」に対する固執（後述）という新たな矛盾が蓄積していくことになります。

表4 特定技能の業所管省庁と受入枠

| 省 | 分野 | 人数 | 省計 |
|----|----------|--------|---------|
| 国交 | 建設 | 40,000 | 84,200 |
| | 造船 | 13,000 | |
| | 自動車整備 | 7,000 | |
| | 航空 | 2,200 | |
| | 宿泊 | 22,000 | |
| 厚労 | 介護 | 60,000 | 97,000 |
| | ビルクリーニング | 37,000 | |
| 農水 | 農業 | 36,500 | 132,500 |
| | 漁業 | 9,000 | |
| | 食品加工 | 34,000 | |
| | 外食 | 53,000 | |
| 経産 | 素形材 | 21,500 | 31,450 |
| | 産業機械 | 5,250 | |
| | 電気電子 | 4,700 | |
| 合計 | | | 345,150 |

テクノクラシーよりもクライエンテリズムが移民政策を主導したことは、表4も間接的に示しています。業所管省庁別に受け入れ人数をみると、国交省8万4千人、厚労省9万7千人、農水省13万2千人に対して経産省は3万人強です。経産省は全体としてやはり積極的でない。経産省の管轄する労働者の数のほうが多いことに鑑みると、受け入れ人数は非

²⁵ 自由民主党政務調査会労働力確保に関する特命委員会，2016，『「共生の時代」に向けた外国人労働者受け入れの基本的考え方』。

²⁶ 産業競争力会議，2016，『成長戦略の進化のための今後の検討方針』。

常に少ないです。経産省は積極的に動くわけではなく、説明会も型通りやっただけで、「司令塔」どころではなかったわけです。例えば、「特定技能の1号だけではなく2号を認めてくれ」という業界の要望があっても「これは建設・造船だけと決まっているのでダメです」という形になっていった。コンビニについても特定技能の対象外とした、というところがあります。

結論ですが、まずは漸増主義——なぜ遅いのかという問い——に戻って考えると、政の側での司令塔の不在、そして政高党低の環境下で党が主導権を発揮できなかったことを、背景として指摘できます。官邸の動きが遅くて、他の関係省庁もそれぞれ受動的であって、自民党の政務調査会も内閣の下請けのようになっていた。その結果、積極的な業界だけが希望を反映させ、少しだけ受入れる「総論反対各論賛成」が続いたという構図になります。

次に、なぜ整合性のない政策が持続するのか。過去の方針を撤回しないのは、よくいえば、右派が反発して紛糾する政治的リスクを回避する知恵だといえるのですが、悪くいえば矛盾が蓄積するのを先送りし続けていることになります。なので、特定技能の導入後も技能実習が温存されていますが、実際には木村さんの報告資料で自民党が書いているように、技能実習を本来の趣旨だけにすべきことは、政治の側もわかっています。ところが今の特定技能というのは、技能実習がなければほとんど成り立たない制度になっています。

どういうことか。出身国で試験を受けて合格しなければ、「技能人材」として新規に日本に入国できないという新たな仕組みは、労働力確保という点でまったく現実的ではありません。「技能」という言葉に固執したことによって、入国のハードルを上げ過ぎてしまい、技能実習生を経なければ難しくなってしまったわけです²⁷。受入れに関して規制緩和したはずなのに、「単純労働者ではない」から「技能」に固執して新たに規制を導入している。これは労働者にとってすごく入りにくくなる要因です。移民への長期的な展望を欠いた、移民でないといっている政策が持続することになります。

最期に、政策的な含意についても考えたいと思います。

第1に、多くの国において政権交代が移民政策の転換をもたらしており、政党間でいわば分業しながら政策のバランスをとってきました。しかし、日本では政権交代が稀にしか起こらず、政権交代が起こっても移民政策に影響を及ぼさなかったがゆえに、過去の政策からの断絶がなされてきませんでした。もちろん、政策を根本的に変えるのは容易ではなく、どの国でも過去の経緯が将来の政策を規定する側面はあります²⁸。日本の場合、政権交代の機能的等価物がなかったがゆえに、過去の経緯に拘束される度合いが非常に高く、矛盾が蓄積してきたわけです。その意味で、何らかの形で意図的に政策転換させるような仕組みが必要となります。

²⁷ 技能を都合よく定義し直して受入れにつなげた点については、Oishi, op.cit.が指摘しているが、筆者が指摘したいのはその先にある政策の実効性の問題である。

²⁸ A. Favell, 1998, *Philosophies of Integration: Immigration and the Idea of Citizenship in France and Britain*, London: Macmillan.

第2に、特定技能制度は成長戦略の一環として立案されましたが、成長戦略足り得ていません。転職が可能といっても、当初の在留で認められた産業の内部でしか職業選択ができません。これは、技能実習から特定技能2号までと考えれば13年間も、求人倍率が高い＝賃金水準が低い産業に移民を縛り付けるものです。移民労働の研究をしてきた者としていえば、移民はそのときどきに開かれた機会に反応して転職を繰り返し、上昇移動していくものです。日本でも、パキスタン人をはじめとする南アジア系の人達が、中古車輸出ビジネスを手掛け、市場を世界中に広げていきました²⁹。

エスニック・ビジネスが経済政策に対して持つ意味は、OECDでも具体的に議論されています³⁰、日本ではエスニック・ビジネスどころか有望な他業種への転職すら認めていません。これは移民が持つダイナミズムを生かした成長のポテンシャルを削ぐものであり、成長戦略としての合理性を欠いています。移民の持つ能力を飼い殺しにするのではなく、業種転換や起業により地位上昇＝生産性を高めていくような発想が必要ではないでしょうか。

²⁹ 福田友子, 2012, 「パキスタン人——可視的マイノリティの社会的上昇」樋口直人編『日本のエスニック・ビジネス』世界思想社。福田友子, 2012, 『トランスナショナルなパキスタン人移民の社会的世界——移住労働者から移民企業家へ』福村出版。福田友子, 2020, 「南アジアの中古品貿易業——アフガニスタン人移民企業家のトランスナショナルな移動」松尾昌樹・森千香子編『移民現象の新展開』岩波書店。

³⁰ OECD, 2010, *Open for Business: Migrant Entrepreneurship in OECD Countries*, Paris: OECD.

報告4 2021年入管法廃案と仮放免者—「存在しない人たち」が動かした社会運動—

稲葉奈々子（上智大学）

前半部分は、おもに入管法がどのようにして作られてきたかという話でした。私からは、その話の中にまったく入れてもらえなかった人たちが、どのように政策に関与したかをみていきたいと思います。特定技能についての国会審議は、大変揉めました。「奴隷制度」と言われている技能実習制度の問題はまったく解決されていないため、大きな反対運動がありました。採決にあたっては反対が多かったため、強行採決となりました。日本の民主主義は大丈夫なのか、という場面が国会で繰り広げられたわけですが、このような形で採決されたのが、特定技能を創設した2018年の入管法でした。

2021年に、入管法が再度改正されることになりました。今度は、在留資格が認められない外国人の入管施設での収容長期化を解決する目的で提案されました。これも2018年と同じように、反対運動が起き、今回は採決に至りませんでした。2018年と2021年のどちらも大規模な反対運動が起きるだけの問題があったにもかかわらず、なぜ2018年には可決されて、2021年には可決されなかったのかを考えていきたいと思います。2021年に問題になった入管法は、2022年の通常国会でも再提出されませんでした。報道では、かなり批判が盛り上がったので、参院選前に世論の反対を招く可能性がある法律をわざわざ再提出しないほうがいいだろう、という判断があったということです。

この2018年と2021年、同じく反対運動が起きたにもかかわらず、一方は可決されて、一方は可決に至らなかったのはなぜなのか。2018年の方は、日本がこれまで公式に受け入れてこなかった「単純労働」に従事する外国人に、いわば初めて門戸を開くのだ、と報道されました。しかし先ほどの話にもあったように、30年間にわたってすでに単純労働に従事する外国人を受け入れています。しかし2018年の特定技能の法律策定にあたって、その事実への言及はありませんでした。30年間、単純労働に従事してきた人たち全員が国に帰ったわけではなく、その中の少なからぬ人たちが、在留資格がないまま日本に滞在し続けています。法的には存在しないことになっている人たちなのですが、その人たちが2021年には、法案を可決させないような力を持つ運動の支えになった。それがどのようにして起きたのかを見ていきたいと思います。

先ほどから話に出ていますが、外国人を労働力として喉から手が出るほど欲しい、しかし国境管理は厳しくしなければいけない、という矛盾の中で非正規滞在者は生み出されず。労働者として、もはやその人たちが必要とされなくなった段階で在留資格が更新できなくなったり、もともと在留資格がないまま働いていたり、というように政策の矛盾の中で生み出されてくる人たちです。

これは日本に限らず、移民を受け入れている国はどこでも同じような状況にあります。非正規滞在移民は日本に限らず存在し、例えばヨーロッパでは2015年に、アラブの春の余波で多くの難民申請者を受け入れることになり、それを「難民危機」と呼んでいます。難民認定されない人が多く、在留資格がないままヨーロッパで生活する人たちがいます。私も社会調査でたびたびフランスに行きますが、シリアから来た庇護申請者が難民認定されず、パリの中心部で路上生活を送っています。路上生活コミュニティが何箇所もあり、警察による排除が日々行われていて、2015年には問題が大きな社会問題になりました。

問題にされたのは、無権利状態の人が民主主義社会に存在するという事実です。ただし、まったく権利がないとはいっても、やはり様々な水準があり、正規・非正規、在留資格がある・ないといった二項対立には完全に収まらない形で、実はしっかりと受け入れ社会の中に様々な水準で統合されているとヨーロッパでは言われています。

一つは、色々な形で排除されているけれど、異議申し立てをしてそれが認められるなどして、市民権を行使している例があげられます。二つ目には、実際、日本でも起きていることですが、在留資格がなくて制度が使えない場合であっても、現場の公務員（医者、教員、福祉事務所の職員など）が色々な抜け穴を見つけて運用することで、社会的なサービスを利用できている人も多いです。非正規滞在者を公的制度に繋げるために、NGOや労働組合、慈善団体や社会運動団体なども、様々な支援を提供しています。今、コロナ禍で困窮している非正規滞在者に対して、ヨーロッパだけでなく日本でも支援が展開されています。日本とヨーロッパの大きな違いは、特に一つ目の「市民権を行使して諸権利を求める」ことを、欧米の場合には非正規移民の当事者が担っていますが、日本の場合には当事者というよりは支援者が主な担い手になっています。

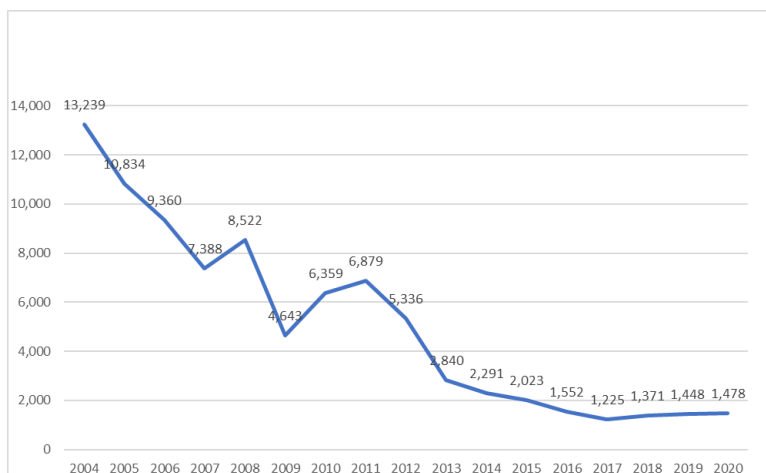
それが今回、様相が変わってきました。担い手になっている非正規移民の人たちはどういう人でしょうか。今回の2021年入管法改定の背景にもなっているのですが、多いときには30万人近くいた非正規滞在者は、2000年代の初めには約20万人、2021年には約7万人です。数としてはそれほど多くありません。ピーク時と比較すると激減しており、特に2004年から2009年に政府が実施した「不法滞在者5年半減計画」で、実際に半減しています¹。

2018年の入管法改正が、新しい在留資格を創設し、外国人労働者に門戸を開く一方で、かつて外国人労働者として働き、いま、非正規滞在となっている人たちを排除していく方針は変わりません。一方で、全員が強制送還されたり国に帰ったりしているわけではありません。半減キャンペーンを行っていた2004年から2009年の間にも、年間1万人ぐらゐが在留資格を得ていました。5年間でだいたい5万人ぐらゐが正規化されています。と

¹ 出入国在留管理庁「不法滞在者5年半減計画の実施結果について」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/121226_huhoutazai.html（2022年7月20日閲覧）。

ころが、在留特別許可の数がどんどん減ってきていて、最近では2004年の十分の一ぐらいになっています。



在留特別許可件数：（入管白書「出入国在留管理」各年版より作成

在留資格が認められない人たちは、入管施設に收容されて、その收容期間が長期化しています。結果として、長期收容問題の解決が2021年に法律改正の目的になりました。6ヶ月以上の長期收容者の割合は、もともと全收容者の3割程度だったのですが、2019年には半数以上が6ヶ月以上收容されています。

初めにこの問題に対して声を上げたのが、收容されている当事者でした。皆さん記憶されていると思いますが、仮放免を求めて、あるいは在留資格を求めて入管收容所の中でハンガーストライキをしたナイジェリア人の男性が、餓死で亡くなりました。これがきっかけとなり、その後大規模なハンガーストライキが各地の入管收容所で起きています。收容されている人たちが、外にいる人たちにメッセージを送り、声が伝えられていきました。その中でも、このハンガーストライキは、非常に強力な、外に自分たちの状況を訴えるための方法として使われていました。2019年のハンガーストライキは、法律を改正しなければならない、と認識されるほどに件数が増えたわけですが、收容所におけるハンガーストライキは定期的に起きていました。2010年には全国で130人ほどがハンガーストライキをしています。先ほどのナイジェリア人が亡くなったあと、それに抗議するハンガーストライキには全国で235人が参加したと言われていて、これは入管收容所が始まって以来の大規模なハンガーストライキでした。

このようにハンガーストライキが起きたことで、2019年9月には長期收容の問題を解決する目的で専門部会が設置されています²。ハンガーストライキしている人たちの中には、健康状態が悪化して仮放免許可が出た人たちがいました。ハンガーストライキをしていた收容者は、中にいるときも積極的に声を上げていたのですが、外に出た後も院内集会など

² 出入国在留管理庁 HP「收容・送還に関する専門部会開催状況」
https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyuukokukanri03_00001.html（2022年7月20日閲覧）

の場所で声を上げています。声を上げる場所は、弁護士や市民団体、国会議員などが提供することがあります。こうして収容の長期化の問題が政治化されていったのが 2019 年でした。仮放免になった人たちが、支援者が間に入ることなく自ら発言することで、注目されるようになっていきました。実際、当事者たちが様々な場所で発言していくことで、中で起きている問題について訴える正当性も高まっていったと思います。ハンガーストライキをやっていた 2019 年までは、以前よりも仮放免の許可件数が減っていたことが、収容長期化の一因なのでした。2019 年から 2020 年にかけて、まずハンガーストライキで外に出た人たちがいて、そのあと新型コロナウイルスの感染拡大防止対策で仮放免許可件数が 1000 件ぐらい増えています。これで完全に、抗議行動の舞台がそれまでの入管収容所の中から市民社会に移行しました。

もともと、非正規滞在の当事者は収容されているので、面会で訪問している市民が、例えば牛久入管収容所前で抗議していましたが、仮放免許可が出たことで、当事者が国会前や議員会館の集会で直接抗議し、声を上げることができるようになりました。これが 2019 年から 20 年にかけて起きていたことです。特定技能の新しい在留資格の外国人労働者を受け入れるという話は注目されましたが、30 年前に働きに来て、日本でさまざまな出会いがあり、さまざまな出来事があって、在留資格がないまま残った人たちの存在は、まったく忘れられていました。それが公共空間に姿を表すようになって、抗議行動が盛り上がっていきました。

このときに作られた法律は長期収容を解消するためでしたが、提出された法案は難民申請の回数を 3 回までに制限するとか、出身国に帰れない難民申請者の人たちの送還忌避を犯罪化する、というものでした。

法案改正の目的は良かったのですが、実際の法案の中身は国際人権基準からかけ離れているということで、反対運動が活性化しました。入管法改定案が閣議決定した直後ぐらいに開始した反対署名が 10 万筆集まったり、法務委員会で審議される前にスタンディングが行われたり、審議に入ったあとには翌日から国会の裏側でシットインが行われたりしました。国会議員で、この法案に反対している野党議員たちも、シットインの場に毎日のように来てリレートークで発言しましたし、仮放免の当事者も次々と発言しました。直接仮放免者が公共空間で発言することが可能になると、市民社会も盛り上がり、国会議員も、市民の盛り上がりにつれて対案を出したりしました。

こうして発言が増えていく中で、ちょうど 2021 年の 3 月 6 日に、名古屋入管でスリランカ人女性が亡くなった事件がありました。これにより入管収容所内では最低限の人権も保障されていないことが明らかになり、2017 年以降今日に至るまで亡くなった方 17 名（自殺を含まない）を追悼する意味もあって、運動が盛り上がっていきました。この盛り上がりがあって、2021 年の入管法は、5 月に採決が見送られました。

結論として、2019年と2021年で何が違っていたかという点、2019年は反対運動に法律の対象になっている当事者が不在だったのが、2021年はまさに当事者が実際に声を上げたことが、入管法改定案の採決を阻止することに寄与したと言えらると思ひます。

報告5 「搾取のインフラ」は特定技能で解体されるのか —ベトナム人移住労働者の事例から—

巢内尚子（東京学芸大学）

よろしくお願いたします、巢内と申します。まず私の問いです。日本の特定技能制度は労働者が中間組織を介さず直接求人に応募することができ、さらに転職もできるということで、一見すると労働者の自由度が増して労働者がエンパワーメントされるのではないかという見通しも立ちます。私はベトナム¹と日本の間にある移住労働者送り出し・受け入れの構造を Xiang and Lindquist (2014)²の「移住インフラストラクチャー」(migration Infrastructure) という理論的枠組みを参考にしつつ、移住の軌跡における搾取や差別に着目し「搾取のインフラストラクチャー」(infrastructure of exploitation) と呼んでいます。特定技能の導入により果たして搾取のインフラを解体することができるのか、ということが問いになるわけです。

こちらは出入国在留管理庁の2019年の資料(表1)³ですが、たしかに特定技能と技能実習を比べてみますと、特定技能の方は送り出し機関や監理団体の関与がなく、さらに「転籍・転職」の点では「転職できます」と明記されています。2021年12月時点の特定技能の方の数(出入国在留管理庁2021a、表2)⁴ですが、総数が約5万人弱おられ、うち3万人ぐらいがベトナム人です。しかし、よく見てみると、当初想定されていた「試験ルート」と言われる、送り出し国で試験を受けて来ましょう、というのではなく、5万人のうち技能実習からの移行が実は4万人ぐらい(出入国在留管理庁2021b、表3)⁵、と圧倒的に多い状況にあるわけです。

¹ ベトナム政府は政策的に労働者を海外に送り出す「労働力輸出」政策を推進する。ベトナム労働・傷病軍人・社会省(MOLISA)の傘下に海外労働管理局(DOLAB)を置くほか、「契約に基づき海外で働くベトナム人労働者に関する法律」を整備している。ベトナム政府は2017～2020年に労働者を年間10万～12万人を海外へ送り出す目標を打ち出した。国営のベトナム農業地方開発銀行(アグリバンク)などが渡航費用を貸しており、金融政策の面でも移住労働を後押しする。ベトナム労働・傷病軍人・社会省(MOLISA)ウェブサイトの記事「Nâng cao chất lượng lao động xuất khẩu[<http://www.molisa.gov.vn/Pages/tintuc/chitiet.aspx?tintucID=219367>]や、ベトナム農業地方開発銀行ウェブサイトの記事「Agribank tiếp sức cho người nông dân lao động xuất khẩu」[<https://www.agribank.com.vn/vn/vc-agribank/tin-tuc-su-kien/dong-hanh-cung-tam-nong/agribank-tiep-suc-cho-nguoi-nong-dan-lao-dong-xuat-khau>]を参照。

² Xiang, Biao, and Johan Lindquist, 2014, "Migration infrastructure." *International Migration Review*, 48.1_suppl: 122-148.

³ 出入国在留管理庁, 2019年, 在留資格「特定技能」について。

[<https://www.meti.go.jp/press/2019/08/20190809002/20190809002-1.pdf>]

⁴ 出入国在留管理庁, 2021a, 特定技能1号在留外国人数。


[<https://www.moj.go.jp/isa/content/001367366.pdf>]

⁵ 出入国在留管理庁, 2021b, (全分野)国籍・地域別 試験ルート・技能実習ルート別 特定技能1号在留外国人数。

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00215.html]

表1 出入国在留管理庁による技能実習制度と特定技能制度の比較

技能実習と特定技能の制度比較（概要）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

| | 技能実習(団体監理型) | 特定技能(1号) |
|-----------------|--|--|
| 関係法令 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律/出入国管理及び難民認定法 | 出入国管理及び難民認定法 |
| 在留資格 | 在留資格「技能実習」 | 在留資格「特定技能」 |
| 在留期間 | 技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、技能実習3号：2年以内（合計で最長5年） | 通算5年 |
| 外国人の技能水準 | なし | 相当程度の知識又は経験が必要 |
| 入国時の試験 | なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり) | 技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除) |
| 送出国 | 外国政府の推薦又は認定を受けた機関 | なし |
| 監理団体 | あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制) | なし |
| 支援機関 | なし | あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制) |
| 外国人と受入れ機関のマッチング | 通常監理団体と送出国を通して行われる | 受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能 |
| 受入れ機関の人数枠 | 常勤職員の総数に応じた人数枠あり | 人数枠なし(介護分野、建設分野を除く) |
| 活動内容 | 技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号, 3号) (非専門的・技術的分野) | 相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野) |
| 転籍・転職 | 原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能 | 同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能 |

③

出典：出入国在留管理庁, 2019年, 在留資格「特定技能」について。

表2 特定技能1号在留外国人数（2021年12月時点、一部の国を抜粋）

| 総数 | ミャンマー | カンボジア | 中国 | インドネシア | ネパール | フィリピン | タイ | ベトナム |
|--------|-------|-------|-------|--------|------|-------|-------|--------|
| 49,666 | 2,294 | 990 | 3,694 | 3,889 | 668 | 4,607 | 1,034 | 31,721 |

出典：出入国在留管理庁, 2021a, 特定技能1号在留外国人数。

表3 特定技能1号在留外国人数

| 総数 | 試験ルート | 技能実習ルート | 検定ルート | 介護福祉士養成施設修了ルート | EPA 介護福祉士候補者ルート |
|--------|-------|---------|-------|----------------|-----------------|
| 49,666 | 9,749 | 39,660 | 77 | 0 | 180 |

出典：出入国在留管理庁, 2021b, (全分野) 国籍・地域別 試験ルート・技能実習ルート別 特定技能1号在留外国人数。

これまでに調査を行ってきました。二つありまして、一つが2014年から2019年にベトナム人の方171人ぐらいにインタビューしたものです。もう一つは、特定技能ができてどうなっているのか、ということで、2021年から2022年にかけて、労働者や支援者、在日ベト

ナム大使館労働管理部の方などにインタビューに行っていました。また移民研究の中では、移住現象がなぜ起きるのかを考えるために移住理論(Piché 2013)⁶を議論してきたのですが、今回分析枠組みとして、そのうちの一つの移住インフラストラクチャー(Xiang and Lindquist 2014)理論を用いたいと思います。

Xiang and Lindquist (2014) は、移住インフラストラクチャーについて、5つの側面が相互に作用し合いながら、移住現象を促進させ、その一方では行き先や移住できる期間、就労できる職種を限定するなどの条件付けを行うと説明します。5つの側面とは regulatory (文書・免許付与・職業訓練・その他の目的のための手続きと国家機構)、commercial (採用活動を行う仲介者)、technological (通信、輸送)、humanitarian (NGO、国際機関)、social(移民のネットワーク)の各側面です。同時に移住インフラストラクチャーには、①移住に必要なインフラストラクチャーを提供するため移民の移住能力を引き上げることを必要としない、②より安全な移住が可能になる一方、渡航費用の問題などで複雑化する、③健康証明書や渡航前研修のように、その目的の達成のために送り出し側に依存する傾向がある、④受け入れ国では移民を雇用主のもとに閉じ込め、定住を阻害し、帰国を促す——などの特徴があると言います。

しかし、ベトナムから日本、台湾への移住労働を分析すると、移住インフラストラクチャー(Xiang and Lindquist 2014)理論に沿わない点もあり、この枠組みをそのまま当てはめることはできません。私は、①「渡航」局面だけでなく「定住」「就労」局面、②「安全」な移住が可能になっているわけではないため労働問題や人権侵害、③ベトナムと受け入れ国の経済格差と外交関係、④受け入れ国の政策と労働市場の在り方——などを考慮して議論することが必要だと考えています。またジェンダーの面に関しては、送り出し国の政策だけではなく、建設、縫製、家事労働が典型例ですが、特定の性別の人が特定産業に配置されるような受け入れ国の雇用主の選好やジェンダーに基づく国際分業をみる必要があります。さらに家父長制の影響を受けた子、妻・母、娘の役割や女性の低い地位など送り出し国の社会・文化的要因もみる必要があるでしょう。

Werlhof (1984=1986)⁷は、資本主義システムが拡張するにつれ、自由な賃労働が縮小していき、移民労働者、債務労働、奴隷労働などが配置される「女性化」された不自由な労働が広がると説明しています。ベトナムからの移住労働をみると、より脆弱性の高い農村出身の労働者が台湾や日本といったグローバルノースの不安定な労働部門に水路付けられています。男性も、日本や台湾の“一人前の男性”がもらえるだけの賃金はもらえません。同時に家族帯同や転職の自由といった基本的な権利さえ認められません。人間扱いされてい

⁶ Piché, Victor, 2013, "Les Théories Migratoires Contemporaines au Prisme des Textes Fondateurs," *Population*, French Edition 68(1), 153-78.

⁷ Werlhof, Claudia, von, 1984, "Schattenarbeit" oder Hausarbeit?, *Soziale Dienste in gesellschaftlichen Wandel*, 2(3Bande), Neuwied. 丸山真人編訳『「シャドー・ワーク」か家事労働か』『家事労働と資本主義』岩波書店 1986. pp. 49-100.

また移住労働に出る前にいくらぐらいお金を払いましたか、ということ調査対象者に
対し、行き先・在留資格・ジェンダーを考慮しつつ聞いてみました。日本に来るあたって
は約1万米ドルを払っているということで、大変大きな額を払っているわけです。さらに
先ほど先生方からご指摘があったように、日本に来ますと転職ができないなど諸権利が大
幅に制限されているので、グローバルサウスの農村から日本・台湾など先進国の搾取的な
労働市場に脆弱性の高い労働者を水路づけるインフラがあるということだと思えます。借
り入れ状況（表4）を見ていただくと分かるように、ほとんどの人が借金を背負っている
ということになります。

表4 渡航前費用支払いのための借り入れ状況（初回の移住労働）

| 行き先 | 職種・在留資格 | 性別 | 人数 | 借り入れ／仲介 会社立て替えあ り | 借り入れ／仲 介会社立て替 えなし | 不明 |
|---------|---------|----|----|-------------------------|-------------------------|----|
| 台湾 | 家事・介護労働 | 女性 | 59 | 57 | 2 | 0 |
| | 工場 | 女性 | 21 | 14 | 6 | 1 |
| | 工場 | 男性 | 16 | 14 | 2 | 0 |
| 日本 | 技能実習 | 女性 | 23 | 21 | 2 | 0 |
| | 技能実習 | 男性 | 37 | 36 | 0 | 1 |
| | 留学 | 女性 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| | 留学 | 男性 | 5 | 4 | 1 | 0 |
| 韓国 | 工場 | 男性 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| キプロス | 家事労働 | 女性 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| レバノン | 家事労働 | 女性 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| サウジアラビア | 家事労働 | 女性 | 1 | 0 | 1 | 0 |

出典：2014～2019年の調査をもとに筆者作成。
※巢内（2020）の「表6」（P61）を修正⁹。

次に見たいのが、ベトナム政府と特定技能制度の関係です。これはユニークなのですが、
実はベトナムから特定技能の労働者を送り出す際には、ベトナム政府が認定した認定送り
出し機関（現地では「会社」）を介在させなければいけない、とベトナム政府が決めてし
まいました。そして、受け入れ機関と認定送り出し機関の間には労働者提供契約の締結

⁹ 巢内尚子, 2020, 移住インフラにおける債務労働とジェンダー：日本と台湾のベトナム人労働者の事例から, 経済社会とジェンダー(5) pp. 49-72.

が必須で、さらに推薦者表というものを発行してもらうことになります。つまり、中間組織の利用が結局のところ必要ということになっています。

では、なぜ中間組織が必要なのですか、ということで、駐日ベトナム大使館労働管理部¹⁰に行って参りました。そこでこうした説明を受けたわけです。第一に、労働者は海外の労働市場をよく知らない。特に良い会社、悪い会社を知らないだろうと。しかし仲介会社、送り出し機関は、どこが良くてどこが悪い、賃金はどうか、労働状況はどうか、ということもよく知っているだろうという説明でした。さらに、ベトナム大使館の方に「解体などの危険な仕事もあるがベトナム人は日本語が分からない。そんな時に問題があったときには、送り出し機関が労働者を保護し、その責任を担う。すなわち、中間組織が介在した方が安全」という説明を受けたわけです。

こちらは出入国在留管理庁の資料(図2)¹¹で、左側はベトナムから特定技能として送り出すタイプ、右側は日本にすでにいる方が特定技能になるタイプなのですが、ユニークな形になっていて、当初日本の政府が想定したような中間組織の排除とはどうも違ってきているということだと思います。さらにベトナム政府は特定技能の労働者の方がベトナムの送り出し機関に手数料を支払うことも認めています。

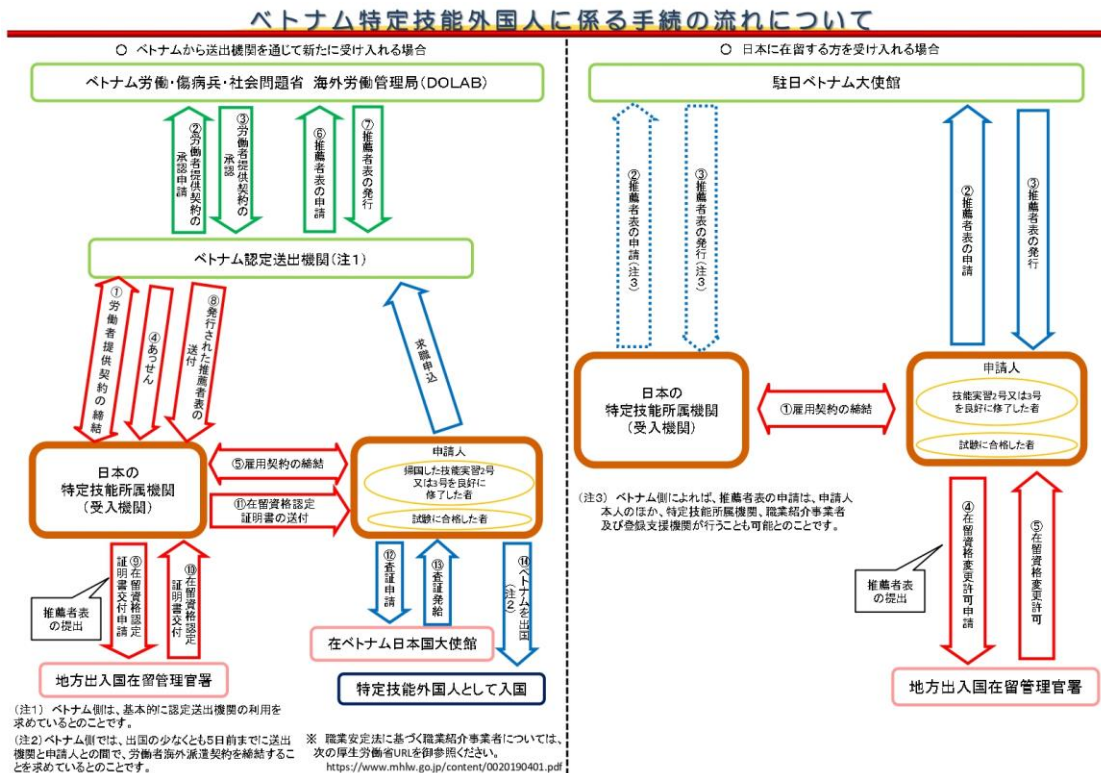


図2 ベトナムからの特定技能制度を通じた労働者受け入れの流れ
出典：出入国在留管理庁、ベトナムに関する情報・フローチャート。

¹⁰ 2022年3月24日に駐日ベトナム大使館労働管理部の担当者へのインタビューを実施。

¹¹ 出入国在留管理庁、ベトナム特定技能外国人に係る手続の流れについて。
[<https://www.moj.go.jp/isa/content/001335358.pdf>]

さらに送り出し地で試験を受けていくというのが一つの大きな前提だったわけですが、在ベトナム日本大使館¹²の方にメールで問い合わせをしたところ、ベトナムでは建設分野に関しては一部試行的に試験が始まりました。しかし試験の実施方法について両国間で意見の食い違いがあって調整中ということで、[今は]試験をやっていない。念のため、昨日（2022年4月15日）在日ベトナム日本大使館の方に再度メールを送って「どうでしょうか」と聞いたところ、現時点で変わりはない、ということです。当面ベトナム人に関しては、技能実習ルートでの特定技能への移行が継続するだろう、というように思います。

また、駐日ベトナム大使館労働管理部の方が気になることを言っていました。「我々は岡山事件¹³に関しては日本政府に意見を出しました。労働者の人権・権利を守らない国に対しては意見を出します」。駐日ベトナム大使館の方たちも、送り出しの経験を積む中で、人権侵害・労働問題については意見をしていくぞ、という姿勢が出てきたということです。

次に、実際に特定技能で働いている労働者の方たちが、どのような状況にあるのかを見ていきたいと思います。一人目の方はTさん。北部タイビン省出身の男性です。高校卒業後、建設の仕事をして2015年に来日をしたのですが、岩手県の建設会社で働いていたところ、実はやっていたのが除染作業だったということです。除染作業だということは知らされていませんでした。そんな中、やはり除染をやっているのは怖い、どうにかしてほしいと支援者にSOSを出して、のちにシェルターで保護され、東京の全統一労働組合に加入し、かなり紆余曲折あったのですけれども、最終的には団体交渉で解決に至ったわけです。そして別の会社で就労を継続していきました。その後、同じ会社で特定技能の在留資格で就労をしていったわけです。ここまで来ると「人に歴史あり」というか、なんとかここまでたどり着いた、と思ったのですが、その後大変なことが起こったのです。パートナーの方が、技能実習生のベトナム人女性だったのですが、妊娠をし、それを理由に解雇されたのです。そして女性は帰国せざるを得ず、子どもの父親でパートナーであるTさんとは離れ離れになったのです。Tさんの特定技能1号の在留資格では家族帯同ができないのです。こういったケースを見ていくと、特定技能による就労というのは、移民の方にとっては移住の軌跡における出来事の一つです。私たちはついどうしても、特定技能／技能実習というように分けて考えてしまうのですが、移民の人生の中では出来事の一つ。さらに技能実習から特定技能に移行することで、在留期間を長期化することはできるけれども、家族と暮らせないなどの問題は残っているということです。

¹² 2022年3月、4月に在ベトナム日本大使館の担当者にメールで聞き取りを実施。

¹³ 岡山の建設会社で働くベトナム人技能実習生の男性が約2年にわたり、職場の日本人従業員から暴行を受けていた事件。広島県福山市の労働組合で保護。（出典：共同通信，2022年2月18日，日本経済新聞電子版掲載，「技能実習生受け入れ不可に ベトナム人暴行、岡山の会社」
[<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE183GJ0Y2A210C2000000/>]

次の方は Y さんで、この方も北部のタイビン省出身の女性です。この方は愛媛の縫製会社で技能実習をしていました。愛媛の会社では残業時給が 400 円、という状況でした。しかし経済的な理由もあって就労を続けたということです。その後、コロナによって帰国ができないということ、さらに愛媛の会社が受け入れ継続できないということから、特定技能に移ることを検討しました。彼女は Facebook を使って介護施設の求人を見つけて応募したわけです。ここからは非常に分析が難しかったのですが、登録支援機関 A というところに関わったり、監理団体 B が出てきたり、どうもいくつかの中間組織が介在しているということでした。そのうち、なんとか三重の介護施設で特定技能の在留資格で就労を開始したのですが、長時間労働・賃金不払いという問題にぶつかりました。これが夜勤のスケジュール（表 5）なのですが、夜 7 時から翌朝 7 時まで働く。こういうことをやるのかとびっくりしたのですが、1 時間ごとに休憩と就労が繰り返されていく。そうすると実質的に休憩時間がない、しかし休憩時間は休憩した、ということで賃金が払われない、ということだったわけです。

表 5 Y さんの夜勤スケジュール

| 終業時間帯 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|---------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|----|---|----|---|---|---|---|---|
| 実働・実務時間 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 想定休憩時間 | | | | | | | 休憩 | | 休憩 | | 休憩 | | 休憩 | | | | | |

出典：Y さんからの提供資料をもとに筆者作成。

彼女は自分の労働実態を記録しようと毎日一生懸命にメモをつけていました。これは愛媛の経験があったからやったのかなと思います。しかし、やはりこれではいけない、ということで支援者の方に繋がり、労働基準監督署に不払い賃金の申告をいたしました。これは彼女が一生懸命書いた陳述者を日本語に訳したものです。

夜勤の際、私たちはいつも、高齢者のおむつ替えをし、その後は薬を与え、寝るまで世話をします。それから、高齢者がトイレに行きたいときはベルを鳴らしたり、あるいは体に問題があるときは、私たちを呼んだりします。（中略）本当に休む時間がありません。私たちが休憩中に寝ている間でさえ、私たちはずっと座り続け、高齢者をみていないといけません。会社が私たちにこうしたプレッシャーをかけるのは理由があると思います。外国人である私たちだけがこうしたスケジュールをこなさなければいけないのです（Y さんの陳述書日本語訳の一部抜粋）。

その後、労働基準監督署は、支援者が入ったこともあり、介護施設に指導をし、介護施設は不払い賃金を全額払いました。しかし残念ながら、Yさんは介護施設から、先ほどの夜勤のスケジュールをこなせないのならば辞めるしかないと言われてしまい、退職を余儀なくされました。そして、その後が非常に大変だったのです。別の介護施設に移ろうと思いい仕事を探すわけですが、頼りになるのはFacebookくらいしかなく、次の職場がなかなか見つからない。やっと勤務先候補が見つかり面接を受けようとしても、在留期限の問題や手続きの煩雑さにぶつかるのです。特定技能は5年間働けるのですが、一度に出る在留期限としては1年ぐらいだけです。また在留資格と勤務先がひもづけられています。そうすると、就労を継続するには在留資格を更新し続けなければならない、どこかの時点で仕事を失ったり、どこかの時点で解雇されたりしたときに在留資格を失う恐れがあります。またYさんのケースでは、登録支援機関は部屋探しを手伝いましたが、生活費や家賃はYさんの自己負担ということになってしまいました。

別の方のケースですが、こちらは妊娠解雇事件です。このPさんもやはり技能実習生として来て、そのあと特定技能に移った方になります。技能実習終了後に一度帰国し、ハノイ市の仲介会社（送り出し機関）を通じ、特定技能の在留資格で再来日することになりましたが、この際、仲介会社に、3500米ドルの手数料を取られていて、それを払ってから日本に来ることになりました。一方、2021年妊娠をされて、妊娠を理由に解雇になり、会社から寮を出るように言われました。また妊婦さんなので妊婦健診が必要であるのに、会社の健康保険は即解約された。妊婦さんなので、会社の人とせめて一緒に市役所に行き国民健康保険の加入手続きをしてあげればよいと思うのですが、誰もしてくれなかったのでPさんは無保険状態になっていました。その後、日本の外務省と在日ベトナム大使館の支援があつてチャーター便で帰れたのですが、帰ったときには妊娠8ヶ月という本当にギリギリのタイミングでの帰国となりました。彼女はこのようなことを言っていました。

妊娠したことを理由に解雇することは差別だと思います。妊娠すると、みなはパニックになり、解雇されることを恐れます。日本国籍者と同じように、みな仕事を続け、出産後には仕事に戻りたいです。会社とトラブルになりたくないし、法律を理解していないため、みな帰国を受け入れてしまうのです（Pさん）。

しかし、少し光も見えて来ました。皆さんもご存知の、北海道の花畑牧場でのストです。このストが起きてすぐに、札幌地域労組の三苫文靖書記長¹⁴に電話で聞き取りをしてみました。すると、このストに関わった40人のうち、特定技能の方が18人おられたのです。

¹⁴ 2022年2月25日の電話インタビューから。

これは何かと言うと、日本に一定期間滞在し、その中で日本語能力を身につけ、日本の法律や制度に関する知識も身につけ、さらに支援組織へのアクセスも手に入れたということで、抵抗するための力を持つようになったということです。

次に、支援者から見た特定技能制度というものです。既に支援者の方のところにはたくさんさんの相談が来ています。一人目の支援者は、EPA 看護師介護福祉士ネットワークの平井辰也さんです。平井さんは「特定技能では様々な中間組織が間に入る可能性がある。また在留期限の問題から転職は難しい。特定技能といっても、移住労働者は日本で自立して、働き、生活するには、まだまだトレーニングが足りない。日本語や様々な知識を身につけなければトラブルに対処できない。国が受け入れるのであれば、国がきちんと来日後の研修を行い、移住労働者の日本語能力や知識の獲得をサポートしなければならない。移民政策としてコストをかけてやるべきだ」¹⁵ということを指摘されています。

次の方は、愛労連（愛知県労働組合総連合）の元議長、樽松佐一さんです。樽松さん「技能実習制度の場合、例えばパスポートの預かりがあれば、実習実施機関を刑事罰に問えるなど、罰則が決まっている。法的な事柄が細かく決まっているため、権利侵害があれば、労働者は戦える。特定技能制度はそうではない。技能実習制度における労働者保護規定の良い部分は生かせないか。特定技能制度ではより自立できる労働者を想定しているが、実際には特定技能の労働者が自力で問題解決をすることは難しい。転職も、在留期限の問題もあり難しい。にもかかわらず、特定技能制度では、技能実習制度における外国人技能実習機構のような機関がなく、なんでも自由にできるように見え、実際には労働者の自己責任になってしまう。日本が必要とする労働者なのだから、政府が保護していかなければならない」¹⁶ということを仰っていました。

ということで、特定技能に関する調査から言えるのは、移民にとって特定技能は日本で就労を継続する際、技能実習からの移行を図るための選択肢の一つ、あるいは移住の軌跡における一つの段階だと言えます。現状では技能実習生の背景を持つ人が特定技能に移行しますので、技能実習制度と同様、グローバルサウスの労働者が特定の産業部門に水路づけられています。さらにベトナム政府が中間組織の排除は望まない上、送り出し地にはインフォーマルな仲介者も存在し、送り出し地で中間組織は排除できません。手続きの煩雑さや仕事探しの必要性から特定技能制度には様々なステークホルダーが関与する余地があり日本でも中間組織の排除が困難です。一方、特定技能制度では外国人技能実習機構のような特定技能を専門に扱う機関がなく、労働者の権利回復が困難になります。さらに特定技能1号は家族帯同ができないなど諸権利の制限が継続します。そして技能実習制度を含む既存の搾取のインフラストラクチャーに、特定技能ルートのための新たなアクター（登

¹⁵ 2022年3月18日のインタビューから。

¹⁶ 2022年3月18日のインタビューから。

録支援機関、人材紹介会社等）が加わりますので、技能実習制度が継続しつつ搾取のインフラストラクチャーが拡大・複雑化し、移民が直面する問題が複雑化すると考えられます。移民のエンパワーメントに関しては、お話した事例のように「あきらめずに問題を解決しよう」という移民が存在します。この際、特定技能制度の導入による滞在期間の長期化を受け、移民は①支援者へのアクセス、②一定の知見（法律、制度）、③日本語能力などを獲得します。しかし、これは特定技能制度の直接的な効果ではありません。

結論として、搾取のインフラはどうもまだ解体されていない。むしろ登録支援機関の方や人材紹介会社の方を含めステークホルダーが増えていく中で、移住労働者が抱える問題が複雑化する可能性があると思います。さらに「間接的」な要因によるエンパワーメントの可能性についても考えていいと思います。ではどうすればいいのか、ということを議論していかなければいけないと思います。長くなってしまい申し訳ありません、ありがとうございました。

報告6 「ゾンビ・カテゴリー」としての「単純労働者」

高谷幸（東京大学）

私の方は、「ゾンビ・カテゴリー」としての単純労働者という話をしたいと思います。今回、私たちは2018年の特定技能制度創設に関与した様々な方にインタビュー調査を行ってきたのですが、そのなかで木村さんのお話が非常に印象に残りまして、外国人労働者の受け入れについて二つの障壁がある、ということでした。一つが、「移民」という言葉が壁になっているという話。どうもこれは、右派だけでなく左派の反発をかうので使わないということを仰っていました。もう一つが「単純労働者」ということで、後ほど確認しますけれども、日本で「単純労働者」を受け入れないとした決定がずっと尾を引いていたという話です。結局調べてみると「単純労働者」の定義はなく、「いわゆる」という霞ヶ関のルールで単純労働者というのを誤魔化してきたので、その言葉を使わないことにして、この二つの障害をクリアしたということでした。そして、それが特定技能というものに繋がっていったということを仰ってしまして、これは非常に考えさせられるインタビューでした。考えてみますと、これは『移民政策とは何か』という本を作ったときにも引用しましたが、梶田孝道さんが日本政府の90年代の外国人労働者の受け入れという話をしたときに、日本政府の方針を二つの特徴にまとめていました¹。一つは「定住化の阻止」で、もう一つが「単純労働者の受け入れ拒否」です。これはそのときに書いたのですが、定住化の阻止ということ、2018年の法改正のときに日本政府は、「移民政策はとらない」という独特の言葉の使い方でもって扱っている。今日は後者の単純労働者の受け入れ拒否というものを、特定技能が出たあとにどう考えればいいのか、ということが私の報告の趣旨になります。

つまり、今日考えたいのは、単純労働者の受け入れ拒否という政策が転換されたのか、ということ。調査を始めるときの個人的な問題関心の中で、技能実習制度というものがなぜ維持されるのか、ということがありました。例えば、最近だと日本の政策が韓国と比べられることが非常に多くなっているわけですが、韓国の場合雇用許可制度というものができたときに、それまでの産業研修制度、これは日本の研修制度と同じような制度でしたが、それを廃止したわけです。それとの類推で、なぜ日本は新しい特定技能制度をつくるときに技能実習制度を廃止する、廃止して特定技能を作るという形にならなかったのか、ということが気になっていました。これは単純労働者をめぐる問いとも関係するかと思いますので、少し考えたいと思います。

結論から言いますと単純労働者というのは、「ゾンビ・カテゴリー」というような形で生き残っているというふうに考えられると思います。この「ゾンビ・カテゴリー」という

¹ 梶田孝道，2002，「日本の外国人労働者政策」梶田孝道・宮島喬編『国際化する日本社会』東京大学出版会。高谷幸「はじめに」高谷幸編，2019，『移民政策とは何か：日本の現実から考える』人文書院。

のは、ウルリヒ・ベックというドイツの社会学者が使った言葉で、すでに死んでいるにもかかわらず生き残っているカテゴリーのことで²。正確に言うと、ベックが使っている「ゾンビ・カテゴリー」とは少し今日の使い方は違う点もあります。というのもベックは階級や家族が人のリアリティの中で非常に多様になっているけれども、制度的なカテゴリーとしては機能したままであるということを言っています。少しここでは拡張して、字義通り「死んでいるにもかかわらず生き残っているカテゴリー」として捉えたいと思います。

そもそも過去には「単純労働者」は日本の公式の職業の分類の中にありました。最初にできた「日本標準職業分類」（1960）ですが、大分類の一つとして「単純労働者」が挙げられています³。これは *Laboures* の訳だったのですが、包装・倉庫・運搬などが入っています。1953年に出された草案の説明には、「特殊の教育又は訓練、判断力、或いは特に機微を要せず、専ら反復的性質の筋肉労働に従事するもの」とあります⁴。これは日本政府の外国人労働者受け入れの中で使われて来た「単純労働者」よりはやや狭いカテゴリーだと思えますが、[それでも]使われていた。ただしこれは1970年の改訂で廃止されていて、それぞれの職業は他の区分に再分類されました。また、「国際標準職業分類」（1966）というものにも以前は、*Laboures* というカテゴリーがありました⁵。これらをもとにして、例えば国勢調査や労働力調査の中でも「単純労働者」という言葉はある時期まで使われていたのですが、どちらも1980年代にその言葉は使われなくなり、「労務作業者」という形が使われるようになりました。ですので、以前は外国人受け入れとは別の文脈で単純労働者というのは存在していたということになります。しかしこれがゾンビのようになっていくわけです。

外国人労働者受け入れにおける「単純労働者」はどうかということ、前から言われていますが、この後から使われるようになります。1967年に初めて日本政府が「雇用対策基本計画」を作ったときには、本文には外国人労働者のことは書かれておらず、閣議決定のときの参考資料に「外国人労働者の受け入れ問題」と題された節があります⁶。しかしそこでは「現段階においては、外国人労働者をとくに受入れる必要はないと考えられる」とされて、「単純労働者」という用語はまだ使われていません。外国人労働者のことが中心的に本文に書かれた初めてのときにこの言葉が突然使われようになりますが、それが1988年の「第6次雇用対策基本計画」です⁷。これが、89年の入管法改正に続いていくわけです。

² ベック, ウルリヒ・エリーザベト・ベック=ゲルンスハイム, 2001=2022『個人化の社会学』中村好孝ほか訳, ミネルヴァ書房。

³ 行政管理庁統計基準局職業分類部会, 1962, 『日本標準職業分類職業名索引』。元々は1953年に「日本標準職業分類」が草案として刊行され、それを基礎として1960年に「日本標準職業分類」が設定された。

⁴ 行政管理庁統計基準部職業分類専門部会編, 1957, 『日本標準職業分類：分類項目名, 説明および内容例示』

⁵ 行政管理庁行政管理局(統計), 1968, 『国際標準職業分類：第11回労働統計家会議に提案された改訂案付：1966年ISCO項目名』。

⁶ 労働省, 1967, 「第1次雇用対策基本計画」

⁷ 労働省, 1988, 「第6次雇用対策基本計画」

ここで「いわゆる単純労働者」の受け入れという言葉が始まっているわけです。国勢調査にしる、労働力調査にしる、すでにいわゆる公式の文書では使われなくなっていた1988年の時点で、外国人労働者の受け入れの中で「いわゆる単純労働者」という言葉が使われるようになった。初めから誤魔化しがあったということにはなるのだろうと思います。これがずっと続いていまして、雇用対策基本計画は1999年で無くなってしまいますが、そこまで「いわゆる単純労働者」は「十分慎重に対応する」とあります。これは法務省の方でも使われていまして、1992年の最初の「出入国管理基本計画」の中でも同様の表現が使われています⁸。それ以降、入管はあまり使っていないのですが、やはり日本政府の90年代以降の外国人労働者受け入れ政策の基調の一つにはなっていくわけです。それはつまり、「単純労働者」の拒否ということです。これは結局のところ、今日のお話で何度もありましたが、「サイドドア」の受け入れということとセットで出てくるわけです。「いわゆる単純労働者」の受け入れは拒否するけれども、結局のところ受け入れが認められていない分野で市場のニーズがある中で、初めは日系人、それから近年は技能実習制度という形でサイドドアの受け入れが拡大していった。90年代以降の外国人労働者の受け入れはこういった形でまとめられるわけです。

このサイドドアの受け入れというものが、どのように経路依存して強化されていったのかということはまた別の問題としてありますが、30年後の2018年に、特定技能制度が出てきたときにどうするのかという話に移ります。特定技能の話が始まったとき、政府は骨太の方針を出して正式にそのことを決めました。このときには、政府の公式の文書としては「いわゆる単純労働者」という言葉は使われていません。しかしながら、言葉の使用というのは政府だけで決められるわけではなく、新しい外国人労働者の受け入れとなったときは「『いわゆる単純労働者』の受け入れ拒否」という、それまでの政策を転換するのか転換しないのか、という社会の解釈枠組みでその議論が方向付けられていきます。新聞報道でも、初めに出たのは「入管政策を転換する」とか「これまでは受け入れてなかったがそれを変えるのか」といった文言です。例えば毎日新聞でも、ここに書いてあるように特定技能を最初に主導したと言われている菅官房長官(当時)にインタビューしていまして、「『単純労働者は入れない』という政府の原則は生きていますか、変更されたのですか」と⁹。これに対して菅さんは、受け入れ政策を変えると言うのは非常に政治的リスクが伴うからだと思いますが、「そこは生きています」と断言しています。「いわば歯止めとか、一定の専門性や技術を前提とする話ですから」とのことでした。このように、新しくつくる資格というのは「いわゆる単純労働者」ではないという話にどうしてもなるわけです。

⁸ 法務省入国管理局, 1992, 「第1次出入国管理基本計画」

⁹ 毎日新聞「論点：外国人労働者と沖縄の基地 インタビュー 菅義偉・官房長官」2018年10月25日。

これは他の省庁の方でもそうした形です。これは元入管職員の方が書かれた本で、この方は2018年には辞められていたので〔特定技能の議論に〕関わっていないと思いますが、特定技能の在留資格の創設は「いわゆる単純労働者」の受け入れを行うものではないということを言っています¹⁰。それから入管庁にも話を伺ったのですが、「今までの流れで作っていくのだろうなと考えました」ということを仰っていました。「変える」ということはかなり大変なのだということを、この話を伺って感じました。なので「変えない」ということに重さがある。結局、先ほども引用されていた入管庁の図の中でも、「専門的・技術的分野」かそうでないのかという二つの区分です。つまり日本の受け入れという話をするとき、必ず「専門的・技術的分野」とそれ以外、という区分をまず行った上で、前者は受け入れるけれども後者は受け入れません、というのがゲームの一つのルールなのです。そしてこの「ゲームのルール」というのは、2018年でも変わっていなかったのだと思いました。「いわゆる単純労働者」という言葉は使われていませんが、その発想、「ゲームのルール」は変わっていない。

これが何をもたらしたかと言うと、一定の技能や技術を持った人を受け入れますということで、そうした人はどうやって集めて来るのですか、ということになり、結局技能実習制度が必要だという話になるわけです。ですので、特定技能制度はそもそもの設計が技能実習制度を前提としたものになっています。典型的には、技能実習からの移行の場合は優遇される（試験が免除される）ということになっています。現実にも移行が大半と想定されていまして、先ほど巢内さんの報告にもあったように（コロナの影響もあるかと思いますが）実際にも移行が大半になっている。つまり元技能実習生が特定技能に行く、ということになっています。それから業界団体の方にお話を伺ったときも、ターゲットとして元技能実習生を考えている。これは考えてみれば当然のことです。もちろん技能実習と特定技能の間に制度上の矛盾があることは皆さんよくよくご存知で、労働力の受け入れには本来特定技能を使うべきだろうということは多くの業界の方が仰っていましたが、実際にそういった人をどうやって集めようかとなると、やはり語学の問題なども考えて技能実習生がいいということになる。結局、「入り口として実習を使って特定技能に、という道も制度として設計されているのでそれを使うのがいいと思う」「そもそも経験・技能を持つ人と呼ぶのは至難の業なので、実習からが現実的な対応になるだろう」ということを仰っていました。ここでも連続性は意識されていますし、それ以外でも、特定技能労働者は技能レベル・働き方・処遇〔などの面において〕どのような労働者として考えていますか、と伺いますと技能実習生と比べる形で話がでてきて、それが準拠枠になっている。これまで使ってきた制度が経路依存という形で方向付けられ、特定技能制度が作られていくという

¹⁰ 高宅茂，2020，『入管法概説』有斐閣

ことです¹¹。これは言い換えてみれば、技能実習制度はこれまでサイドドアからの受け入れということが言われてきて、実際そのように機能してきたと思いますが、今回特定技能の「入り口」に位置づけられた。これが大きな点かと思うのです。特定技能制度はフロントドアという話が先ほど出ましたが、受け入れの中での技能実習制度の意味合いが、サイドドアからフロントドアの入り口へという形で変わった、ということが2018年法改正時の大きな変化の特徴かと考えています。

まとめですが、今回の特定技能制度は政策転換かという点に関していえば、結局「専門的・技術的分野」とそれ以外を区分し、この「それ以外」は「いわゆる単純労働者」、という二分法で発想していて、後者の受け入れは行わないという90年代からの日本の外国人労働者受け入れの「ゲームのルール」はまだ変化していない、ということになります。なぜ変化しなかったのかというと、経路依存性でこのルールが三十年間の間に強固になってしまい、変化させることのコストが非常に高くなっているということを考えています。ここはもっと詳細に議論する必要がありますが、仮説としてはそのように考えています。これは言い換えれば「ゾンビ・カテゴリー」としての「単純労働者」が生きているということです。言葉としては使われていないのですが、実際には機能している、存在・リアリティとしては考えられている、といえると思います。

ただ同時に、この「いわゆる単純労働者」が「ゾンビ・カテゴリー」として機能することによって、そうした存在は今まで通り受け入れないとするのがかえって、技能実習制度の位置づけを変化させました。つまり、技能実習制度が、特定技能制度に接続され受け入れ制度の内に構造化されることで、実習制度は「サイドドア」から「フロントドア」の「入り口」へと意味合いを変えたというのが一つ大きな特徴です。これはどのように評価できるか、韓国との比較で言いますと、やはり技能実習制度を変えることの難しさは感じるわけですが。しかし同時に、「入り口」として位置づけたということは、「フロントドア」から外国人労働者を受け入れるときに、入り口として、特別な技能を要さない移民労働者を受け入れる制度としての技能実習制度が必要なのだということが認識されたのではないかと思います。そうしますと、これはもしかすると「ゲームのルール」が変わる一歩なのかもしれない、とも評価できるのではないかと思います。つまり、それまでは「いわゆる単純労働者」は要りませんよ、というのが日本政府の方針でしたが、ここで「フロントドア」の制度の中にそれが位置づけられたということは、むしろ「入り口」として必要なのではないか、という認識をされた。「ゲームのルール」が変わる一歩にはなっているかもしれない。しかし同時に、これは変わったとしても、技能実習制度が前提になる可能性が高いので、結局のところ「技能実習制度的なもの」が持続する可能性も高いのではないか。例えば先ほども家族の帯同という話が巢内さんの話にもありましたが、そういった点は、認

¹¹ ピアソン、ポール、2010『ポリティクス・イン・タイム：歴史・制度・社会分析』粕谷祐子訳、勁草書房。

めないことを前提として持続する、という予測もできるのではないかと思います。以上が私の報告です。

クルド音楽を知るー「声」が響き渡る、円形劇場 (映画上映・コンサート・対談)

稲葉 奈々子

開催日：2022年5月22日

国を持たない民族としては世界最大といわれるクルド人たちの故郷は、多国間に分断されている。そのうちのひとつトルコでは、共和国建国以来クルド人の母語と文化が厳しく禁止され、クルド人の存在自体が否定され弾圧され続けてきた。そのような状況下において、母語であるクルド語とクルド文化を命がけで守り抜いてきたのがデングベジュという語り部たちである。

日本にも2000人におよぶクルド人が暮らしており、埼玉県の川口蕨地域にはトルコ南東部出身のクルド人たちのコミュニティがある。故郷に帰ることが容易ではない状況で家族と共に暮らし、多くのクルドの子どもたちが育っている。1990年代の初頭より来日した第1世代を親に持つ子どもたちは、日本の子どもたちと同様に学び、若者へと成長しているが、日本は子どもが故郷について知りえる環境を与えてはいない。在日クルド人たちのルーツが存在する故郷の地を知らない子どもたちは、自らのアイデンティティについて、日本人ではない、かといってクルド人なのか、それともトルコ人なのかと、考え込んでしまう事さえある。日本ではクルド語での表現が禁止されているわけではないが、クルド語を使用しない親たちの元で育つ子どもたちはすでに、クルド語を失っている。クルド語の継承は、日本でも難しくなっている。

故郷に帰ることが困難なクルドの大人たちと、故郷を知らないクルドの子どもたちに、地図には書かれていない故郷からの声と伝統を届け、同時に、ほとんど知られていないクルド人の文化を日本に住む人々に知ってもらうべく、「Voices from the “KURDs”」と題する本企画を構想し、クルド音楽コンサートと映画上映会を実施した。

映画は、中島夏樹監督によるクルドの語り部デングベジュをテーマにしたドキュメンタリー映画『地図になき、故郷からの声』（英題 *Voices from the homeland*）であり、2021年に東京ドキュメンタリー映画祭短編部門においてグランプリと大阪観客賞を受賞している。クルド音楽は日本在住のクルド人アーティストによるパフォーマンスである。映画と歌に続き、監督とアーティストのトーク、会場との質疑応答により、クルド文化を紹介した。

アーティストは、難民申請者として家族で日本に滞在している。アーティストの家族も参加しており、小さな子ども3人と妻は、前方の席で、「パパ応援団」さながらに声援をおくり、最後は舞台にあがって踊りも披露してくれた。クルドの子どもたちが、出身文化を誇りに思える感性を存分に伸ばしていけるような教育機関でありたいと思わされた。

本企画は、グローバル・コンサーン研究所、イスラーム地域研究所の共催、クルドを知る会の協力により実施した。参加者は約150名であった。

稲葉 奈々子 (いなば ななこ)

(グローバル・コンサーン研究所・上智大学総合グローバル学部)

入管のレイシズムに対する Z 世代の取り組み—仮放免者との連帯—

座安 黎香

開催日：2022年7月10日

登壇者：デニス（仮放免当事者）

安田浩一（ジャーナリスト）

座安黎香（Moving Beyond Hate メンバー、上智大学総合グローバル学部
総合グローバル学科4年）

トミー長谷川（Moving Beyond Hate 設立者、東京大学法学部3類4年）

背景

このイベントを開催するに至った背景は、まず私自身と元被收容者であるデニスさんとの出会いにある。大学に入り、入管問題に関心を持った私は、デニスさんを原告とした入管関連の裁判闘争に参加していた。デニスさんにつながった以上、「なにか一緒にやりたい」と考えていたため、2021年の入管收容所でのウィッシュマさん死亡事件やウクライナ難民受け入れ、入管法再提出をきっかけに日本の入管行政が注目されるようになってきた中で、当事者の訴え、学生の取り組み、当事者と学生の連帯を象徴するようなイベントを開催したいと思い、企画に至った。

イベント概要

当日は入管收容の実態、入管にまつわる日本のレイシズム、当事者と学生の取り組みについて、難民申請当事者のデニスさん、長年日本の差別について取材をしてきたフリージャーナリストの安田浩一さん、MBH（Moving Beyond Hate）メンバーであり、裁判傍聴に参加してきた座安が講演をした。その後、MBH代表のトミー・長谷川さんを司会とし、上記3人をゲストに、質疑応答を行った。最後にMBHの団体紹介をし、終了後に参加者と個別に交流する時間も少しあり、無事終えることができた。対面、オンライン合わせて75名の方にご参加いただいた。

デニスさん講演

デニスさんは「日本の入管收容の実態と当事者の取り組み」をテーマに、来日の経緯、入管收容中に受けた暴行や仮放免後の生活、入管問題への取り組みについて講演して下さった。デニスさんは、イベント当日が参院選であったことから「入管政策を悪化させる現政権に投票しないで」というメッセージを伝え、学生ができることとして「入管の問題を家族や友達に伝える」「デニスさんが原告として闘っている裁判に参加する」「一緒になって声をあげる」ことを訴えかけた。

安田浩一さん講演

安田さんには「日本社会のレイシズムと入管」をテーマに、2022年秋以降に予定されてい

る入管法改正案（入管の権限をより強くする改悪案）再提出の動き、それに関連して技能実習制度の現状や入管の歴史について講演していただいた。講演では、日本にいわゆる外国人の人権保障を目的とした政策はなく、政府も入管も「外国人を監視、管理し、追い出す」対象としてしか見ていない、そのようにして入管が機能してきたことを強調していた。

入管法改正案が、「奴隷制度」と批判される技能実習制度の廃止と引き換えに提出されようとしている現状に今後も注視が必要であることが訴えかけられた。同時に、今後、外国人とともに暮らす社会を築いていくために、私たちが入管問題を解決し、外国人の人権を保障する政策をどのように築いていけるのかが参加者に問いかけられた。ともに考えていくことが提案され、講演が終了した。

Reika 講演

「裁判傍聴から見えてきたこと、学生にできること」をテーマに、これまで参加してきたデニスさんの2つの裁判「クルド難民収容者暴行被害国賠訴訟」「日本の入管収容は国際人権法違反訴訟」の概要、裁判から見えてきたこと、学生にできることについて報告した。入管の長年にわたる外国人の人権を軽視する体質に対しては、裁判だけでなく、皆で声を上げていく必要があることを訴え、最後に海外の対入管運動の紹介、学生にできること、当事者と連帯し、当事者が闘うイメージを作っていくことが重要であると訴えかけた。

質疑応答

質疑応答では、入管についての報道で工夫している点、SNSとヘイトスピーチに関する質問や、デニスさんが声をあげたことでどう変わったか、若い人に運動を広めるために心がけていること、若者による社会運動とウェルビーイングについてなど、さまざまな質問があった。SNSでのヘイトスピーチにどう歯止めをかけられるか、当事者と今後どのように入管問題に取り組んでいけるのか、若者がどのように日本社会で声をあげ、広めていけるのかについて議論した。

まとめ

今回のイベントを通して、当事者であるデニスさんの生の声、現場で長く取材をしてきた安田さんの強い訴え、そして入管のレイシズムに対する学生の取り組みを伝えられたことで、当事者と私たち若い世代が連帯して入管問題に取り組んでいけることを示すことができた。

実際に「当事者のデニスさんの声、現場で取り組んでいる人の声を聞いて、自分も取り組みたいと思った」などの感想があり、その後MBHにも新しく5人のメンバーが加わるなど、ともに取り組むメンバーとの出会いとしてもよい機会となった。また、私自身今回のイベントで発表者となったことで、これまでの自らの取り組みを振り返り、改めて今後何をすべきかを考えることができ、自分にとっても重要な機会となった。

座安 黎香（ざやす れいか）（上智大学総合グローバル学部学生）

特集2

困窮する若者と住まい—政策形成に市民はどう参加できるのか—

開催日：2022年10月25日

登壇者：荒井佑介（NPO 法人サンカクシャ代表理事）

小田川華子（公益社団法人ユニバーサル志縁センター事務局長、グローバル・コンサーン研究所客員所員）

濱田江里子（立教大学コミュニティ福祉学部准教授、グローバル・コンサーン研究所準所員）

濱田：

トークイベント「困窮する若者と住まい—政策形成に市民はどう参加できるのか—」を始めていきたいと思います。私は上智大学グローバル・コンサーン研究所の準所員で、立教大学のコミュニティ福祉学部に勤めている濱田江里子と申します。今日は私と、NPO 法人サンカクシャの代表理事をされている荒井さんと、公益社団法人ユニバーサル志縁センターの事務局長とグローバル・コンサーン研究所の客員所員もしている小田川さんにお話いただきます。硬い感じではなく、お互いに忌憚のない意見を交換しながら進めていけたらと思います。

本日の進行は第一部で30分ほど、お互いに困窮する若者と住まいの問題にどのような問題関心を持っているのか、どういう活動しているのかということをご自己紹介がてらお話ししたいと思います。その後はそれぞれ15分ずつ、若者の住まいと困窮の問題に関してそれぞれの専門の視点からお話をします。初めに、私からは日本の住宅保障の課題とか、海外の制度と比較してどういうところに特徴や課題があるのかという話をします。その後、日本の課題を埋める取り組みとして、実際にどんなことがなされているのかについて、若者支援に日々取り組んでいて、今日も多分その現場から直接いらして下さったんじゃないかと思われる、荒井さんから具体的な活動のご紹介も含めて発表していただきます。苦労話なんかも聞けるのではないのでしょうか。最後に、小田川さんからは、今お勤めのユニバーサル志縁センターという中間支援団体、中間支援組織というのは一体どういうふうに関わっているのかというのをお話いただき、現場支援から政策提言はどのようにされているのかというお話をさせていただきます。その後、30分ほどはそれぞれの話を受けて、ディスカッションをしたいと思います。今日のメインはサブタイトルにありまして、政策形成に市民はどう参加できるのか、私達一人ひとりはどうやって参加できるのかを、会場の皆さんとオンラインでご参加の皆さんと一緒に考えたいと思っています。最後に少し質疑応答の時間も取りたいと思っています。そのように2時

間進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最初に少し自己紹介も兼ねて、それぞれご用意いただいたスライドがありますので、それに沿ってお話いただくというような形でよろしいでしょうか。最初は一問一答みたいな感じで、それぞれからどんな形でこの若者の住まいとか、貧困の問題と出会ったのかとか、今どんな活動をしているのかとか、活動を通じて気付いたことなどをシェアしていけたらと思っています。まず小田川さんからお聞きしてもよろしいでしょうか。どうでしょう、小田川さんは若者の住まいとか、困窮の問題とはどういう形で出会ったのでしょうか。

小田川：

そうですね、私の場合はまず、住宅そのものに困窮するという事態が起こってるなという事に気づいたのが、90年代の後半だったんですね。その頃、私は京都の大学に行っていたんですね。毎日、大学に行くのに鴨川の橋を渡るんですけども、橋の下に住んでらっしゃる人が結構たくさんいました、その頃は。それで、どうしてそこに住むことになったんだろうかということすごく思うようになったんですね。私は福祉の勉強をしていたんですけども、いろいろ支援制度があるのに、なぜここに住まなければいけないことになるんだろうかというふうに思ったわけです。

また、周囲の人は、橋の下に住む人っていうのは危ないよとか、近寄ってはいけないとか言うわけですけども、本当にそうなんだろうか、事情をよく聞いてみないとわからないことですし、実際に会ってみたいなっていうふうに思ったんですね。それで京都には「夜回りの会」というボランティアグループがありまして、夜、野宿してる方々を訪ねていく活動をしていました。大体夜9時ぐらいに駅前に集合して、駅周辺、公園に寝てる方を訪ねていくんですけども。そこに参加をして、駅の周辺に寝起きしてるおじさんたちといろいろお話をして、本当にいろんな事情があるんだな、見えないところですごく苦労されている、それでここに至っているんだなってことが、わかってきたんですね。そこから抜け出したい、でも難しいっていう問題をずっと伺っていました。直接出会ったのは割とお年を召した方が多かったんですけども、よく周りを見てみたら、マクドナルドに若者いるよねと。深夜までいるし、朝まで開いているマクドに、ずっとあの子達いるんじゃないっていうことが、見えてきたんですね。それで、若者も住宅を失うってことになってるんじゃないだろうかと気づいたのが90年代後半だったということです。

濱田：

ありがとうございます。90年代、そうするともう30年ぐらい、この問題に関わってこられたということですね。野宿者が入り口だったということですが、その辺は荒井さんの活動のきっかけとも重なるような気がするんですがどうでしょう。

荒井：

私は、2008年頃に、新宿で路上生活者のサポートやってる団体とかに、ボランティアに行ったり、インターンに行ったりっていう活動が一番最初で、当時まだ大学1年生だったので、18歳、今32歳。以来、2008年からずっと活動してる感じです。もうちょっとだけ喋ると、私2008年のときにホームレス支援に携わって、結構その頃、若者ホームレスがたくさんいて、同世代の方がいて、なんでこんな若くして路上に出るんだろうってことに純粋に疑問を持ったのが大学時代ですね。その後に「子どもの貧困」という言葉がちょうど言われ始めて、地元埼玉なんですけど、埼玉の方で「子どもの貧困」、学習支援の取り組みが行われるというので、そこに面白半分ボランティアに参加をしたら、のめりこんでしまっ。小学生の勉強、中学生の勉強、で中学生の勉強を見てた子が高校進学して、高校進学した後がすごい大変で。みんな妊娠出産して、高校中退して、それこそ家出する子とかもたくさんいて、っていうのを見てきて、子ども全体の支援をしたいなというので、サンカクシャを立ち上げたというのがざっくりとしたここまでの経緯です。

濱田：

ありがとうございます。初めに私は荒井さんに質問があつて。このサンカクシャっていう名前が非常にユニークだなと思って、カタカナでサンカクシャとされたのは、何かここに込められた想いみたいなものがあるのかをお聞きしたいなと思います。

荒井：

忘れもしないですけど、2019年3月17日がNPO法人の設立総会だったんですよ。書類全部できたんですけど、唯一名前だけ決まなくて。私、本当に名前考えるのが苦手で、どうしようって言って、理事の人たちみんな集めて、一発目の会議で名前決めるってなつて。最初ローマ字かなって思ってたんですけど、理事の人は社会参画っていうのが多分キーワードなんじゃないかと。それをもじったらいいんじゃないかっていうので、参画者でカタカナにしたら意外と響きがいいんじゃないかってなって、サンカクシャになりました。私が決めたわけじゃありません。

濱田：

ありがとうございます。私も社会参画って、今日のキーワードの一つだと思うんですが、やっぱり何か通じるもの込められていたんだなということを確認できて良かったです。

それぞれ、野宿者とか貧困とかの入口があつて若者の住まいの問題にたどり着いたというお話だったんですが、今どんな活動をしているのか、どんな感じで日々活動されてるのか、もう少しお話しただけならと思いますけど、小田川さん、いかがでしょうか。

小田川：

そうですね。私の場合は、今に至る手前のところの話をもう少しの方がいいかなと思います。京都で、若者がマクドにずっと夜中いるよねっていうのに気づいて以来、ずっと気になっていたんですけれども、その後、「ネットカフェ難民」というのが言われるようになって、そしてリーマンショックで大量の派遣切りが起きました。派遣会社の寮で生活をしていて、比較的若い方々が仕事を失うと同時に住居も失って、もう路上に出ざるを得なくなってしまって、割と若い世代の野宿生活者が増えたのが2008年、2009年頃ですね。その頃に荒井さんが活動を始められたんだってことが今わかりました。私はその頃ちょうど東京に拠点を移した頃でして、大変な時代になったなと思っていたんですね。なんでアパートで暮らすことができないんだろうか、どういうことなのかということで、住宅政策について調べてみたりしていたんです。

2013年に、違法貸しルームというのが問題になりました。これは、市民団体の中で「脱法ハウス」と言われていたシェアハウスです。国が定めた安全基準にのっとらない形で、多くの入居者が本当に狭小に区切られたスペースで生活をする、そういうタイプのシェアハウスなんですね。防火設備もないし、窓がなかったりとかですね。とてもひどい環境でも、そこで何とか暮らしていく比較的若い世代がそこに多いということで、これは根が深いなと思ったんです。そこで私は、調査をしてみたいなと思ひまして、市民活動の仲間と一緒に、シェアハウス入居者に聞き取り調査をしたんですよ。そしたら、シェアハウスに入ってる人ってどんな人なのかって言ったら、親に頼ることができなくて、仕事が不安定で低収入、それで所持金が少ないということで、アパートを借りるのがとっても難しいんだということがわかったんですよ。だから、シェアハウスにいるんだということなんですね。

資料1 (小田川作成)

シェアハウス入居者に聞き取り調査をして分かったこと

親に頼ることができず、
仕事が不安定、低収入、
所持金が少ない若者にとって

アパートを借りるのはとても難しい

↓

- ・ 敷居の低いシェアハウスに
- ・ シェアハウスは、貯金がなくても、保証人がいなくても、即日入居できる
- ・ しごとが安定せず、シェアハウスを転々としがち

| | アパート | シェアハウス |
|-------|--------------------|--------------------------|
| 初期費用 | 家賃の2.5倍 | なしorデポジット |
| 連帯保証人 | 必要 | 不要 |
| 家賃 | 日雇い、仕事掛け持ちできる立地は高い | 専用スペースが狭い分、安価 |
| 家財道具 | 自前で用意 | 備え付け |
| 安定性 | 賃貸借契約 | 同室・隣室の居住者との関係で退去につながりやすい |

漂流する若者たち

3

小田川：

アパートに入っている人とシェアハウスに入っている人をちょっと比較をしてみたんです。アパートに入るって初期費用が要りますよね。アパートを借りたことがある方はわかりかと思いますが、一番最初に、家賃の2.5倍ぐらいのお金を用意していないとアパートに入れないんですけど、シェアハウスはそういうのは要らないですね。すごく低額のデポジットさえあればどうぞと言ってもらえますし、連帯保証人なんか、アパートだと絶対にあなたの保証をしてくれる人は誰ですかって聞かれるけど、シェアハウスはそんなことはないですね。家賃も、シェアハウスはとても安いんです。若者たちは、安定的な仕事に就いていないので、日々、今日はここ、明日はあっち、その次の日はどこかわからないみたいなことで、動き回って仕事をするので、いろんな仕事にアクセスの良い場所に住んでなくてはならないという都合があって、そういう利便性のよい場所でアパートを借りるのは非常にハードルが高いんだということがわかってきました。また、家財道具という面で、アパートはとてもハードルが高いわけです。そういうことで、シェアハウスは貯金がなくても、保証人がいなくても、その日に入れるということで、若者たちの受け皿になっているんだということがわかりました。ところが、やっぱり仕事が安定しないですし、シェアハウスも転々としているんだという姿も、お話を聞く中で浮かび上がってきたんですね。若者たちは漂流しているなということを感じました。今、若者支援の現場の皆さんを後方からサポートする中間支援団体の立場で荒井さんのお話を毎月伺うんですけども、漂流している若者たちをキャッチして下さってるんだなということも感じております。

濱田：

今のお話で、小田川さんが荒井さんの活動を支えているという、お二人の関係性がちょっと見えてきましたね。荒井さんは今最前線にいらっしゃると思うんですが、どうでしょう、そういうところで感じる課題とか、壁とか、穴とか、隙間とか、どういうものが見えてきますか。

荒井：

そうですね。まさに、資料1に書いてある通りの子たち、今も昔も変わらないんだなっていうのを今すごく感じて。今、変わってきたなって思うところが、結構TwitterとかSNSでこういう情報を探す若者がすごい増えてるっていうのはあって、私達のシェアハウスに繋がった半分ぐらいの子は、後で紹介しますが、私がやってる謎のTwitterから入ってくるんですよ。別にそんなにフォロワーがたくさんいるわけでもないんですけど、そういうTwitterから情報を拾って、キャッチする子がいて。話を聞くと、一応検索はみんなできるので、するんですよ。行政の支援とかが出てきて、なんかやだなって思って、SNSで探す、

そうすると民間の怪しい業者にいっぱい繋がるんですけど、その中でもここだったら大丈夫かなっていうので、私たちのところに連絡がきたりする。そういう SNS の普及で、情報がキャッチできるようになったっていうのはあるんじゃないかなと思いますし、そういう形でキャッチできちゃうので、ある種、若者に手を差し伸べようと思う変な業者もやっぱり SNS 上にはたくさんいるんだなというのがよくわかってきてるんで、そういう変化を感じてたりします。

行政に自分で問い合わせたり、相談窓口、LINE 相談とかも増えていて、自分で問い合わせしてそういうところで相談したりする子はいいいんですけど。私達がターゲットにしている子たち、私達のところに来る子たちって、なんかこう、助けてほしい気持ちはあるものの、行政の支援ってなんかやだなって思っていたり、人の助けを借りたくないとか思っていたりする子たちが結構多くて。私、ゲームをめっちゃやっているんで、Twitter のほとんどゲームの話だったんですけど、ゲームやっている兄ちゃん、一応 NPO で何かやっているらしいぐらいの認識でいられるので、やっぱり、こういうキャラだからこそ繋がれる子たちがいるっていうのはすごく感じます。公的支援と若者のカルチャーが、やっぱり合わないっていうところって結構大きい課題な気はするので、その溝をどう埋めていくのかというのはすごい考えます。今日もさっきギリギリまで、区の人と喋ってたんですけど、区の人達、皆真面目ないい人たちなんで、もうちょっと真面目じゃない適当な人たちが若者に関わっていくっていう領域を、私達は開拓していきたいと思っています。

濱田：

ありがとうございます。そうですね、私はどちらかといえば行政の仕組みとか、国の政策とか制度がどうなっているのかとか、どうやって作られているのかみたいなことに、元々は関心があって。今お二人は住まいの話がメインで、野宿者支援とかのところから入ってこられたということだったんですが、私はどちらかという、働く話ですね、仕事の話、就労支援の方から、こういう問題があるんじゃないのかなという関心を持ちました。

若者に限らず、日本の働き方が社会保障とか福祉の制度がつくられた時代とは前提が非常に変わってきている。仕事や働き方が変わってくる中で、家族のあり方も変わってきている。後半のお話でもしますが、仕事と家族っていうのが日本の場合はセーフティネットとして非常に重要な機能を果たしていたけれども、どちらも不安定になっていて、どっちにも頼ることができない人、特に若い人はどうしたらいいのかっていうところがそもそものきっかけです。で、仕事がないというのは、お給料がないということになる。そうすると住まいの問題、さっき小田川さんがいろいろアパート借りるときの話で、保証人がいないとか、家賃の 2.5 倍の初期費用が必要とか、家財道具が必要、お金も必要になってくる。仕事がないとお金もないし、収入がないのに家賃をどうやって払うんだって話になって、やっぱり仕事の問題っていうのは、住まいの問題とすごく密接に関係してるんだなという

のに気づいて、こんなところから若者の住まいの問題にも関心を持つようになりました。

さっきの荒井さんの話で、荒井さんが出会う若者は行政嫌とか、難しそうだし、真面目そうな人たちが真面目に考えて作った制度とか仕組みっていうのはなんかよくわからん、取っ付きづらっていうことだったんでしたよね。公的支援のカルチャーみたいなことがありつつも、私はどっちかといえば、それでもやっぱり公的支援も必要だよっていうところに関心があります。なのでその溝をどうやったら埋めていけるのかっていうことを一緒に考えていきたいと思っています。どうでしょう、荒井さんと事前にお話したときに、私は結構、制度の壁とか隙間とか穴とかっていう言葉を使ってお話ししてたんですけど、そもそも隙間とか穴どころの騒ぎじゃないっていうふうなことをおっしゃってましたが、その辺、現場での実践から感じることを、見えることを話していただけないか。

荒井：

そうですね、まず私達って、どうやって若者と出会うかは行政からの紹介がほとんど。最近になって、その変な Twitter やり始めてから、Twitter からいっぱい来る感じになってきて。メディア露出が増えていって、最近 Web サイトに「ご相談ここで」という窓口を一個作ったら、そこからも入ってくるようになったんですけど。基本的には行政から繋がってくる人が多いです。こんな訳のわからない団体に、なんで行政の人がいっぱい繋がってくるかっていうのは不思議で。いくつかあるんですけど、スクールソーシャルワーカーの人たちが、中学校までしか見れなくて、高校以降すごい心配な子がいる。で、サンカクシャさん見守りをお願いしますってパターンがまず一つ。

あと、子ども家庭支援センターとかは 18 歳で切れちゃうから、その後心配だからお願いしますって。最悪の場合だと、18 になってぎりぎりですつなげてくるみたいなことがあったりするんですけど、そういうの含めてあったり。あとはやっぱり見守る、継続して誰かの目が必要っていう子は結構たくさんいて、そういう子の場合はやっぱり居場所を使わせてほしいっていう場合が多くて。困りごとが明確じゃなく、なんかしんどいけど本人のニーズもあんまり聞けてないし関係もできてない場合には繋いできて、様子見てほしいっていうのが結構あったりする。なので、こんだけいっぱい繋がってくるってことは、こんなところに制度の足りてない部分があるんだなってことはよく見えて、その集合体みたいになりつつあるところは、あるかなと思うんです。そういう制度の話もあり。

私はやっぱり一番は、そのカルチャーのギャップっていうのはもう若者になればなるほど、難しくて。頼ってねとか、相談してねって言うものの、やっぱ彼らも人を選ぶじゃないですか。彼らの信頼できる大人のランキングの上位ってユーチューバーとかで。あれって何かっていうと、人となりか日頃の発信でわかるし、どういう人がどういう考えか、どういうバックグラウンドを持ってるかわかるんですよ。

一方、行政とかの人たちって、何者かわからないし、毎回担当違うし、怒られるんじゃ

ないかみたいに思ったりする。私も区役所行くと緊張するんですけど。っていう感じだと若者は、信頼もへったくれもないんじゃないかなって思うので、もうちょっと親しみやすさを持ってたりとか、中の人がわかったりとか、構造的にはすごく難しいんですけど、そういう若者目線に立ったときに、どういう人だったら信頼しやすいかっていうのを逆算して、制度じゃなくて、たぶん窓口のあり方とか、行政の相談っていうんですかね。立ち居振る舞いとか、言葉の使い方とか、物の作り方とか、一新しないといけないぐらい、カルチャーの溝はすごいあるんじゃないかなって思うので、さっきも話しましたが、18歳まではちょっと整ってる。義務教育までは整ってるけど、それ以降本当に何もないっていう話をさっきもしてて、自治体としても、国の制度がないと動けない、国も何もないみたいな話になったので、何を変えてったら、どの制度を変えていったら改善するのが、もはやすごいわかんないんですけど、その辺は今日はちょっとヒントを得られたらいいなという気持ちが、私はあります。

濱田：

ありがとうございました。最後のところで話したいような内容にも少しずつ入っていったる感じもありますが、時間の関係もあるので、どうでしょう、お二人とも別に行政の方ではなく、NPOと、中間支援団体の方ということですが、そこでのいろいろなチャレンジとか、突破口を作るとか、あるいは最初のきっかけを作るとか、見つけるっていうのは、お二人とも日々の活動の中からもいろいろあると思います。じゃあ、支援をどういうふうに必要なとしている人たちに届けているのかとか、支援をしている人をどうやって支援しているのかっていうのを、それぞれご用意してきていただいた資料に沿って、ここから一人15分ほどでお話いただければと思います。

濱田さんのお話

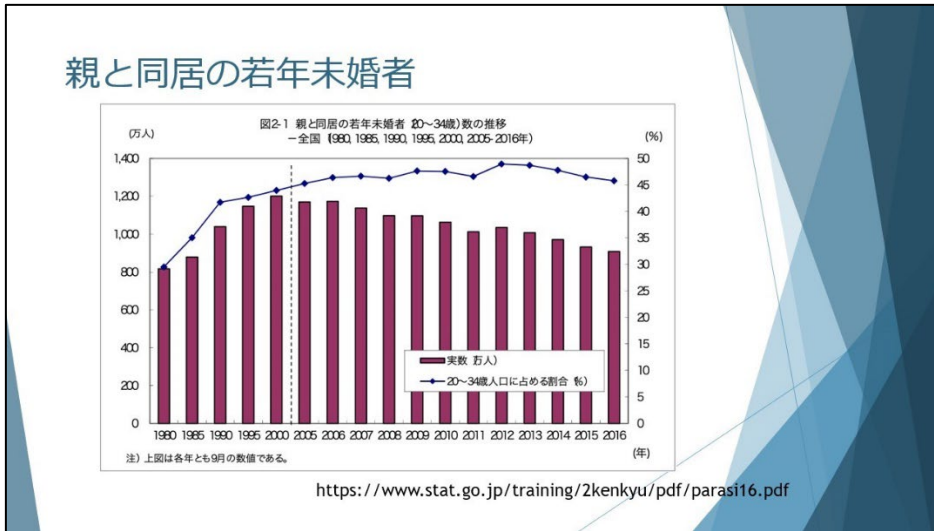
ということで、それでは、まず私から日本の住宅保障の課題とか、あるいは生活保障の仕組みというのがどういうふうになられてきたの、国際的に見て日本の住宅政策ってどんな特徴があるのか簡単にお話ししたいと思います。

それでは、日本の住宅保障とか、社会保障の仕組みと特徴を簡単にお話して、大枠を最初にお示ししたいと思います。日本の社会保障制度の特徴は、一言で言えば「雇用を通じた福祉」という社会保障の仕組みにあると言えるかと思います。この「雇用を通じた福祉」って何かといえば、前提として、男性稼ぎ主の長期、つまり終身雇用、新卒で一括採用で採用されて、入った会社に定年まで勤め続けるという安定した男性稼ぎ主の仕事と、その男性稼ぎ主のパートナーで、家の中で家事とか育児とか介護とかをしてくれる主婦がいるというのが前提になった仕組みです。この「雇用を通じた福祉」の中で、住まいとか住宅はどのような位置付けにあったのかというと、主には男性稼ぎ主の企業福祉の一環と

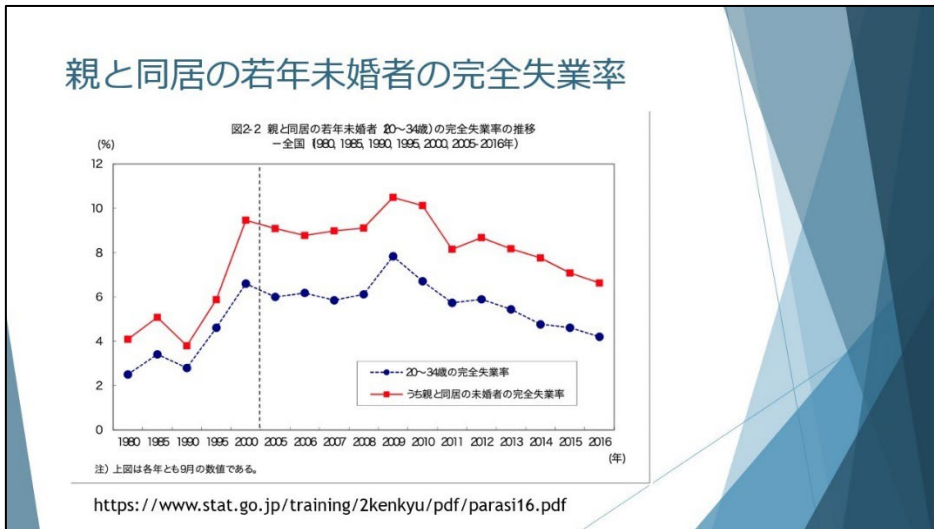
して住宅手当が支給されてきたというところに特徴があるわけです。つまり、働いている稼ぎ主、多くの場合は男性なんですが、その人のお給料に上乘せする住宅手当という形で支給されてきました。家の中のことは、その女性パートナーで、主婦が行うという仕組みになります。なので、公的な仕組みとして見てみると、人生前半のリスク、例えば病気になって働けないとか、失業するとかですね、そういう人生前半のリスクというのは、基本的に、企業と家族で対応する。公的な社会保障っていうのは人生の後半、働けなくなったあと、一番わかりやすいのは年金という形で、人生の後半に集中してきたということになります。公的なセーフティーネットが非常に弱いため、安定した仕事と安定した家族が揺らいでくる、あるいはどちらかを失ってしまうとなると一気に困窮に陥るリスクが高まるというのが、日本のこの「雇用を通じた福祉」の特徴だったわけです。

あとはですね、若者の場合は「親セーフティーネット」っていうような言い方をすることがありますけれども、親が公的なセーフティーネットの代わりに家とか、温かい食事とかケア全般を提供するっていう役割が非常に大きかった。なので、頼ることができる親がない場合には、やはり非常に厳しい状況に置かれてしまうわけです。これが「戦後日本型循環社会」っていう図式化したもので、東大の教育学者の本田由紀さんがこういうモデルを作って説明をしているわけですが、仕事と学校と家族がこういうトライアングルで、それぞれに相互に人とか労力を送り入れながら、安定した社会のシステムを作ってきたというのが戦後の日本の大前提としてあったわけです。なので、性別役割分担、夫は仕事、妻は家事で、仕事と家族がともに安定をする。学校と家族の関係としては、家庭、主には母親になりますが、母親が子どもの教育に力を入れながら子育てをする。学校と仕事の関係としては、教育が優秀な労働力を提供する。その場合、新卒一括採用というのは、日本の働き方っていうか、採用の仕方の特徴ですが、そういう形で、新卒一括採用を制度化して、学校から仕事への移動をスムーズに作ってきたところに特徴があったわけです。ですが、これが90年代入って徐々にほころび始めて、ちょうどその頃多分小田川さんが野宿者の問題と出会って活動を始めた頃ですが、野宿の問題、初めはもう少し中高年の人だったのが、若者にも顕著に見えるようになってきたっていうのが90年代、2000年代に入ってから日本の現状ということになってきます。

資料2 (濱田作成)



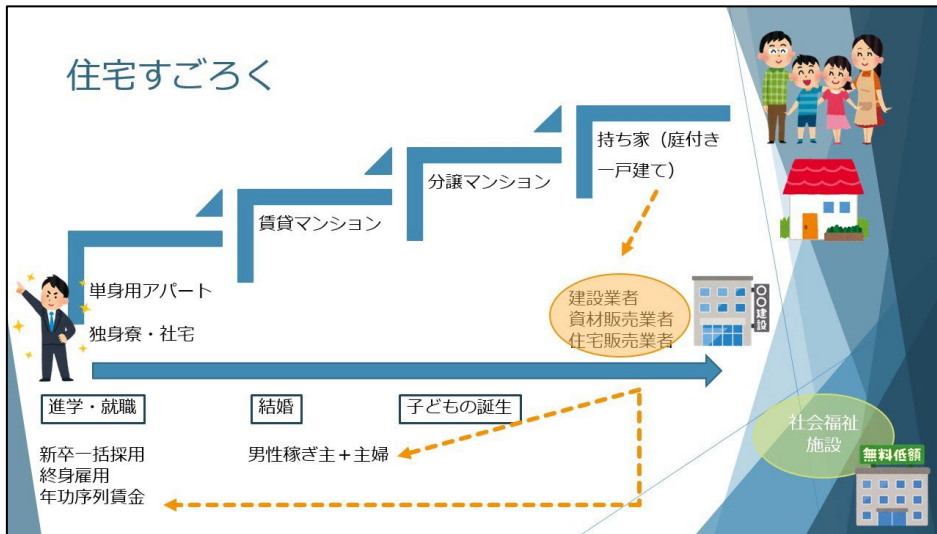
資料3 (濱田作成)



先ほど「親セーフティーネット」という言葉を使いましたが、親と同居している若年未婚者、つまり結婚していない若い人はどのぐらいの割合いるのかというと、1980年代から2016年までの数値、推移はこんな感じになっています(資料2)。棒グラフの方が実数、実際何人いるのかっていうので、折れ線グラフの方が20から34歳の人口の中でも親と同居している未婚者っていうのが、20から34歳の未婚者というのがどのぐらいいるのかを示したものになりますが、80年代はですね、三割ぐらいだったのが、2000年代、2010年代入ってくると半分近くになっているっていう、かなり増えているような状況になっています。で、次のグラフで見てみますと(資料3)、親と同居している若年未婚者の失業率っていうのが、グラフにしたものですが、青い方の折れ線グラフは20から34歳の完全失

業率、赤い方がその内、親と同居している未婚者ということで、親と同居している未婚者の方が失業率が高いってというような状況がずっと 80 年代から続いているってようなことです。やはり、仕事と家族と家、住まいってというのが非常に密接に関係しているってところが、こういったところから見えてくるか思います。

資料4 (濱田作成)

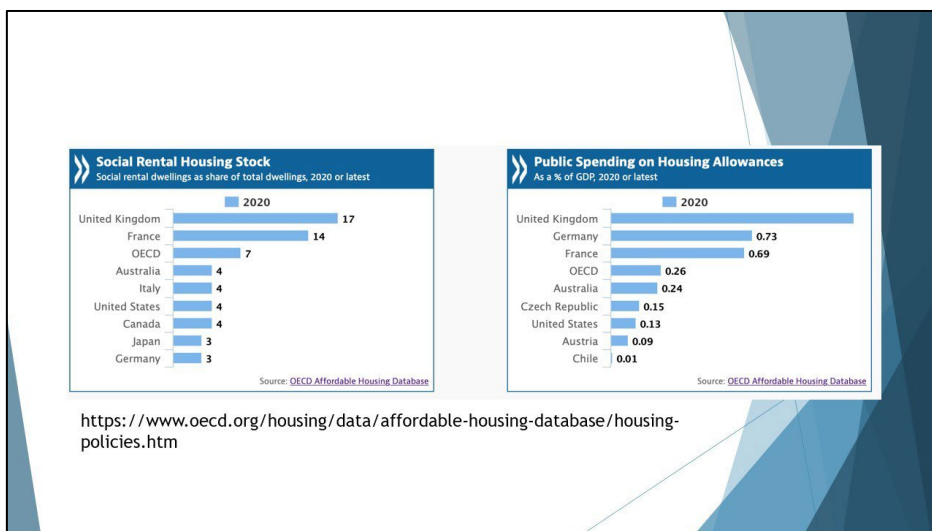


じゃあ、日本の住宅政策いったいどんな特徴があるのかというと、男性稼ぎ主の企業福祉の一環だったっていう話を先ほどしましたが、住宅政策っていうのは中間層が持ち家を取得するための支援が中心でした。「住宅すごろく」なんていう言い方もしますが（資料4）一体どういうことなのかっていうと、一番初めはキラキラしている、頑張ってるみたいな若者、若い男性のイラストありますけれども、一人の単身用のアパートとか独身寮とか社宅から始まって、その後ですね、結婚して賃貸マンションに移る、その後子どもが生まれたら分譲マンションに移って、最終的には庭付きの一戸建ての持ち家にたどり着くってような、それがゴール。あと人のライフコースがこんな形で重なってきます。持ち家のところからですね、オレンジの点線で建設業者、資材販売業者、住宅販売業者なんていうふうに矢印が出ていますけれども、要は、家を買うためには非常にたくさんお金が必要になりますし、長期にわたって住宅ローンを組むということが一般的だったわけです。新卒の正規雇用とか終身雇用とか年功序列賃金というものがそういう制度を支えていたし、家を作るにあたっては、建設業者とか、住宅販売業者っていうのも必要になります。新卒で入った会社で、男性稼ぎ主はそのまま定年までそこで働く、女性はそこで出会った人と結婚して、主婦になって、子どもが生まれて、子どもの教育に力を入れていくってようないろいろな波及しながら、日本の社会システムを支えてきたってところがあったわ

けです。

ですけれども、この「住宅すごろく」が成り立たない状況が生まれたり、そもそもこの「住宅すごろく」に入らない人っていうのも元々昔からいたわけです。そういう人はどこに行ったかっていうと、この右下にある「社会福祉施設」とか、あとは生活保護の住宅扶助を受けてきました。なので、日本の20世紀型の住宅政策の枠組みっていうのは、大きく分けると、働いている労働者や標準的な家族とそれ以外に分けられてきました。働いている労働者や標準的な家族は先ほどの「住宅すごろく」でステップアップをしていくことを目的にして、最終的には持ち家にたどり着くっていうことが住まいの形として出されてきたわけです。そこに入らない人たち、高齢者とか障害者とか低所得者とか、標準家族を作ることができない人たちには、あくまでも残余的な救済として、社会福祉施設とか生活保護の住宅扶助というようなものが用意されてきました。なので、公的に住宅を保障するっていうのが、日本の場合なかなか行われてきませんでした。

資料5 (濱田作成)



資料5は、OECDのデータで日本がどのへんに位置づけられるのかっていうのを示したものになります。左側、住宅ストックに占める公営住宅の割合で、右側が住宅手当への政府支出の対GDP比になります。右側の住宅ストックに占める公営住宅の割合っていうのは、OECDの平均が7%ぐらいなんですけど、それに対して日本はですね、その半分ぐらい、3%です。なので、非常に少ないし、対GDP比で見ても、一番多いのはイギリスですが、日本は0.1%程度ということで、アメリカのちょっと下ぐらい。OECDの平均%なので、その半分以下っていうような状況にあるわけです。そんな形で、日本は働いている人の標準家族をベースにした住宅政策を作ってきたので、そこに入らない人たち、特に、そこに入らない若い、親に頼ることができない人たちっていうのは、先ほど小田川さん、荒

井さんから話があったように、シェアハウスとか、あるいは漂流するしかないっていうような状況が、ある意味制度的に作られてきた、増やされてきたのが日本の現状になるわけです。私からは、以上のような形で大枠をお見せする形にしたいと思います。

続いては、こういういろんな特徴とか、穴とかですね、そもそも穴どころの話じゃないっていうこともありました。これに対して、実践の現場では、じゃあ一体どういう活動がなされているのか、どんな形で漂流する若者と繋がっていくのか、荒井さんからもう少しサンカクシャさんの活動についてご紹介いただけたらと思います。

荒井さんのお話

NPO 法人サンカクシャの代表の荒井と申します。改めましてよろしくお願ひいたします。大枠の後に一気に「ド現場」に入るの、よろしくお願ひします。一旦、サンカクシャまず何やってるかっていうところの説明を、ちょっと駆け足でさせていただきます。私達は、「親や身近な大人を頼れない若者がどんな道に進んでも生き抜いていけるように」というテーマを掲げて、親や身近な大人を頼れない若者を対象にしています。ちょっとだけ余談を話すと、コロナが流行る前は、割と放課後普通に学校終わってフラッと来る子もたくさんいたんですけど、コロナを境に、家にいたくないとか、家で自粛するのしんどいとか、そういった子たちの利用の割合がすっごい増えてきたので、ほとんどの子が家にいたくない、もしくはやっぱ虐待を受けてるとか、そういうような感じになってきました。

今 200 人ちょっとぐらいの若者に伴走していて、本当一人ひとり、3年とか5年とかかけて関わっています。「ゴールって何ですか」ってよく言われるんですけど、だんだん会わなくても、自分で頑張れるような状態になったりするような状態がゴールかなと思っていて、何か困ったときにフラッと相談に来たりとか、実家に帰ってくるみたいな感覚で、うちに訪ねてくる子が出てくるんですけど、そういうような感じが私達の伴走のスタイルかなと思います。

やっていることは、居場所作りと仕事のサポート。あと最近住まいのサポートを始めました。1ヶ所閉じちゃったんですけど、居場所はまだ今都内に1ヶ所、シェアハウス4ヶ所。シェアハウスをもうちょっと増やしたいなと思うところです。

資料6（荒井作成）

サンカクシャの活動概要

親や身近な大人を頼れない若者が
どのような道に進んでも生き抜いていけるように

200名の若者に伴走

| 居場所作り | 仕事のサポート | 住まいのサポート |
|--|---|---|
|  <p style="font-size: 24px; font-weight: bold; color: white; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;">2ヶ所</p> |  |  <p style="font-size: 24px; font-weight: bold; color: white; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;">4ヶ所</p> |

資料7（荒井作成）



居場所：上池袋（豊島区）

サンカクキチ

株式会社READY FORの助成を受けて実施

サンカクキチ

- 豊島区上池袋4丁目
- 毎週水曜・木曜・土曜日
14時～21時まで
- 社会人も利用できる
コワーキングスペース
- イケア・ジャパンより
内装の提案と家具の寄贈
- 仕事の体験や進路相談など
のプログラムも実施

資料7のような感じで、「サンカクキチ」という居場所、今は週3日ほど開けています。イケア・ジャパンさんの内装の提案と家具の寄贈、無償の提供をしていただいたので、すごいおしゃれな拠点になっていて、やっぱり場の持つ空気感とか、すごい大事だなと思

うので、あんまり堅苦しくない、ちょっとオシャレすぎてショールームっぽくはあるんですけど、意外とみんななじんでたりするんですけど、こういう楽しい空間を作るっていうことをすごく大事にしています。

あと、最近「サンカククエスト」という名前をつけて、地域の人たちからいろんな仕事の体験の機会をいただいたりだとか、実際にやっぱり雇ってくれる企業もたくさん増えてきていて、若者たち、結構バイトとか仕事ってなると引いちゃうんですけど、「クエスト」とかって名前がついてるとゲーム感覚があるといいなどは思ってこんな名前つけたりしています。なので、結構地域のいろんな人たちから仕事をいただいたりしていて、地域で仕事って側面から若者を応援してくれる人が今すごく増えてきているような状態ですね。20社ぐらいから、仕事をいただいたり、雇ってもらったりしてるので、地域のいろんなお店で若者が働いて、私達スタッフとボランティアの人たちがよく食べに行くってことが最近よく起きたりしています。

資料8（荒井作成）



こんな（資料8）eスポーツの取り組みとかもやって、今若者たちとオンラインゲームをやって日常的なコミュニケーションをほとんど取っていて、居場所とか来ない子とかとはオンラインゲームでよく喋ってるって感じです。私、夜12時から夜中3時ぐらいまで毎日ゲームやってるんですけど、そこで若者と一緒によくやったりしています。

サンカクシャは、自分たちから繋がるようなアプローチや、アウトリーチの取り組みを

行っていたり、行政とかと連携を結構やっているんで、割と行政から「この子見てください」という形で繋がるフェーズがあって、その次に、居場所やシェアハウスを通じて、安心できる場をまず提供できたらいいかないかなと思います。その後、安心できる場があってすぐ自立するわけではないので、とにかく全然働けないとか、働きたくないって思ってる子たちがいろんな体験を重ねて自信をつけていって、何とか仕事して一人暮らしして生きていけるように、そのプロセスを3年とか5年とかかけて、一人ひとりに伴走するという感じで、この伴走の3年から5年にいろんなドラマがあるんですけど、今日はその一部をお見せできたらいいかないかなと思います。

今日のメインが、サンカクハウス、というシェアハウスです。今、都内で四拠点作って、26名分とありますが、ギチギチにするとトラブルがすごい起こるので、26名定員やめて今20名定員ぐらいにしている、ちょうど今ぴったり20人住んでいるような状態です。これぐらいが限界かなと思っています。家賃月3万円で住めるシェアハウスで、プラス水道光熱費8000円を居住者には払ってもらっています。水道光熱費は前まで、もうちょっと安く設定していたんですけど、シャワーを朝夜1時間浴びないと気が済まない子とかがいて、水道代が高くなったりエアコンの冷房を20℃強風マックスみたいな感じで、無制限に使うので、だんだん光熱費を引き上げていって、このままだと1万超すぞって警告している感じですね。

あとでお見せしますが、イケア・ジャパンさん、本当はさっきの「サンカクキチ」だけ支援していただく予定だったんですけど。ちょっと余談なんですけど、古い空き家を借りたんですよ。そうすると、電気系統が古くてエアコン導入するのに莫大なお金がかかって、家具を買うお金なくなっちゃって。「空き家いい」と言われるんですけど、修繕の費用がすごいかかるので、普通に借りた方が安いんじゃないかと思うんですけど。そんなこんなで、家具を買うお金がなくなって、イケア・ジャパンさんに相談したら、ベッドや寝具、キッチン雑貨類などを寄付してくださり、なんとかなりました。

資料10はこの前の読売新聞に取材されたときに撮った写真なんですけど、こんな感じでよく一緒にゲームしていて、日常会話のほとんどがゲームの話だったりしています。キッチンは写真では綺麗なんですけど、放っておくと、とんでもなく汚れます。スタッフがご飯とか作るんですよ、そうすると1週間放置して、ドブのような臭いがしたっていうのがこの前あって、「もうご飯作らないぞ」とスタッフがブチ切れていました。

初期費用なしで、家賃2ヶ月最初免除してます。理由は、所持金が全くない子からの相談が多くて、入居を躊躇しちゃう子がいるからです。

資料9 (荒井作成)



サンカクハウス

都内に4拠点
26名分の住まいを提供

月3万円+光熱費8,000円

イケア・ジャパンより
家具の寄贈

初期費用なし

2ヶ月間家賃免除

社会福祉法人中央共同募金会の助成を受けて実施

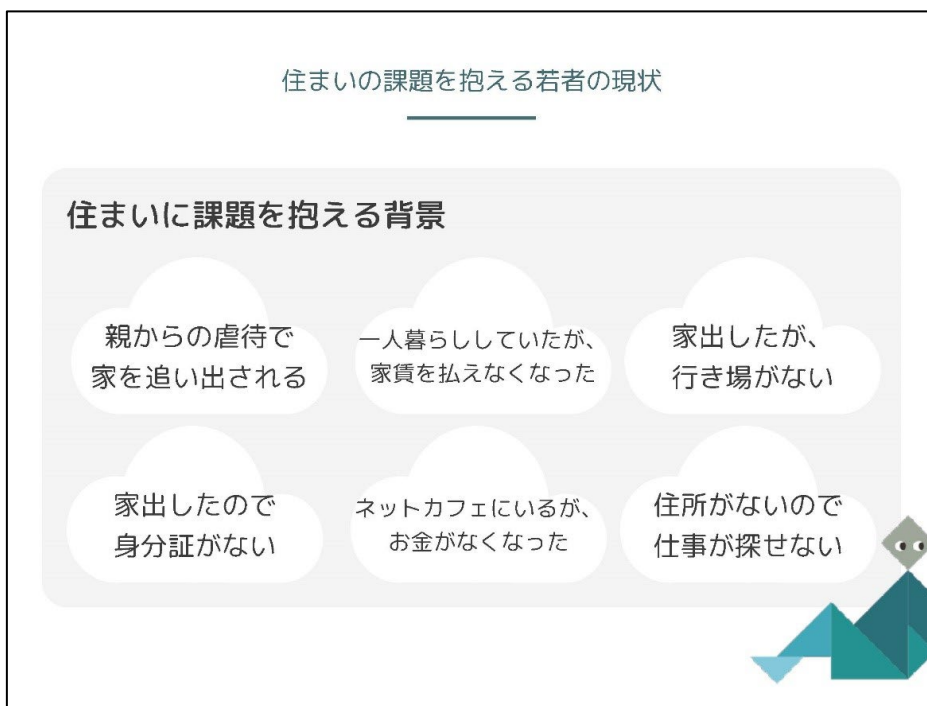
資料10 (荒井作成)



私たち、2020年の7月に一拠点目を立ち上げました。きっかけは、ホストをやっていた子がいて、その子が深夜に電話かけてきて、「今から八王子に来てくれないか」と。私が当時、池袋近辺に住んでいて、当然「行けない」と言ったら、「今日お客さんがつかな

いと自分はクビになる」と。寮付きの仕事なので「家もなくなるから困っているから来てくれ」って言われたんですけど、「行けない」って言って、翌日の面談をして、そしたら本当に仕事もなくなって家もなくなっちゃってどうしようってなって。たまたまこの頃、シェアハウス物件、っていうか民泊、オリンピックが延期になって、民泊って結構撤退した時期だったんです。で、知り合いの不動産会社から、「場所は空いてるけど」って物件を見せてもらったら、居場所じゃなくて、これは住めるんじゃないかと。あいつに貸せるんじゃないかと思って、事務局の人に半分ぐらい内緒で物件契約して、初期費用 60 万ぐらいかかったんですけど、「お前ふざけんな」って言われて、でも「本気で集めるなら許す」って。助成金をいっぱい申請したら 900 万ぐらい取れて、よかったって感じで始まったのがこの事業です。

資料 11 (荒井作成)



どんな子が来てるかっていうのを、ちょっとバーっと並べてみたんですけど(資料 11)、親からの虐待で家を追い出される子が結構多いですね。「お前なんか生まれてこなきゃよかった」とか、実際にもう「家出てけ」って追い出されたり、あと鍵交換されて家入れなくなっちゃった子とかもいました。あと、一人暮らしして家賃払えなくなりましたとか、結構コロナでなかなか親子関係うまくいかなかったり、ずっと仕事してなくて親にすごい文句言われたりとか、いろんなひどい言葉を言われて家出しちゃったけど行き場がなくてって子がいたり。家出したけど、身分証とかもないし、所持金もないし、家借りられない。さっきの話にもあったように、アパートを借りるのすごいハードル高いと思うんです

けど。そんな形で、身分証とかもないし、仕事もないし、頼れる人もいないし、住居もないみたいな状態で、漂流している若者たちがたくさんいたりします。

あとは、「今ネットカフェにいます、あと二泊するとお金なくなります」っていう相談結構多かったです。ネットカフェに一旦避難して、なんとかしのいでるって子が多かったです。住所ないから仕事を探せないとか、そんなような子たちが結構たくさんいて、ほとんどが虐待を受けた経験があって、半分ぐらいは養護施設とかに一時期入った経験もあって。そんな感じで、親は頼りません、友達がいない、仕事もやっぱ転々としてなかなか安定してないっていう状態で、常にお金がないっていう感じの子が多かったです。

ちょっとだけ入居のデータ、人数は今20人。男性15、女性5人です。最近、女性用のシェアハウスを一拠点作ったんですけど、女性の相談がすごい多くて、もう一拠点作ろうかなと思っています。10代が7人ですね。高校生がほとんどで、行政からの紹介で来ている子が多いですね。生活保護を受けるようになった子たちは6人ぐらいいて、みんな自力で頑張りたいとか、制度を使いたくないとか、行政のサポートを受けたくないって子が多いんですけど。頑張ってるんですけど、いろんな壁につまずいたり、やっぱ医療にかかった方がいいとかいう理由で、生保に繋がっている子が結構多かったです。家賃滞納者9人。生保を受給している子からは家賃をもらえているんですけど、それ以外の子たちで、自力で家賃を払っているのは、一人しかいないっていう。3万8000円ですよ。あんなに水も使うし、エアコンとかも使うのに、めちゃくちゃ滞納している人が多いのが現実です。

シェアハウス1年半ぐらいで卒業しようって目標で掲げています。最初は行政からの紹介とか、支援機関からの紹介とか、弁護士の人からの紹介とか。自分で問い合わせしてきたり、私のTwitterから繋がってきたりっていうことがあります。最初に入居の相談をして、見学して、住もうってなったときに、身分証を親が管理していて持ってこられないとか、なくしちゃったとか、そもそも持ってませんとか。銀行の口座開設すらしていない子もいて、どうやって生きてきたのっていうことは結構よくあります。身分証の再発行の手続きは、ありとあらゆるパターンをもう20ケースぐらいやりました。最初、1ヶ月後、3ヶ月後、半年後ぐらいでどんなふうになっていくかっていうプランを一緒に考えて、面談します。

次が、日払いのバイトを探そうと。みんなだいたい所持金200円とか、700円とかそんな感じなんで、まず一旦サンカクシャから5000円の給付を現金給付して、身の回りの物を整えてねって言うんですけど、5000円で大体みんな美味しいの、コンビニでお菓子めっちゃ買いまくるみたいな、そのお金使ってもうちょっとなんかしなさいよと思うんですけど、そんな感じの子が多かったです。まず日払い一緒に探して、とにかく手持ちの現金増やすって取り組みを一緒にやって、それが落ち着いてくると、週1〜3日ぐらいでバイト一緒

に探そうというところで、サンカクシャが連携している色んな団体とか企業から仕事をいただいたりする場合があります。

その期間がだいぶ長いんですけど、そろそろ1年経つ子たちはだんだん一緒に、一人暮らしの物件を探したり、一人暮らしのサポートを受けて、伴走するという感じです。その間に公的支援に繋がったりとか、いろんな団体に紹介したりっていう形で、他の団体と一緒に連携してみることも多いです。ちょっとだけ、かいつまんで言うと、シェアハウスには、やっぱりいろんな背景の子が来るので、いろんなトラブルがあって。OD（オーバードーズ）で自殺未遂して、救急車で運ばれて、ICU入って医療費44万みたいな。当然払えない。最近盗難が四件ぐらい続いて。喧嘩して壁に穴が開いて、さすがにその写真は出さないようにしようと思ったんですけど。ほかにも、親がすっごい連絡してきて会いに来たり、夜中の騒音がうるさいとか、近隣の住宅にタバコの吸殻を捨てる子がいたり、掃除しないと大変、という感じです。

資料 12（荒井作成）



これ（資料 12）私の Twitter です。ここに「シェアハウスをやっています」って書くと、「こんにちは、シェアハウスのツイートを見て連絡させていただきました」みたいな連絡が大体深夜に届く。いろんな業者を見て同じような書き方をしてみたり、ハッシュタグを使ってみたりすると、本当にこれ結構届いて、大体深夜帯にツイートすると、深夜帯に返信が来ることが多かったです。住まいに困って、ネットで検索して、行政の情報は面倒くさそう、で、昔あった嫌な記憶を思い出して、SNS で探して、怪しい情報に触れて、

連絡して、変な業者に引っかかって、サンカクシャに繋がるってルートが結構多かったりして。タコ部屋みたいなものやっている、変な業者から逃げてくる子たちが私達のところへ来ます。

今後、地方拠点とかも作って、若者たちが生活コストを落として生き抜いていけるモデルを作ったりしていきたいなと思っていて。東京でキャッチして、地方で暮らしていくモデルとかも作っていきたいなと思ったりしています。以上です。ありがとうございました。

濱田：

ありがとうございました。非常に臨場感もあるし、やっぱり日々最前線で活動されている方の話っていうのはすごい引き込まれるなと思ってお話を聞いてます。また後でいろいろ質問とかもさせていただければと思います。そしたらですね、次は、こういう荒井さんの活動を後方から支援している小田川さんの活動についてお話しいただければと思います。

小田川さんのお話

先ほど私は、野宿状態にある若者たちとの出会っていうところで関心が始まったとお話をしましたけれども、今荒井さんの話を聞いて、野宿状態になる若者たちと荒井さんたちの活動っていうのは本当に深く関連しているなと思いますね。若者世代は、社会保障の制度がすぼんと抜け落ちているので、そこをどうするかということで、荒井さんたちの団体が、試行錯誤して、ものすごく新しい切り口でチャレンジしてくださってるのは本当にありがたいなと思って伺っています。

こうした若者たちを支援する、特に住宅の面でどのような方策が考えられるかということ、大きく三つあるのではないかなと思います。これは若者に限りませんけれども、まず、住宅費ですね。アパートを借りるための家賃であるとか、そういう経済的な部分の支援というのが、一つ大きな柱としてあるのではないかなと思います。二つ目は、家そのものですね。現物給付として、公的な住宅、公営住宅とかありますけれども、そういう実際に入居できる住まいそのものを提供するということが二つ目です。もう一つが、ケアですね。生活支援であるとか、相談支援、伴走支援、そういったものがあってこそ生活が安定しますので、住まいに繋がりがやすくなる、安定的に住めるようになる。ということで、住まいの支援というと、三つの柱があります。荒井さんたちの活動は、この三つを統合するような取り組みなのかなと思って伺っておりました。

で、私が今仕事で中間支援団体として支援しているのは、こうした荒井さんたちのような取り組みをしてくださっている現場の民間の団体の活動をバックアップするという立ち位置なんですね。現場で活動してくださっているなかで課題が見えてくるわけですね。そこから、政策はどういうふうに変わっていけば若者たちにとって救いになるだろうか、若者たちが安心して社会を生き抜いていける、そんな環境が作れるだろうか、そういう観点

で、政策提言の取り組みをやっていきます。

ユニバーサル志縁センターは、とりわけ社会的養護の若者の自立支援に力を入れています。社会的養護って何？ということなんですけれども、先ほど荒井さんのお話の中で、入居者の半分は施設で生活したことがある人ですとおっしゃいました。その施設は児童養護施設と呼ばれるもので、そうした施設や里親のところにいる子どもたちの多くは虐待などで家では安心安全な環境が得られない、適切な養育環境が得られないから、公的な仕組みの中で養育をしていくという制度があって、それが社会的養護なんです。

今、その虐待の件数はすごく増えてきていて、直近ですと、年間20万件的虐待の相談があるということです。これは近所の人から見たらちょっとおかしいなと思って通報するみたいなのも含めてのことですので、この内容はすごく様々なんですけれども、この相談の中から深刻な状況にある子たちが施設や里親に保護されていくということになります。ただ、足りてないんじゃないかというふうに思います。また、施設で育った子たちが社会に出るときの支援が今のところまだまだ十分ではないという状況です。だからこそ、荒井さんたちの活動が必要になってきているんです。

社会的養護は子どもの制度ですので、この制度の中で支援するのは、原則18歳までなんです。学校に行っている場合は22歳まで延長できる制度ではありますが、18歳になったら、施設を出て、ひとり立ちをしていかなければならないという場合が多いです。高校を卒業した後、一般家庭の子どもさんは、進学を選ぶ子が多いんですけれども、施設の子は就職を選ぶ子が六割近いです。やはり高等教育に進むにはお金もかかりますので、子どもたちは自分たちで学費を稼がないといけませんので、施設出身の子の大学進学率は一般家庭の子に比べて、とても低いですね。三割ちょっとぐらいです。そういうこともあって、不安定な仕事につきがちで、社宅付きの仕事が見つかったらよかったというような形で施設を出ていくことがよくあるわけです。そうすると、先ほど、派遣切りの話をしましたが、社宅付きの仕事、社宅つき派遣の仕事は特に、住まいも不安定になりがちです。そうした中で、人との繋がりも薄れていって、困ったときに頼れる人がいないということになりがちなんです。

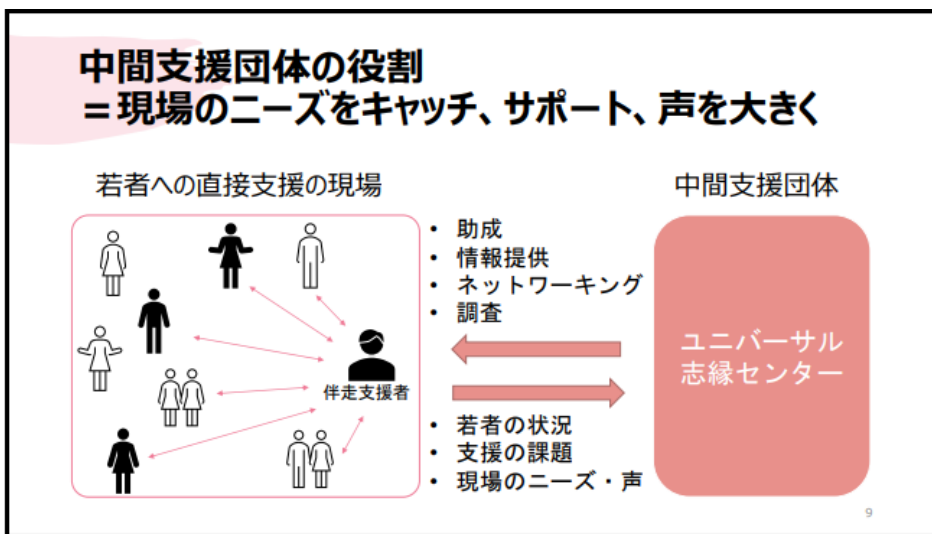
そういうときに、「いつでも話を聞くよ、相談にのるよ」って言ってくれるような人と出会い、「困ったんだ、どうしたらいいんだ」って話していけるような、サンカクシャさんの居場所であるとか、シェアハウスであるとか、そういった拠点があって、社会人のスタートの部分をサポートしてくださる、そういう取り組みがとっても大事なと思います。社会的養護の領域では、「アフターケア」と言うんですけれども、そこがとても重要です。この数年でずいぶんと、制度的にも、だんだん充実してきてはいるんですけれども、まだまだ足りないところがあるよってということが現場から見えてくるんですね。

私達の団体は、そういうことで、社会的養護の若者の自立を支援するネットワークを作ろうということで、問題意識を共にする市民団体、生協さんとか、ワーカーズコープさん

とか、研究者、そして現場の皆さん、元官僚だった方々とかと、一緒に仕組みを作ろうということでネットワークを作りました。困難な状況にある若者たちに寄り添って伴走支援をしてくださる方を通じて、若者を支援していこう、伴走支援そのものをサポートするという発想で取り組みをやっています。

内容は、まずは基金を作りまして、たくさんの方からご寄附をいただいて、それを原資に、現場の取り組みをサポートしていこうという助成事業をしているほか、就労支援のプログラムをやっています。そこからいろんな課題が見えてきます。助成先の団体さんたちは、今の公的な制度によっては対処できないニーズがあるから、民間でこれをやらなくちゃいけないということで、活動してくださっているわけですね。そこには公的な資金はつかないから、民間で助成をさせていただくという構造になっているわけです。つまり、その助成をさせていただいている取り組みそのものが、隙間問題に対処するものになっていると思うんです。ですので、助成事業をすることで、社会の隙間が見えてくる。そこに政策提言をしなくてはならない制度、政策の課題があるということが言えるかと思います。

資料 13 (小田川作成)



私達は中間支援団体ということで、資料 13 の右側の立場にいて、現場で若者に寄り添って伴走してくださっている皆さんに助成をさせていただいたり、情報提供をしたり、皆さんを繋いで、学び合う場をつくったり、あるいは調査をしたりといった働きかけをする中で、若者の状況を教えていただきますし、支援現場でこんな難しいことがある、日々大変だみたいな話を聞くわけです。そういう現場のニーズ、声、それがやはり、政策を作る立場の方々に届かないといけないわけですよね。ですので、私達は、現場のニーズをキャッチして、サポートして、それで皆さんの声を大きくする、それが自分たちの役割かなと思っています。そのようにして、社会的養護の若者の支援の制度が充実すれば、荒井さんた

ちの取り組みも制度の中に入っていく可能性があるのではないかと思います。

社会的養護の若者を支援する制度は、児童福祉法に基づいて作られている制度なんです。その児童福祉法の改正法案の策定が2022年に予定されていたので、そこに提言をしていけばいいのではないかとということで、私達は児童福祉法の改正案を検討する政府の審議会の動きに合わせて政策提言をしていく取り組みをやってきました。政策提言をするときは、その制度がどういう法律で規定されているのかとか、その政策決定に最も影響力を持っているのは誰なのか、誰が考えて作ってるのかというプロセスなんかも把握した上で、現場の声を代表するような提言を工夫してやっていきます。現場の声をうまくキャッチするには何をやるかということですのでけれども、私は毎月荒井さんの話を聞くということはやっているんですけども、やっぱりそれだけでは良くて、全般的にはどうなっているのかということを知る必要があるので、2021年5月、アンケート調査をしました。それをまとめて政策提言を出したんですけども、全国で現場の団体を束ねているいくつかの全国団体の皆さんと一緒に連名で、政策提言をするということをやりました。内容をしっかり検討してまとめたものを、厚生労働省であるとか、子ども政策担当大臣のところにお持ちして、現場の方に直接話をさせていただいて、ご理解いただくというようなことを重ねてきています。

一方、現場の皆さんも、今政策がどう動いているのかとか、何が課題になっているのかとかについて、知ったうえで一緒に声を上げていくというようにする必要があります。ですので、そういった観点から、現場の皆さんの意見交換会を企画して、問題意識を共有する場を作ったりしています。そうした甲斐あって、私たちの政策提言を受け止めていただくことができまして、児童福祉法が少し変わりました。アフターケア事業が法律に規定される制度になりまして、若者支援の現場が拡充していくことになりそうです。(2022年)10月の現時点では、新たな制度の具体的な仕組み作りが検討されているところで、そこでも、現場の意見をちゃんと言っていこうということで、また取り組んでいるところです。そういうことで、今年また改めて政策提言をしているんですけども、その中で、とりわけ住まいに関わる部分というのが④(資料14)のところ。社会的養護を一度は離れた若者、あるいは、まだ社会的養護に保護されたことがない若者の緊急一時的な居住支援にかかる費用を補助してもらうような制度があれば、荒井さんたちがなさっているようなシェアハウスでの伴走支援の取り組みはとてもやりやすくなるはずで、助成金で事業をやるっていうのは結構綱渡りのところがありますので、こうした生活の基盤にかかわる住まいの支援はちゃんと制度化していただいて、現場が安定的に運営できて、若者たちにしっかり伴走できるような環境を整える、そんなことが実現したらいいなと思っています。

資料 14 (小田川作成)

新たな法律にもとづく新制度の設計に向けて あらためて政策提言 (2022年6月)

【政策提言の骨子】

1. 継続して自立支援を受ける必要のある子ども・若者の居住継続の意見表明権の保障
2. 社会的養護の自立支援にあたる専門職の person 費の拡充、保障
3. 退所児童等のアフターケアを行う事業の全都道府県での実施
4. 社会的養護を一度は離れた若者等への緊急一時的居住支援にかかる費用補助の創設

2022年6月
新たな提言をまとめ
厚労省に申し入れ



2022年10月
若者支援全国団体役員と厚労省担当課の
非公開意見交換会

ということで、若者の居住支援の制度がこれから強化されるか、注視していきたいと思っています。施設を出る若者たちが、準備ができてない状態を出なくちゃいけないということにならず、ひとり立ちの準備ができるまでちゃんと施設で住める、あるいは緊急宿泊費を補助してもらえる、あるいはケア付のシェアハウス事業に補助が付いて、様々な地域の若者たちが利用することができる、ということが実現できるとよいです。それから、アパートを借りる際の身元保証人確保対策事業というのが今あるんですけども、その対象をもう少し拡大してもらえるといいのではないかとということも提言しています。果たしてこれらが実現していくかどうか。実現して、漂流しがちな若者たちが住まいにちゃんと繋がっていけるかどうか、注目していきたいところだなと思っております。

パネルディスカッション

濱田：

ありがとうございました。伴走者を支援することから見えてくる課題っていうのが小田川さんの毎日取り組まれていることで、助成することで隙間が見えてきて、だからこそ、その隙間を埋めるための政策提言が必要じゃないかっていうような話だったと思います。この後、じゃあどうやってその隙間を埋めていくのかなんていう話もしていきます。

それでは、今お互いの報告を踏まえて、どうやって今の話を整理していけばいいのかとか今日の副題である政策形成に市民が参加していくことができるのかを一緒に考えていきたいと思っています。もし質問とかありましたら、オンラインの方はぜひチャットの方に書き込んでお送りいただければと思います。会場の方は後ほど、質疑、質問をしていただく時間をとりたいと思っています。

ということで、今荒井さんと小田川さんのお話を聞くと、いろんなステップがあるっていうようなことが見えてきたかと思っています。で、荒井さんは一番現場の最前線で、非常に

緊急保護的なことをされていて、日々深夜の SNS でのつぶやきから繋がっていくっていうような活動でしたし、小田川さんはそんな荒井さんを後ろからサポートするみたいな感じだったと思うんですが、どうでしょう、その先っていうのはどういうもの、どういうステップが必要になってくると思われますかね。

荒井：

事前の打ち合わせに、NPO とか民間、注目されすぎみたいな話が出ましたよね。

濱田：

そうですね、こういう NPO の活動にどうも光が当たり過ぎているんじゃないのか、それはどうなのよっていう話をしていました。

荒井：

やっている身として、やっぱり維持しないといけない。助成金って1年なんですよ、1年で制度化とか無理じゃないですか。なので、助成金3年ぐらい継続してあるといいなってすごく思うんです。やっぱり頑張って寄付を集めないといけないんですけど、そのときってなんかこう、ついつい「自分たちが全部やるっす」みたいなのか、お金出す側も「NPO が解決してくれるんじゃないか」みたいな意識があるんですよ。そういうのってあんまりよくないなと思って。

とはいえ引いた目で、自分たち民間ができるのって、私達も頑張っていますけど、せいぜい20人ぐらいしか見られないわけですよ。この数の小ささっていうものを、重く捉えた方がいいんだろうなという気がして。自分たちが頑張るだけじゃ多分駄目なんだなっていうのは、やっぱりすごい感じていて。担い手をいかに増やせるかっていうのと、そもそもこのニーズをやっぱり国とか自治体とかで何とかカバーできるように働きかけをしなきゃいけないんだなっていうのを最近気づきまして。十何年やってきて、「あんまり政策とか興味ない」と、ずっと思ってたんですけど、最近やっぱりあまりにしんどいというか、人数が多すぎて、自分たちだけでどうにもならんっていうのをすごい感じてきているんです。もうちょっとその背景を見て、やっていく必要があるかなっていうのと、「NPO に過大な期待しすぎじゃない？」みたいなのはあるので、「何でもはできません」っていうのは言っていかなきゃいけないなっていうのはすごい思いますね。

小田川：

とりわけ荒井さんたちのサンカクシャさんの取り組みはユニークですし、本当に枠にとられない発想でなさっているというところが本当に素晴らしくて、NPO だからこそっていうのを体現してらっしゃるなと思います。ですので、NPO に光が当たるっていうのは当

然なんですけれども。本当に深刻なニーズを受けとめて、創意工夫でやってくださっている、そういう取り組みをする人が増えれば、そこを制度にしていくルートもやっぱり作っていくべきだろうなと思うんですよね。日本の場合は、住まい保障政策がないです。皆無に等しいぐらいだと私は思っていますので、これは一から作らなくちゃいけない。新たな発想で作らなくちゃいけないと思っています。ですので、こういう取り組みをしている人がいるんだから、そこを支えれば制度になるんじゃないかということも言えるわけです。そんなことも、自治体レベルの政策担当の方々も含め、一緒に考えていけるといいのではないかと考えています。

濱田：

そうですね。やっぱりそれぞれできること、向いてることって違うと思うし、荒井さんがおっしゃるように、何でも NPO が現場で頑張ればいいじゃないかっていうのもちょっと違うと思います。荒井さんのサンカクシャさんの取り組み、私もさっき話を聞いて、あとホームページ拝見したりすると、なかなかこういうのは思いつかないなっていうのがすごくあって、やっぱり面白いことに興味、目が向くっていうのは仕方ないと思うんですが、面白くないことにも目を向けないといけないのかなっていうのも思ったりして。国政府、地方自治体、NPO 非営利組織、民間企業でできること、向いてることが異なるなっていうのをちょっと整理してみました。やっぱり NPO とか非営利とか民間の方がすぐ動けるし、それこそ、住むところ、寝る場所がないっていう人に対応する意味では、機動力がすごくあるし、フットワーク軽く会いに行けるし、「じゃあうちのシェアハウスおいでよ」ってすぐ言える。けど、やっぱり一部の人にしか届かない。そうすると、たまたま荒井さんが深夜につぶやいたツイートを見ることができた人は、そこで荒井さんのシェアハウスにたどり着くことができるけど、そうじゃない人はさまよい続けられないっていう感じになってしまう。

反対に、国とか自治体とかっていうのは動くのにやっぱり時間がかかる。でも、小田川さんがされていることですが、制度化に向けた後押しをする、制度化することで多くの人をカバーできるように、誰でもいつでも使える仕組みを作るっていう意味で、やっぱり国とか地方自治体とかがきちんと制度化するっていうのを組み合わせる必要があるっていうのは、改めてお話を聞いてて思いました。

でも、この「NPO に光が当たりすぎる問題」っていうのは、どうしたら解決に向かえるんでしょう、あるいはもう少し国とか行政とか動いてよっていうのはどうしたらいいでしょうね。

荒井：

ちょっと聞いてみたいんですけど、さっき提言とかしてたじゃないですか。あれの反応

とかすごい気になるんですけど、「NPOに光が当たりすぎ問題」の一つってやっぱある種、リスクとしてやってみることって、今、日本全体として変わっていかないといけないとか、やり方変えていかなきゃいけないとかっていう段階なんじゃないかなと思ったときに、NPOだとそれやりやすいんですけど、もうちょっと国とか自治体も、そうやってリスク取ってチャレンジしていったりしていくと、そちらにも光は当たるんじゃないかなって思っていて。やっぱ変わらなきゃいけないし、変えなきゃいけないけど、誰がその担い手になるのかってときに民間だけが手を挙げている状態は良くないんだろうなと思うんですけど、ああいう提言があったときの国の反応っていうのはどうなんですか。

小田川：

私達が提言している内容は、社会的養護の自立支援を充実してもらいたいというものですね。これは、実は厚労省でも、今ホット 이슈として捉えていただいているのかなと思います。つまり、子ども支援政策が、保育園施策、子育て支援からいろいろ充実してきている中、今遅れているのは社会的養護で、特に、その後の若者支援、自立支援のところがとりわけ遅れているという課題意識を厚生労働省の担当課でも思ってくださっているようで、一緒に考えましょうみたいな形で受け止めてくださっているなという印象です。

あと、「NPOに光が当たりすぎ問題」で、自治体もやればいいのにとおっしゃいました。これは、子どもの貧困政策でも、やっぱり市長さんとかがものすごくやる気のある方で、「これをやれば絶対にうちの市は変わる」みたいなことを信念として持ってらっしゃる地域は、モデル的な施策をオリジナルで出してやってらっしゃって、素晴らしいなということでクローズアップされたりします。けれども、自治体、とりわけ基礎自治体はそう財源はないので、独自でというのはとても難しい部分があって、お金を出すのであれば、民間でうまくやってらっしゃる取り組みをよく学んで、それを制度化していくことを考えたいということは、自治体の担当者とか議員の方々から伺うところですね。

それから、今私達がサンカクシャさんをサポートさせていただいているのは、休眠預金を活用した助成金なんですね。私達ユニバーサル志縁センターが、資金分配団体として助成をまとめていただいて、社会的養護の若者支援してくださっている現場の皆さんにまた助成をするという、ということをやっているわけなんです。この休眠預金事業というのは、社会課題の解決のために取り組む事業に助成し、制度化をしていくことを目指しています。ですので、行き当たりばったりの事業では駄目なんですね、しっかりと課題に対して、何をどういう変化を目指すのか、そのために何をするのか、それがロジックとしてきちっと理路整然と説明できるかみたいところ、また、評価がちゃんとできて、やれば変わりますということが示せるのであれば、制度化できますよねっていうふうにもっていきたいわけなんです。ですので、民間のNPOを応援して、良い仕組みを制度化するために政策提言もしましょうというのもセットになっている助成事業なんですよ。ですので、民間のNPOさ

んに光が当たり過ぎというのも、そういう意味では、必然的なことなのかなとも思います。

荒井：

民間ってちっちゃいから、頑張っているところを見てもらいやすいですけど、行政とか国って、逆に駄目なところばかり言われているじゃないですか。だから酷だになって、今の話聞いて。これだけ色々やっているじゃん、みたいなところを、もうちょっとみんなが褒めてもいいかなと思って。うまくいくとスルーされて、また違うところを怒られてってなると、自分たちだったらすごいしんどいし、やる気なくなると思うので。国がやる気を出るように、褒める時には褒めていいんじゃないかって、ちょっと思いますね。

濱田：

確かに駄目出しばかりされたらやる気なくなるなっていうのは、すごくわかる場所です。

さっきの助成金の話で、もうちょっとお聞きしたかったんですけど、助成金1年しかもらえないってことを荒井さんがおっしゃってて、これは私が別でちょっと関わってる学習支援とか、地域若者サポートステーションで若者の自立支援やっているような団体の方と話しても出てくる話で、やっぱり助成金1年しかもらえないから、常に助成金の申請をしている、常に申請書を書いているって。もうそれが仕事なんじゃないのかってぐらいに、書類を書きまくっているって話を常に聞くんですけど、1年しか助成金が出せないっていうのは何か理由があるんですか。もうちょっと長期間の助成金を作るっていうのは難しいんでしょうか。

荒井：

いや、実現可能性とかじゃないんですかね、やっぱり。1年後にうまくいく活動とうまくいかない活動って結構分かれるじゃないですか。助成したけどうまくいかない活動もいっぱいあると思うんですよ。なのに最初から3年継続するっていうのは…。3年継続だけど毎年審査入るよみたいなのはありますし、複数年助成はちょっとずつ増えてきているんじゃないかなって思うので、休眠で3年継続助成ができてくるといいなあとは思いますがね。助成金が決まるのって、事業実施1ヶ月前とかが多いんですよ。で、自分たちが、例えばシェアハウス二拠点出しますみたいなのを書いてたとして、1ヶ月後に1拠点目なんかできるわけがないじゃないですか。決まってから急いで動かなきゃいけなくて、当然人もいないので人も採用しなきゃいけなくてってなると、どうしても3ヶ月ぐらい遅れが発生するんですよ。3ヶ月で立ち上げて、そこから一気に3ヶ月ぐらい頑張るわけじゃないですか、やっとなんかできて半年なんですよ。半年ぐらい経つと、「終わった後どうするの？」みたいなの。始まったばかりなのに。これが1年の助成金の実態で、大変なわけで。

なので、今既にやっている活動とか、確実性が高いものにお金がつきやすいみたいなのは、ちょっとバグだなと思って。NPOとしてはどんどん新しい挑戦した方がいいのに、やっぱその現実可能性とか、そういうところを見ると、出す側も躊躇するのはよくわかるんですけど。本当はもっと体力のあるNPOがいっぱい新しいことをしたらいいんじゃないかなって思うんですけど。私達もそうなりたいなと思います。休眠で3年ってできないんですか。

小田川：

3年枠っていうのもあるんですよね。今回私達もチャレンジをしているんですけども、3年ですと、やっぱり資金が大きくなりますね。それで、自己資金を用意してくださいっていうのがくっついてくるんですね。この自己資金として資金分配団体も実行団体も総事業費の2割を用意しようとなっているので、ハードル高いなと思いますね。

濱田：

どうでしょう荒井さん、2割。

荒井：

自分だったら「はい」って言って取りますよね、後で事務局に怒られるんだと思いますけど。資金分配団体の2割ってめっちゃでかいですよ。

小田川：

大変です。ですので、必要なところはどんどんやっぱり制度化をして、ちゃんと安定的な仕組みにしていってもらえるように、そっちにも努力を傾けていきたいなあと考えています。私は資金集めは得意ではないので、政策提言の方の担当みたいな感じで分担をさせてもらっているんですけども。こういう福祉の領域の政策っていうのは、基礎自治体が、お金を全部出す体力がどこでもあるかっていうとそうではないですね。ですので、まずは国で制度を作ってもらうところがとても大事だなと思っています。ただ、国が全部お金出しますっていうのは滅多にないですね。国が半分、自治体が半分、その自治体の部分が、都道府県が4分の1、基礎自治体が4分の1とかですね。それは制度によって、事業によって、その割合は様々なんですけども。そうすると、「国は制度を作りました、けど、うちの自治体は、そこに予算を付ける決定をしませんでした」となると、その地域では、その制度は存在しないことになるんですね。そういうことで、全国の間で、地域間格差が生まれていて、社会的養護の領域は結構それが今問題だっていうふうに言っています。社会的養護の若者のためのアフターケア事業に各自治体でちゃんと予算を付けてもらえて、どこに住んでいる若者もちゃんと支援に繋がれるようになっていくことをずっとお話してい

て、今回、制度化することを、法律に書いていただいたので、そこは是正していくのかなあというふうに思うんですけども。いずれにしても、やっぱり現場の皆さんが、それぞれの自治体で、こういうニーズがあるから自治体としても政策にちゃんとしてくださいねっていうふうに言っていくということはとても大事なことだと思っています。

濱田：

そうすると、やっぱり声を上げるというか、「察して」って待ってちゃ駄目だっていうことなのかなって思うんですが。

荒井：

声をあげたいと思うんですけど、何したら、どうしたらいいですか。

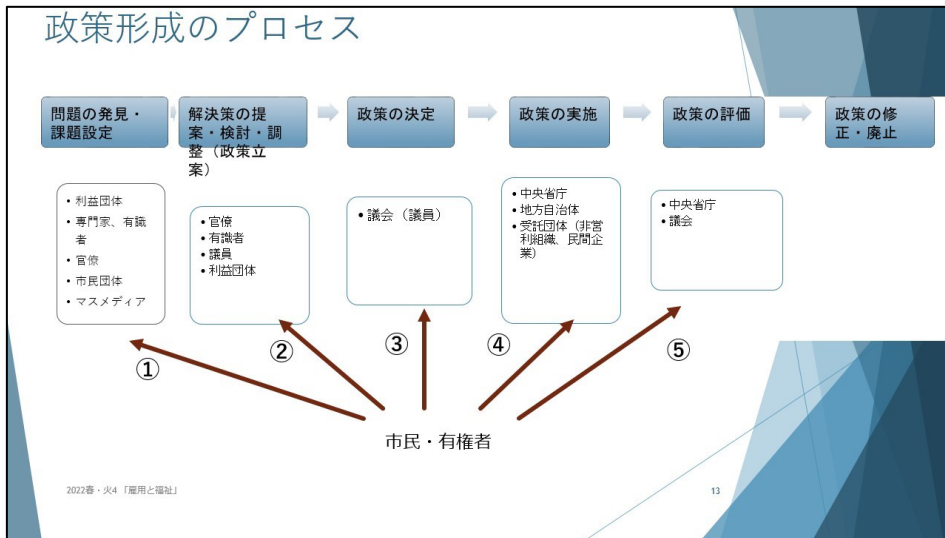
小田川：

それはいろんなやり方あるんじゃないかなと思うんです。この「声を上げる」っていうのは、一人で声を上げるのと、大勢であげるのとどっちが声が大きくなるかっていうことも考える必要があって、やっぱり一団地でっていうよりかは、いくつかの団体でとか、団体ベースだけじゃなくて市民も集まってとか、多くの人が意見を話せる場を作っていく、一緒に声を大きくするっていう、そういう流れも大事かなと思いますので、座談会を企画するとか、そこに議員さんに来てもらうみたいなこともありかなと思いますし、座談会で出た意見を取りまとめて文書にして、政策提言にするっていうのもありかなというふうに思います。

濱田：

そうですね、やっぱり一人で声を上げるってすごい難しいですし、一人で声上げてみたところでつぶされちゃったりしたら、「もう立ち直れない」みたいな気持ちになると思う。やっぱ仲間を作っていく、そういう意味で、ネットワーキングっていう、小田川さんの「首都圏サポートネットワーク」を作るっていうのは非常に重要なことだなって改めて思います。今の「声を上げる」の話で、ついでに政策がどう作られていくのか、プロセスみたいなものをまとめたものを用意してみたんですが、小田川さんのされている活動というか、提言っていうのは、そうすると②あたり（資料15）になるっていう感じですかね。

資料 15 (濱田作成)



小田川：

そうですね。まさに②のところだと思います。①のところも入っているかなと思います。つまり、日頃からお話を伺ったりとか、アンケート調査で様子を聞かせてもらったりっていうのは、課題の発見の部分だと思いますので。あと、「こういう課題あります」みたいなものをシンポジウムを企画して発信するっていうのも、こういう問題が見つかった、見えてきましたよっていうのは課題の設定になるのかなと思います。そういうのを受け止めて政策形成担当の方が考えてくればいいわけですからね。ですので、私達は①、②のところを頑張っているという感じでしょうか。

濱田：

荒井さんの的にはこの中、①ですかね。

荒井：

どう考えても①かな。とはいえ、その制度でカバーできない領域もあるにはあると思うんです。例えば、家族を頼れない若者たちが地域にはたくさんいて、私達やボランティアの人たちとかがほとんど家族、親戚ぐらいな感じになってたりするんですよ。こういうのってやっぱ制度とかではできない、地域の活動だなと思っていて、そういうのも大事だっことを結構訴えていたり、要は、普通の市民とか、普通の企業の人たちに話して巻き込んでいく、これは、この制度を作るプロセスとは別に、市民のネットワーク作るプロセスってたぶん資料 15 の左側にある気がしてて。それをうちは両方やっていきたいなっていうのはあるかなってすごい思いました。

濱田：

確かにそうですね。そういう分け方はできるなと思います。今チャットの方に、一つ質問が来ていて、荒井さんだけじゃなくて全員答えられるかなっていう気もしますが、荒井さんが話されていた、「『ユーチューバーであればどういう人かわかるけど、役所だとどういう人かわからない。だから怖いとか信頼できない』っていうのが非常に個人的に衝撃でした。改めて伺いたいのですが、広義の支援に携わる人っていうのは一体何を大事にしたらいいのでしょうか」というような質問をいただいているんですが、その辺どうでしょうか。

荒井：

私達って行政ではない民間の立場なので、私達が大事にしていることは何かってだけの話をすると、やっぱり若者たちにいかに安心してもらい、信頼してもらうことができるかなってところで。「支援者」ってアイデンティティをどれだけ脱げるかっていう。いや、だからもう普通に一人の友達として関わってるみたいな感じを、いかに再現できるかっていうのにすごい工夫をしています。場の作り方も、関わり方も、立ち振る舞いも、言動も、友達になりきるみたいなのところにかなり振り切っています。それって行政とか、専門職の人が周りで支えてくれているからできるんですけど。

とにかく仲良くなしないと支援が何も始まらないので、仲良くなることに全振りしてるってことが、私達の団体のスタンス。いかに信頼してもらい、仲良くなれるか。若者からの相談を受けたいなら、仲良くなって信頼されるってプロセスを踏まなきゃいけないってところがあるので、それをやっています。質問していただいた方がどういう立場の方かわからないですけど、行政の人たちだったらどうしたらいいんですかね。

濱田：

そうですね、確かに仲良くなるっていう、そのステップが挟まらないと信頼してもらえないし、「相談窓口作りましたよ、相談しに来てください、待ってます」じゃやっぱり難しいということですかね。

荒井：

困り事が明確だったらいいんですけど、若者たちって何に困ってるかわかんなかったり、本当に困ってるときって、何か困りごとがあっても明確にわからなかったりするんで、この人だったら話してもいいかなとか、この人に話してみたいなって思ってもらえるような関係作りっていうものを、結構ちゃんとやらないといけないなと思っていて。なので、「窓口作った、相談してください」というのは結構ムリゲーに近いなっていうのは、若者の目線からはすごい感じるんです。法的な窓口であっても、そのハードルをどれだけ下げら

れるかっていう努力は、たぶんできる気もしますし、民間と連携しててもいいと思いますし。ゲームやるといいと思いますよ、若者の感覚がわかるから。

濱田：

ゲームで仲良くなっていく、信頼関係。

荒井：

Twitterとかやってみて、若者が日々どんな情報に触れてるかとか。YouTubeとかずっと見てたらいと思うんですよ。本当に「くだらねえな」って思うんですけど、そういうの、若者はずっと触れているので、そういう勉強からでいいんじゃないかなと思ってて。

私 2800 時間ぐらいゲームやりましたけど、1000 時間を超えてきてやっと彼らと同じアイデンティティまとえたなって感覚があるんですけど、そこまでいかななくてもいいですけど、触れてみる、やってみるとかはすごい大事な気がしてて。理解しにいくっていうのが大事になんじゃないかなって、一応。わかんないですけど。

濱田：

やっぱりそうすると、そういうのはなかなか行政では難しいなっていうのは、改めて思ってしまったりもするところですが。

今日一応「困窮する若者と住まい」の話で、いろいろ、困窮する若者にどう繋がっていくのかとか、それをどう制度化していくのかみたいな話をかなりしてきましたが、そもそもその住居支援のところの経済的な支援の話と違って、どうでしょうね、小田川さんとかそういう活動をされてきて、ありますか。

小田川：

そうですね。先ほどまでは、シェアハウスでの伴走支援がテーマになってましたが、やっぱりその次、シェアハウス出た後どうするのって言ったときにも、まさに今おっしゃった、経済的側面での住まい支援が制度としてないと、社会生活のベースを固めることができませんので、そこがとっても重要だなと思っています。これは、支援団体を介しての支援というよりかは、個人に対する給付という形での住宅手当、あるいは家賃補助と言われるものですが、そういったものがきちっと制度化されて、使いやすく用意されているということがとても大事なのではないかなと思います。

いま日本では、きわめて低所得になったときには生活保護を受けて住宅扶助という家賃補助が使えるんですね。その手前の制度として、住居確保給付金というのができて、短期間ですけれども給付を受けられる制度がありますけれども、そういう短期のものではなくて、もう少し長期のもので、低所得である間は給付します、というふうなものが用意され

ていく必要がどうしてもあるのではないかと思います。若者だけではなく、もっと年齢の上の方々でも、仕事が不安定になりがちであるという社会状況において、住宅手当という制度があるってとても大事なことだと思ってます。

荒井：

平時で生活保護のもうちょっとライトな感じですか。

小田川：

そうです。

荒井：

若者の生活保護を受けたくない気持ちって根強いなと思っていて、とにかく「やだ、自力で頑張りたい」って言うんですけど、もうちょっとライトなものがあってもいいんじゃないのかなっていうのは思いますし、「お金もらえてラッキー」ぐらいの感じであっていいんじゃないかな。そうすると働かなくなったりすんのかな。生活保護の手前の何か欲しいなっていうのをすごい感じますね。

小田川：

そうですね。今、家賃補助とか、住宅手当の政策をどうデザインするかっていった議論の中で、生活保護の手前のところで住宅扶助だけ先に出すっていうのもありなのではないかというふうなアイデアもあるんですけども、諸外国、例えばフランスなんかを見ると、家族手当の中に住宅手当が入っています。子どもがいない人でも住宅手当ってもらって当然ぐらいの感じであります。これはアパート、賃貸住宅を借りている人だけではなくて、持ち家の人に対しても住宅手当っていうのがそれなりにつくので不公平感がないですよ。ですので、そういう意味で、フランスでは、住宅保障っていうのは社会保障の一つの柱としてしっかり位置づけられていますし、あって当然なものだとみんな思っている、そういう社会です。日本はそこはなぜか自己責任なので、うやむやにされているところがあるっての困窮の広がりではないかなと思ってます。この先は、住宅手当なんかならないかなと思っっています。

濱田：

緊急保護的な形でシェアハウスに繋がって、そこから一生シェアハウスで暮らすのも難しいので、次、じゃあどうするかっていうときに、やっぱりそういう経済的な支援が必要になってくるっていうことに。ステップを踏んで支援が必要で、そのステップを踏めるように、きちんと制度として保障していくっていうのがやっぱり必要なのかなっていうのを

改めてお話聞いてて思います。

そろそろ時間になってしまいそうなところなんですけど、最後までフロアの皆さん、質問があったらお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

質問者 A :

フランスとかイギリスといった、他国よりもウエイトが目に見えて低いことがわかると思うんですけども、社会住宅や住宅手当っていった、単純なこの二点を拡充するにあたって、日本でそれが今拡充できてない、ネックになっていることってというのは何なのか、すごい気になったんですけども。もしよろしければご意見を聞きたいと思います。

小田川 :

私はそうですね、思ってるのは、やっぱり日本では、先ほど濱田さんから説明があった「住宅すごろく」のように、自分の力で住宅をステップアップしていく、住宅は自分で購入するっていうのが当然だっていうふうに、思い込まされている。そういう考え方が社会に浸透しているっていうことが、まず大前提としてあるのではないかなと思います。住宅は個人で借りるもの、個人の所有物だから、そこには公的な資金、保障っていうのは入り込む余地があまりない、そういう考え方が残念ながら今に至ってあるが故に、充実していかないのではないかなというふうに思ってます。ですので、「そういうことを言っている社会状況ではもうありませんよ」、「もうこれだけ困窮が広がっていて、社会保障として対処すべき課題になっています」という、その辺りの共通理解が広まれば、変わっていく可能性があるのではないかなと期待しています。

荒井 :

これだけ社会が変わっていった中で、やっぱり一個一個の制度の微修正っていうのももちろん大事だと思うんですけども、制度の根本の哲学の見直しみたいなのってされたりするんですか。...されてない。その辺からなのかな。

小田川 :

そういうのって世論だと思うんですね。政策を動かすような価値観が、世論として広まっていくっていうのがとても大事なんじゃないかと思います。

濱田 :

やっぱり、問題をまず可視化する、可視化した上で話題にして、それに対して働きかけを続けていくっていう。一晩で全部が変わるっていうことはなかなか何の制度にしてもないので、制度にするっていうのはやっぱ時間がかかりますが、その時間がかかっている間で

も人は生きていて、今日食べるもの、住む、寝る場所が必要なので、そこを荒井さんたちがサポートしてるっていうような感じの、両方を組み合わせてちょっとずつ、時間はかかるんですがやっていくしかない。例えばそういう活動している人を選挙の時に公約とかをチェックして投票するとか、公約のなかに対策入れてもらうためにロビー活動するみたいなこともしながら、少しずつ時間をかけて変えていかないといけないところなんで。根本を変えるって、やっぱそういうところを、地道な活動をしていかないといけないんじゃないかなって。

質問者 A :

ありがとうございます。制度とか、そういう話以前に、まず世論を変えていかないといけないっていうお話を先ほど小田川さんがしてくださったと思うんですけども、そこがすごい住宅問題、住まい支援のとても重大なことなんだなっていうことが再確認できる言葉だと思いました。

小田川 :

ご質問ありがとうございます。あと、お話したいなと思うのはですね、低所得者が住める住宅を増やすということが確実に必要だということですね。住宅手当があったとしても、その金額で借りれる住宅がなければ、やっぱり住めないものは住めないわけですから、困窮者が住めるような住宅が必要だと思っています。そういう民間住宅を増やす。公営住宅が増えないのであれば、低家賃で提供するその他の住宅を増やす。そこには住宅手当もくっつけてっていう工夫が必要ですけども、そこへの誘導ですね、インセンティブをどうつけていくのかといったところも政策の課題なのではないかと思っています。人々の考え方の変革っていうのも大事ですけども、それとは別に、政策としては、そういういろんな工夫がなされていくべきだろうと思っています。待ち遠しいです。

質問者 B :

今日の講演、どの話もすごく面白く、勉強させていただいていたんですけど、様々なことをこれから政策決定の過程で政府に求めていくことになると思うんですけど、その政府にも財源とかの限度がある中で、企業との連携っていうのも一つ大事な部分なのかなと思っていて、今日お話を聞いている中で、荒井さんのサンカクシャさんの話に企業っていうワードが何回か出されていて、そういったところに関して何かお考えがあったらもう少し詳しくお聞かせ願いたいなと思いました。

荒井：

そうですね。企業には二つあって、地元・地域の企業と、大企業みたいな、ざっくり分けると。地元・地域の企業は、割と地域のために何かしたいって昔から思っていたりして、なおかつ SDGs の影響で何かしなきゃいけないって思っていて、営業に行くともめっちゃ連携がやりやすくなったんです。これは現場レベルでの話で、昔だと、子どもの貧困に対して「そんな子いるのか」とか、「海外の方が困ってんじゃない」だとか言われていたんですけど、今は何の話をして「いいね」、「何ができるか」って話から始まるので、やっぱ時代は変わったなってすごく感じます。

そういう話はそれでいいんですけど。もう少し大企業とかがお金を投じる、民間の再分配みたいな感じができたらいいのかなとちょっと思っています。これもすごい難しいんですけど。グローバルとかだと、IT 人材が足りないから、若者の就労支援とかすごい力を入れたりするんですよ。それでも究極はやっぱり企業のためだったりして。私達も外資の企業と連携すると、正社員の就職率とかをすごい追及されたりすることがあったりとか、「自立させてくれ」という、圧みたいなのが結構かかってくるので、もうちょっと現実を知ってもらいたいなっていうのと、そんな自立しやすい子ばかりだけじゃないなっていうのと。

やっぱり、（企業の人たちは）ある種、競争を勝ち上がってきた人たちなんで、いい高校入って、いい大学入って、いい会社入って、たくさん納税するみたいなルートに当てはまらない子たちがいるってことをちゃんとわかっていたいただきたいです。企業側の人たちの、ある種視野の狭さみたいなのが結構大きいなと思っています。なので、もっとやっぱ現実を知ってもらう必要があるんじゃないのかなって思っています。みんなエリートなんで周りもエリートなんです。だから、「みんな就活して当然でしょう」みたいな感じなんですけど。家で引きこもってゲームばかりして YouTube 見てる若者を見ると引くみたいな。そういう世界の人たちもたくさんいるので、やっぱりいろんな人のそういう価値観と現実認識が変わってほしいなっていうのはあって、そこの橋渡し役になればいいと思います。最近、意欲的な人が私財を使ったりとか、企業の役員とかもすごい大きい額を寄付してくれたりとか、変わってきているなっていう感覚もあります。とにかく現場をいろんな人が知っていくべきじゃないのかなと思うので、そういうところへの発信もちゃんとやっていきたいっていうのはすごい思っています。

濱田：

ありがとうございます。学生の方々からご質問をいただけて、とっても良かったと思います。

今日のトークイベントとかパネルディスカッションをきっかけにして、さっき「話題にしていく」とか、「話を周りの人として、問題を可視化していくのがまず一歩目として大

事だ」っていうことだったんですが、今日のイベントをきっかけに皆さんも周りの皆さんとこういうお話してみたりとか、仕事の話だけじゃなくてですね、住まいの話とかもしてもらえたらいいなというふうに思ってます。なので、これでおしまいではなくて、今日が入り口というか、きっかけになって、またこの問題について考えたり、行動する人が増えてたらいいなというふうに個人的には思っています。どうでしょう、最後に何かありますでしょうか、お二人から。

小田川：

私は今、日本で貧困が広がっているなかですね、仕事が不安定だっという人がとても多いし、それがもうある意味普通、みたいな地域もあるわけですので、「仕事が不安定でも、住まいは安定」という状態をいかにつくり出すかが課題だと思っています。仕事がなくとも、不安定でも、やっぱり生きていくわけで、生きていくには住まいは絶対に安定的に必要なわけですから、「仕事は不安定でも、住まいは安定」という状態をつくり出す制度、政策をしっかりと考えていきたいな思っています。そして、これは多くの皆さんと課題認識を共有して、声を大きくしていくことで実現に近づいていくんだらうと思いますので、今日は皆さんとこのテーマでいろいろと一緒に考える時間を持てたこと、本当にありがたいなと思っています。今日はありがとうございました。

荒井：

感想みたいな感じですけど、私、「ちゃんと声を上げて、政策とかに何かしらの影響を与えてみたい」って思ったのは、結構このイベントに呼ばれて、事前打ち合わせして、というのが大きいなと思っていて。割と「何したらいいかな」と考えて、今日ですごい大きなヒントをいただいたなって気がするので、これからちょっと私達も、多分ユニバーサル志縁センターの方々と一緒に声を上げて、この住まいの取り組みがどう広がっていくのかっていうのを、ぜひ皆さんに見届けてもらいたいなと思います。今日の話聞いて、私達は私達なりに頑張りますけど、一人ひとり、多分、何か行動していくっていうのがすごく必要な気がするので、今日のこの場に参加した人たちは、ちょっとでもいいので、何か行動に移してもらえたら嬉しいです。やっぱり一人ひとりが変わっていったり、世論を作っていくっていい限り、誰かがやってくれる問題ではないってことはすごくよくわかったので。私達も頑張るんですけど、今日聞いちゃった人たちは、何でもいいと思うので、何か形にできたらいいんじゃないかなと思っていますので、ぜひ一緒にやれたらいいかなと思います。ありがとうございました。

濱田：

ありがとうございました。知っちゃった皆さん、ぜひこれから一緒に何かしていきましょう。ということで、このあたりで今日のイベント「困窮する若者と住まい—政策形成に市民はどう参加できるのか—」をおしまいにしたいと思います。オンラインで参加の皆さん、遅くまでありがとうございました。会場の皆さんもありがとうございました。最後に、とても面白いお話聞かせてくださった荒井さん、小田川さんに大きな拍手をして終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

小田川：

濱田さんも素晴らしいファシリテートありがとうございました。

荒井 佑介（あらい ゆうすけ）（NPO 法人サンカクシャ）

小田川 華子（おだがわ はなこ）

（グローバル・コンサーン研究所・公益社団法人ユニバーサル志縁センター）

濱田 江里子（はまだ えりこ）

（グローバル・コンサーン研究所・立教大学コミュニティ福祉学部）

特集3 組合によるエンパワーメント —インド SEWA（自営女性協会）の運動から学ぶ—

田中 雅子

はじめに

1972年にインドのグジャラート州で誕生した自営女性協会（Self Employed Women's Association: SEWA）¹は、零細自営女性の労働組合である。世界で最もよく知られている女性の組合SEWAは、ひとりひとりの組合員をエンパワーする活動に特徴がある。貧困女性にも融資を行うSEWA銀行など、組合員が仲間を組織化する手法でインド各地に支部や関連組織を設立し、国内外で積極的に政策提言を行っている。SEWAの活動から学び、日本のインフォーマルセクターで働く女性や若者の運動へのヒントを得るために、Webinarによるセミナーを行った。

以下は、喜多村百合さんによる講演と、伊藤みどりさん、大須賀彩夏さんによる発表、ならびに意見交換の記録である。

概要

開催日：2022年12月11日

登壇者：喜多村百合（元筑紫女学園大学教授、同大学非常勤講師、教育学博士）

伊藤みどり（ACW2元共同代表、介護福祉士）

大須賀彩夏（上智大学総合グローバル学部学生、労働組合でインターンを経験）

司会：田中雅子（上智大学グローバル・コンサーン研究所所員／総合グローバル学部教員）

協力：はたらく女性の全国センター（Action Center for Working Women: ACW2）²

参加者：76名

1. 講演「力をつけるインドの働く女性たち」喜多村百合さん

私は、SEWAの会員である非常に貧しい働く女性たちを取りまく環境について、インドの文脈と合わせてお話しします。私が一番力を入れて調べた会員のライフストーリーから、彼女たちがいかに力をつけていったかという過程を紹介します。

私の専門は文化人類学です。学部では社会学を学び、ジェンダー研究を専門としています。テーマは国際開発です。開発の現場に一体どのような変化が起こっているのか、その中で文化や女性がどのように変わったかを見てきました。対象地域はインドと日本です。SEWAの研究をした後は、女性の政治・経済分野での参加にテーマを変えて、ケーララ州に対象も変えました。ジェンダーに焦点を当てて、女性組織がどのような役割を果たしているかについて研究しました。今は、少子高齢化の研究に手をつけたところです。なお、今日の話は、私の博士課程の時の調査研究をもとにしています。若干資料が前のものになることをお含みおきください。

1.1 インドの貧困・就労事情とジェンダー

インドは、2023年に中国を抜いて人口が世界一になるということで、にわかには注目されるよ

うになりました。GDPは世界第5位であり、2029年には日本を抜いて、中国、アメリカに次いで3位になると予測がされており、巨大な人口を背景に経済成長を続けています。

一方、就労事情は、私が調査した時も現在においてもあまり改善しておらず、「雇用なき成長」がインドの経済を語る上で常にキーワードとして出てきます。発展はしているけれども、安定した雇用が創出されていません。インフォーマル部門で働く人たちが非常に多いです。フォーマル部門は2桁になったので、増えたという印象ではあります。公務員や、民間の大手企業で働く人たちが、つまり労働法で保護された正規雇用の人たちです。それ以外は、インフォーマル部門の労働者です。インドは農村人口が65%ぐらいで、農林業に就いている人たちが多いのも一つの要因ですが、都市部での自営業や、女性たちがやっている家内職など、非常に見えにくいところで働く人たちが多くことが特徴です。

貧困率については、SEWAが設立された頃は、半数以下の世帯が貧困線、もしくはそれ以下の生活をしていました。世界的に貧困削減は進み、インドも例外ではなく、貧困状況は急速に改善されつつあります。しかし、SEWAができた頃は、貧困が深刻だったのです。

世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数ランキングによれば、2022年、インドは146か国中135位でした。国際的には低く、中でも経済的参加と機会、健康と生存、教育で低位です。皆さんご存知のように、日本も先進国の中で非常に低い地位にあります。なぜジェンダーギャップが生じ、改善されないのかについてですが、その背景が可視化されていないと捕捉が困難です。日本をはじめどの社会でも、女性は無償の家事労働である家事や育児、介護を担っています。インドの場合、地域内の冠婚葬祭を手伝うなど、コミュニティ内の仕事もあります。また、家内工業や、農業などの自営の労働にも携わります。都市部であれば家の中で内職をする、日雇い労働に就くなどの有償労働も行っています。インドには、背景に極めてインド的、つまり家父長的なジェンダー規範があり、女性は外に出にくいのです。この規範は「パルダ」と言われています。パルダはカーテンを意味するペルシャ語です。女性がブルカやサリーを顔にかけるなど、社会と女性を遮断することで象徴的に語られているように、女性には行動規制があります。その結果、教育や雇用機会が非常に限定されてしまい、貧しい女性たちは非常に多くの困難を抱えています。

現在、出生率は低下していますが、以前は多産多死でした。また、貧しい世帯では夫が失業している、あるいは病気で働けないといった理由で、妻が家計支持者になる割合が高いです。家内職など様々な家内工業がうまくいかずに借金を抱えている場合もあります。このような女性たちは、SEWA設立のキーパーソンであるイラー・バットさんと出会うことで、自分だけが問題を抱えているのではなく、同じような立場の女性たちがたくさんいることを知り、組織化していったのです。

1.2 SEWAの設立と活動の軌跡

1972年、SEWAはグジャラート州最大の都市であるアフマダーバード市で設立されました。現在の会員数は191万人でインド最大の組織です。グジャラート州ではアフマダーバード市の他、各県に出張所を持ち、その他の16州とデリーに支部を持ち、全国に展開しています。

設立者はイラー・バットという女性です。祖父はガンジーが主導した民族独立運動の支持者、

父親は県の判事で慈善局の担当者、母親がインドの女性組織の州の事務局長でした。彼女自身もおのずと弱く貧しい立場にある人々への関心をもち、それらの問題を何とか変えたいという社会改革の意欲に燃えた人物でした。インドで最も古い繊維労働者組合がアフマダーバードにあり、彼女はその女性部門を任されていました。しかし、その組合は中産階級化していました。そして、女性部門の担当とはいえ、良き主婦となるための研修を期待されていたことが判明しました。貧しい女性たちが多いのだから、彼女たちのために活動できないかと機会をうかがっていたところ、零細自営の女性たちと出会うきっかけがありました。

零細自営の女性たちと言っても想像しづらいと思います。路上の露店で野菜や果物を売ったり、日曜市で古着を売ったりする人や、見えにくい労働ですが、家で内職をして斡旋業者に手渡す人がいました。このような形で、おびただしい数の貧しい女性たちが働いています。農村部では、酪農や農作業の補助をしても、ほとんど女性の収入にならないところを何とかエンパワーしようと、酪農協同組合の組織化に力を入れました。また、伝統的な手工芸はどこでも行われていますが、その商品化の働きかけもしました。SEWAは、このように非常に見えにくいところで働いている女性たちを対象とした組織です。

古着商の女性は、その元手を親戚や地域の高利貸しに頼っており、商売がうまくいかないと借金を背負ってしまうため、借金まみれの生活をしていることをイラー・バットに話しました。家業だけではなく、家族の病気や冠婚葬祭のための借金も背負っていることなど、いろいろな問題を抱えていることがわかりました。そこで、イラー・バットは、ひとりで悩んでいても何も変わらないので、そのような思いを持った女性たちが連帯して問題を解決しようと動かない限り、現状は変わらないのだと説得します。そこからSEWAの組織化が始まり、1972年に労働組合として登録が認められました。

SEWAは登録までに6ヶ月かかりました。労働組合は労使関係が明確にあるところで作られた組合を前提としているため、当局はSEWAの結成に戸惑ったからです。しかし、自営はまさにインドの労働事情を反映させた形態であり、組合の形態でもあるということで認められました。

1972年から、零細自営女性の完全雇用と自立を目的に、様々な労働運動を進めていきました。生存に最低限必要な衣食住と、社会保障や経済的な自己決定、その意思決定における自立を目指したのです。

SEWAが作った様々な活動体の一つが、SEWA組合銀行です。自営女性には元手が必要です。経済的な拠り所となる活動として、自前の金融機関をつくるという話が出ました。また、様々な貧困層の自営女性を支援する事業を拡大していきました。はじめは都市型の組合でしたが、農村部でも展開したことで、SEWAの会員はさらに拡大しました。

当初、SEWAは繊維労働者組合の女性部門として設立されましたが、方針が異なったため、離脱して独自の道を歩むことになりました。SEWAは当事者主体の組織です。構成員の多くが、社会の見えにくいところで働く、非常に貧しい女性たちです。1972年の設立当時、インドの成人女性の識字率は25%と非常に低く、非識字の割合が高かったです。会員の多くは、指定部族、あるいは指定カーストなど差別されていた人々でした。数名ではありましたが、設立当時、イラー・バットをはじめとする高学歴の高カーストの女性たちも入っていました。彼女たちは、

いずれも専門性を持ち、社会改革に強い関心を持っていました。彼女たちは、零細自営女性にとって、ロールモデルのような役割も果たしています。一般の会員と専門性の高い女性の間には、コーディネーターやフィールドワーカーという、ある程度の教育を受けた女性たちがおり、会員たちを支援する役割を果たしています。SEWAは、当初、会員だけで運営しようとしていましたが、組織が拡大するにつれて、銀行などに専門職が必要になり、学歴が高い男女が採用されるようになっていきました。

運動の目的は、働く女性たちが、生存するために最低限の権利と保障を獲得することです。古着商は、中間層から古着を集めて、それを綺麗に仕立て直して露店で庶民に売る生活をしています。しかし、なかなか場所を確保できず、土地開発の中で邪魔者扱いされがちです。取り締まる警官たちからハラスメントを受けたり、賄賂を要求されたりする問題を抱えていました。また、見えにくい場所で働く代表格である家内職の女性たちは、自分たちを労働者として捉える意識が全くなく、斡旋業者に安く労賃を買い叩かれていました。前日の2倍の商品を作っても同じ労賃しかもらえず、不合理だと感じて戦う術がありませんでした。こうした問題を共有し、次々に解決していく、すぐに解決できなくても、自分たちの働く場や、働く姿を可視化していく戦術を取ることで、社会の認識を獲得していくようになりました。働く場の権利に関しては、最高裁まで争って勝訴し、SEWAは露天商の女性たちにIDカードを配りました。彼女たちは、SEWAの会員として、堂々と働く場の権利を主張し、生業を続けることに成功しました。

貧しい女性たちの就労と生活を支える事業の中に、識字や研修、広報があります。現在はSEWAアカデミーの中で行われています。非識字者は、自分で新聞に投稿することはできません。そこで、映像を使って直接、自分たちの存在をアピールする手法を考えました。この方法は功を奏して、市のニュースに取り上げられるようになり、自分たちの存在を可視化させる効果がありました。非識字の会員たちもビデオ部門に入って、カメラ操作の技術を習い、撮る作業をしていったのです。

労働組合の運動は、協同組合の機能も合わせもっています。単純労働や未熟練労働に就く女性たちが生産したものは、非常に安い値で買いたたかれていました。彼女たちは、SEWAを通じて技術指導を受け、いかに自分たちが付加価値のつかない労働をしていたのかを理解しました。そして協同組合を作ることによってアイデアを持ち寄り、さらに生産技術を獲得し、いかに自分たちの商品をより良い条件で市場に出していくか、また生産管理上の技能の習得も合わせて行っていました。

女性運動も労働の柱です。男性がいると引っ込み思案になってしまい男性に任せがちですが、男性と対等な女性であることを目指しました。このような活動を通して、今まで「誰々の娘」であるとか「何々さんの奥さん」だとか、「何々ちゃんのお母さん」としか呼ばれていなかった会員たちが、自分たちを名前で呼び、働く女性であるとアピールすることは、自身のアイデンティティをもって自信を得ていくことにつながりました。

零細自営の貧しい女性たちが抱える問題はたくさんあります。SEWAは、もともと労働者としての権利意識はもちろん、労働者であるという意識さえ希薄であった会員たちに、自分たちが立派な労働者であり、国のGDPに大きく貢献している人間であることを知らしめ、生活領域

の労働の場で起きる問題を明らかにしていきました。

正規部門であれば福利厚生という形の支援がありますが、SEWAの会員は自らそれを立ち上げました。小商いをする会員が元手を得るために自前の金融機関ができないか発案されたとき、高カーストの女性たちは、そのようなことはできるだろうかと思いをしました。しかし、会員たちは、自分たちは貧しいかもしれないがたくさん会員がいるので、数ルピーずつ集めても原資ができると言い、かなり時間はかかったものの、自分たちの金融機関であるSEWA銀行を立ち上げました。そこから会員は必要ときに小規模融資を受けます。火急のときに引き出せる貯蓄を推奨する活動になりました。SEWA銀行はSEWAの活動の代名詞であることを、強調しておきたいと思います。

SEWAの設立2年後にSEWA銀行は設立され、ここから保健部門も立ち上がります。SEWA銀行で融資を借りて返済できない事例の背後には、必ず、家族か本人の病気が理由で仕事が続けられないという事情が見えてきました。身体の健康と地域の公衆衛生が重要であることから、保健事業が始まりました。非識字ですがトレーニングを受けて、保健ワーカーになった会員もいます。地域を回って貧しい世帯に貢献をする活動をしました。また、家内職は生活の場が仕事場でもあるため、住宅支援も欠かせません。さらに、斡旋業者などのエージェントとの関わりで発生するトラブルに対応する法的支援も始めました。その他に、小規模保険もあります。現在、インドでも保険制度が拡充されてきましたが、貧しい層が少額の掛け金で加入できれば、無保険よりはセーフティネットとして機能します。この制度を結構早い段階で始め、生命保険や災害保険をつけていっています。

働く女性には、託児や保育が欠かせません。会員たちは自分の職場に託児室を作ったり、地域で保育所を作ったり、国が保育制度を整備するときに、それが現実に適っていないと政策提言をしました。

一方、SEWAの農村での活動は、本部のある都市部のようにはいかず、困難がありました。まず、労働組合の組織化に取り組みました。農村での補助作業は、ほとんどお金にならず現物支給で、一日働いても卵を10個もらうだけで女性たちは不満をもっていました。SEWAは、労働運動を組織化すれば、地主が態度を変えると期待していました。しかし、農村は余剰人材を抱えています。「お前たちが不満だったら、他の人達に頼むから」と地主に言われてしまい、労働組合は実効性を持ちませんでした。そこで、代わりの収入向上事業として、協同組合活動を導入しました。手工芸協同組合や酪農協同組合が軌道に乗り、農村部の会員世帯の生活水準が向上していきました。

女性が収入を得ると、即家族の健康や子どもの栄養、あるいは教育につながると言われており、そのような効果が見られました。また、女性が組合活動に関わることで、家庭や地域での女性の地位に変化をもたらし、夫や姑、舅との関係が変わっていきました。さらに、そのような活動をする母親を模倣する子どもたちの存在も追い風になり、地域である程度リーダーシップを持って活動する主体になっていきました。

手工芸品は、都市部のアウトレットで販売しています。かつてはレセプションセンターの1階の販売スペースに雑然と置いて売っていましたが、しかし、市中の同業者に負けない競争力をつけるために、ブティック化されたところで自分たちの手工芸品を販売するようになりました。

商品につけられたタグには、「ここから得た収入は農村の貧しい女性たちのための活動に還元されます」と書かれています。

酪農協同組合の設立にあたっては、SEWAのコーディネーターが何度も村にやってきて、協同組合の仕組みや、なぜ出資金を出さなければいけないのか、水牛の飼い方などを、女性たちに事細かに共有しました。その後、53の酪農協同組合が立ち上がりました。私は3つの村で調査をしたのですが、どのような属性を持った会員がいるか、都市からの近さなどの環境などが、活動の成果にある程度の影響を与えていることがわかりました。

SEWAは様々な活動を作ってきましたが、当初からの方針の一つとして、国内に収まりきらず、国際社会にアピールすることを目指して活動してきました。会員数を増やすことができた背景には、天災とゴードラ事件というヒンドゥーとムスリムのコミュニティ暴動があります。2001年に発生したインド西部大地震では2万人が亡くなりました。このような災害や事件が起きると、必ず貧しい女性たちは窮地に陥るため、SEWAは支援活動をしています。災害時には多くのNGOがやってきますが、緊急救援だけで終わってしまい、危機を乗り越えると去ってしまいます。しかし、SEWAは生活支援、その後、生活が安定して軌道に乗るまで支援するという姿勢を貫いてきました。それが会員、あるいはそれを見ていた会員ではない人々に伝わって、会員が増えたと聞いています。

コロナ禍においても、即座に支援活動を開始し、地域によっては会員にマスクを5枚ずつ配るなどのきめ細かな対応をしました。政府に対してはインフォーマルセクターで働く脆弱な世帯への特別な支援の要請を行うなど、非常に活発に動いていることがSEWAのホームページの情報から伝わってきました。

インド国内にはインフォーマルセクターで働く人々が非常に多く、そのような人々が加入している労働組合と一緒に、政策提言を行っています。インドには、首相が議員を指名する制度があります。2001年、イラー・バットはその制度で議員に選ばれました。彼女はグジャラート州だけではなくインド全土のインフォーマルセクターで働く女性たちの実態調査を行って、そこから見えた問題を政府に提言しました。

国際的な活動として、インド以外の国で同じような環境で働く女性たちが組織を立ち上げる時に支援をしています。私がインドで調査をしている時も、多くの視察団が国内外からSEWAの活動を学びに来ていました。また、非常に早い段階で国際機関に政策提言をしています。その一番大きな例は、国際労働機関（ILO）に対して、彼らが定める労働者条項に家内職を加えよと言ったことです。1996年にILOはその提言に従い、家内職が労働者であることが国際規範に入りました。SEWAは、ハーバード大学と国連女性機関（UN Women）の前身のUNIFEMと一緒に、世界中のインフォーマル部門で働く労働者の権利保障の活動を行うNGOを立ち上げました。これは現在も稼働しており、互いに情報共有や活動報告、国際社会に向けた提言活動をしています。

1.3 会員女性の語りとエンパワーメント

まず、イラー・バットと出会ってSEWA結成のきっかけをつくった会員Aを紹介します。彼女は、残念ながら、2004年に60歳で心筋梗塞により他界しました。非常に活発で、私が出会っ

たときは55歳でしたが、古着商をしていました。元手を借りられるのではないかと、彼女がイラー・バットに会いに行ったことがSEWAを立ち上げるひとつのきっかけになりました。指定部族で被差別カーストに属しており、非識字者でしたがサインはできました。彼女はSEWAを立ち上げた頃、子どもが6人いましたが、夫が失職をして自分が家計を支えていました。当初、彼女は、自分自身が困窮からどう抜け出すか、という極めて個人的な問題を抱えていましたが、組織化の過程で働く女性たちのいろいろな話を聞いて、自分よりも更に困窮した女性がいかに多いかに気づきました。自分以外の女性たちの助けになることができないかということも、SEWAの組織化へと向かう原動力になりました。彼女は非常にオルグに長けていて、会員を増やしました。

SEWA銀行を発案したのも彼女だと言われています。最初、まわりの人から、そんなものを女性だけで立ち上げたって半年で潰れると言われました。原資を集めつつもなかなか立ち上がらないのを見て、いつになったら始まるのか、お金を返してくれと言われるなど、いろいろな困難がありました。高学歴中間層のオーガナイザーたちも、無理そうだから、もう少し後で立ち上げよう、今は断念してもよいと思ったそうですが、彼女は、ここまでやったのだから何とか頑張りたいと言いました。このように貧しい女性たちが持つ力強さが、高学歴中間層のオーガナイザーをも動かすパワーを持っていたことを強調しておきます。彼女は、このような功績で銀行の理事を19年務めました。

SEWAは国際会議に必ず当事者である貧しい女性たちを連れて行きます。世界人口会議やデリーで開かれた6ヶ国蔵相会議でも発言させました。彼女は、蔵相会議で大臣に向かって「あなたたちは貧しい人間を見たらみんな盗人と思っているのでしょうか」と言って挑発しました。そして、どんな貧しい人間にも貯蓄や貸付は必要であり、借りても後で返済できる能力があることを強調して、彼らの偏見を払拭しようとしてきました。とにかく当事者の内面を率直にアピールすることによって、彼らの偏見を取り除こうとしました。

また、彼女は保健部門が立ち上がったときも、非常に関心を持ちました。いろいろなテキストがあり、非識字の彼女は苦労しましたが、夫がテキストを読み上げてくれました。彼女がいつも言っていたのですが、非識字者の記憶力は抜群です。彼女は資格を取り、スラムを巡回し、いろいろなニーズがある会員に手助けをしました。「SEWAは実家のような組織。何度も自分たちの問題を聞いてくれるし、私たちは気兼ねなく持っている悩みや問題を話せる」と語っています。

次に紹介する会員Bはムスリムです。ムスリム女性は、家の外に出にくいです。彼女も非識字でしたが、サインはできました。夫はリキシャの運転手で、彼女は家で種類の型を使って布を染める型染めの単純作業をして、斡旋業者に渡す仕事をしていました。子どもを10人抱えていて、うち2人は亡くなっていました。SEWAのオーガナイザーが訪ねてきて、SEWAという組織であなたがやっているより高度な技術指導ができるから見に来ないかと誘いました。オーガナイザーの13回目の来訪で、彼女は初めて腰を上げて出かけました。全く新しい世界に触れて、自分でもやってみようかという気になっていきました。その過程で、自分がいかに単純労働をしていたか、また仲介業者や斡旋業者に搾取されていたかを知ります。そしてSEWAに関わって技術を学ぶこと、同じような会員と組織を作ることによって、事業を助けられる可能性を知

ることになります。彼女は15万ルピー（約30万円）の融資を受けて協同組合を運営し、デリーで見本市を開くなど、活動を広げました。彼女も銀行理事をしており、地域の会員に融資の斡旋やアドバイスをするリーダーになりました。「いろんな問題を抱えた会員に、私はアドバイスをしなければならないので、すごく忙しい」と嬉しそうに言っていました。

ヒンドゥーとムスリムの組織内での融和も気になるところです。特にアフメダーバードは、ことあるごとにヒンドゥーとムスリムが対立する構図ができており、外出禁止令が出たり、暴動が起きたりしていました。そのような時も、彼女は「きょうだいだから」と、宗教に関係なく困った人に助けの手を差し伸べてきました。彼女にとって、SEWAは大きな家族であると言っています。

農村部の女性も紹介します。45歳で農業補助をしていた女性は、地主に収奪されていたので、何かできないか考えていました。息子と娘がひとりずつおり、乾季にはアフメダーバードに出稼ぎに行くという貧しい暮らしでした。そこへ酪農協同組合を立ち上げるためにSEWAのコーディネーターがやってきました。彼女は、都会から教育を受けた女性たちが自分たちに話があるとやってきたことに強い関心を覚えました。どのように新しい世界が見え、知ることができるのかと興味を持って、説明会に参加しました。その後、協同組合の立ち上げに関する様々な研修を受けて組合を立ち上げ、組合長になりました。

はじめは、多くの困難が彼女たちを待ち受けていました。まず、夫をはじめとする村の男たちの強い抵抗に遭いました。酪農協同組合は、かつて男性たちが立ち上げようとして失敗していたので、女性にできるわけがない、まして、女性が家から外に出て、男にできなかったことをやるべきではないという非常に家父長制的な抵抗を受けました。それに対して、女性たちは反発しませんでした。女性たちは家にいるからこそ家畜の世話をし、ミルクの搬出をするという作業を家でできるのではないかと、性別役割分業を逆手に取って説得しました。また、SEWAのオーガナイザーが村にやってきて、村の有力者と関係を作る中で、SEWAに対する信用が深まっていきました。実際にミルクの搬出によって収入が確実に得られる見通しが立ったことで、酪農協同組合を設立させることができたのです。

その他、道路事情を改善するための搬出路建設の陳情など、それまで村の女性たちが経験していなかった活動をしました。彼女は、今では組合長の他に州のミルク連盟で数少ない理事のひとりです。他州で行われる研修にも一人で参加するほど自信をつけました。

他の会員についても言えることですが、夫との関係が変わっていきました。組合設立後の自分自身の変化として、家庭内で何をかうかといった判断を必ず夫と二人でするようになったことをあげました。また、政治にも非常に興味を持っています。選挙の時、インドの女性は大抵、夫の意見に従いますが、村長選挙に組合員が出た時、彼女は自分で投票行動を決めました。

私は都市部と農村部で100人以上のSEWAのメンバーにインタビューをしました。一人ひとりが非常に興味深いライフストーリーを語ってくれました。SEWAは非常に貧しく目立たないところで働いていた女性たちが、生存と尊厳を求めて立ち上げた当事者主体の組織です。それまで、労働、あるいは労働組合は、フォーマルセクター、かつ男性中心の制度と政策でしたが、それらを再検討させるきっかけをもたらしました。そして、完全雇用と保障の獲得を目指して活動し、成果を収めた組織であることを理解していただけたと思います。

組織は設立から50年以上経ちました。会員一人ひとりの力が反映された結果に他なりません。当初、労働者としてのアイデンティティが非常に希薄だった彼女たちに「いや、あなたたちも働く人間で、社会に貢献をしているのだ」と職業的アイデンティティを植えつけました。会員は、SEWA会議という家族や家庭、あるいはコミュニティ以外に所属する場を持つという帰属的アイデンティティを得ました。さらに、それまで男性の陰に隠れる控え目だったジェンダーアイデンティティを、積極的に活動することで変えていったのではないかと研究をまとめました。

SEWAの中は多様性に満ちています。階層にしても、宗教にしても、居住地にしても、境界はあるわけですが、共通のアイデンティティを持つことで、差異を乗り越える連帯が可能になり、今に至っていると言えるのではないかと思います。

私が会員のインタビューをする過程で、イラー・バットと話をする機会がありました。「SEWAには何千人もの会員Aがいるのよ。なぜそんなにAばかりに話を聞くの」と言われました。イラー・バットの発言から、自信をつけ力に満ちた会員たちが大勢活躍している組織であることがわかると思います。

2. 「私の労働組合の経験と日本の労働組合の教訓：SEWAから学ぶこと」伊藤みどりさん

2.1 私と労働組合

「はたらく女性の全国センター」の元代表で、今は介護福祉士です。「ホームヘルパー国家賠償訴訟」³の原告でもあります。

私が初めて労働組合の活動を体験したのは、1970年代です。中卒女子が集団就職する時代でした。当時、無期限ストライキは当たり前で、現場で働いている人たちが交代で組合の専従になることもありました。職場ごとに委員会があり、何千人も集まる全員参加型の集会を中庭で行い、中卒の人たちも意見を言える組合民主主義がまだ残っていました。そんな環境下で刺激を受けて、組合の活動が私のライフワークになりました。

しかし、労働組合は男性中心で、パート労働者が全員解雇された時、労働組合はパートの解雇を認めて御用組合化していきました。労働組合が衰退する境目となった出来事は、1987年の労働組合の全国組織であるナショナルセンターの分裂です。それまで「総評」ひとつでしたが、「連合」、「全労連」、「全労協」と3つに分かれたのです。以来、労働組合が急速に衰退したことを私は自分の目で見てきました。

私は「総評全国一般」というところに参加しましたが、そこも男性中心でした。それでも、1993年、女性たち3人と執行委員に立候補をし、女性として初めて組合の執行委員になりました。1995年には、女子大生の就職難や中高年女性のリストラの嵐の中、女性だけで労働組合を作るのは大変ではないかという気持ちがありました。仲間と一緒に「女性ユニオン東京」⁴を作りました。

2007年には、「はたらく女性の全国センター」というNGOを結成しました。非正規雇用が増えて相談も多くなったのですが、組合に相談したり、労働組合に加入して団体交渉したりするような労働三権を行使できる人は非常に少なかったです。そのような中、労働組合と孤立した女性たちをつなぐ緩やかな居場所が必要だということで、このNGOができました。今もその活

動は続いています。自分の老後の年金生活が厳しいので、2019年からは、ホームヘルパーとして働いています。しかし、介護労働者があまりにもでたらめな出来高払いの働き方をさせられていることを知って、私もスルーすることができず、仲間の相談を受けて3人で裁判を起こしたのです。

2.2 私とSEWAの出会い

1999年に韓国のソウルで開催された世界女性ユニオン会議に参加しました。デンマークの女性労組（CAD）、インドのSEWA、韓国からは結成されたばかりの女性労組（KWTU）、韓国女性労働者会協議会（KWAA）、香港女性労働者協議会、日本から「おんな労働組合関西」⁵と「女性ユニオン東京」が参加しました。会議の背景には、今は故人である塩沢美代子さんというキリスト者が、1981年に結成した「アジア女性委員会」⁶という草の根の当事者が運営する組織の設立がありました。

私は、インドのSEWAから来た参加者と同じ部屋で1週間を過ごしました。この時の出会いは、その後の私に影響をもたらしました。組織的かつ戦略的な活動、参加型教育とはどういうことかを、初めて体験したのです。今でこそ、日本でもシフト制などいろんな形の働き方が出てきて、インドに近くなったと思いますが、当時は、露天商などインフォーマルセクターで働く人が多いインドを遠くに感じていました。

当時の日本では、中高年女性のリストラや女子大生の就職難が問題になっていても、労働組合自体が性差別的でした。女は夫に扶養された方が良いとか、セクハラが起きてもコミュニケーションの一部だとか、組合でパートは主流ではないとか、労働組合の中心メンバーがとても差別的で、女は男によって救済される対象のような感じでした。1995年に女性ユニオン東京を作った頃、組合に加入すれば団体交渉をできると情報提供しても、「主人に相談しなければ決められない」とか、「うちの社長は強面なので、女ばかりで団体交渉をしても勝てないのではないですか」という意見が多く出ました。しかし、その後、押し寄せるように増え続ける相談を受けて要求書を作り、団体交渉を女性自身が行いました。2、3年経つと「主人に相談しなければ」とか、「女だけじゃ勝てない」という人はほとんどいなくなりました。団結権や団体交渉権、ストライキ権という労働三権を使い切りました。

北海道ウイメンズ・ユニオン⁷から、セクハラも労働委員会で扱えると聞き、東京の労働委員会にセクハラ問題の斡旋を申し入れました。はじめは、できないと言われましたが、その後、会社と交渉をする前に労働委員会と交渉するようにしました。東京の労働委員会にセクハラ問題を取り扱わせたのは、私たちが初めてでした。

非正規で働く公務員の問題は、現在「はむねっと」⁸という女性中心のグループが結成され、全国的な素晴らしい流れになっていますが、以前から公務非正規問題はあり、パートタイマーだけの労働組合を作っていました。今も語り継がれているのは、国立情報学研究所で働く国家公務員の非正規の組合です。裁判を起こしても勝てないからやめた方がいいと言われて、ほとんどの弁護士が引き受けてくれない中、一生懸命に組合を作って裁判を起こしました。東京地裁が初めて地位確認の判決を出しました。高裁では負けてしまいましたが、その判例が活かされて、今は非正規公務員の人たちが損害賠償請求を出せるようなところが出てきています。な

女性ユニオン東京が全員参加型の運動をできたのかについて『賃金と社会保障』という雑誌に連載しているため、ぜひご覧ください。

女性ユニオン東京は、結局80%は団体交渉権だけで解決をしていて、裁判をやった人はわずかです。女性の力だけでここまでできたことを知っていただきたいです。

2.3 個別紛争解決型労働組合の限界

1999年頃を境目に労働法が次々に改悪化され、非正規化が急速に進んでいきました。1995年に結成した女性ユニオン東京は、全員参加型の活動スタイルでしたし、議論もすごく活発でした。しかし、10年経つ頃から私も含めた専従中心の組織に変質してしまいました。みんなが自分で経験を積むのではなく、経験者に頼るようになりました。労働組合を自動販売機に例えると、組合費を支払うとサービスを受けられる、そして、サービスが悪いとドンドン叩いたり、サービスが出ないと言ったりするのは。そのような代行主義的な個別救済型ユニオンでは、経験や専門性さえ特権になります。そこから依存的な関係が生まれます。女性ユニオン東京ではいろいろなことをやらされるのが嫌だからと、別の組合に行く人も現れる事態になりました。

その頃、私たちは、アジアやアメリカの労働運動から参加型教育を学びました。自動販売機型ユニオンではなく、サラダボール型、いわゆるエンパワーメント型、リーダーがたくさんいるスノーフレイク（雪の結晶）型ユニオンについてです。一人ひとりが持っている力が発揮されるよう、リーダーを一人がずっと続けるのではなく交代可能なリーダーシップにするとか、いろんな興味を引き出して小さいグループを作っていくことが必要であることを学びました。韓国女性労組のメンバーの発言の「組合員にできることを絶対に代行してはならない」という大原則は、とても印象的でした。

私たちが制作したものに『対話の土壌をか・も・すワークブック』があります。一人ひとりが自分の意見を言えて、また、いろいろな人の意見をきちんと聞くことを学ぶためのものです。アジアやアメリカの労働運動が活発なところには、参考になる教材があります。2004年に日米働く女性のワークショップをやり、いろいろなことを学びました。日本の労働運動と全く違います。日本の人たちにも通用するのを含め、日本で8回のワークショップを行って、1年間かけていろいろな言葉を選んで作ったのが、このワークブックです。これは今も発売しています。

はたらく女性の全国センターは、2007年以降、相談員トレーニングを行っています。私たちは組合員の話聞くためにいるのであり、組合員にアドバイスをして引っ張っていくためにいるわけではありません。自分で選択することを身に付けるのを手伝えるためにいるのです。トレーニングは6回シリーズで1回4時間と長時間ですが、「大丈夫、私の言うことを聞けばうまくいくから」と本人が選択する力を奪うためにいるのではないことを実践的に学ぶワークショップもやっています。

2.4 ホームヘルパー国家賠償訴訟

1999年以降、日本では労働破壊が急速に進みました。非正規雇用が女性の半数以上を占める

ようになり、フリーランス、非正規雇用、シフト労働と、まさにインフォーマルな労働が日本でも拡大してきたと思います。

私は、今ホームヘルパーとして出来高払い制で働かされています。厚労省は労働者と位置付けましたが、実際には労働基準法を守れないのが介護保険制度です。ベテランヘルパーさんが、国を相手に裁判したいと言いました。私は、国を相手に裁判をしても勝てない上にお金もかかり大変だと思いましたが、この歳になって、命がけで働くだけでも大変なのに、裁判を起しました。裁判は一番で負けましたが、私たちの裁判以降、介護保険制度がいかにか高齢者、障害者、働く人にとって酷かが可視化され、一気に声が上がりました。高学歴の富裕層も含めて反対意見が出たことで業界が動き、今回の国会において上程されそうになっていた介護保険制度の大改悪は、一旦ストップしました。負けてもチャレンジする人たちがおり、その積み重ねの中で少しずつ改善されていきました。

ホームヘルパーもですが、働いても貧乏という人が増える中、インドのSEWAの歴史から学ぶことは今の日本にはとても大きな意義があります。

3. 「学生にとっての労働組合：そのハードルと可能性」大須賀彩夏さん

3.1 労働組合での経験

私は、もともと国際協力や持続可能な開発目標（SDGs）に関心がありました。大学1年生の頃は、社会問題解決のサークルに所属して、SDGsのゴール別に学生向けの海外ボランティアの企画や運営をやりました。次に、国際協力NGOのインターンとして、半年ほど、SNSによる広報の担当やイベントの運営や実施後の手伝いをしました。

大学3年生の時に新型コロナウイルス感染症が拡大したので、地元に戻りました。そこで、外国人の労働問題がメディアに取り上げられているのを知りました。私は日系人の友人と小学生の頃から一緒に過ごしてきたので親しみがありました。そこで、半年ほど休学して、地元で日系人を多く組織化している労働組合にインターンとして参加し、労働相談や団体交渉を初めて経験しました。

大学に戻ってからは、労働組合とNPOが一緒になっている団体のインターンとして、技能実習生や女性労働者の問題に取り組みました。労働組合でインターンをするのは、日本では稀ですが、海外では学生を対象にしたオーガナイザー育成プログラムもあります。私は国際協力NGOでインターンをしていたので、それを参考に地元の労働組合でもインターンとして学生が活動する仕組みを作りました。東京の団体でも、同じように学生が労働組合に関わることを制度化しました。

3.2 Z世代の学生の特徴と課題

Z世代とは、団塊の世代（X）とミレニウム世代（Y）に続く、1996年から2010年頃に生まれた世代を指し、現在、在学中の大学生も含まれます。Z世代は年齢だけでなくその価値観にも特徴があると言われていています。それは、社会問題への関心の高さです。Z世代は、新自由主義の影響を大きく受けています。家庭内でヤングケアラーの役割を担っていたり、ジェンダーバイアスに違和感を覚えたり、学校への従属に対する反発など、生きづらさと毎日戦っています。就

活を大学3年で始めないと遅いと言われるなど、競争の激化もあって、インターンなど他の人と差別化できる経験を得ることも重要です。このような環境下で育ったZ世代には、経済成長への夢は持たず、社会に違和感を持つ人が、私自身を含めて、まわりに多くいると感じます。

Z世代のもう一つの特徴として、人種や性別の多様性が高いという調査結果もあります。その影響で、様々な社会問題に関心が強く、社会変革への意識が強い世代でもあります。自分に関係のないマイノリティの問題に対しても、自分を取り巻く環境として、どうかしないといけないという問題意識を持っています。コロナ禍で国内の貧困やマイノリティの問題が見えたことで、私が所属していた東京の労働組合には、200人近い学生が自分に何かできることはないかとやってきました。組合側が、学生も現場に参加できることを提示すれば、Z世代には、反応する人が一定数いることがわかりました。しかし、関心のある学生を巻き込みきれていないのが現状です。

まず、学生を取り巻く環境が、社会問題への関心を薄れさせていることが問題だと思います。私自身も、関心はあっても自分に何ができるかわからず、はじめに社会貢献サークルという選択肢が現れたから選んだだけでした。しかし、そこでの活動だけでは、社会問題の理解や解決ができないまま、自己満足で終わってしまいます。その後、モヤモヤが解決されないまま焦っているうちに、就活に挑むことになります。そんな学生は、今流行している「SDGs就活」をしているだろうと思います。

企業の社会貢献度の高さに関心がある学生は、「SDGs就活」やサークル活動など身近にあるものしか見えていません。学生は、自分の関心を自分が最適だと思う選択に反映できているか、そして自分の選択の背景には誰のどういう意図があるのかをきちんと振り返る必要があるのではないのでしょうか。社会問題に関心を持っていても、実際に社会運動に加わって声をあげたり、政治や社会の仕組みを変えたりすることがなければ、その社会問題を解決できません。日本国籍者なら投票権もあるし、大学にも通って、関心事についての知識を苦せず得られる環境が整っています。迫害されて自分の生活が危うくなる危険性は、声をあげられないマイノリティの方たちと比べて低いはずですが、それをきちんと理解して、自分がこれまで学んできたこと、自分が持つ特権をどう活用するか、特権がない人のために、それをどう有効に使うかを考えたいです。また、自分がどの立場で社会の構成員になるのかを考えることに時間を費やしてほしいです。積極的にSDGsに取り組んでいると主張する企業は、多くの学生に応募してもらうために、会社の良いことしか言わないでしょう。SDGsのゴールのごく一部にだけ取り組んで、資源を大量に破棄したり、男女差別が酷かったり、ハラスメントがあったりする職場もあるでしょう。また、自分が所属する会社だけでなく、下請けや取引先も含めて見ると、自分が知らず知らずのうちに搾取する側になることはあり得ます。「SDGs就活」をして選んだ企業が、ブラック企業だったという相談を受けたこともあります。学生にとっては、「SDGs就活」や自分で起業することだけが解決策ではなく、活動の場として、労働組合という選択肢もあるのです。

3.3 日本の労働組合

労働組合法に基づいて、労働条件の改善を目的に、労働者が結成するのが労働組合です。二人から結成できます。労働組合には、大きく分けて、企業別労働組合と個人加盟労働組合があ

ります。日本では、ひとつの企業に所属する人たちで構成する企業別労働組合が圧倒的に多く、その上に産業別労働組合がある業界もあります。日本の労働組合運動の問題点は、男性中心、正社員中心、年配者中心、日本人中心、企業内中心であるの5点です。

一方、個人加盟の組合は、産業別ではなくジョブ別で組織しているものもあります。正社員ではなくパートでも、性別や国籍を問わず、ひとりから入れます。しかし、先ほどの5つの課題は、個人加盟労働組合にも共通しています。労働組合は労働者を主体に構成される団体ですが、主婦や失業者、学生も入れます。しかし、既存の労働組合では、若者や学生を「ブラックバイト」と闘う当事者としては扱うことはあっても、仲間とはみなしません。労働組合は高齢化してきているので、若い世代をオーガナイザーとして育成するなど、次世代に運動をつないでいかなければ、労働組合の存在は危ういと感じました。組合側も、Z世代や若者との関わり方を真摯に考えるべきではないでしょうか。学生も労働者以外の立場で関わるすることができます。労働組合の活動を通じて社会を変える可能性は非常に大きいと思っています。

私は、労働組合に関わる前、いろいろなことに挑戦しましたが、社会の仕組みを理解できず、もやもやが、募るばかりでした。しかし、ある労働相談に関わったことで、他の社会課題とつなげて考えられるようになり、社会の構造を捉える視点が身につきました。労働組合に参加する学生は、自分で会社と交渉して労働条件を向上させたり、ハラスメントの非を認めさせたり、小さな成功体験を得られます。私にとって、この経験は非常に大きかったです。エリートでも権力者でもなく、何もない自分も状況を変えることができるのだという自信と、組合活動で社会を変えていけるという確信を持つことができました。

労働組合による社会運動には強みがあります。まず、労働組合は、法律で保障されている組織です。企業による環境汚染やハラスメントを個人が公にしても、営業妨害などと言ってスラップ訴訟を受ける危険性があります。また、企業は個人の話聞く義務はありませんが、労働組合が提示する話し合いを企業は正当な理由なく拒むことはできません。全く聞き入れないような対応は違法行為に当たります。

また、集団となることで、個人より大きな力で働きかけることができます。労働組合は構成員の助け合いにより成り立っているため、みんなで協力して変えていく力は何も変えられません。このような方法で、環境やジェンダーなどの社会課題に取り組み、実際に社会を変えることも可能です。私は、労働組合を通じた運動は社会を変える近道になると思っています。

3.4 学生として労働組合に関わる

2022年の9月頃から、私は他の学生たちや労働組合と一緒に、ある技能実習生の妊娠問題に取り組みました。彼女は、自分が妊娠したことを監理団体に告げた際、帰国か中絶かの2択を迫られ、日本で出産を希望していたために失踪を余儀なくされましたが、私たちが一緒に権利を求め闘ったことで産休の取得を実現しました。

この事例では、一般に労働組合が行うことを学生が中心となって実行しました。まず労働相談にのって事実を整理した上で、当事者と一緒に主体的に会社と交渉しました。技能実習生は、借金をして来日していたり、会社に住居を知られていたり、権利を行使することが非常に困難な状況にあるので、生活支援の資金を募ったり、共に闘うための基盤形成を支援しました。闘

う上での不安を取り除くために、何が起きているかを理論的に解説して、安心して権利を行使できる環境づくりに努めました。また、当事者に対して、毎回の団体交渉や抗議行動をなぜ行う必要があるのか、その社会的な意味を伝えました。社会問題に関心のある学生だからこそ、当事者をとりまく問題とその背景を理解したいという思いが強くありました。一つひとつの抗議行動や当事者への働きかけを通じて、私たち学生の熱意が伝わり、一緒に闘おうという意識が双方に生まれたのではないかと考えています。

また、組合との間では、技能実習制度の経緯や論点、女性労働の問題、移民労働の背景など関連分野について議論し、事例の理解と実践で理論を活かすことに時間と労力をかけました。その結果、国際女性デーにアクションを起こすことと、サプライチェーン・マネジメントの視点から、企業の責任を追及することができました。この実習生の事例は特殊なものではないことを社会に訴えることができました。

既存の個人加盟の労働組合は、人手不足でもあることから、個別事案を解決する駆け込み寺として揶揄されがちです。時間も関心もある学生がともに解決に取り組むことで、運動を広げる可能性があると考えています。学生は、デジタルネイティブであることを活かしてSNSを活用できます。若い世代の学生や技能実習生にも働きかければ、闘う仲間を増やすことに繋がります。学生に限らず、通訳や映像記録など、自分の得意なことやクリエイティブな関わり方をする人が他にもいれば、より大きな展開ができると思います。

学生が労働運動に関わることで、当事者の技能実習生、学生、組合それぞれに変化がありました。技能実習生は日本の衣食住を支えている日本に必要な存在だからこそ、学生の私たちも一緒に闘う必要があるということ当事者に伝えました。彼女は、自分が失踪する原因を作った企業の責任を認めさせるためにストライキをしました。彼女は「みんなと一緒に闘っているから不安はない」、むしろ「やりたい」、「頑張りたい」という思いを語っていました。最大の成果は、学生と当事者の双方が技能実習制度の廃止を目指すことに同意をし、共にプロジェクトを立ち上げたことです。学生は、当事者が抱えている問題は制度によってもたらされていること、制度は変えられることを丁寧に説明しました。その後、当事者も制度の廃止へと声を上げるようになりました。他の技能実習生を誘ったり、ビデオ作成に協力したり、仲間を集める役割を担うようになりました。個別の労働問題から社会運動に移行する動きを当事者と共に作ることができたのです。

他の労働問題にオーガナイザーとして取り組む学生も生まれ、学生が組合活動にどんどん入っていくようになりました。労働運動の重要性に気づき、当事者と連帯する方法を学んだからです。他の事例への関わりを通じて、ジェンダー問題への理解が深まり、さらなる知識をつけるために大学院に進学する人が現れました。労働組合で一つの事例を学生が中心となって担うことでその重要性を理解し、ずっと関わりたいと考える人も出てきました。しかし、それでも運動を離れる人の方が割合としては多いです。理由はどこにあるのでしょうか。

3.5 継続を阻むハードル

組合活動に関わった学生の多くは、就活をすることや、企業の人間になることに抵抗を感じています。しかし、運動を続けることにも困難があります。学生に限らず、すべての人が運動

に持続的に参加できるようにするために改革すべき点が3つあると思います。

第一に、学生らが具体的な事例に主体的に関われるような立場を用意することです。私はインターンという名前でしたが、労働者ではないという理由で、組織化を議論する場に入れず、見学者のような立場でしか携われなかったことがありました。組織を守るためのリスク軽減として、そのような体制しか作れなかったのかもしれませんが。当事者の相談にのるときやアドバイスをするときに、どの立場で言えばいいのか迷い、本当に伝えるべきことを伝えられないことがありました。

学生に限らず、組織化を担うオーガナイザーを育成する場がなく、その方針がはっきりしていないことは、組織の継続や今後の労働組合運動の発展において問題だと思います。社会問題に関心のある学生が組合に関わる際、自分が当事者として闘うことを想定していない人もいます。オーガナイザーの育成と、そこに割く時間を作り出すことも必要ではないでしょうか。

問題を個別化せず、理論と結びつけてその構造を解き明かしていくことは、社会運動へと展開する可能性につながります。学生にとって、個別の問題を社会問題に広げて考えることができる環境は魅力的であり、労働組合にしかできないことだと思っています。そして、労働組合にとっても、労働者の労働環境改善を理論と結びつけることは重要だと思っています。さらに、社会問題として取り組んだ先に何が達成できるのか、オルタナティブな未来をイメージできるビジョンをいかに作り出せるのかを、オーガナイザーは常に意識する必要があります。取り組みに自信と確信を持たせることは、学生が長期的に携わりたいと思うことに繋がります。

しかし、長期的に携わりたいと思っても、組織の権力構造がそれを阻むことがあります。組織や運動内でも、あらゆるハラスメントは絶対にあってはならないことです。言っていることとやっていることが違えば信頼を失います。誰も、そのような環境下で我慢して頑張ろうとは思いません。社会を良くするための活動だからといって、ハラスメントが絶対に起こらないという保証はありません。運動側は常に内部の権力構造と向き合うことが求められていると思います。

社会を変えるために、組合活動や社会運動を最優先にしなければならない気持ちもわかります。しかし、個人に無理を強いたり、メンタルヘルスを軽視したりする風潮や、プライベートと両立できない環境は、運動に長期的に関わることに支障をもたらします。こうした問題を常に意識していかないといけないと思います。

3.6 労働組合運動の課題

私も、関わっていた組合でオーガナイザーとして活動を続けたいと思っていました。しかし、自分が当事者として労働争議を起こした経験がないと専従職員になれないと言われました。他の労働組合でも専従の世代交代の話が上がっていましたが、ハラスメントや権力構造があるために、若者への権限移譲はされませんでした。その頃、私は、自分を犠牲にして、カツカツだった自分に気づきました。

組合での経験から、私は、社会を変えるには組合の運動の効果は大きく、近道であることを実感しています。それがもつ潜在的な力への確信は今も変わっていません。組合活動は本当の民主主義社会を形成するための第一歩だと思っています。私は何らかの形で必ず労働運動に携

わっていききたいし、作っていききたいです。だからこそ、今も葛藤しています。組合運動に関心がある人、既に活動している人と共に、今日話した課題を考えていけたらと思っています。

組合の課題も正直に話したのは、組合活動に力を感じた学生が、世代を超えて組合の将来を考えて一緒に改善し、もっと力を持った組合を作っていくためです。今ある知見や知恵を継承できること、成功体験を実感できることは組合ならではの長所です。組合側も学生はじめ若者をオーガナイズすることに力を入れてほしいと思います。

自分の特権を人のために活用していくことで、世代間や意思を超えた大きな連帯が生まれて、社会をより良くしていけるとと思っています。特に社会運動の現場、労働組合の活動では、常に可視化されない問題や、そのような人たちへの想像力が必要とされます。社会運動はそのような不可視化される人のためのものだと思います。これに常に向き合わず、正義で自分たちの活動を正当化してしまえば、向き合うべき問題は見えなくなってしまう。せっかく良い戦略を持っていても長続きせず、むしろ危険性を持つ運動にすり替わってしまいます。こうした課題から目をそらさず、みんなで考えて取り組んでいけたらいいなと思います。

4. 意見交換

4.1 伊藤みどりさん

喜多村さんに聞きたいのは、高学歴中間層が貧困層をオーガナイズするときに問題はなかったのかという点です。私の体験では、日本ではそれがうまくいきませんでした。SEWAの場合、労働者ではないと言われてきた女性たちには力があり、高学歴中間層の女性たちが、さらに力になるような情報を提供することで成功したような気がします。

私は、「対話の土壌をか・も・すワークブック」を作ったとき、パウロ・フレイレと農民の会話を思い出しました。「先生、あなたはいろいろなことに詳しく、言葉も話すことができすごいですね。でも、お米の作り方は知りませんよね」と言われて、パウロ・フレイレは反省します。知識を持った人が知識を持たない人に一方的に教え込むことではなく、実際に生きている人の知恵やニーズと、知識や理論が結びついたときに一番力になるということを学びました。

私に足りなかったのは、高学歴の女性たちに対する特権への自覚です。「あなたたちにはどうせわかるわけがないだろう」と考えるような自分の経験だけに頼る驕りがあったのかもしれませんが。インドのイラー・バットさんがやったような形で、理論と経験をつなげば、自分の経験に照らすと間違っていると思うことでも、個人が選択した道を認めることからお互いが成長できるということを、今日のお話を聞いて感じました。

大須賀さんのZ世代の体験からは、とても学ぶことができました。最後の「自分の特権に自覚的になる」「ない人のために活用する」「正義で自分たちの社会運動を正当化する危険性」という3つに共感します。学歴もなく、工場労働者から始まった私自身は、いろいろな面でマイノリティと言えます。しかし、マイノリティである私に特権がないのかと言うと、経験があります。経験豊富ということさえも特権になってしまいます。労働組合活動をやってきたので、労働法についての専門知識は、初めて運動に参加した人より詳しくなっていきます。専門性を持つこと自体、自分の特権になっていくということに気づきました。組合の専従を5年間やった

後、自分は退いたほうが良いと思うきっかけになりました。特権は悪いことではなく、資源だと思います。特権を隠すのではなく活かした上で、労働者自身の持っている力を活かしたいです。

4.2 喜多村百合さん

高学歴高カーストの専従職員の女性と労働者階級の会員は、社会的な立場が異なり、彼女たち自身もその差異を知っています。しかし、互いに異なる強みを持っています。法律や金融、保健衛生や手工芸などの専門性を持つ職員は、それを提供します。会員たちは、非識字でありながらも何十年も自営に携わってきた経験知を持ち寄ることで、運動を豊かにしていきます。私も、最初は組織がうまく運営されているのかという疑問から研究を始めましたが、一方が他方を支配するという関係ではありませんでした。高学歴高カーストの職員たちも、力をもらっているのは私たちも同じであり、会員たちが様々なところから得た力をアイデアとして取り入れながら、活動を具現化していくという形で運動を展開してきたと言っています。農村部の会員や働く女性が、高学歴高カーストの女性と出会うことは稀です。農村の女性たちは、よそから来た女性たちがどんな話をしてくれるのかと関心と好奇心を持って参加しています。都市部の会員も、高学歴高カーストの女性がどのようなふるまいをするかに関心や好奇心を向けています。例えば、高学歴高カーストの女性たちがハンディキャップを持った会員を入口で先に入れるのを見て、次から自分たちも同じように対応したそうです。労働者としてだけでなく、ひとりの人間として、職員をロールモデルとして見てきたのです。

私は日本に住みながらも日本の労働事情を詳しく見ていなかったため、伊藤さんのお話を聞き、改めて問題の重要性を認識しました。また、日本は日本で、インドとは異なる形で女性の労働が見えにくいのではないかと思います。戦後の復興期と高度成長期の政策の中で、男は外で仕事、女は家で家事育児という性別役割分業体制が出来上がったと言われており、現在のジェンダー問題につながりました。その後、女性の就労率は高まったものの、半分以上が非正規で働いている状況です。女性たちに、あなたたちも働いている人間であるということを伝え、どのような問題があるのか、SEWAのような形で連帯しながら問題を共有し、課題化していく姿勢が大切なのではないかと思いました。

大須賀さんからは、組合運動での経験を聞きました。未来を引き継ぐZ世代の視野の広さや関心の深さ、パワーなどの可能性が見え、バトンタッチする世代としては頼もしく感じ、私もエンパワーされた気がします。私の話の中で、SEWAは当事者主体の活動であるということを強調しました。大須賀さんが関わった活動の中でも、当事者が自分の問題を語ることが他の当事者の関心を引き、活動拡大につながったという例がありました。また、学生は活動の本流に入れてもらえないという指摘がありました。外部の人間こそ新鮮な視点を持ち、組織が十全に稼働しているのか、問題がないかを見ることができると思います。学生は、たとえ一時的であろうとも、関わる余地を用意できないのか、可能性も含めて聞きたいと思います。

4.3 大須賀彩夏さん

技能実習生と一緒に闘った例の中で、当事者自身も学生たちの働きかけを受けて変わったこ

とを話しました。しかし、私は、当事者中心の運動になっていないことは課題だと感じています。当事者にもたらされた変化はありましたが、それだけという感じがします。伊藤さんは、組合員ができることを代行してはならないとおっしゃいましたが、私たちの場合、当事者ができることを学生が行っていました。社会運動の戦略と、当事者がやりたいこととの間に亀裂が発生した時、当事者の意見ではなく、社会運動としての達成を優先にしまい、当事者の声を社会運動に都合よく引用していく現状があります。学生や当事者が主体的に関われない背景には、エリートと非エリートといった階級の差や、専従と学生の関係性の問題もありますし、オーガナイザーの姿勢が当事者中心の運動にすることを阻んでいるのではないかと、お二人の発表から感じました。

おわりに

日本では、2022年10月に労働者協同組合法が施行され、労働者が自ら出資し、事業運営に携わる仕組みが注目されている。参加者からは、働き方の多様化と労働条件の悪化が同時進行する中でいかに権利保障をするか、子ども食堂や居場所づくりなど新たな運動と既存の労働組合はつながっていきけるかといった意見が感想として寄せられた。

本記録の作成にあたっては、総合グローバル学部3年国際協力論ゼミ生の高貫日南乃さんの協力を得た。

参考文献

喜多村百合 2004『インドの発展とジェンダー 女性NGOによる開発のパラダイム変換』新曜社

喜多村百合 2018「コラム3 事項編 SEWA」「人名編 イラー・バット」『インドジェンダー研究ハンドブック』東京外国語大学出版会

喜多村百合 2022「『ジェンダーと開発』における女性の政治経済参加—ケーララ州を事例に—」『現代インド・フォーラム』NO.55 2022年秋期号

喜多村百合・菅野美佐子 2015「女たちが政治に参加するとき」『現代インド5 周縁からの声』東京大学出版会

田中 雅子（たなか まさこ）

（グローバル・コンサーン研究所・上智大学総合グローバル学部）

脚注の URL 閲覧日はすべて 2023 年 2 月 22 日。

¹ SEWA <https://www.sewa.org/>

² はたらく女性の全国センター（ACW2）<http://wwt.acw2.org/>

³ ホームヘルパー国家賠償訴訟 <https://helper-saiban.net/>

⁴ 女性ユニオン東京 <https://www.w-union.org/>

⁵ 2019 年に「労働組合なにわユニオン」と組織統合。

⁶ Committee for Asian Women (CAW) <https://caw-asia.net/>

⁷ 北海道ウイメンズ・ユニオン <https://blog.goo.ne.jp/hokkaiwu>

⁸ 公務非正規女性全国ネットワーク <https://nrwwu.com/>

特集4

連続企画「社会のなかのカリタス」

第1回・第2回 講演録

菊地 了

序文

本稿はグローバル・コンサーン研究所主催の連続企画「社会のなかのカリタス」の講演録である。文章は録音に基づいているが、読みやすさ等を考慮し、適宜、修正と変更を施してある。もちろん、編集すること自体については講演者の許可を得ているし、作業においては講演者の意図に沿うように最大限の配慮をしたつもりであるが、講演者は日本語を解さないため、最終原稿について講演者の確認を得ることはできなかった。そのため、学術的な引用等は本稿に依らず、参考文献で示されている著書や論文を直接に参照していただきたい。

本企画は、同研究所客員所員を務める筆者が、企画と運営を担当している。筆者は、ドイツ・フライブルク大学の神学部でカリタス学の修士号を取得し、また、同学部にて研究補助員を務めたことから、第1回と第2回の講演者をフライブルク大学の古巣から招くこととした。

第1回の講演者をお願いしたクラウス・バウマン教授は、フライブルク大学神学部のカリタス学およびキリスト教ソーシャルワーク講座の主任教授である。バウマン教授が講演でもお話しされているとおり、フライブルクはカリタス学の発祥の地であり、現在もその中心地でもある（ちなみにフライブルクはのちに世界規模となるカトリックの慈善団体「カリタス」の発祥の地でもある）。よって、バウマン教授はカリタス学の権威であり、講演の第1回をお引き受けただけなのは幸いであった。なお、バウマン教授は、フライブルク大学に本務を持つが、フライブルク大司教区の教区司祭であると同時に、心理療法士としての臨床活動も続けており、ご講演で明らかなように、その視点には理論家としてのみならず実践者としての観点も含まれている。

第2回の講演者のお二人、デオグラシアス・マルフキロ神父とアンドリヤナ・グラヴァス医師は、バウマン教授のもとでカリタス学の学位を取得後、現在も研究員として研究活動を続けている。ブルンジ出身のデオグラシアス神父は、同国で起きた大虐殺を伴う紛争後の和解プロセスを研究し、また、自らが設立した NGO の代表として、その実践にも携わっている。グラヴァス氏は、クロアチア出身の医師であり、人道上的危機的状況が続発したユーゴスラビア紛争を経験し、ドイツに移民してきた経緯を持つことから、トラウマ対処と信仰の関係について研究をしている。

この三人の講演者を招いたのは、もちろん、それぞれの携わる研究や実践について知ってもらいたいということもあったが、(仮想空間を通してではあるが)顔を合わせ、話を聞き、対話することを通して、この三人の人柄に触れ、感化されてほしい、という願いからでもあった。講演録の序文でこう述べるのも皮肉な気もするが、文字で捉えきれないものが、人との出会いには(例えオンラインであっても)確かに存在するのである。ぜひ、読者の皆様にも、もし本稿をご覧になってご関心を持たれたら、当研究所のホームページをご参照の上、ご参加いただければと思う。

個人的な感想であるが、第1回と第2回を通してもっとも印象的であったのは「癒し」というキーワードであった。宗教は救いをもたらすはずである。しかし、「救済」というと、現代の世俗化された世界では、上から目線で、彼岸的なイメージがもたれがちであろう。例えば、「信じれば天国に行けますよ」とか「そんなことでは地獄に落ちますよ」とかいう類のメッセージを想起する人が一般には多いのではないか。しかし、私自身カトリック信者であり、プロテスタントや正教の人たちとも交流があるが、そのようなことを言うキリスト者にはほとんど会ったことがない。私の周りのキリスト者は、代わりに、「辛いことがあれば教会に行けば、心が楽になるかもしれませんよ」とか「神様のいない世界は殺伐としていますね」とか言うのである。つまり、大勢の人々は、来世に救われるよりは、現世で癒されることに、信仰の意義を見出しているようである。

「世俗の時代」と言われることもある現代であるが、たくさんの方が、癒しを求めて、教会や寺院を訪れたり、ヨガや瞑想をしたりして、スピリチュアルな生活を送っている。バウマン教授の話にあった、弁証法的行動療法を開発した心理学者マーシャ・リネハンの原点が祈りの最中での神秘体験であったという話は、劇的な例ではあるが、少なくとも私の見聞きしてきた限り、珍しい話ではない。私事で恐縮であるが、私自身、無神論者のニーチェ研究者として虚無主義に苛まれていた時に、突如、十字架に架けられたキリストから強烈な光が輝き出る経験をしたことが、キリスト者として歩み始める第一歩であった。そして、信仰の道を歩む途上、キリストに癒された人、癒されている人との、多くの出会いがあった。

近年、学術界においても、人間存在の宗教的側面が、注目されるようになってきている。近代では動物的・経済的な存在として解されることが多かった人間のスピリチュアルなニーズがようやく認められてきているようである。筆者は先日ある哲学の講演会に出席したが、そこでも「実存」という専門用語とともに、「スピリチュアル」という身近な言葉が、否定的な意図を伴わずに使われていたのは、非常に新鮮であった。グラヴァス医師の研究もドイツで開催された欧州精神医学会の会合でとても良い反響を得たと聞いているが、バウマン教授も述べているように、カリタス学では当初から宗教性を含む全人的な人間観に基づき経験的な研究がされてきたため、我々がそこから学べることは多いであろう。

平和には赦しが必要であるが、癒しと赦しには密接な関係があり（赦しが先か、癒しが先かはわからないが）、そこではスピリチュアリティが重要な役割を担っている、と、講演者たちは口を揃えるように言っている。スピリチュアリティを切り離さない人間学の必要性をバウマン教授は訴えているが、キリスト教人間学を専門の一つとする研究者として、これには全く同意である。苦しんでいる人の多くにはスピリチュアルなニーズがあることは明白であり、苦しむ人々に寄り添うことを旨とする人は、それを無視することは到底できないはずである。これはカリタス学のモットーでもあるが、日本で隆盛しているグリーフケアにも共通している、大切な理念でもあろう。そして、キリスト教人間学の伝統を誇り、グリーフケア研究所を擁する上智大学は、このような学問的アプローチの砦であるべきであろう。ゆえに、グローバル・コンサーン研究所という社会活動を実践し、研究する場で、チャリティとスピリチュアリティの関連を「カリタス」というカトリックのキーワードを通して探っていくことに、筆者は深い意義を見出すのである。

【フライヤー】



Caritas in Society

社会カリタス

のなかの

の

連続企画「社会のなかのカリタス」 Webinar Series: Caritas in Society
第1回 カリタス学とは何か？ What is Caritas Science?

[日時] 2021年 **11月18日**(木) 18:00-19:30
[対象] 高校生・大学生・大学院生・一般の方・研究者・その他
[予約] **要事前予約**(グローバル・コンサーン研究所HPにて) Please register at the Sophia IGC website in advance.
※講演は英語ですが、司会による簡単な通訳が付きます。また、必要に応じて30分程度延長されることがありますので、あらかじめご了承ください。
* The Q&A session will be extended until 8 pm if necessary.

社会において神愛はどのように具現化されるかを探る連続企画「社会のなかのカリタス」。第一回では、カトリック司祭であり、心理療法士でもあるクラウス・パウマン教授(ドイツ・フライブルク大学神学部)を講師として招き、「カリタス学」についてご紹介いただきます。学際的な研究領域であるカリタス学は、キリスト教のチャリティーに関する理論と実践を研究することを目的としています。具体的には、パウマン教授が主任教授を務めるフライブルク大学カリタス学研究科の構想や歴史、教育プログラム、そして、教授の最新の研究プロジェクトである「霊性とケア」などについてお話しいただく予定です。

What is Caritas Science? Professor Klaus Baumann, a Catholic priest and psychotherapist, will introduce us to Caritas Science, an interdisciplinary academic field focusing on the study of theory and practice concerning Christian charity. He will talk to us about the concept and history of the Department of Caritas Science at the University of Freiburg which he heads, its educational program, and his latest research projects concerning spirituality and care.



クラウス・パウマン教授 (ドイツ・フライブルク大学神学部)
Prof. Klaus Baumann (Faculty of Theology, University of Freiburg, Germany)

[主催] Institute of Global Concern, Sophia University [共催] Department of Caritas Science, University of Freiburg



Sophia Open Research Weeks 2021

5th Nov.— 23rd Nov. Sophia University





社会
のなかの



カリタス

連続企画「社会のなかのカリタス」 Webinar Series: Caritas in Society

第2回 人道危機後の赦しと信仰 Faith and Forgiveness After Humanitarian Crisis

〔日時〕 2022年3月3日(木) 18:00-19:30

〔対象〕 高校生・大学生・大学院生・一般の方・研究者・そのほか

〔予約〕 要事前予約(グローバル・コンサーン研究所HPにて) Please register at the Sophia IGC website in advance.

※講演は独語ですが、司会による簡単な通訳が付きます。また、必要に応じて30分程度延長されることがありますので、あらかじめご了承ください。

* The lectures will be in German. Q&A session will be extended until 8 pm if necessary.

社会において神愛はどのように具現化されるかを探る連続企画「社会のなかのカリタス」。第二回では、カリタス学の拠点ドイツ・フライブルク大学で研究員を務める二人のゲストにカリタス学の最新の知見についてお話いただきます。ブルンジ出身の平和活動家デオグラシアス・マルフキロ神父は、平和と和解における宗教の役割について、クロアチア出身のアンドリヤナ・グラヴァス医師は、トラウマ対処における霊性の役割について研究されています。ブルンジ大虐殺とユーゴスラビア紛争という人道危機後の平和構築における信仰に根ざした赦しの可能性についてお二人から学び、ともに考えてみませんか。



デオグラシアス・マルフキロ 神父 Déogratias Maruhukiro, ISch, PhD

カトリック司祭、Rapred-Girubuntu 代表、フライブルク大学研究員、学術博士、ブルンジ出身。
著書に *Für eine Friedens- und Versöhnungskultur: Sozial-politische Analyse, ethischer Ansatz und Kirchlicher Beitrag zur Förderung einer Friedens- und Versöhnungskultur in Burundi* (Lit, 2020) 等がある。



アンドリヤナ・グラヴァス 医師 Andrijana Glavas, Dr. med.

医師、フライブルク大学研究員、医学博士、クロアチア出身。
最新の研究成果 "Spiritual Needs in Postwar Population Posttrauma Patients in Croatia and Bosnia-Herzegovina" が *Spiritual Needs in Research and Practice* (Springer, 2021) に所収されている。

〔主催〕 Institute of Global Concern, Sophia University 〔共催〕 Department of Caritas Science, University of Freiburg



第1回

カリタス学とは何か？

クラウス・パウマン（ドイツ・フライブルク大学教授）

（2021年11月18日開催）

【パウマン教授】

「カリタス学とは何か？」これが私に与えられたテーマです。そこで、まず、カリタス学の歴史やカリタス学とは何かということ、さらに、カリタス学の学際的な方向性、そして、我々の最新の研究プロジェクトについてお話したいと思います。

まず、カリタス学の歴史についてですが、特にフライブルクについてお話したいと思います。フライブルクはこの学問の発祥の地だからです。カリタス・ドイツの創設者であり、初代会長であった、ロレンツ・ヴェルトマンは、カリタス学について次のように語っています。「カリタスと社会福祉の分野における学術的な研究は、ほとんどまだ扱われていない課題であることは否定できない」彼は1902年にこう言いましたが、これは今でもそうです。

カリタスの主要な分野は三つあります。第一に、福祉セクターにおける社会奉仕。第二に、教会と社会における連帯の醸成。第三に、社会的政治的アドボカシー活動、特に政府による社会立法の改善の促進。よって、カリタス学は、これらすべてのカリタスの分野を研究対象としています。

カリタス学がフライブルクで始まった時代には、産業革命が社会的な背景としてありました。より具体的に言うと、19世紀の中欧における農村の貧困と都市の労働者階級の貧困によるいわゆる「社会問題」があったのです。1880年代に、ドイツはマルクス主義革命を回避するため、社会保障制度の整備と社会福祉国家の成立を目指すようになりました。19世紀末には、政府は宗教的な福祉団体と協力するようになりました。同時に、教会においても、多くの新しい社会サービスが生まれ、社会問題に対する意識がより鮮明になりました。1891年、ローマ教皇レオ13世による回勅「レールム・ノヴァールム」が制定され、カトリック社会教説の発展が始まりました。

1848年には、すでにドイツのプロテスタント教会が、プロテスタントの社会奉仕活動の統括組織として、「内地宣教のための中央機関」を設立しています。1897年、カトリックの組織に対する政治的な受容性の高まりにあわせて、ドイツ・カリタスが設立されました。ドイツ・カリタスは、約20年後、第一次世界大戦中に司教会議によって承認されました。第一次世界大戦は、司教たちだけでなく、ドイツ社会にも、戦争の結果生じるあらゆる必要に対処するために、社会的分野での教会の奉仕がいかに重要であることを示したのです。

1918年、フライブルク大学神学部において、道徳神学者フランツ・ケラーが、社会倫理とカリタス学の教授に任命されました。1922年末、カリタス・ドイツのベネディクト・クロイツ会長は、フライブルク大学にカリタス学の研究所を設立するよう嘆願書を提出しました。その理由は、カリタスの専門的な奉仕活動には、「その拡大と実践的な活動全般によって緩んでしまわないように」、科学的、特に神学的な基礎固めが必要である、ということでした。

1925年4月3日、フライブルク大学は神学部内にカリタス学の研究・教育を目的とする研究

所を設立しました。この研究所では、4学期制のカリキュラムが設けられ、補助的なディプロマを取得することができました。1927年、ベルリンのフンボルト大学でプロテスタントの社会倫理と内地宣教学の研究所が誕生しました。これはフライブルクの研究所のプロテスタント版と言えるものです。

ナチス政権下の1938年、両研究所はナチスによって弾圧され、活動を禁じられました。フライブルクとベルリンのこれらの研究所以外には、神学の学問や研究所が弾圧されることはありませんでした。ナチス政府は、カリタス学のテーマや教えが、ナチスのいかなる立場にも反するものであり、面倒を起こすかもしれないことを直ちに理解したのです。

第二次世界大戦後、研究所は段階的な再出発の道を歩みました。プロテスタントの研究所は1954年にハイデルベルクに移されました。カリタス学のプログラムは、教会の認可に加えて、1993年には州の認可も得ました。2006年、これは私の最初の重要な任務の一つでもありましたが、ボローニャ改革を受けて、カリタス学の修士課程が設立され、政府の認可を受けました。

さて、これまでは簡単にカリタス学の歴史を見てきましたが、それでは、カリタス学とはそもそも何なのでしょう。「カリタス」という言葉は、「チャリティ」という言葉と誤解されやすいです。我々は「チャリティ」ではなく、「カリタス」と言います。「カリタス」とは、七十人訳聖書のコイネーギリシャ語の「アガペー」のラテン語訳です。特に神の私たちへの愛、神への愛、隣人への愛を指します。これがカリタスの意味です。

教皇ベネディクト16世は、その最初の回勅で、隣人愛の実践は信者個人の責任でもあるが、地域レベルから世界レベルまで、教会としての責任でもあり、また、教会はコミュニティとして組織的に愛を実践しなければならない、と述べています(20)。ベネディクト16世のこの考えは、第二バチカン公会議の教会論にある、秘跡的にそして司牧的に統一体である教会という教えと同一線上にあります。神の愛にインスピレーションを受け、カリタスにインスピレーションを与える教会。第二バチカン公会議は、教会憲章の中で、教会を「キリストにおけるいわば秘跡、すなわち神との親密な交わりと全人類一致のしるし、道具」(1)と定義しました¹。

道具(*Instrument*)という言葉に注目してみましょう。道具というのは、自分が必要とする特別な範囲のために使うものです。使わなければ、何の役にも立ちません。現代世界憲章は「現代の人々の喜びと希望、苦悩と不安、とくに貧しい人々とすべての苦しんでいる人々のものは、キリストの弟子たちの喜びと希望、苦悩と不安でもある」という言葉で始まっています²。これら引用に示される教会論は、一枚のコインの表と裏になっています。教会は、貧しい人々や苦しんでいる人々に寄り添い、どのような形であれ援助する道具である必要があるのです。

この道具はどうすればうまく使えるのでしょうか。この仕事はどうすればうまくできるのでしょうか。これらの問いに答えるためには、研究が必要です。そのため、カリタスの研究が必須であると、ヴェルトマンは語りました。繰り返しになりますが、教会の秘跡的使命はカリタスの道具となることなのです。

¹ 第2バチカン公会議文書公式訳改訂特別委員会訳『第二バチカン公会議 教会憲章』カトリック中央協議会(2014)。

² 第2バチカン公会議文書公式訳改訂特別委員会訳『第二バチカン公会議 現代世界憲章』カトリック中央協議会(2014)。

では、カリタス学とは何なのでしょう。まず、科学とは何かを確認する必要があります。大学が「科学」という言葉で理解するものは何でしょうか。科学の中心は、新しい知識を得るための方法と推論を結びつけることです。断言を結びつける構造の論理で、理論を構築することです。どんな科学も、どんな学問分野も、この方法と推論の結びつきの構造を持っています。

科学の諸分野には目標があり、対象があり、方法があります。フンボルトが定義した大学の理想像によると、大学には三つの目標と責務があります。それは、研究、研究に基づく教育、若手研究者の育成の三つです。これらはカリタス学の目標でもあります。カリタス学の対象は、教会の本性の遂行であるカリタスであり、教会と社会における結社的コミットメントです。特に、この対象には、苦しむ人間、支援する人間、そして医療や社会福祉におけるコミットメントを含むあらゆる種類の貧しい人々や抑圧された人々に奉仕する教会とその活動が含まれます。

別の言い方をすれば、「社会問題への対処と解決」が対象に含まれるのですが、それはソーシャルワークの対象でもあります。このソーシャルワークの対象は、カリタスの仕事は何であるかを考える上で重要なポイントになります。カリタスの仕事とソーシャルワークは、大きく重なる部分があります。ソーシャルワークの教科書の定義と国際ソーシャルワーカー連盟の定義を合わせて考えると、ソーシャルワークの対象は、社会問題の予防と対処と社会発展の促進であると考えられます。ソーシャルワークについては、エンゲルケが教科書の中で、「私の知る限り、学問領域としてのソーシャルワークの発展、実践、専門職の形成に対する神学の貢献は、過大評価することはできない」と書いています。

さて、カリタス学者は何を研究するのでしょうか。カリタス学は、カリタス、つまり、キリスト教の社会福祉活動の理論と実践を、記述し、説明し、理解し、改善し、建設的に変化させることを目的としています。そして、そのためには、教会のカリタスについての純粋に神学的な理解に従うことが必要です。同時に、カリタス学は、この神学的自己理解をさらに明確にし、深め、発展させることを神学的に追求しています。

ご存知かもしれませんが、1979年に教皇ヨハネ・パウロ二世がカトリックの大学・学部について定めた使徒憲章「サピエンティア・クリスティアナ」は、カリタスを明確に扱った研究領域については何も語っていませんし、カリタスについての言及もしていません。その結果、カリタス学も、一般的にカリタスというテーマ自体も、カリキュラムの一部になっていません。

ソーシャルワークを専門とするカトリックの応用科学大学は存在します。また、カトリックの組織に勤める神父やソーシャルワーカーもいます。しかし、かれらは皆、カリタス学が何なのか知らないのです。神学として、また、学際領域としてのカリタス学を、かれらはしばしば知らないのです。

一方、教皇フランシスコは、2017年にサピエンティア・クリスティアナの後継として、使徒憲章「真理の喜び」で、教会とその神学部に新たな刺激を与えました。教皇は同文書で神学部の課題を定義していますが、そこには「神学部は、神の啓示から細心の注意を払って導き出されたカトリックの教義を、それにふさわしい科学的方法に従って深く研究し、体系的に説明することを目的とする」(69)と書かれています³。この一文はサピエンティア・クリスティアナ

³ 拙訳。

と一致しています。

そして、次の文には、サピエンティア・クリスティアナでは明示されていなかった、第二の目的が書かれています。これはカリタス学に強い関連性があります。「同じ啓示に照らして、人間の問題の解決を注意深く求めるといふさらなる目的がある」⁴。上述したように、エンゲルケは、「ソーシャルワークに対する神学の貢献は過大評価できない」と言っていますが、同時に、「神学は、特定の条件のもとでなければ、ソーシャルワークが参照する学問となりえない」とも言っています。それでは、この「特定の条件」とはどのようなものなのでしょうか。

こうして、我々は、研究上の問いの特性に応じたカリタス学の方法にたどり着きました。カリタス学の研究活動には、神学及び神学以外の学問領域との協力が不可欠です。他の学問領域の知見と手法はカリタス学の学術的方向性を定める際に必要となります。そして、学際的な作業は、認識論的に考察され、説明されなければなりません。

ここで、カリタス学の特徴としての学際志向についてお話します。簡単に言いますと、カリタス学には、神学と経験科学の二つの部門があります。そして、これらは互いに学際的に影響し合っています。ソーシャルワーク（ヘルスケアも含む）は、社会問題への対処や解決、社会的発展の促進を目的としています。これらは私たちの目的でもあり、他のすべての学問分野と協働しています。

カリタス学は、現在、神学の中の学問であり、社会問題の解決と対処という目的に関連する他のすべての学問と密接に相互作用しています。カリタス学は、神学的な背景とインスピレーションをもちながらも、その対象はソーシャルワークと同じであり、様々な学問分野と相互作用しながら活動しているのです。

カリタス学の修士課程のカリキュラムでは、多くの学問分野と対話しながら、様々な技能分野からなる育成プログラムを作らなければなりません。まず、中心となるのは、カリタス学の研究能力です。これは修士論文によって最終的に証明される能力です。しかし、この中心の周りには、6つの技能分野があります。第一に、神学と神学的人間学があります。第二に、社会倫理学。第三に道徳神学。第四に、コミュニケーション。第五にソーシャルワーク。第六に、法学と経済学です。カリタス学の修士課程ではこれらのことを学ぶのです。

学際的な学びにおいて、カリタス学は『対異教徒大全』に示された聖トマス・アクィナスの信念に忠実です。「被造物についての誤りは、神についての誤った意見に流れ込み、人間の精神を迷わせ、信仰がその御前に導くべき、神から遠ざけてしまう。」この信念のもと、カリタス学は、世界の現実について他の学問から学ぶことに非常に積極的な姿勢でいるべきでしょう。

ゆえに、カリタス学は、本質的に、他の学問分野とその成果から学び、自らの前提や考え方や行動様式を反省する心構え、学際的態度を必要としています。新しい知識や新しい洞察がソーシャルワークとその対象にとって何を意味するのか、その意味を考える用意がなければなりません。そして、その態度はネガティブな研究結果や他分野からの挑戦を避けるものであってはいけません。

一方、課題と言説のレベルを見極める能力も必要です。課題が置かれているレベルは何なの

⁴ 拙訳。

か。そして、必要な情報や結果を他分野から得るために、重要な問いに集中し、明確な質問をする能力がカリタス学者には必要なのです。

私は、1904年から1984年まで生きたイエズス会士のバーナード・ロナガンに倣って、私たちの心の営みを4つのレベルに分類することを提案しています。第一に、経験的なレベル、第二に、理解のレベル、第三に、持続的なレベル、そして第四に、責任のレベルです。これは学問の対話において、「相手の学問は経験的事実を語っているのか」、「この経験的データに対する理解を語っているのか」、「評価の問題なのか、それともすでに責任と決断の問題なのか」を理解するために非常に有効だと考えます。

ここで、最新の研究プロジェクトの話に移りたいと思います。私の研究プロジェクトと私のグループの研究プロジェクトをいくつか挙げます。これらの研究プロジェクトに関しては、ドイツ語に加えて英語の出版物もあります。

ある研究プロジェクトは、青年期の親と子どもたちとの生活を対象としました。また、外出が許されない定住型施設にいる青年を扱ったプロジェクトもありました。これらは困難な生活を営む青年についての研究です。

次に、より大規模なプロジェクトですが、「精神医学と心理療法における宗教とスピリチュアリティ」というプロジェクトがあります。これは現在も続いています。このプロジェクトでは、ドイツ全土の精神科医を対象に調査を行いました。ドイツの精神科で働くパストラル（司牧）ワーカーにもアンケートをとりました。また、フライブルク大学の大きなクリニックで、精神科の患者さんたちにも調査を行いました。

これらの調査の後、南東ヨーロッパのクロアチアとボスニア・ヘルツェゴビナで、ボスニア帰還兵の精神科の患者さんにおける宗教性とスピリチュアリティの役割に関する新しいプロジェクトが始まりました。さらに、医療における心理社会的・精神的需要や資源をどのように支援するかという問題についての学際的研究グループにも加わりました。

また、私はドイツ教会司牧調査の主任研究者の一人です。現在、5つの大きなプロジェクトがあります。一つ目は、ドイツにおけるコロナ・パンデミックによる喪失と喪と悲嘆に関する調査です。二つ目ですが、今、ちょうど、フライブルク大学の成員のコロナパンデミックに対する態度や反応についての調査結果を公表しようとしているところです。三つ目は、アフリカの大湖地域における平和と和解を扱っています。特にルワンダとブルンジでジェノサイドと内戦に苦しんだ人々の和解に教会はどのように貢献できるのかという問いを探っています。また、21世紀における高齢化の問題を扱うプロジェクトもあります。キリスト教の観点から、加齢を肯定的にどう捉えるかを探究しています。

五つ目ですが、私はフライブルクベーシックインカム研究所の責任者の一人です。私の専門はケアとベーシックインカムです。社会の中でケアワークという仕事が尊重され、正しく評価されるようにするにはどのようにすればよいのかという問いを扱っています。ケアワークとは、例えば、家族内で世代間で行われている子どもや高齢者等の世話を指します。例えば、ドイツでは、通常、ケアワークは女性によって行われていますが、その対価は支払われていません。それは、例えば、老齢年金の支給を受ける際の損失につながっています。ケアワークが社会的に公平に補償されるにはどうしたらいいのでしょうか。私たちは皆、このケアワークが社会的

結束や私たち一人ひとりの心理社会的発達のために大切であることを知っています。しかし、私たちの社会で支配的な経済的思考によって、ケアワークは疎外されているのです。

それでは、質疑応答に移りましょう。何かご関心を持たれた研究プロジェクトがあれば、より詳しくお話することもできます。

【参加者】

クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナのトラウマを受けた方たちの精神医学的な対象者の方の宗教とスピリチュアリティの役割を調査されたというお話がありましたが、その結果について何かあればお話しください。また、スピリチュアリティがカリタス学の中で占める位置付けについて先生はどのようにお考えでしょうか。

【バウマン教授】

まず、一つ目の質問ですが、この研究の結果はもちろん複雑なのですが、和解には特に3つのことが必要だとわかりました⁵。第一に、民族紛争は口実だということを発見する、あるいは明らかにする必要があります。民族紛争は、本当の理由ではなく、道具化されています。フツとツチの間の民族紛争は、政治によって道具化されているのです。紛争の本当の理由ではないのです。第二に、平和と和解のためには、貧困との戦いや貧困の克服が必要です。これには教育も関連しています。第三に、信頼できる司法制度が必要です。政治における腐敗が克服されなければなりません。

これらの要素が一つでも欠けると、努力は持続しません。ですから、様々な要素を同時に取り入れたアプローチが必要なのです。教会は、貧困との戦い、教育への奉仕、不正なシステムの指摘、不当な扱いを受けている人々の擁護、そして信頼できる良い統治を支持することなど、重要な役割を担っています。そして、教会コミュニティの中でも、民族差別を克服する必要があります。

次に、二つ目の質問ですが、カリタス学の中でスピリチュアリティは非常に中心的な役割を担っています。第一に、カリタス学者は、自分自身が霊的に生きる人間であるべきです。第二に、スピリチュアリティを研究の対象とすることで、人間学にスピリチュアリティの側面を取り入れないと、人間をよく理解できないということを理解するべきです。特に、苦しんでいる人は、スピリチュアルなニーズを持っている人であり、治療や支援にスピリチュアルなニーズをうまく取り入れる必要があるのです。そうすれば、スピリチュアリティは人々のエンパワメントや解放の一部となるのです。

【参加者】

カリタス学は学際的ということですが、最近バチカンでも取り上げられ、注目されているインテグラル・ヒューマン・ディベロップメント（総合的人間開発）との関連についてお聞きし

⁵ 翻訳を務めた筆者が混乱し、アフリカの紛争について聞いてしまったため、バウマン教授はこれについて答えている。

たいです。

【バウマン教授】

おっしゃる通り、現在、バチカンには総合人間開発省があります。これは教皇庁の正義と平和、開発援助、移住者、医療にかかわっていた4つの評議会を前身として構成されています。この新たな省では、4つの組織で行われた仕事をすべて再編成する過程にあり、私はドイツ司教協議会の顧問であるため、助言を頼まれました。以前から、開発援助促進評議会と保健従事者評議会の間には非公式ですが継続的なつながりがありました。また、例えば様々な会議を通して、より正式なつながりもありました。彼らはカリタス学を知っていて、私たちにも声をかけてくれますし、私たちから彼らに声をかけることもあります。同省は聖座の一部であるのに対して、カリタス学は自由な学問分野です。

【参加者】

カリタス学は基本的に学術的な枠組みであり、総合人間開発は実践的であることは理解していますが、この二つの間に何か違いや関連性はあるのでしょうか？

【バウマン教授の応答】

フランシスコ教皇が教皇庁の改革を打ち出したとき、私はすぐに上述の4つの評議会を一つにすることを提案しました。もちろん、教皇が私と直接話をしたわけではありませんが、私は、バチカンの様々なモンシニョール（高位聖職者）、また、これらの評議会の元議長たちと話をしたのでした。

フライブルクのカリタス学と新しい総合的人間開発省の間には、組織的なつながりはありません。また、この省はまだ組織として初期の段階にあります。タークソン枢機卿を補佐するシスターが新たに任命されるなど、現在様々なことが進んでいます。同省で行われている活動は非常にグローバルなものです。私たちは学術活動を奨励していますが、同省に関心を持たれる問いを扱っています。私たちは、カトリックの教義の観点からだけでなく、経験的なレベルから総合的人間開発について考察します。私たちは実証的な研究を行い、その結果をまた神学的に考察します。私たちは、経験的現実について洞察することで、第二バチカン公会議で述べられているように、カトリックの教義を、より人々の経験的な生活の現実に根ざしたものにできるのです。

【参加者】

コロナ・パンデミックとスピリチュアリティについて教えてください。

【バウマン教授】

コロナ・パンデミックに関しては、論文を数本発表しています。パンデミックの波におけるスピリチュアリティの発展について、精神医学の専門誌に2本の論文を発表しました。最初の波では、短期間ではありますが、多くの人にとってスピリチュアリティが活発になりました。

しかし、第2、第3の波では、最初の勢いが弱くなりました。これはスピリチュアルな生活に一般的に言えることでもあります。コロナ・パンデミックの間には、スピリチュアルな生活を始めようと思ってもすぐにその熱意を失ってしまう人と、より着実に、持続的にスピリチュアルな実践を行う人がいるということです。これは統計的に実証されています。

このようなスピリチュアリティの減退は、福音の種まきのたとえに似ていると思います。異なる土地に落ちた種は、成長したり、しなかったりするのです。これを経験的に証明することができるのです。とても興味深いことです。

最初の頃は、瞑想や自然の中で過ごす時間、創造物の不思議や美しさを考える時間を増やそうと多くの人が思っていたのに、第2、第3の波では、そういったことが少なくなってきました。スピリチュアルな面でも疲労が蓄積していると言えるでしょう。長期のパンデミックによる疲労です。

【参加者】

1938年にカリタス学の2つの施設がナチス政府によって弾圧されたとき、どのような反応があり、どのような行動が取られたのでしょうか？

【バウマン教授】

フライブルクの研究所とベルリンのディアコニア学（カリタス学のプロテスタント版）の研究所は大学の機関でした。フライブルク大学は懸命に政府と話し合い、弾圧を避けようとしたのですが、フライブルク大学自体がすでにナチスの大学であった部分もあり、弾圧を避けることはできませんでした。

神学者たちは、神学部が存続できることで満足していたのですが、学生たちは強い不満を感じていました。彼らは1938年以降も卒業資格を得られると保証されていたのですが、その時の学生の中には、ユダヤ人家族の移住のために密かに働いていたために、ナチスの迫害の犠牲者になった人もいたため、政府はかれらを疑っていたのです。

また、思想的にナチスのイデオロギーを受け入れていた学生もいました。カリタスの学生の中にもナチスの学生がいて、彼らは新たな独裁的な体制に入り込むための場所を見つけたと考えました。カリタス学研究所にも、政権に協力的な学生とそうでない学生が混在していました。

初代教授のフランツ・ケラーも、その次の教授も、ナチス政権によって失脚してしまいました。神学部で椅子を追われたのは、かれらだけでした。後継者である私にとって、かれらが失脚させられたこと、ナチス政権が無視できなかったほど、カリタス学という研究領域がナチス政権と相容れないものであったことは、名誉なことです。障害者や病者や高齢者の扱いや、人種的正義など、カリタス学が社会生活について示唆することは明確だからです。

ちなみに、ベルリンの研究所については、ドイツのプロテスタント教会は常にカトリック教会よりも国家と近い関係にあったので、その抗議はフライブルクでの抗議よりもさらに限定的なものでした。

【参加者】

性暴力によってトラウマを負った人々についての研究はありますか。性的被害を受けた人た

ちにとって、信仰は癒しへとつながることがありますが、このことについての研究はされていますか？

【バウマン教授】

性的トラウマとその治療に関する最近の研究としては、トラウマ後のストレス障害や複雑な障害に関するスピリチュアリティや宗教性の問題についての研究があります。また、現在取り組みが始まっている博士論文も、ドイツへの移住者で、クリスチャンではないのですが、ヨガのメソッドを実践している女性たちについて、これらのメソッドがもたらすスピリチュアルな影響が、彼女たちの癒しにどのように役立つのかというテーマを扱っています。

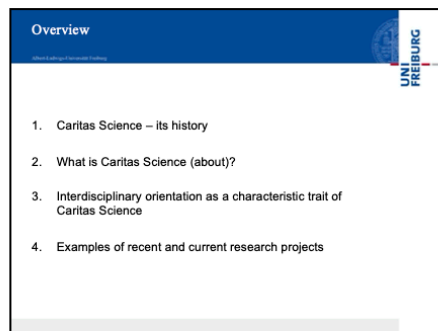
多くのトラウマを抱えた患者が、マインドフルネスに基づくエクササイズを用いています。このエクササイズを始めた二人のうちの一は、マーシャ・リネハンという心理学者です。マーシャ・リネハンは、カトリック教徒でしたが、彼女自身も若い頃に精神病を患っていました。彼女は深い問題を抱えていましたが、その癒しの第一歩はチャペルでの祈りの体験でした。彼女が祈りの中で体験したことは、私たちが神秘体験と呼ぶようなものですが、60年代や70年代のアメリカではセラピーにおけるそのようなスピリチュアルな体験に関する疑念がとても強かったため、慎重な彼女はそのことについては語りませんでした。しかし、彼女の開発したマインドフルネスをベースにしたエクササイズを用いた弁証法的行動療法の根底にあるのは祈りにおける神秘的体験であり、老齢のいま、このことについてオープンに語っています。

キリストに祈っているときに光を見たという彼女は、「自分は愛されているのだから、自分を愛することができる」という確信を得ました。しかし、このようなことは通常は科学では受け入れ難いことです。ですから、私たちは実証的な研究に全力を尽くし、患者さんたちに、スピリチュアルなニーズや実践方法、それが彼らにとってどういう意味を持つのかを、あらゆる角度から尋ねています。そして、患者さんが自分の状況にうまく対処するために、スピリチュアルなことが大いに役立つことを発見したのです。

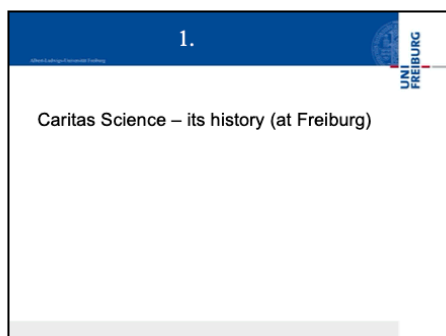
【配布資料】



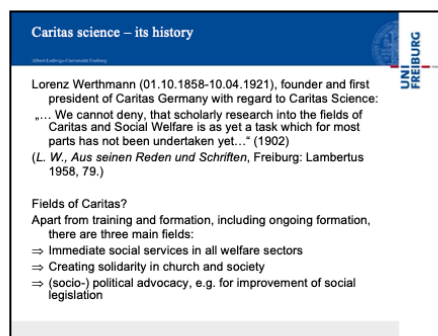
1



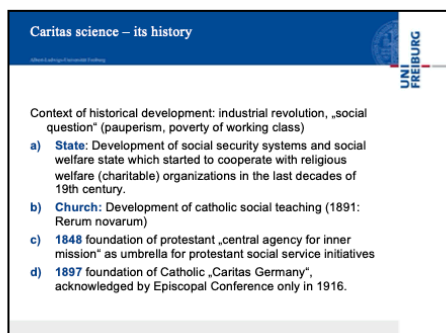
2



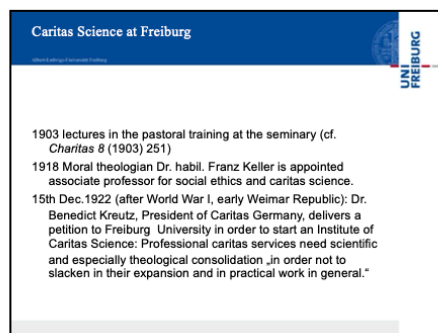
3



4



5



6

Caritas Science at Freiburg

03rd April, 1925 „Installation of the Institute for Caritas Science in connection with the Faculty of Theology“ at Freiburg University; goal: Research and teaching in the area of caritas.
Curriculum of 4 semesters to obtain a supplementary diploma
1927: „Institute for social ethics and the science of Inner Mission“ at Humboldt University Berlin (Reinhold Seeberg)

7

Caritas Science at Freiburg

1938: Suppression of both institutes by the Nazi-government (no other theological discipline/ institute was suppressed)
1945 – stepwise relaunch of the Institute (1954 – Institute of Diaconic Studies in Heidelberg as successor of the former Berlin institute)
1993 state approval of the diploma in Caritas Science
2006 (Bologna reform process) MA Caritas Science and Ethics
2012 (Zeva) – 2016/17 (Acquin) further state accreditations

8

2.

What is Caritas Science (about)?

9

Caritas and Caritas Science

“caritas” is the latin translation of the Koinè Greek word “agape” with its special use and meaning of the Septuaginta (LXX)-translation of the Hebrew Bible and especially of the New Testament: It is used specifically for God’s Love to us, for our love to God and for our love of neighbor.

10

Caritas and Caritas science

“Love of neighbor, grounded in the love of God, is first and foremost a responsibility for each individual member of the faithful, but it is also a responsibility for the entire ecclesial community at every level: from the local community to the particular Church and to the Church universal in its entirety. As a community, the Church must practice love. Love thus needs to be organized if it is to be an ordered service to the community.” (Benedict XVI, Dce 20)

11

Vatican II has proposed a jointly sacramental and pastoral ekklesiology – inspired by God’s love and inspiring Caritas

“...the Church is in Christ like a sacrament or as a sign and instrument both of a very closely knit union with God and of the unity of the whole human race.” (Lumen gentium n. 1)



“The joys and the hopes, the griefs and the anxieties of the men of this age, especially those who are poor or in any way afflicted, these are the joys and hopes, the griefs and anxieties of the followers of Christ.” (Gaudium et spes n. 1)

Werthmann: Research into the fields of Caritas is mandatory!

12

What is science/ a scholarly discipline?

Central: the connection of method (towards new knowledge) and reasoning (logic) in the structure which builds the connection among affirmations

Object
Goals
Methods

Science/ scholarly disciplines at the „University“ (W.v.Humboldt) have three goals and tasks especially:

1. Research,
2. research based teaching,
3. promotion of young academics

13

Definition Caritas Science - part 1

Caritas Science serves research and teaching in its manifold area and the promotion of young academics.
The **object** of Caritas Science is the Caritas as vital realization of the Church and as associational commitment within Church and society.

In particular, this object includes
the human being who suffers
the human being who helps
the Church and Her mission at the service of "the poor and oppressed of any kind" (Gaudium et spes 1), including Her commitment in health care and social welfare.

This object includes: „Coping with and resolving social problems“ (E. Engelke), their prevention and the promotion of social development – i.e. the object of social work

14

Theology and Social Work (Baumann 2021, 25)

Engelke et al. (2016) identify the **object of social work** as preventing and coping with social problems, while the International Federation of Social Workers (2014) defines it as follows: "Social work is a practice-based profession and an academic discipline that promotes social change and development, social cohesion, and the empowerment and liberation of people".

Combining both: the object of SW is "Preventing and coping with social problems, promoting social development"

„The contribution of **theology** to the development of **social work** as scholarly discipline, practice and professional formation cannot be overestimated, to my knowledge.“ (Engelke, Ernst (2003) Die Wissenschaft Soziale Arbeit. Werdegang und Grundlagen, Freiburg: Lambertus 2. Aufl. 2004, 435).

15

Definition of Caritas Science – part 2:

The **goals** of Caritas Science are its **activities** of:
describing
explaining or understanding
improving or changing constructively
the theory and the practice of "Caritas", of Christian social work and welfare,
according to a **genuinely theological understanding of the Caritas** (social mission) of the Church.
At the same time, Caritas Science seeks to further clarify,
deepen and
develop this **theological (self-) understanding** by its activities.

16

Caritas Science in the canonical curriculum of Catholic Theology

The apostolic constitution „*Sapientia Christiana*“ (JP II, 15.04.1979) on Catholic Universities and Faculties does not know of a scholarly discipline which explicitly treats Caritas or diakonia.


In consequence, neither caritas science nor (in general) the topic of Caritas itself are part of the curriculum.

There exist Catholic Universities of Applied Sciences with specializations in social work – and wonder: what is Caritas Science? The same with pastoral and social workers in Catholic institutions

17

**Caritas as study object of theology.
Caritas in need of and seizing on science.**

„A Faculty of Theology has the aim of profoundly studying and systematically explaining, according to the scientific method proper to it, Catholic doctrine, derived with the greatest care from divine revelation. It has the further aim of carefully seeking the solution to human problems in the light of that same revelation.“ (VG 69)



Pope Francis, Apostolic Constitution „*Veritatis Gaudium*“ (December 8th, 2017)

18

Engelke 2003, 435:

„The contribution of **theology** to the development of **social work** as scholarly discipline, practice and professional formation cannot be overestimated, to my knowledge.“ (435)
 At the same time:
 „Theology, due to its foundation in divine revelation, cannot be a discipline social work refers to **unless under certain conditions**“ (343, emphasis by KB)
 Under which conditions, then?

19

Definition Caritas Science – part 3 (KB)

According to the character of the research questions, these activities need **interdisciplinary orientation and cooperation** with other theological or non-theological areas of science and knowledge and different **methods**, respectively.
 Interdisciplinary work and cooperation as well as the respective use of methods have to be reflected on and accounted for epistemologically.

20

3.

Interdisciplinary orientation
 as a characteristic trait of
 Caritas Science

21

Two scholarly arms of Caritas Science

- „Theological arm“ („Church“, „vital realization“, „organization“, „caritas“)
- „Empirical arm“ of social sciences and related disciplines ...
- Interdisciplinary interaction

Vgl. Engelke 2003, 433: „Caritas Science has been founded to promote Caritas academically and to mediate between theology and social work.“
 „social work“ needs to be completed by „health care“.

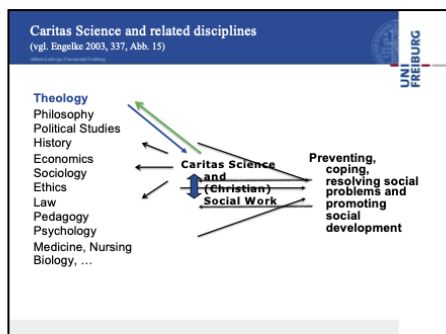
22

Social work and related disciplines with regard to the object of social work (vgl. Engelke 2003, 337, Abb. 15)

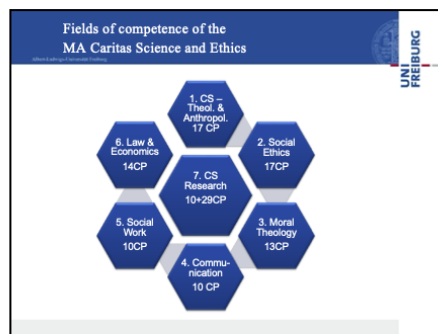
23

Caritas Science and related disciplines

24



25



26

The necessity and promise of interdisciplinary learning

Thomas von Aquin, *Summa contra Gentiles* II, 3 abs. 6:
nam error circa creaturas redundat in falsam de Deo sententiam, et hominum mentes a Deo abducit, in quem fides dirigere nititur.

For an error about the creatures flows over into a wrong opinion about God and leads the human spirit astray and away from God – whom faith rather ought to lead to.

Cf. *Gaudium et spes* 36.59.62

27

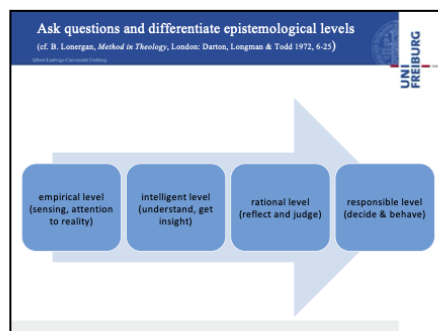
- ### Caritas Science ...
- ... intrinsically calls for an interdisciplinary attitude
 - that is ready to learn from other scholarly disciplines and results;
 - that is ready to reflect on one's own presuppositions and ways of thinking and acting;
 - that is ready to reflect on the implications of what new knowledge and insights imply for social work and its object;
 - that does not avoid uncomfortable results of research and challenges by other disciplines;
 - that is able to discern the levels of challenge and discourse;
 - that is able to ask specifically and to focus on relevant questions (and their relevant environment) in order to get the information and results needed from other disciplines.

28

In fact, many difficulties and challenges of interdisciplinary dialogue and transdisciplinary cooperation are pragmatically reduced if the initiators have established well the guiding research questions to be focused on and on which the partners ready to do so can contribute their specific body of knowledge or research.

Otherwise, there can also be bad interdisciplinarity tellingly identified as nice-to-know interdisciplinarity, as-if interdisciplinarity and unfriendly takeover interdisciplinarity (Löfller, 2010).

29



30

4.

Examples of recent and current research projects

31

Recent and current research projects (and publications) of Caritas Science (Freiburg)

https://www.theol.uni-freiburg.de/disciplin/cas/personen/Baumann/veroeffentlichungen_general

Lebenssituation jugendlicher Eltern und ihrer Kinder.
(2008-2014) Qualitative und quantitative Untersuchungen jugendlicher Mütter, Väter und ihrer Kinder [Stifterverband für die deutsche Wissenschaft (Projekt-Nr. H420 7218 9999 17815)]

Qualitätsentwicklung für Jugendhilfeeinrichtungen mit katholischem Werlehintergrund (2012-2018)
Zum Freiheitsverständnis von im Kontext der Kinder- und Jugendhilfe geschlossen untergebrachten Kindern und Jugendlichen nach § 1631b BGB, angelegt als empirische Grundlagenstudie (incl. Diss-Projekt)

32

Recent and current research projects (and publications) of Caritas Science (Freiburg)

Religion/ Spiritualität in Psychiatrie und Psychotherapie (2009-2015) (in Zusammenarbeit mit der Abt. Psychiatrie und Psychotherapie des Universitätsklinikums Freiburg) mit

- **Personalstudie:** Erhebungen bundesweit (incl. Diss.)
- Erhebung bei klinischen **Psychiatrie-Seelsorger/innen** – bundesweit,
- **Patientenstudie (m/w)** – in Uniklinik Freiburg (incl. Diss-Projekt)

Die Rolle von Religiosität und Spiritualität bei psychiatrischen Patienten (m/w) in Kroatien und Bosnien-Herzegowina (Untersuchung von Traumafolgestörungen im Vergleich zu anderen psychiatrischen Erkrankungen) (TReSKroBoH) (2014-2018) (incl. Diss-Projekt).

33

Recent and current research projects (and publications) of Caritas Science (Freiburg)

Interdisziplinäre Forschergruppe (IRG) am FRIAS (2012-2014): Unterstützung psychosozialer und spiritueller Bedürfnisse und Ressourcen in der Medizin – Chronisch Kranken, Angehörigen und Gesundheitsberufen gerecht(er) werden. www.nersh.org

Interdisziplinäre Kooperation Seelsorgestudie in Deutschland
Kooperation zwischen Prof. Dr. med. Eckhard Frick SJ (Hochschule für Philosophie, München), Prof. Dr. theol. Christoph Jacobs (Theologische Fakultät Paderborn), Prof. Dr. med. Wolfgang Weig (Universität Osnabrück), Prof. Dr. med. Arndt Büssing (Universität Witten-Herdecke), Prof. Dr. theol. Klaus Baumann (Albert-Ludwigs-Universität Freiburg). www.seelsorgestudie.com

34

Recent and current research projects (and publications) of Caritas Science (Freiburg)

Befragung zu Verlust und Trauer seit Beginn der Corona-Pandemie (2021-2022)

Einstellungen und Reaktionen von Menschen während der Corona-Pandemie - eine prospektive Mixed-Methods Befragung an der Albert-Ludwigs-Universität und dem Universitätsklinikum Freiburg. (2020-2022)

Forschungsstelle "Frieden und Versöhnung" (2018-2022)

Forschungsstelle "Alter(n)s-theorien im 21. Jahrhundert" (2021-2022)

FRIBIS - Freiburg Institute for Basic Income Studies: Care and Basic Income Group (2019- ...)

35

Exemplarische Forschungsprojekte der CW (ThD/ PhD dissertations of the last years)

Sylvester Uche Ugwu: Church and civil society in 21st century Africa: potentialities and challenges regarding socio-economic and political development with particular reference to Nigeria, Frankfurt et al.: Peter Lang Edition 2017.

Reiser, Franz: Menschen mehr gerecht werden. Zur Religiosität bzw. Spiritualität von Patientinnen und Patienten in Psychiatrie und Psychotherapie. Würzburg: Echter 2018.

Carrera, Luis: Soziale Marktwirtschaft und Soziale Gerechtigkeit für Lateinamerika: Für eine menschliche Entwicklung heraus aus der Armut. Die Soziale Marktwirtschaft als Instrument der Armutsbekämpfung aus caritaswissenschaftlicher Sicht. Würzburg: Echter 2019

36

Exemplarische Forschungsprojekte der CW (ThD/ PhD dissertations of the last years)

Zeil, Petra: Gemeinsam - sonst ist der Weg zu weit. Die Partnerschaft zwischen der katholischen Kirche in Peru und der Erzdiözese Freiburg. Würzburg: Echter 2019.

Blank, Daniela: Verwurzt in der Caritas. Die Entwicklung der Gemeinschaft katholischer Gemeindeforentinnen e.V. zwischen 1926 – 2014. Würzburg: Echter 2019.

Maruhukiro, P. Déogratias: Für eine Friedens- und Versöhnungskultur. Sozialpolitische Analyse, ethischer Ansatz und kirchlicher Beitrag zur Förderung einer Friedens- und Versöhnungskultur in Burundi. Berlin, Münster, Wien, Zürich: LIT 2020.

37

Exemplarische Forschungsprojekte der CW (ThD/ PhD dissertations of the last years)

Stark, Kilian: Keine halben Sachen – aufs Ganze gehen! Für ein gelingendes Miteinander von Caritas und Pastoral. Eine Studie zur Vernetzung von Caritas und Pastoral in den neuen Pastoralstrukturen. Würzburg: Echter 2020

Kim, Sungwoo (Isaak): Caritas in säkularen und pluralen Kontexten – Versuch eines Entwurfs für ein Leitbild unter Berücksichtigung der Caritas Deutschlands und Südkorea. Cheongju: Dümok 2020

38

Exemplarische Forschungsprojekte der CW (ThD/ PhD dissertations of the last years)

Kirsch, Christine: "Freiheit ist auch keine Freiheit." Freiheitsaspekte in geschlossenen Einrichtungen der Kinder- und Jugendhilfe (gem. § 1631b BGB). Eine empirische Studie zur Sicht der Kinder und Jugendlichen und der pädagogischen Fachkräfte. Würzburg: Echter 2020

Mahr, Melanie: Reden ist Gold ... – Vom Umgang mit Sexualität bei Jugendlichen. Eine empirisch-qualitative Studie zur Situation der Sexualpädagogik im Kontext katholischer, vollstationärer Einrichtungen der Kinder- und Jugendhilfe. Würzburg: Echter 2020

39

Exemplarische Forschungsprojekte der CW (current projects in final phase)

Alternstheorien und das "gute Altern" – eine kritische Auseinandersetzung im Blick auf Fragen menschengerechten Alterns

Hauskrankenpflege in der Ukraine - eine Pflicht der solidarischen Gesellschaft? Der Beitrag von Caritas International zur Entwicklung einer Hauskrankenpflege in der Ukraine (under review)

Die Rolle von Religiosität und Spiritualität in der Krankheitsbewältigung, insbesondere mit PTBS, nach Kriegserfahrungen (accepted)

Christliche Liebe und buddhistisches Mitgefühl: über die Möglichkeit der Zusammenarbeit auf der caritativen Ebene zwischen der katholischen Kirche und dem Buddhismus in Korea (under review)

40

www.caritaswissenschaft.uni-freiburg.de

www.caritas-science.eu

klaus.baumann@theol.uni-freiburg.de

41

Literaturhinweise

Baumann, Klaus (2021) Method and Interdisciplinary, Ethical and Spiritual Aspects in Social Work. Rainer Gehrig et al. (2021) Spirituality, Ethics, and Social Work (DOI: 10.6094/978-3-826869-86-4) 2021, 25-34

Baumann, Klaus (2017) Theologie der Caritas – ein verhältnissvolles offenes Arbeitsfeld. In: Klaus Baumann (Hg.) Theologie der Caritas. Grundlagen und Perspektiven für eine Theologie, die dem Menschen dient. Festschrift aus Anlass des 80. Geburtstages von Heinrich Pompey. Würzburg, 21-26.

Baumann, Klaus (2015) Caritaswissenschaft: ihre Ursprünge und Aktualität. In: Caritas 2016. neue caritas-Jahrbuch des Deutschen Caritasverbandes, Freiburg 2015, 139-145.

Engelke, Ernst (2003) Die Wissenschaft Sozialer Arbeit. Wege und Grundlagen, Freiburg, 2. Aufl. 2004.

Hastinger, Herbert (2004) Was ist Caritaswissenschaft?, in: Theologie und Glaube 84 (2004), 145-164.

Krabbe, Bernhard (1996) Von der Caritas zur Caritaswissenschaft. In: caritas 97 (1996) 550-557.

Mauer, Catherine (2008) Der Caritasverband zwischen Kaiserreich und Weimarer Republik. Freiburg: Lambertus 2008.

Norbert Friedrich/ Klaus Baumann/ Christian Dogheide/ Johannes Eulich/ Astrid Giebel/ Beate Hofmann/ Traugott Jährichen/ Frank Otfried Jürg/ Jörg Kutschnig/ Martin Wolff (Hg.) Diakonie-Lexikon. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht 2016.

Pompey, Heinrich (2001) Caritaswissenschaft im Dienst der caritativen Diakonie der Kirche. Was ist Caritaswissenschaft?, in: Theologie und Glaube 91 (2001), 189-223.

Völk, Richard (1976) Fünfzig Jahre Institut für Caritaswissenschaft. In: Caritas 75/76. Jahrbuch des Deutschen Caritasverbandes, Freiburg: DCV 1976, 199-209.

42

Literaturhinweise

Benad, Matthias u.a. (Hg.) *Diakoniewissenschaft und Diakonienmanagement an der Kirchlichen Hochschule Wuppertal/Beihilf. Interdisziplinarität, Normativität, Theorie-Praxis-Verbindung.* Baden-Baden 2015.

Demmer, Klaus (1999) *Fundamentale Theologie des Ethischen.* Freiburg i.Ue.: Universitätsverlag 1999, 109-112.

Demmer, Klaus (2003) *Angewandte Theologie des Ethischen.* Freiburg i.Ue.: Universitätsverlag 2003.

Evrift, Johannes/Schmidt, Heinz (Hg.) *Diakonik. Grundlagen – Konzeptionen – Diskurse.* Göttingen 2016.

Foré, Bruno (1997) *Theology and Psychology. Resistance, Indifference, Surrender or Integration?*, in: Inoda, Franco (Ed.) *A Journey to Freedom.* Leuven et al.: Peeters 2000, 52-69.

Frey, Christof (1978) *Die Bedeutung der säkularen Wissenschaften für die Ethik.* in: *Handbuch der christlichen Ethik* Bd. 1, 297-316.

Göres, Albert (1986) *Kennt die Psychologie den Menschen? Fragen zwischen Psychotherapie, Anthropologie und Christentum.* München: Piper 1986.

Kötter, Ulrich u.a. (2017) *Diakonie und Öffentliche Theologie.* *Diakoniewissenschaftliche Studien.* Göttingen 2017.

Koelzer, Armin (1993) *Theologie und Naturwissenschaft. Partner oder Gegner?*, in: *Theologie der Gegenwart* 36 (1993) 83-105.

Lorenzen, Bernard (1972) *Method in Theology.* London: Darton, Longman & Todd 1972, 6-25.

Rahner, Karl (1981) *Theologische Perspektiven zum Dialog mit den Naturwissenschaften.* in: *Soziale Praxis* u.a. (Hrsg.) *Christlicher Glaube in moderner Gesellschaft* Bd. 3, Freiburg u.a.: Herder 1981, 34-76.

Thomas von Aquin, *Summa contra Gentiles* II, 3 Abs. 6 (Herausgegeben, übersetzt und mit Anmerkungen versehen von Karl Albert und Paulus Engelhardt, Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft 2001, 101).

第2回

人道危機後の赦しと信仰

デオグラシアス・マルフキロ

(カトリック司祭、RAPRED-Girubuntu 代表、ドイツ・フライブルク大学研究員)

アンドリヤナ・グラヴァス

(医師、ドイツ・フライブルク大学研究員)

(2022年3月3日開催)

【デオグラシアス神父】

こんにちは、皆さん。私は今ドイツのフライブルクから皆さんにご挨拶しています。去年の2月に私はグローバル・コンサーン研究所のイベントでお話をさせていただきました。前回は、私が代表を務める団体の平和活動についてお話ししました。今日は私の研究についてお話ししたいと思います。

まず、ブルンジという国についてお話ししたいと思います。ブルンジというのは、東アフリカの中央あたりにあります。そこは過去ドイツの植民地でありました。

そこにはたくさんの内戦がありました。そしてそれはある対立についてのものです。この対立、抗争というものはどういうものなのでしょうか。これは民族的なものなのでしょうか、それとも政治的なものなのでしょうか、それとも両方なのでしょうか。

民族間の対立というものはどのようにして出てきたのでしょうか、そしてその結果というものはどのようなものなのでしょうか。ブルンジでもルワンダの例で知られているようにツチとフツという二つの民族間の対立ということがあります。

ここでは宗主国の影響ということが大切になってきます。植民地時代以前、また植民地の時代には、民族間の戦争や緊張というものはありませんでした。それはいろいろな歴史家によって言われていることです。ブルンジは、ドイツとベルギーという2つの植民地大国によって植民地とされていました。

1885年のベルリン・コンゴ会議でアフリカは分割されてしまいました。そこで言われていたのは、分割して統治せよという原則です。分割統治というものは、1916年の軍事的敗北までブルンジにおけるドイツの植民地統治の原則であったと歴史家は言っています。ベルリン会議の結果、アフリカは、まるでケーキのように、ヨーロッパの国々にわけ与えられたのです。

ドイツの後にベルギーがブルンジを植民地としました。彼らは当初はツチ族のエリートを優遇し、フツ族を犠牲にしていたのですが、ツチ族から独立を要求する人々が出てくると、ツチ族に裏切られたと感じて、フツ族を優遇することにしました。ツチというのは実は少数派で15%です。残りの85%くらいがフツになります。1929年以降ベルギーの植民地支配によって、新行政機構というものが導入されました。フツ族はこの政権から組織的に排除されました。この行政組織では、「知的で生まれながらの支配者」とされるツチが優遇されました。

様々な内戦がありました。1965年、独立から3年後、最初の民族紛争、内戦とされるものが起きました。1972年の出来事はとても残酷で、両サイドが大量虐殺について語っています。

1988年のものはローカルなもので、北部の一部地域のみに影響がありました。1993年には大統領選挙があったのですが、その初めて選ばれた大統領が暗殺された後に、大きな争いがありました。そして、2015年にもまた危機がありました。戦争になるかもしれない、ということで、たくさんの人々が難民として周辺国に逃げることになりました。

私たちの国では、何回も内戦が起こっています。それは悪循環の中で、繰り返されているのです。そして、それを防ぐ手立てはまだ見つかっていません。

多くの内戦は何を人々にもたらしたのでしょうか。ここで簡単に、戦災に遭われた方たちが経験したことについてまとめてみましょう。

まず、トラウマです。多くの人たちがとてもひどい目に遭いました。また、そのような光景を目にした人たちもたくさんいます。例えば、殺された人の手足を見た経験が、子供のトラウマになったりしています。また、人々の持っているものが没収されたり、収用されたりしてしまいました。戦争というものは、将来の希望すらも奪ってしまいました。そして、年齢に関わらず、たくさんの人々が難民となりました。今のウクライナの状態も同じようなものだと思います。次に、「喪の欠落」というものがありました。私たちにとっては、誰かが亡くなったときに、それを記念する、というのがとても大切なのですが、これを実施することができなかったのです。また、誘拐もありました。たくさんの人たちが、政府、警察や軍によって誘拐されました。家族は誘拐された人たちがまだ生きているかも知らずにいます。ちなみに誘拐というのはまだたくさん起きています。そこには不信感というものがあります。ツチとフツとの間でもというものもありますが、同じ村の家族間でもたくさん不信がまだあります。そして、親戚家族を失ったということもあります。ブルンジではそれぞれの人が少なくとも1人は親族を失ったと言われています。

次に、内戦の原因について話しましょう。たくさんの人に話を聞いてきましたが、原因として民族間の対立ということはありませんでした。まず一つ目ですが、劣悪な統治、劣悪な政府というものがあります。また、無法状態ということがあります。つまり、悪いことをした人が罰せられないというようなことです。そして、貧困というとても大切な原因があります。例えば、貧困に悩まされる若者は簡単に反政府的な武装グループの一員となってしまいます。

ブルンジ紛争というのは民族紛争だったのでしょうか。私は、いろいろ調査した結果、民族性というのは実はそんなに重要な要因ではないという風に考えています。それは道具化されて、政治的な目的のために利用されているだけです。

歴史上の様々な内戦がブルンジ社会に大きな亀裂をもたらしています。そして、適切に対処されず、長引いているトラウマたちが、将来の紛争のゆりかごとなっているのです。

質的研究の結果として、解決法を提示することがあるのですが、私の提示する解決法は三つのレベルにわかれています。

一つ目のテーゼは「条件」です。「良い統治・開発」、つまり貧困と闘うこと、そして「正義・法」が大切です。前提条件として、良い統治や民主化、貧困の緩和、そして十分に機能する司法による正義へのコミットメントがなければ、平和と和解に向けたすべての努力は失敗に終わります。

二つ目のテーゼは、私が「社会の治療」と呼ぶものです。さまざまな罪が犯されたため、平和の推進や平和構築には社会の治療が必要なのです。それはプロセスです。まず出会いによって信頼を作る。そして想起。語ることによって、記憶する。そして事後処理です。これは例えば賠償ですとか、記念碑を作るとかそういうようなものです。あと、和解。そして、赦し。

三つ目のテーゼは、持続性です。そこで大切なのは教育する、そして、育てるということです。それは新たな意識を構築することです。教育を通じて文化的な変化を生み出すことで、平和と和解の文化を持続的に促進することができます。

これは別の研究なのですが、2015年に内戦になりそうになったとき、たくさんの人々が亡命し、難民となりました。私は、その人たちのところに赴き、お話をお聞きしました。

たくさんの方たちは、誘拐されたりですとか、拷問にあたりたりですとか、性暴力を受けたりですとか、ひどい経験をされています。そこで、そのような人たちに、信仰の役割というものについて質問をしてみました。

まず、こういうふうに答える人たちがいました。「私は神の加護というものを経験した。」「神は、私のために計画がある。」「聖書は身を守ってくれる。」「神は私のことを救い、守ってくれた」。ここには、摂理という概念が大切です。やはり、神は私のために計画があるのだ、という考えが中心となっています。

また、ブルンジはキリスト教徒が多い国なのですが、65%がカトリックです。すると、やはり「何か私たちの信仰というのは表面的なものであるのではないか」、「本当に信じているのだったら、内戦のようなものは起きないはずではないか」、というような言葉も聞きました。

「神が守ってくれた」という人のように、「私の信仰が強められた」というようなことを言う人もいます。そして、「どうしてこのようなことが起きるのか」という疑問を持つ人は、「私の信仰は試されていた」というように言っています。しかし、信仰が弱まった、と言った、ツチの少女もいました。ツチの少女たちは警察官等による性暴力を受けたりしていました。

また、信仰というのは問題を乗り越えるための力であると主張する人もいました。希望を強調している人たちもいました。信仰によって希望が芽生えた、などと言っていました。

次に、赦しについてです。人々はどのようなことを言っているのでしょうか。まず、私はすでに赦せる、と考えている人がいます。「まず正義がなされてから」「加害者が罰せられてから」と言う人たちもいます。また、「赦せないし、赦すことは無理であるし、赦したくない」と言う人たちもいます。「私には赦すのは無理。なぜなら私の子どもが殺されたから。私は赦すことができない。」そういう風に言う人たちがいるのです。また、赦されるために赦さなければ、という風に考える人たちもいます。暴力の悪循環から逃れるために、赦しが必要だと言う人たちもいます。また、一般市民の加害者は赦すことができるとしても、上の方で全てを操った人たち、例えば政治家などは絶対赦せない、と言う人たちもいます。

私の研究は、ブルンジ、アフリカだけに関係のあることではありません。例えば今こヨーロッパで、ウクライナで起こっていることにも関係があるのだと、私は信じています。

【参加者】

異なる価値観や世界観がある中で、一致して、一つの方向に動いていくには、どうすればよ

いのでしょうか。

【デオグラシアス神父】

多様な社会では、当然、みんなである一つの方向に動いていくというのは、簡単なことではありません。ただ、少なくともそれぞれの個人が何らかの方向性というものを持っていることが大切です。そして大切なことをみんなが考えて、それに集中していくことです。いろいろな考え方のグループがあります。例えば、カトリック、それから仏教、イスラムですとか、いろいろあるのですが、それぞれの人たちが自分たちの方向性をきちんと持っている状態であれば、何らかの形で一緒の方向性も見つけていけると私は信じています。

【参加者からのコメント】

過去の痛みと、求めている癒しに違いがある中で、どう本当の癒しを求めていくのでしょうか。

【デオグラシアス神父の回答】

これは後にアンドリヤナ・グラヴァスさんがお話されることに関係あるので、そちらを聞いていただきたいのですが、私が思うに、痛みと過去の痛み、過去というものは、意識の中にもあります。潜在意識の中に残っています。そしてそれは世代さえも超えていくものです。世代を超えて伝わってしまうものです。例えば、第二次大戦の痛みは、ずっとドイツで続いています。それにどうやって対処すればいいのか。

大切になってくるのは、やはり真実だと思います。「何が起きたのか」を発見することです。歴史をきちんと理解することです。真実と和解ということがアフリカで言われてきました。過去の問題を適切に真実に基づいて処理するということが大切です。それは社会の治療でもあります。トラウマを受けた人には、PTSD等の精神疾患になってしまった人たちも、もちろんいます。そのような人たちは、医学的、または、心理的な治療を必要としていると私は考えます。

今ロシアで起きていることでもそうですが、ロシアには、一部の人だとは思いますが、ロシアは「平和のための戦争」、「使命としての戦争」を戦っていると言っている人たちもいます。ロシアの人たちはそういう風に考えているのかもしれませんが、しかし、ウクライナの人たちは、これは自衛のための、自分たちの存在を守るための戦争だという風に考えています。やはり、歴史観はとても大切なのです。

【参加者】

今のお話を聞いて思い出したのが、プーチン大統領が、過去のトラウマというものを理由に、つまり、ソビエトが瓦解した時のトラウマ、そして、その後の国家としての失策の連続のトラウマというものによって、今、戦争を起こしているという説です。

【デオグラシアス神父】

社会の治療というものがやはり戦争を防ぐには大切ではないのでしょうか。

【グラヴァス医師】

私はフライブルク大学神学部のカリタス学研究所に勤めています。クロアチア出身です。医師として、また、戦争を実際に経験した人間、そして、カリタス学を学ぶ人間として、皆さんと今日はお話ししたいと思います。

クロアチアという国は中央ヨーロッパにあります。首都はザグレブです。とても美しい国です。千を超える島々と八つの国立公園、そして、11の自然公園があります。私の国の美しい場所を皆さんにお見せしたいです。是非クロアチアを訪れてみてください。しかし、この国が過去何十年にわたって破壊されてきたということも忘れないでください。

この地域では過去に5年間にわたる戦争がありました。1万5000人ほどが死にました。そのうち273人は子どもでした。1800人以上の人たちはまだ行方不明です。それは家族にとってとても重い負担となっています。なぜならお別れができなかったからです。また、125を数える集団墓地が見つっていますが、他にも見つからないものもあるでしょう。ボスニア等からの難民もたくさんいます。クロアチアでは今でも100万人が戦災にあったせいで通常の生活を送れないでいます。

戦争はたくさんのもを生み出しましたが、PTSDもその一つです。PTSDには複数の併存疾患もあります。鬱、自殺、薬物中毒などです。クロアチアの退役軍人の間での自殺率は、その他の人たちと比べて、とても高いです。退役軍人の罹病率はとても高いです。世界中で、一般に、死因の一位は心臓血管疾患で、二位が癌なのですが、興味深いことに、退役軍人の間ではそれは逆になっています。つまり、死因の一位が癌で、二位が心臓血管疾患なのです。退役軍人の平均寿命は62歳です。

退役軍人は他にもたくさんの心理的、社会的な問題を抱えています。一例ですが、退役軍人は政府からさまざまな支援を受けているのですが、もう戦争は何年も前に終わったのにどうしてまだ支援が続いているか、というような批判があります。そこにはスティグマがあるのです。

退役軍人の間で最も多い精神的疾患はPTSDです。これはとても重い病気で、慢性的になりがちです。患者は、過去に起こった出来事を経験し続けます。そして、不安が続きます。例えば、雨降りの音が聞こえると、戦場に引き戻されてしまいます。匂いですとか、味ですとか、見たものなどが、トリガーとなるのです。

クロアチア全体でPTSDの有病率は30%にもなります。PTSDというのは、時間とともに慢性化してしまいます。デオグラシアス神父もすでに話しましたが、二次的なPTSDもあります。トラウマになる経験をした人の身近な人たちがPTSDになってしまうのです。夫の経験で妻が、父親の経験で子供が、PTSDになるのです。そして、妻は鬱になり、子どもは学校に行かず、引きこもる、というようなことがあります。第二次世界大戦の時にも同様のケースが多くありました。「戦争の子ども」とか「戦争の孫」というような言い方があります。

私の博士論文のタイトルは、『私はまだそこにいる～クロアチアのトラウマ患者における宗教性と霊性の役割～』です。

この写真を見てください。これは銃で撃たれたキリストです。ヴコヴァルというクロアチアの街のものです。この街は3ヶ月間軍隊に包囲されて攻撃にあい、たくさんの人たちが亡くなりました。

私はどうして「私はまだそこにいる」というタイトルを付けたのでしょうか。それはこの病気に悩まされている人たちがクロアチアにまだたくさんいるからです。祖国への愛、故郷への愛、自由。これらが、戦時下のクロアチアでは生き残るための動機付け、理由でした。そして、慰めと希望を信仰に求めました。つまり、神はまたそこにいたのです…。

次に、問いの設定です。宗教性と霊性（スピリチュアリティ）は、主観的な立場から見て、PTSD 患者がトラウマに対処する際に、どのような役割を果たすのでしょうか。PTSD 患者は自分の人生についてどう思っているのでしょうか。宗教性や霊性は、PTSD 患者が赦しの準備をする際に、どのような役割を果たすのでしょうか。

これらの問いに関して、私は、クロアチアの二つのクリニックで、量的調査を実施しました。1200 のアンケート調査に対する回答が返ってきました。その中から 400 を見ました。調査の対象は ICD（国際疾病分類）で F の 43-1（外傷後ストレス障害）と F 62-0（破局体験後の持続的人格変化）の診断がついた患者です。

測定には、SpREUK（Erfassung der Spirituellen und Religiösen Einstellung und des Umgangs mit Krankheit；病に対する霊的及び宗教的な適応と態度に関する調査）を用いました。霊性と宗教性に関して測定するためのものです。また、統計処理には SPSS というソフトウェアを用いました。

結果についてお話しします。回答率は 85.7%でした。サンプルの 76%が男性で、88.7%がカトリックでした。このカトリックの割合は、クロアチア全体のものと同じくらいです。戦争は 5 年間続き、53.7%が全期間兵士として活動していました。興味深いことに、過去 20 年以上治療を受けている患者が 22.4%、そして、ほぼ同数の 22.2%の患者が過去 5 年以内に治療を始めています。彼らは新しく治療を受けている人たちです。88.2%の患者が、いまだに、心理的そして身体的に、苦しみを受けていると言っています。そして、87%ほどの患者が、戦争に参加したこと、戦争での経験が自分たちの病気の原因だと言っています。

患者は、「あなたは宗教的ですか。あなたはスピリチュアルな人ですか。」という質問については、自己評価で答えているのですが、45.9%の人たちが、自分は宗教的かつスピリチュアルである、と答えています。宗教や霊性は、意味の探究、赦し、病気にどのように向き合うか等、さまざまなことに、どう影響しているのでしょうか。

トラウマ患者は、意味を探る傾向にあります。意味と希望、そして、掴まっていられるもの、支えとなる何かを探します。多くの研究によれば、人生に意味を見つける人は、この病気、PTSD によりよく対処することができます。私たちの結果も同様でした。

一つ目のモジュールは、意味の探求についてです。63.9%の患者が、人生において意味を探ることそして PTSD に意味を見出すことが大切だと答えています。74%が、今までの自分の人生が意味あるもの、価値あるものであったと希望しています。そして、73.7%が、PTSD に意味がある、また、この病気による制約に意味があると考えています。しかし、より強い PTSD に苦しんでいる人は、PTSD に意味を見つけることに困難を感じています。

このような状況は、信仰における問題にも通じています。どうして神はこのようなことを許したのだろうか、と考えるからです。よって、PTSD 患者の治療には、宗教的なもの、霊的なものを、セラピーの中に取り入れることが大切です。

二つ目のモジュールは、人生の満足度についてです。36.8%の患者が、自分の人生に満足していません。自分の人生はひどいものだ、自分は不幸だ、と思っています。長い治療がうまくいっていない場合、特に、人生に対する満足度が下がる傾向があります。しかし、宗教的または霊的な人たちの半数以上は、宗教性と霊性のおかげで人生の満足度が高くなっている、と答えています。そして、宗教的でない、霊的でもない、と答えた人たちは、人生に対する満足度がかなり低いです。

三つ目のモジュールは、病気とどう向き合うか、ということについてです。神や天使などの宗教的な存在を信じている人たちは、より良いスコアが出ています。5年間ずっと戦争に従事していた人たちの間では、より多くの人たちが宗教的または霊的な支えを探しています。そして、半数以上の人たちが、宗教や霊性が日常的に力を与えてくれると言っています。

四つ目のモジュールは、宗教的・霊的なニーズについてです。80.8%の患者たちが、内的な平和への強い欲求があると言います。トラウマというのは、その人全体を揺さぶるものです。内的な揺れを大きく感じているため、当然、平和を求めるのです。また、約64%が、自ら祈る欲求を感じています。そして、約50%が、他の人に祈ってもらうことを望んでいます。

五つ目のモジュールは赦しについてです。赦しへの欲求はどれほどなのでしょう。

赦しへの欲求には、赦されることへの欲求と赦すことへの欲求があります。赦しというのは、長期間にわたるプロセスです。それは、今日明日に起こるものではなくて、熟さなければならぬものです。クロアチアでは、27年が過ぎましたが、赦しのプロセスで完了したものはありません。75%の人たちが、条件付きの赦しはあり得ると言っています。条件とは、きちんと賠償がなされるということです。8%は無条件で赦せると言っています。そして、6%は復讐を考えています。

赦しは和解に必須です。しかし、赦しは直ちに和解につながるわけでもありません。和解には、双方の準備が必要だからです。正義は、和解にとって一番大切な条件です。多くの研究によると、赦しは、心理的な健康にとって非常に重要です。赦し、和解、そして正義というものは、持続的な平和に大切なものです。

私の研究によると、72%が、誰かを赦せるようになりたい、という欲求を感じています。しかし、退役軍人の間では、赦すこと、許されることへの欲求はより少なくなっています。それはパラドックスのようにも思えます。なぜなら、ほとんどの退役軍人は宗教的で霊的だからです。彼らは自問しました。どうして戦争が起きてしまったのだろうか。そして、次のように答えたのです。「我々は自衛のための戦争をしたのだ。」「我々は、子どもや妻、女性や家のために戦ったのだ」。このような動機、理由で戦ったので、赦しの必要性を感じられないのです。なぜなら戦争に参加したこと自体には罪悪感がないからです。しかし、クロアチアの退役軍人は、例えば、仲間が死んでしまったことには、罪悪感を感じています。そういう場合には、なんで私は生きているのだろうと、感じたりしています。

クロアチアの人たちにとって、カトリック教会は、赦しのプロセスの中で最も大切なものです。ユニバーサルでヒューマニスティックな教会には、正義や赦しや愛があるので、赦しのプロセスに大きな力を与えることができます。

今まで、宗教性・霊性とトラウマの関係は、あまり研究されていませんでした。このテーマ

について、宗教性とトラウマとの関連についての研究はまだクロアチアでなされていません。しかし、私の研究は、クロアチアのトラウマ患者において霊性が重要な役割を果たしていることを示しています。この知見によって、学際的な、または宗教間にわたるコミュニケーションやディスカッションというものが、様々なアクターの間でなされるようになることを望みます。そして、和解と平和のプロセスの促進に貢献できればいいと思います。

私が話したトラウマ患者の多くは、宗教や霊性が PTSD の治療においてもっと役割を果たすべきだと感じています。だから、クロアチアのカトリック教会は、もっと頑張らなければいけません。責任ある立場にいる人たちが、この研究の結果によって、意識を変えることを望みます。他にも医療機関等、様々なアクターに私の研究結果を伝えていきたいです。かれらはこのテーマについてもっと考える必要があると思います。

今後の展望です。宗教性と霊性は、心理療法においてはこれまでほとんど役割を与えられていませんでした。警察官や救急隊員等についても研究されるべきでしょう。そして、各種団体等で教育の機会が与えられるべきでしょう。また、会議やワークショップ等も実施すべきでしょう。

最近、ベルリンで、ヨーロッパ最大の精神医療学会に出席しました。また、クロアチアでもいろいろところで講演をしています。私の目標は、PTSD 患者が、より全人的な治療を受けられるようにすることです。

恐ろしいことに、ロシア＝ウクライナ戦争の続く欧州ではこのテーマはとてもアクチュアルです。そこで、特に宗教的な側面の強い社会では、教会がもっと役割を担うべきだと思います。宗教的な人は、慰めや希望や力を、信仰に頼っているからです。酷い経験や、それによる PTSD にどうやって向き合うか。そこでは、信仰が重要なのです。

【参加者】

退役軍人は、祖国のために、また、自分の家族等を守るために戦った、という意識が強いので、罪責感がないため、宗教的な慰めも赦しも必要がないと思っている人が多いというお話がありました。同じことは日本の戦争についても言えます。今回のロシアとウクライナの件でもそうだと思うのですが、祖国を守るために戦ったんだ、と正当化する人たちは必ずいます。でも、人を何人も殺してしまうと、いくら正義の戦争と思っている、傷ついてしまうと思います。そういう人たちのセラピー、平和プロセスはどうなるのでしょうか。

【グラヴァス医師】

赦しというのはとても長いプロセスで、色々なことが必要となります。そして、赦しは、心からのものである必要があります。単に言葉だけでできるものではないのです。無理強いするようなものではないのです。そして、どれほどの時間が癒しに必要なかは、人によるでしょう。私も、ウクライナのことを聞くと、私は PTSD の診断はついていませんが、戦争のことを思い出します。

【参加者】

赦すことの欲求とか、赦されることの欲求ということについてお話しいただきましたが、赦しのプロセスには長い時間がかかります。そして、宗教、教会というものは、赦す心を成熟させる助けになる、ともお話しされました。そこで質問なのですが、人間には「赦したい」という基本的な欲求はあるのでしょうか。

【グラヴァス医師】

私は、それはあると思います。人間は、信仰に関係なく、赦すことを必要としています。それは人間の根底にあるものだと思います。なぜなら、人間は社会的であって、お互いを必要としているからです。しかし、全てのトラウマは同じではありません。例えば、子どもを亡くしてしまうということもあるでしょうし、怪我をするということもあるでしょう。しかし、みんな赦しを必要としているというところは、信仰に関わらず同じなのではないでしょうか。赦せない、赦すことができないというのは、自分を傷つけるものだと思います。その感情は、重荷として自分の心の中に残ってしまいます。

【参加者（つづき）】

赦したい気持ちがあること、赦せないと自分を傷つけてしまうことはよくわかります。しかし、時として、それが自分を傷つけていながらも、赦さないことで自分を満足させるケースも、一般的とは言えないかもしれませんが、あるのではないのでしょうか。人は基本的に赦したいという気持ちがあると先生はおっしゃっていましたが、「赦さない」ということは心の病と言えるのでしょうか。そして、そこで宗教が大きな力を発揮するのかもしれませんが、病院ではなく。自分が自分を傷つけてしまっていることに気づかせるのは、宗教や霊性の役割なのかもしれません。

【グラヴァス医師】

赦さないことが、復讐となる場合があります。それは、赦されないことは相手にとって悪いことだからです。それがきっと赦さないことの満足感に繋がっているのでしょうか。しかし、赦さないことは、重荷にもなります。赦すということは赦す人にとって大切なのです。

【参加者】

お二人のご講演では、赦しは正義が実現されることが前提であると仰っていました。ただ、赦しというのは非常にキリスト教的な概念だと思います。日本の社会で生きてると、キリスト教の言うような「赦し」の概念はないように思えます。例えば、儒教的な日本や韓国での#MeToo運動を見ていると、赦しという概念はないように思えます。こういうキリスト教社会ではないところで、赦しと正義のバランスをどのようにとったらいいのでしょうか。

【グラヴァス医師】

私の研究は量的なものだったのですが、アンケート調査の回答によく補完的な説明として書

かれていたのが、「私は性暴力の被害に遭った」ということでした。クロアチアではこのようなケースはとても多くありました。クロアチアやボスニアの戦争では、そのような行為が、武器として使われていたのです。そして、それは組織だっで行われていたもので、父親の前ですとか、夫の前で行われたものなのです。すると、副次的なトラウマも生じてきます。

また、このようなことが、妊娠させることを目的としてもされてきました。すると、子どもが実際に産まれた後に、その子を自分の子どもとして愛するべきなのか、それとも加害者の子どもなので愛するべきではないのか、というようなことを考えるわけです。そして、いつか、子どもは大きくなって、自分の出自について知ります。しかも、ちゃんと自分の身を守らなかったとか、また、そういうふうにさせてしまったのではないとか、周囲の人々に苛まれることもあるのです。

例えば、ヴコヴァルという都市では、性的暴行の被害に遭った人が、加害者に街で出くわすということがよくあります。なぜなら正義というものがなされなかったからです。そのような女性たちはどのような気持ちでしょうか。加害者は自分のことをあざけているかもしれない、等と考えるのです。

クロアチアでは全ての加害者が罰せられたわけではありません。クロアチアというのは狭い国なので、お互いのことを知っています。そこで正義がなされないかぎりには、和解、平和、赦しもないのです。被害者は、加害者が罰せられてからだったら、自分も赦せると感じるのです。そうなれば良いと私も思っています。

【参加者】

キリスト教徒にとっては、例えば最後の審判ですとか、究極的には必ず正義がなされることになっています。また、イエスもそうだったのかもしれませんが、謝罪がなされる前、正義がなされる前に、赦そう、と思う人もいます。

【デオグラシアス神父】

もちろん、キリスト教徒の場合には、最後の審判があります。そのような考え方は、特に、今回のウクライナのプーチンの場合のように、とても高い地位にいて、罰することができないような人について考えるときに、役立つかもしれません。もちろん、これは神学的にもとても大切なテーマです。でも、罰することができるのであれば、やはり罰することが必要でしょう。大切なことは、赦すという行為が強制されないことです。赦しは、自発的に行われるべきことであって、誰かに赦すことを強えられることはよくないことですし、それは不可能です。

【参加者】

日本と朝鮮半島の問題はまだ解決されていません。今も日本ではたくさんのヘイトスピーチがあります。また、高校の無償化は朝鮮語を学ぶ子どもたちには適用されていないとか、そのようなこともあります。和解には程遠い状況にあるわけです。

今、市民と宗教者が、和解と平和のプラットフォームを立ち上げることを始めています。そこで今回のお話が参考になると思いました。出会いというのは、市民間で、あるいは、宗教者

間でなされていますが、私が難しいと感じているのは、真実の共有です。それができていないのです。かたくなに片方が、日本が、拒んでいるのです。だから、まだ教育までにはとても届かない。真実を共有するにはどうすればいいか、何かヒントをいただければと思います。

【グラヴァス医師】

私は、この件に関しては、とても大切なのは、一般化しないということだと思います。例えば、日本人が悪いとか、そういうようなことではなくて、やはり何事も個人が個人を見つめることが大切なのではないのでしょうか。そこで、共通の目的を見つけることも大切になります。しかし、和解というのは大変長いプロセスです。クロアチアとセルビアもまだ和解していません。繰り返しになりますが、大切なのは個人です。ナチス政権下のドイツにさえも戦争に反対した人もいたわけですから。あまり集団的に考えずに、それぞれの人を見るのが、私は大切だと思います。

【配布資料】

Für eine Friedens- und Versöhnungskultur

Sozial-politische Analyse, ethischer Ansatz und kirchlicher Beitrag zur Förderung einer Friedens- und Versöhnungskultur in Burundi

Webinar: Caritas und Gesellschaft
Institut of Global Concern, Sophia University, Tokyo-Japan

P. Déogratias Maruhukiro, PhD / Universität Freiburg

Albert-Ludwigs-Universität Freiburg

UNI
FREIBURG

1

Den burundischen Konflikt verstehen

- Welcher Art ist der Konflikt in Burundi?
- Handelt es sich um einen ethnischen oder politischen Konflikt oder um beides?
- Wie haben sich die ethnischen Spannungen entwickelt und was sind die Folgen?

UNI
FREIBURG

2

ブルンジ紛争を理解する

- ブルンジの紛争はどのようなものですか？
- 民族紛争なのか政治紛争なのか、あるいはその両方なのか。
- 民族間の緊張はどのように生まれ、どのような結果になったのか。

UNI
FREIBURG

3

Der Mwami und die Einheit zwischen Hutu und Tutsi

Keine ethnische Kriege oder Spannungen vor der Kolonialzeit (Rutamucero, D. 2007; Bukuru, Z. 2004; Nsanze, A. 2003; Nimenya, E. 2012)

“Es ist kein Krieg zwischen den Ethnien vor oder während der Kolonisation bekannt. Weder in der Geschichte, noch in Legenden oder anderen Erzählungen, noch in Liedern wird berichtet, dass es je einen bewaffnet Konflikt zwischen den Ethnien gegeben hat“.
(Nimenya 2012)

UNI
FREIBURG

4

ムワミとツツ族・ツチ族間の団結

植民地時代以前に民族間の戦争や緊張はない (Rutamucero, D. 2007; Bukuru, Z. 2004; Nsanze, A. 2003; Nimenya, E. 2012)。

「植民地化以前も、植民地化時代も、民族間の戦争は知られていない。歴史にも、伝説などの物語にも、歌にも、民族間の武力衝突があったとは伝えられていない。」
(ニメニア2012)

UNI
FREIBURG

5

Die Kolonialzeit und die Spaltung zwischen Hutu und Tutsi vor der Unabhängigkeit

- zwei Kolonialmächte: Deutschland und Belgien
- Berlin Konferenz bzw. Kongokonferenz in 1885: Afrika wurde unter verschiedene Mächte geteilt.
- Das Prinzip „*Divide et impera* (Teile und herrsche)
- „**Teile und herrsche** „wurde bis zur militärischen Niederlage 1916 zur Maxime deutscher Kolonialverwaltung in Burundi“ (Strizek, H. *Geschenkte Kolonien, Rwanda und Burundi unter deutscher Herrschaft, Ch. Links Verlag, Berlin 2006*)

UNI
FREIBURG

6

植民地時代と独立前のフツ族とツチ族の分断

- ドイツとベルギーという2つの植民地大国。
- 1885年のベルリン会議またはコンゴ会議：アフリカは異なる勢力に分割された。
- divide et impera" (分割して統治する)の原則
- 「分割統治は1916年の軍事的敗北までブルンジにおけるドイツの植民地統治の原則であった」(Strizek, H. Geschenkte Kolonien, Rwanda und Burundi unter deutscher Herrschaft, Ch. Links Verlag, Berlin 2006)。

7

„Divide et Impera“ bei Kongokonferenz Berlin 1885

8

„コンゴ会議「Divide et Impera」ベルリン 1885年

9

Spannung zwischen Hutu und Tutsi in Kolonialzeit

Die belgische Kolonialverwaltung begünstigte zuerst die Tutsi-Elite auf Kosten der Hutu, aber als die Zeit kam, die Unabhängigkeit zu fordern, fühlte es sich von den Tutsi verraten und beschloss, die Hutu zu fördern. (Wola Bangala 2009)

Seit 1929 hat die belgische Kolonialmacht eine Neue Verwaltungsorganisation des Landes eingeführt. Alle Hutu wurden systematisch aus dieser Verwaltung entfernt. Die Tutsi, die als intelligent und „geboren zum Herrschen“ angesehen wurden, waren in dieser neuen Verwaltungsorganisation bevorzugt. (Buyoya 2001)

10

植民地時代におけるフツ族とツチ族の緊張関係

ベルギー植民地政権は、当初ツチ族のエリートを優遇し、フツ族を犠牲にしていたが、独立を要求する時期になると、ツチ族に裏切られたと感じ、フツ族を優遇することにしたのである。(Wola Bangala 2009)

1929年以降、ベルギーの植民地支配により、「新行政機構」が導入された。すべてのフツ族は、この政権から組織的に排除された。この新しい行政組織では、知的で「生まれながらの支配者」とされるツチ族が優遇された。(ブヨヤ 2001)

11

Verschiedene Bürgerkriege

- ◆1965 drei Jahre nach der Unabhängigkeit, gilt als erster (ethnischer) Konflikt Bzw. Bürgerkrieg
- ◆1972 : Grausam (von beide Seite wird von Genozid gesprochen)
- ◆1988: betrifft nur ein Teil des Landes im Norden
- ◆1993: Nach der Ermordung des ersten gewählte Präsidenten

12

様々な内戦

- ◆ 独立から3年後の1965年が最初の(民族)紛争、内戦とされている。
- ◆ 1972：残酷(両者とも大量虐殺を語る)
- ◆ 1988年：北部の一部地域のみ影響あり
- ◆ 1993年 初当選した大統領が暗殺された後。

13

Kurze Darstellung der Ergebnisse: Betroffenheit

14

結果を簡単に説明する。愛着度

- ◆ 戦争のトラウマ
- ◆ 没用
- ◆ 絶望的な状況
- ◆ 難民としての生活
- ◆ 喪失の欠落
- ◆ アブダクション
- ◆ 不信感
- ◆ 親族の喪失

15

Ursachen des Konfliktes

16

Ursachen des Konfliktes

Ist der burundische Konflikt ein ethnischer Konflikt?

- ◆ Ethnizität in Burundi ist **keine** Ursache des Konfliktes. Sie wird instrumentalisiert und für politische Zwecke genutzt.
- ◆ Die verschiedene Bürgerkriege im Laufe der Geschichte haben zu einem großen Riss im burundischen Gesellschaft geführt, so dass das erlittene und nicht bearbeitete Trauma langfristig zur Wiege zukünftiger Konflikte wird.
- ◆ Es gibt noch drei Hauptfaktoren: Die Frage des Unrechts, der schlechten Regierungsführung und der Armut

17

紛争の原因

ブルンジ紛争は民族紛争なのか？

ブルンジの民族性は、紛争の原因ではない。それは道具化され、政治的な目的のために利用される。

歴史上のさまざまな内戦は、ブルンジ社会に大きな亀裂をもたらし、受けたトラウマに対処できないまま、長期的には将来の紛争の揺りかごとになってしまうのです。

やはり、不正の問題、悪政の問題、貧困の問題の3つが大きな要因です

18



19

3 Thesen

1. Voraussetzungen:

„Ohne gute Regierungsführung bzw. Demokratisierung; ohne die Armutsbekämpfung und ohne Einsatz für Gerechtigkeit durch eine gut funktionierende Justiz sind alle Bemühungen um Frieden und Versöhnung zum Scheitern verurteilt.“

20

3 テッセン

1. 前提条件

「良い統治や民主化、貧困の緩和、そして十分に機能する司法による正義へのコミットメントがなければ、平和と和解に向けたすべての努力は失敗に終わります」。

21

3 Thesen

2. Therapie der Gesellschaft

„Aufgrund der verschiedenen Verletzungen und begangenen Verbrechen benötigt die Förderung des Friedens bzw. die Friedensbildung eine Therapie der Gesellschaft. Diese Therapie besteht aus einem Vorgang mit verschiedenen Etappen: Begegnung; Erinnerung; Aufarbeitung bzw. Traumabewältigung...“

22

3 Thesen

2. 社会の治療

“さまざまな違反や犯罪が行われているため、平和の推進や平和構築には、社会の治療が必要です。この療法は、さまざまな段階のプロセスで構成されています。出会い; 想起; ト라우マとの折り合いをつける、克服する...”。

23

3 Thesen

3. Nachhaltigkeit

„Durch Erziehung bzw. Bildung kann ein Kulturwandel geschaffen werden und nachhaltig eine Kultur des Friedens und der Versöhnung gefördert werden.“

24

3 Thesen

3. サステナビリティ

"教育を通じて、文化的な変化を生み出し、平和と和解の文化を持続的に促進することができる。"

13.03.22 © UNIFREIBURG

25

Excursus: Rolle des Glaubens

Providence / Schicksal
 Providence / Vorsehung
 Foi superficielle (Charade) / Oberflächlich (Charade)
 Surtout / Stark geworden
 Foi mis à l'épreuve / Glaube auf der Probe
 Foi affaiblie / Glaube geschwächt
 Renoncer à la violence / Verzicht auf Rache
 Force de vaincre les problèmes / Kraft die Probleme zu überwinden
 Vivre l'expérience / wackelt die Hoffnung
 Rend possible le Pardon / ermöglicht die Vergebung

13.03.22 © UNIFREIBURG

26

Rolle des Glaubens / 信仰の役割

Rolle des Glaubens:
 Die letzte Recherche, die ich mit burundischen Flüchtlingen gemacht habe, die vor dem Krieg in Burundi geflohen sind. Die Frage nach der Rolle des Glaubens stand dabei im Mittelpunkt.

Hier ist, was die Flüchtlinge sagen:
 1. Der Glaube ist für mich ein Schutz. Ich habe die schützende Hand Gottes wirklich erfahren.
 2. Der Glaube ist Vorsehung, das heißt, Gott hat einen guten Plan für mich, deshalb hat er mich am Leben erhalten.

信仰の役割
 前回、ブルンジの戦争から逃れてきたブルンジ難民の方々と一緒に調査した時のことです。信仰の役割を問うことが中心でした。
 以下は、難民の声である。
 1. 信仰は自分を守るものである。本当に神の守護の手を実感しています
 2. 信仰は摂理である。つまり、神は私に良い計画を持っている。だから私を生かしたのだ。

13.03.22 © UNIFREIBURG

27

Rolle des Glaubens / 信仰の役割

3. Die Schwierigkeiten haben meinen Glauben gestärkt.
4. Mein Glaube an Gott wurde auf die Probe gestellt: Warum ist uns das passiert?
5. Mein Glaube wurde ziemlich geschwächt...
6. Der Glaube hilft mir, auf Rache zu verzichten.
7. Der Glaube war für mich eine Kraft, um Probleme zu überwinden
8. Der Glaube hat in mir die Hoffnung geweckt
9. Der Glaube hilft mir zu vergeben

3. 困難が私の信仰を強めた。
4. 私の神への信仰が試された。なぜ、私たちにこんなことが起こったのでしょうか。
5. 私の信仰はかなり弱まっている...
6. 信仰は復讐を放棄するのに役立つ。
7. 信仰は問題を克服するための力になっている
8. 信仰が私の中に希望を呼び覚ました
9. 信仰は許すことを助けてくれる

13.03.22 © UNIFREIBURG

28

Excursus: Vergebung

Pardon / Vergebung

Prière pour pardonner / Bittet für die Vergebung
 Justice d'être puni le pardon / Als eine Justiz, dann Vergebung
 Les auteurs de crimes doivent demander Pardon/ Täter müssen um Vergebung bitten
 Pas de pardon / Keine Vergebung


Pardonnez pour être punis/ Vergeben um vergeltet zu werden
 Sortir de cercle vicieux de la violence/ Aus dem Teufelskreis der Gewalt zu kommen
 Possible pour les simples gens / Möglich für einfache Menschen

Il me sera très difficile/ Nicht einfach für mich

13.03.22 © UNIFREIBURG

29

Danke für ihre Aufmerksamkeit



13.03.22 © UNIFREIBURG

30

Traumafolgen des Krieges in Kroatien

Die Rolle von Religiosität und Spiritualität bei traumatisierten Patient:innen in Kroatien

Webinar: Caritas und Gesellschaft
 Institut of Global Concern, Sophia University, Tokyo-Japan

Dr. med. *Andrijana Glavas Ph.D.*

Albert-Ludwigs-Universität Freiburg



1

Kurze Vorstellung

Caritaswissenschaft: Ein Spezifikum der Theologischen Fakultät in der Albert-Ludwigs-Universität Freiburg



UNI-FREIBURG

2

Kroatien



Mitteleuropa

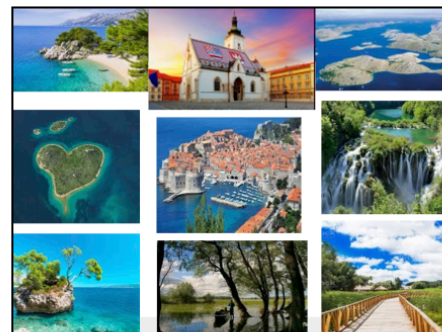


Hauptstadt: Zagreb
 Fläche: 56.594 km²
 Einwohner: 3.888.529
 86% katholisch
 Seit 2013 in EU

über 1.000 Inseln
 acht Nationalparks und elf Naturparks




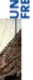
3



4

Der Krieg in Kroatien (1991-1995) und seine Folgen

14.752 Tote/ 273 Kinder
 1.852 Personen werden vermisst
 125 Massengräber
 800.000 Vertriebene
 ca. 1 Million Personen in Kroatien durch den Krieg so betroffen dass sie kein normales Leben mehr führen können





5

Trauma und andere Folgen des Krieges

- PTBS, KPTBS
- Komorbide Erkrankungen: Depressionen, Suizid, Suchterkrankungen usw.
- ↑ Morbidität
- ↑ Mortalität
- Stigmatisierung: PTBS↑

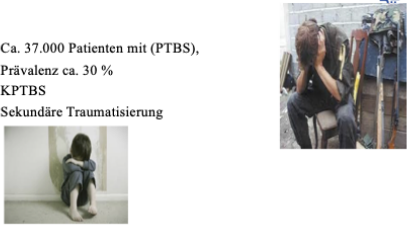
- Andere psychosoziale Probleme



6

PTBS in Kroatien

- Ca. 37.000 Patienten mit (PTBS),
- Prävalenz ca. 30 %
- KPTBS
- Sekundäre Traumatisierung



08.03.22 08.03.22

7

Dissertation

„Ich bin immer noch hier“
Die Rolle von Religiosität und Spiritualität bei traumatisierten Patienten in Kroatien




08.03.22 08.03.22

8

Übersicht

- Zur Fragestellung
- Die Studie und ihre Ergebnisse
 - Methode
 - Ergebnisse
- Grenzen der Arbeit
- Gewinn der Arbeit
- Ausblick



08.03.22 08.03.22

9

Zur Fragestellung

- Welche Rolle spielt Religiosität und Spiritualität bei traumatisierten Patienten in Kroatien
- Welchen subjektiven Nutzen für die Bewältigung ihrer Erkrankung schreiben die Patientengruppen ihrer ReS zu?
- Wie zufrieden sind diese Patienten in ihrem Leben?
- Spielen ReS eine Rolle in der Vergebungsbereitschaft bei traumatisierten Patienten?

08.03.22 08.03.22

10

Methode

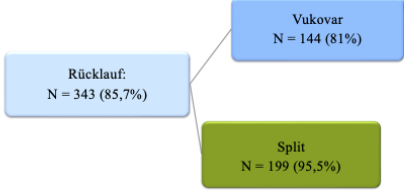
- Kliniken**
Psychiatrische Klinik Vukovar und Klinik für Psychiatrie, Universitätsklinik Split
- Einschluss der Befragten für diese Präsentation**
Patienten (Veteranen und Zivilpersonen) mit einer ICD- F43.1 und F62.0 Diagnose
- Instrumente**
Spiritueller/Religiöser Einstellungen und Umgang mit Krankheit SpREUK, Spirituell religiöse Bedürfnisse (SpNQ), Religiös/spirituelle Bedürfnisse (SpNQ) Lebenszufriedenheit usw.
- Statistische Auswertung:** SPSS (Statistical Package for the Social Sciences) 25.0 für Microsoft Windows

08.03.22 08.03.22

11

Ergebnisse

Rücklauf 85,7%



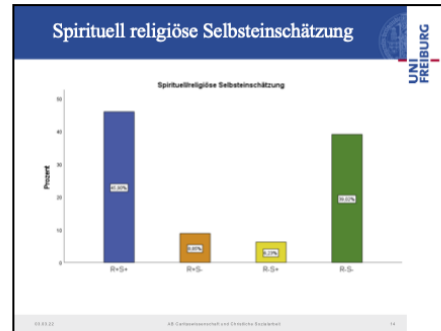
08.03.22 08.03.22

12

Ergebnisse

- N = 343
- 76,0 waren Männer, 88,7% katholisch
- 57,7% aktiv ganze Kriegszeit (5 J)
- 22,4% > als 20 Jahre in Behandlung, 22,2% < als 5 Jahre
- 88,2% der Patienten gibt an, heute noch an psychischen und physischen Folgen ihrer Erkrankung zu leiden
- 86,8% der Patienten nennt die Teilnahme in Krieg und die Kriegserlebnisse als Grund ihrer Erkrankung an

13



14



15

Patienten (P) mit Traumafolgerkrankungen

1. Sinnsuche
Für 63,9% der Patienten waren Fragen nach dem Sinn im Leben und der Krankheit wichtig
74% wünschten sich, dass ihr bisheriges Leben Sinn und wertvoll war
73,7% einen Sinn in Ihrer Krankheit bzw. Lebensbeeinträchtigung sehen zu können
empfanden weniger Sinn in ihrem Leben, besonders bei denen die noch sehr unter den Symptomen der Erkrankung gelitten haben

2. Lebenszufriedenheit
36,8% waren nicht zufrieden und fühlten sich schrecklich oder unglücklich
ReS- Patienten hatten geringere LZ

16

3. Umgang mit der Erkrankung
P, die ein größeres Vertrauen in eine höhere religiöse Instanz (Gott) hatten, gingen besser mit den Symptomen ihrer Erkrankung um.
P, die als Veteranen den ganzen Krieg (5J) erlebt haben, waren signifikant mehr auf der Suche nach einer religiös/spirituellen Unterstützung.
Mehr als die Hälfte der P. äußerten, dass sie durch ihre Rel/Sp mehr Kraft im Alltag bekommen.
Mehr als die Hälfte der P. empfanden, dass Res ihre innere Kraft in Alltag unterstützt

4. ReS Bedürfnisse
61% bezeichnete sich als religiös oder spirituell
81,8% der Patienten hatten mittlere oder große Bedürfnisse nach innerem Frieden.
63,6% der P. hat das Bedürfnis selber zu beten, 49,8% der P. wünscht sich, dass „jemand für sie betet“

17

5. Vergebung
72,2% hatten das Bedürfnis, jemandem aus einem bestimmten Abschnitt Ihres Lebens vergeben zu können
P, die aktiv im Krieg teilgenommen haben, waren signifikant weniger bereit jemandem zu vergeben und hatten auch weniger das Bedürfnis, dass ihnen vergeben wird
religiös und spirituell bezeichneten, verspürten ein signifikant größeres Bedürfnis jemandem zu vergeben, hatten ein größeres Bedürfnis, dass ihnen vergeben wird

18


Gewinn der Studie

- Bisher keine soziologische Studie in Kroatien
- Die Ergebnisse dieser Studie belegen bislang kaum beachtete Rolle von ReS bei traumatisierten Patienten in Kroatien
- gewonnenen Erkenntnisse könnten einer besseren interdisziplinären und interreligiösen Kommunikation und Diskussion zwischen verschiedenen Akteuren dienen
- Förderung von Versöhnungs- und Friedensprozessen
- spirituellen Aspekten in der Bewältigung und in der Behandlung psychisch Erkrankter

19

Ausblick

Weitere Forschungen in diesem Bereich und mit anderen Berufsgruppen
besseren Versorgung und Therapien in Form von Vorträgen, Workshops, Kongressen weitergeben
Kurse und Fortbildungsveranstaltungen in Vereinen
Therapiestrategien bzw. ergänzende holistische Therapiekonzepte
Seelsorge



20

- Die Kirche sollte auch Initiative ergreifen und sich mehr mit entsprechenden Angeboten für traumatisch erkrankte Menschen einsetzen.
- Im Blick auf die neuesten kriegerischen Entwicklungen in Europa kann leider mit steigender Anzahl kriegstraumatisierter und retraumatisierter Menschen gerechnet werden. Viele dieser Menschen finden Trost, Hoffnung und Kraft in ihrem Glauben, als eine wichtige Ressource in der Begleitung und Verarbeitung erlebter schrecklicher Ereignisse und Erkrankungen, die sich daraus entwickeln können.

21

Eigene Publikationen

- Glavas A., Karin Joes, Arndt Büssing, Klaus Baumann, Spiritual Needs of PTSD Patients in Croatia and Bosnia-Herzegovina: A Quantitative Pilot Study. *Psychiatra Danubina* 2017, 29-3, 282-290.
- Glavas A. (2018) Traumatische Erfahrungen am Beispiel des Krieges in Kroatien. In: Klaus Baumann, Rainer Bendel, Deografias Marinkic (Hg.): *Flucht, Trauma, Integration, NachkriegsEuropa und Ruanda Burundi: ein Vergleich*. Berlin-Münster-Wien-Zürich: Lit Verlag 2018, 97-106.
- Glavas A., Arndt Büssing und Klaus Baumann. Religiöse und spirituelle Bedürfnisse bei traumatisierten muslimischen Patienten in Sarajevo. *Spiritual Care* 2020 (ahead of print: 16.06.2020). <https://doi.org/10.1111/spc.12444>
- Glavas A. (2019) Nach Srebrenica: Verzeihen ist die beste Rache. *Theologische Fulleitton*. <https://www.zeitung.de>
- Glavas A., Klaus Baumann (2021) Spiritual Needs in Postwar Population Posttrauma Patients in Croatia and Bosnia-Herzegovina. In: Büssing A. (eds) *Spiritual Needs in Research and Practice*. Palgrave Macmillan, Cham. https://doi.org/10.1007/978-3-030-71112-6_24 /first online 29th May, 2021).
- Glavas A. (2022) Ich bin immer noch hier! Die Rolle von Religiosität und Spiritualität bei traumatisierten Patienten in Kroatien, Dissertation an der Universität Freiburg. Wird demnächst publiziert.
- Glavas A. (2022) Einfluss der traumatischen Kriegereignisse auf die Gesundheit der Menschen in Kroatien. *Mitteilungen des St. Gerhardswerks e. V. und des Süddeutschen Priesterwerks e. V.* Wird demnächst publiziert.

22

Vielen Dank für Ihre Aufmerksamkeit

Für Kontakt und weitere Informationen incl. Bibliographie

Dr. med. Andrijana Glavas Ph.D.

Emails: andrijana.glavas@theol.uni-freiburg.de



23

菊地 了 (きくち りょう) (グローバル・コンサーン研究所・上智大学文学部)

Engaging Students in Co-creating a Sustainable Campus as a Living Lab

Short, M., Nagai, G. and Maruyama, H.

Abstract

This activity report is about the sustainability activities of two student organizations at Sophia University. Universities have traditionally been expected to accumulate expert knowledge and produce cutting-edge scientific results, but as society and students have become more diverse, they have also become necessary to respond to diverse needs. In the field of sustainability research, there will be a need in the future for research that is oriented towards spaces created through dialogue among stakeholders, as well as open discussions and actions that go beyond existing frameworks. This report focuses on two student organizations dedicated to sustainability and shows the following information: i) background about the student organizations such as their purpose and history; ii) typical activities of the organizations and the students' voices; and iii) challenges they have faced.

The report begins by introducing KASA Sustainability, a bilingual undergraduate and graduate student-led organization established in 2015 with the mission of (re)connecting people to nature through understanding and appreciating complex and dynamic human-nature relations. KASA believes that creating a sustainable campus requires not just technological and financial breakthroughs but also a fundamental shift in mindsets and lifestyles on campus, hence its initiatives engage members in theoretical and empirical research and discussions that co-produce conceptual frameworks and innovative solutions for global challenges. Some KASA activities include field-based experiences such as farming/gardening and composting in addition to collaborations with other groups or institutions, readings on sustainability, and more.

The second half of the report focuses on University Innovation Fellows (UIF) Sophia. UIF Sophia is a student-led organization that is affiliated with the University Innovation Fellows program offered by Stanford University's Hasso Plattner Institute of Design (d.school). The aim of UIF is to empower students and faculty at higher education institutions around the world to become change agents at their universities by building their skills in innovation and entrepreneurship (I&E), creativity, and Design Thinking. UIF Sophia Fellows are engaged in a wide range of activities, from speaker events to Design Thinking workshops. Students have expressed how their participation in the UIF program has given them the creative confidence and leadership skills to create positive change in their communities.

Sophia University is a global university that emphasizes sustainability, but there is much room for improvement in the quality of education for sustainability. Beyond traditional and modern university education, dialogue-oriented seminars with innovative concepts among disciplines and stakeholders can be emphasized more.

Introduction

Diversification among students and in society has made university education more responsive to various educational needs and learning approaches. One of the most necessary approaches in universities today is education and learning for sustainability. The “living labs¹” approach provides a sound basis for the holistic tackling of sustainable development themes for the usefulness of the living labs approach as part of transformative efforts (Leal Filho 2020, p.18). In this connection, Giesenbauer & Tegeler (2020) identify four distinct value systems of the university from traditional to integral ones: i) the traditional university preserves truths and insights from experts, and ii) the modern university emphasizes top-notch science in specialized fields. However, iii) the post-modern university uses action research and stakeholder dialogue. It prefers dialogue-oriented seminars to classic large-scale lectures and experiments with innovative concepts such as global classrooms. These learning arrangements aim at competencies rather than knowledge only (Rieckmann 2012) and they try to bridge the gaps between scattered disciplines and stakeholders. Furthermore, iv) the integral university is a learning lab that not only builds on post-modern university community values but also goes beyond them by allowing natural hierarchies to emerge and by allowing the open discussion of tensions, dilemmas, and trade-offs of sustainable development for a new kind of action-oriented mindfulness (pp.1092-1096).

When considering how university-educated people tend to have larger ecological footprints in their lives, these categories are suggestive because it is necessary for universities to develop curricula, campuses, and communities, and to transform into a more sustainable state marked by a strong awareness of sustainability. Various educational practices in different parts of the world will be helpful to Sophia University. At the same time, learning about Sophia University’s practices could also be useful for other universities. Higgins et. al. (2014) introduces student activities and experiences at the University of Edinburgh. While the campus is becoming increasingly energy efficient in recent years, progress towards a more sustainable campus offers important program-related and personal learning opportunities for students, faculty, and staff. Students also recognize that interdisciplinary programs foster personal and transferable skills necessary to succeed in their studies and subsequent employability. In addition, the university’s social sciences community has a wide-ranging role in understanding and engaging faculty, staff, and students as well as wider communities on sustainability and social equity as a construct and as a values issue. If universities are to successfully engage students, they must acknowledge students’ potential as agents of change (pp.198-205).

This activity report focuses on two student organizations that engage in sustainability-related activities and shows the following information: i) background about the student organizations such as their purpose and history; ii) typical activities of the organizations and the students’ voices; and iii) challenges they have faced. The first half is a report about the activities of “KASA Sustainability.” KASA Sustainability’s purpose is to understand the distinct yet interconnected nature of socio-

¹ A “combined lab-/household system, analysing existing product-service-systems as well as technical and socioeconomic influences focused on the social needs of people, aiming at the development of integrated technical and social innovations (Liedtke et al [2012]),” cited in Leal Filho 2020, p.19.

ecological relations. Because it is a bilingual organization, Japanese and international students collaborate for sustainability. One of the most visual outcomes they created was the “Sophia for Sustainability Map,” which displays facilities and initiatives on the Sophia campus to enable the university community to make more environmentally friendly and sustainable choices. While KASA Sustainability has a wide range of other activities that have been successful at promoting sustainability on campus and nurturing sustainable practices, they are still limited in terms of student and stakeholder engagement, and there is a language barrier among Japanese-speaking and English-speaking members.

The second half of the report is about the activities of “University Innovation Fellows (UIF) Sophia.” The UIF program is a fellowship offered by Stanford University’s Hasso Plattner Institute of Design, or d.school, and aims to empower students at universities around the world to become agents of change. Student volunteers brought UIF to Sophia University in 2020, and since then the community of University Innovation Fellows at Sophia has expanded to include students from a variety of departments and backgrounds. The Fellows have participated in the training course offered by Stanford’s d.school and have learned from each other. The main tool the students have acquired in the program is Design Thinking, which is a set of skills and a mindset for problem-solving. However, UIF Sophia currently faces significant financial challenges. The high program fee set by the host university in the USA requires fundraising and financial support from Sophia University and affiliated organizations.

I. KASA Sustainability

1. Background

1.1. Purpose

KASA Sustainability is a bilingual undergraduate and graduate student-led organization formed in 2015 with the mission of (re)connecting people to nature through understanding and appreciating complex and dynamic human-nature relations. In KASA, the purpose is to understand the distinct yet interconnected nature of socio-ecological relations. Drawing on this understanding, members can engage in theoretical and empirical research and discussions that co-produce conceptual frameworks and innovative solutions for global challenges including climate change, equity and sustainability, hunger and poverty, and inequality. The research conducted incorporates field-based learning, collaboration with other groups or institutions, readings on sustainability, political ecology, development, and more. From such exchanges, final conclusions can further be transformed into journal articles, seminars, workshops, projects, discussion sessions, blog articles, and SNS posts to be shared with others.

1.2. History and Structure

The organization was initially established in 2015 as SEA (Sophia Environmental Association) when a group of undergraduate and graduate students came together to discuss current environmental issues and engage more students to become aware of contributions towards sustainability on campus. During the COVID-19 pandemic, there was a gradual transition from the more university-localized SEA

into a more inclusive and outward-reaching KASA Sustainability that connected and collaborated with other institutions through digital means. As a result, KASA has since then adapted to allow for more online opportunities and activities including online international forums and conferences. These developments have further expanded KASA’s membership to individuals of higher education throughout the world.

The name KASA has multiple interconnected meanings. In Latin languages, “Casa” is a word for “house/home.” Likewise, KASA is a home where members with distinct backgrounds, skills, and expertise can come together to understand and practice sustainability, as well as to learn to be sustainable beings. Kasa (傘) also means “umbrella” in Japanese. The umbrella is made by gathering several spokes together that support each other to protect people from the rain. As an umbrella structure, at KASA, members are all connected to the core belief that “humans are not in control of nature.” Thus, sustainability can only be realized when all beings recognize the delicate and complex human-nature interactions and honor the diversity of nature as it is.



Considering KASA Sustainability is officially based within a university, its definition of a “sustainable campus” encompasses three areas that are central to the missions of higher education: 1) Research and Education; 2) Practice and Infrastructure; 3) Global and Community Engagement.

At the heart of these interrelated areas lies all the relevant stakeholders to which the three areas apply, which are faculty, staff, students, and alumni. While keeping in mind the core belief that humans are not in control of nature, a “sustainable campus” can be realized when the community recognizes and celebrates the complexity and dynamics of human-nature interactions. Through research, education, practice, and global/community engagement, KASA Sustainability creates an arena where all faculty, staff, and students work together and learn to be sustainable beings.

1.3. Present Status

As of February 2023, KASA Sustainability consists of approximately 10 undergraduate students, 10 graduate students, and many international members. In addition, a number of university faculty and staff members are part of the KASA community. One of KASA’s core values includes diversity, which is represented in its members that come from varying cultural backgrounds and more than 5 different academic departments within Sophia University.

Unlike many university organizations, KASA Sustainability does not charge membership fees. Instead, it finances its activities through financial grants received from the university, such as the Extracurricular Student Activity Fund Award (課外団体活動助成金) which grants ¥100,000 (\$1,000) to extracurricular organizations that partake in activities related to world peace or climate action. KASA has received this grant for two consecutive years and has been using it to fund their projects.

KASA activities were created based on the intersection of the three areas defined as a sustainable campus. The idea behind these initiatives is that creating a sustainable campus requires not just technological and financial breakthroughs but also a fundamental shift in mindsets and lifestyles on campus. The activities are summarized as follows:

1. Sustainable Campus Forum
2. Campus Farming and Composting
3. Learning from Others

2. Highlighted Activities

2.1. Student Initiatives

Sustainable Campus Forum (SCF)

SCF seeks to engage faculty, staff, and students in the sustainable campus movement by creating an open and bilingual forum where every university constituent can bring in concerns and ideas for a sustainable campus. It functions as a bridge between the decision-making body of the university (administration) and the university constituents. The main goal of this forum is to share innovative ideas and approaches to promoting campus sustainability based on a sense of urgency of the current climate crisis. The forum discusses what makes a campus sustainable by sharing different perspectives and dimensions of sustainability, empowering students' participation in sustainable initiatives and decisions within the university, and raising awareness related to global problems to take action on campus.

The first forum was held online in July 2021 as a pilot project. Around 30 faculty, staff, and students participated and discussed current problems and solutions of campus sustainability in addition to infrastructure-related problems/solutions and movement-related problems/solutions. The second forum was held in the same year in November with a similar format and theme. The third forum was hosted in collaboration with the Office of Sophia Sustainability Promotion in April of 2022 to continue discussions about campus sustainability. The forum enabled participants to exchange opinions on what actions can be taken and to enhance opportunities for collaboration by gathering a community of like-minded people. The event hosted around 40 participants ranging from faculty, undergraduate, and graduate students from various departments of Sophia University.

A survey was taken after the third SCF, and results show that 93% of participants would like to participate in more events like this forum in the future. Some mentioned that they attended the event because they were interested to see how different actors within campus felt about sustainability and also to find out how they themselves can become more active in the movement towards a more sustainable campus. Concluding thoughts on the event ranged from comments regarding the desire for more

discussion time and questions on how to increase the engagement of those not interested in sustainability on campus.

KASA hopes to create an environment where stakeholders on-campus, including students, faculty, and staff can come together to discuss, create awareness, and exchange ideas on ways to promote a lifestyle aligned holistically with the Sustainable Development Goals. Future plans for the Sustainable Campus Forum consist of more focused discussions that dive deeper into specific topics of sustainability. This might open doors for new projects and ideas to be implemented directly on campus.

Campus Farming and Composting

KASA started the campus farming project in 2015 on a small scale by growing plants in pots near the corner of one of the university's roof tops. After nine months of negotiating and communicating with Sophia's Property Management Office, KASA was given permission to plant on campus soil in March of 2021. Despite the lack of experience in farming and gardening, the project served and continues to serve as an enriching and engaging activity for its participants. KASA members took the initiative to not only learn hands-on the difficulties that many farmers face today as the global weather becomes increasingly unpredictable each year, but to also revive members' connective awareness with the environment. Now that a growing percentage of the youth generation is becoming less in touch with nature and spending more time with their digital devices, it is easy to lose sight of society's crucial reliance on nature and the importance of its well-being.

Promoting environmental education and awareness is crucial when it comes to building a sustainable campus. KASA's farming and composting project originated by taking into consideration that information-based education is not always effective. Therefore, the farming and composting initiative strives to unite faculty, staff, and students to reduce Sophia University's carbon-footprint and to create a cycle of recycling.

The farming activities take place primarily during the summer and winter months. Upon researching which plants grow best in which season, members brainstorm a basic blueprint of the garden. They take into account factors such as companion plants, sunlight, and the management of space before finally obtaining and sowing the seeds. Once the seeds are in the soil, students, professors, and even security guards contribute to the watering and mending of the garden. When it is time to harvest the garden, the members who were involved in the farming often gather together to celebrate and share the food among themselves.

In addition to the campus gardening, two KASA campus compost systems were launched in August of 2021 in order to promote resource circularity within campus. Every autumn, leaves all around the campus are collected and thrown away into garbage disposal fields only to become wasted piles of unused leaf biomass. To make use of the fallen leaves, KASA members developed a system in collaboration with Sophia's cleaning staff to collect the leaves throughout campus. These fallen leaves are brought to KASA's leaf composting site where they are mixed with other compost-enriching components to decompose and be turned into usable compost for KASA farming activities. This project

also includes the recycling of organic waste scraps from the university's cafeterias. KASA members collect the food scraps and transfer them into a different organic composting system.

Learning from Others and Sharing

KASA values learning not only from individual research but also learning from others in the community. By actively participating in local and international conferences, writing and publishing papers, and organizing workshops, members of KASA get many opportunities to enrich their knowledge in sustainability, engage with a like-minded community, improve life skills while enjoying experiential learning, and share what they have learned through research and action. Information is shared through a variety of platforms, from academic papers and publications to social media (including KASA's Instagram, website, and blog).

Furthermore, KASA members, particularly graduate students, have helped to facilitate many symposiums and have collaborated with external institutions and individuals. Examples of such occasions were the Environmental Change Workshop Series and the creation of the Sophia for Sustainability Map. KASA strives to continue creating opportunities for engagement between KASA members and outside communities in the future.

Environmental Change Workshop

KASA Sustainability's Environmental Change Workshop series is held twice a semester and focuses on topics such as climate mitigation, agrarian and environmental change, agriculture and food, and other sustainability topics. The series consists of a reading seminar followed by a speaker seminar that encourages researchers and students to learn and share their knowledge. This workshop series is supported by Sophia University's Graduate Program in Global Studies and is part of the global Political Ecology Network. Through the workshops, KASA aims to create a conducive space for researchers and students to exchange ideas, discuss, and promote research. In addition, it aims to expand graduate student access to resources to collaborate, support, and publish about climate change mitigation and food research. The theme for Fall 2022 was "Climate and land (in)justice: inequalities, intersections, and opportunities for justice in Southeast Asia." Professor Saturnino "Jun" Borras was invited as the guest speaker for the speaker workshop, and he spoke on the topic of climate change and land politics.

Sophia for Sustainability Map

The Sophia for Sustainability Map was created with the intention of helping students, faculty, and staff at Sophia University to make environmentally friendly and sustainable choices on campus. This initiative started when students from the Environmental Science class and the Ecology Club at the University of Portland as well as KASA Sustainability members and the Agrarian Societies class at Sophia University partnered up to explore a variety of climate change adaptation activities to be implemented on both campuses. Small groups of students between the two universities then collaborated in creating an action proposal depicting how sustainable actions contribute to climate

change adaptation on campuses. The idea of the map was the winning proposal and the group was given monetary aid to pursue the project and implement it in both campuses. The map displays both the facilities on campus such as the water refilling stations and umbrella rental stands. It also displays student initiatives, such as the farming and composting initiative and special events related to sustainability. KASA follows the belief that the continuation of purposeful decisions in one's daily lives can bring forth positive change in the local community and surrounding natural environments.

2.2. Students' Voices

KASA Sustainability ensures that all initiatives are open and available to any university constituent, regardless of previous background knowledge on sustainability and whether they be student, faculty, or staff. This allows for a distinct and unique experience for every participating individual that, as a result, is impacted and influenced in different ways.

Many KASA members who have participated in the farming activities have said that they felt a sense of community and solidarity when helping out with the garden, especially since the activity brings in individuals from various cultures and backgrounds to come together towards a common goal. When members are mending the garden or watering the plants, professors, security guards, and curious students often stop by to engage in conversations about the gardening activity and the organization's initiatives on campus. These interactions have led to rare conversations with various individuals in addition to innovative ideas for collaboration with other student organizations working on similar aspects of sustainability. Most KASA members who participate in the farming initiative also take part in the composting activities, and many comment that their appreciation for food consumption and a zero waste lifestyle has increased significantly after personally playing a role in the growth, consumption, and decomposition of their own food.

Likewise, KASA's discussion-based initiatives, such as the Sustainable Campus Forum, and the symposiums and events to learn from others have helped to open the minds of participants to new perspectives of sustainability. KASA has provided a safe and supportive space for members to discuss and exchange ideas regarding the multiple layers of sustainability and its applications. These discussions have informed, inspired, motivated, and challenged many participants to start taking the first steps towards applying their passions and interests into their local communities. The farming/composting initiative and the Sophia for Sustainability Map are examples of students acknowledging their interest in sustainability and creating positive impact in their communities.

3. Future Challenge

3.1. Challenges

In recent years, Sophia University has been actively pushing towards becoming a more sustainable campus as the need for immediate climate action increases. Sophia's sustainability initiatives include joining the Renewable Energy University League of Japan in 2020 (a group that aims to achieve decarbonization by promoting the use of 100% renewable energy at universities in Japan)

and establishing the Office of Sophia Sustainability Promotion (OSSP) in July 2021 to aid in promoting initiatives on campus related to the Sustainable Development Goals. Since its establishment, the OSSP has been actively involved in installing refillable water bottle stations across campus and engaging campus constituents on topics of sustainability by sharing information on its website and social media platforms.

Despite the growing awareness of environmental actions and sustainability within campus, one of the major challenges organizations like KASA Sustainability face is the fact that there still appears to be a lack of involvement and engagement from the majority of the university constituents in taking initiative to bring positive change to the campus environment. Although there are many opportunities to talk about what steps can be taken to push the university community to accept and incorporate a sustainable mindset, actions that apply and bring these steps to life often lag behind.

Furthermore, KASA Sustainability strives to be a bilingual student organization to accommodate both Japanese and English-speaking members. However, most of KASA's activities are conducted in English because it is the language of preference for the majority of its members. Sophia University is well known for being an internationally recognized institution and thus hosts many students from international backgrounds. Nevertheless, the majority of the student body is made up of Japanese students, and it can be challenging for some of them to actively participate in English-speaking environments. Though there have been a small number of Japanese students who have participated and engaged in KASA's projects and initiatives, the language barrier continues to be an ongoing obstacle.

3.2. Potential

Sophia University's shift of focus has greatly influenced its students to be more conscious about what kind of impact they have on campus and how they can contribute to the mission of a more sustainable environment. Not only have initiatives from the Office of Sophia Sustainability Promotion (such as the installation of water bottle refill stations and the promotion of information regarding sustainability-related activities on campus) been well received by the student body, but many student organizations related to sustainability or who host activities promoting the Sustainable Development Goals have seen an increase in the number of participating members.

Apart from KASA Sustainability, there are many other student-led organizations at Sophia that are actively striving to increase environmental and sustainability awareness in their surrounding communities. Extracurricular clubs and organizations such as Green Sophia, Sophia Refugee Support Group, Sophia Vegan Society, and CocoEco take action not only within campus but also outside by hosting workshops, raising awareness on social media, and increasing the outreach of information regarding what it means to be sustainable and what individuals can do to further contribute to this significant global shift. The growing involvement in sustainable actions and the spread of habits among the overall student body serve as a positive sign that the efforts of various student-led organizations like

KASA Sustainability are making a difference and are succeeding in creating positive change on campus and beyond.

3.3. Request to University

Sophia University has shown dedication to shifting its focus to align with greener values in recent years, and this commitment has been passed onto its student body. Referring back to KASA Sustainability's definition, a "sustainable campus" can only be achieved when relevant stakeholders (faculty, staff, students, and alumni) play a role in recognizing and celebrating the complexity and dynamics of human-nature interactions. In other words, it is crucial that all university constituents have a voice in transforming the university campus to align with newer and greener expectations. Given the proactive nature of many student organizations in Sophia University, it is clear that students are eager to contribute more towards initiatives supporting a sustainable campus. By frequently granting opportunities for students to express their ideas and engage with faculty and staff in decision-making, it would not only help the university to better understand and nurture the full potential of the student body, but it would also prove to be a valuable learning experience for students passionate in contributing efforts to improve the campus community.

II. University Innovation Fellows (UIF) Sophia

1. Background

1.1. Purpose

The University Innovation Fellows (UIF) program is a fellowship program offered by Stanford University's Hasso Plattner Institute of Design (d.school). UIF aims to empower students and faculty at higher education institutions around the world to become agents of change on their campuses by nurturing skills in innovation, creativity, entrepreneurship, and Design Thinking. Every year, approximately 200 students from universities around the world participate in an intensive six-week training that equips UIF candidates with skills in innovation and entrepreneurship (I&E) to find solutions to improve their campus ecosystem. Apart from offering online training, the UIF program also organizes in-person meetups for Fellows to connect from around the world, provides year-round mentor support, and enables access to numerous tools and resources. By doing so, UIF equips students with the necessary knowledge and skills to navigate complex problems.

1.2. History and Structure

The UIF program was established in 2012 as part of the National Center for Engineering Pathways to Innovation (Epicenter), which was funded by a five-year grant offered by the U.S. National Science Foundation. Epicenter was directed by Stanford University, Stanford Technology Ventures Program (the Stanford Engineering Entrepreneurship Center), and VentureWall (formerly known as the National Collegiate Inventors and Alliance), all of which came together with a shared mission to promote innovation and entrepreneurship in higher education. After the period of the National Science

Foundation grant ended in June 2016, the UIF program was brought under the Hasso Plattner Institute of Design (d.school) at Stanford.

Since its establishment, the UIF program has trained approximately 2,668 students from 302 universities and colleges around the world. Partner schools include other North American institutions, such as MIT, the University of California Berkeley, and Columbia University, as well as institutions in other parts of the world, such as Peking University in China, Jawaharlal Nehru Technological University in India, and University of Twente in the Netherlands. University Innovation Fellows, also referred to as UI Fellows, range from undergraduate to graduate students, and they come from a wide range of academic backgrounds spanning the sciences and humanities.²

The UIF program consists of a six-week training program that is conducted entirely online by Stanford faculty members, designers at the d.school, and former University Innovation Fellows. During the training, which is typically carried out from the end of August to the beginning of October, each cohort of UIF candidates work together on weekly tasks. They learn how to create in-depth analyses of their campus ecosystems, identify opportunities and needs around them, apply problem-solving and business methodologies such as Design Thinking and Lean Startup to create solutions that meet those needs, develop lasting connections with their stakeholders, and communicate their ideas effectively to students, faculty, and administrators.

Following the successful completion of the six-week training, UIF candidates are formally named “Fellows” and launched into their communities to create lasting and positive change at their home-institutions. They are encouraged to implement the projects that they developed during the training. Fellows from around the world have engaged in a wide range of activities. These include workshops and events, creating makerspaces, establishing student organizations, hosting hackathons and makeathons, organizing first-year engagement sessions, holding talks and speaker series, and collaborating with faculty to develop new classes and curricula. Some Fellows also engage in national dialogues to enhance higher education in their own countries and to advocate for policy changes to provide more opportunities for students to learn entrepreneurial mindsets and problem-solving skills to tackle today’s complex challenges. After implementing their projects on campus and contributing to positive social change in their communities for several months, Fellows are invited to attend the annual UIF Silicon Valley Meetup at Stanford University the following March.

In the fall of 2020, a group of four students from Sophia University participated in the UIF program, making them the first students from a Japanese higher education institution to participate in the program. At UIF Sophia, the Fellows have been working closely with students, faculty, administrators, and other stakeholders to create opportunities where members of their community can unlock their creative potential and develop an innovative mindset. Fellows at Sophia have facilitated Design Thinking and youth empowerment workshops, organized events aimed at creating a more sustainable campus, hosted speaker series and career talk sessions, created learning programs, and

² University Innovation Fellows, Hasso Plattner Institute of Design at Stanford.
<https://universityinnovationfellows.org/about-us/program/>

fostered collaboration among different stakeholders to co-create innovative solutions for challenges on campus and beyond.

1.3. Present Status

Since 2020, sixteen students from six different faculties at Sophia University have received training and been named University Innovation Fellows. Currently, students come from the following faculties: Faculty of Foreign Studies, Faculty of Global Studies, Faculty of Human Sciences, Faculty of Liberal Arts, Faculty of Law, and Faculty of Science and Technology. In addition, a number of faculty members are part of the UIF Sophia community, and they play an active role as supporters, mentors, and advocates of the Fellows as they work on their projects.

The UIF program has an application fee of \$4,000 for each team of 1-4 students. Students usually apply as groups of 4 or 8 people. In addition to the program fee, there are the costs of participating in the annual Silicon Valley Meetup (that is, while there is no participation fee, Fellows are responsible for covering their own airfare and accommodation during their visit). UIF Sophia Fellows frequently apply for grants from the university to fund their program application and projects.

As mentioned earlier, UIF Sophia Fellows are involved in many different activities. These range from Design Thinking workshops to speaker events that are aimed at empowering students to become active changemakers and informed citizens in their communities. Fellows at Sophia have worked on the following projects:

1. Establishing RISE (a youth empowerment organization)
2. RISE Together for Change Workshop
3. Spark the Change: From Idea to Action Workshop
4. SDGs x Innovation Sparker Event
5. Sophia International Society

2. Highlighted Activities

2.1. Students Initiatives

RISE Together for Change Workshop

On April 22, 2022, the 2021 cohort of UIF Sophia partnered with members of RISE to deliver a 40-minute workshop for more than 60 high school students at Seisen International School in Tokyo. The workshop was part of Seisen International School's annual TEDx event, and it built on the theme of that year's event: "Be the Butterfly." The theme was based on the butterfly effect – the notion that even our seemingly small and insignificant actions can enact large-scale, meaningful change around us.

UIF Sophia Fellows designed the workshop, "RISE Together for Change," to be grounded on the following three pillars: self-confidence, actionable steps, and sense of solidarity. The aim of the first pillar, self-confidence, was to inspire confidence within participants by helping them recognize their skills, strengths, and the potential that lies within them. The aim of the second pillar, actionable steps, was to guide students in identifying the steps they can take individually and collectively to solve

problems impacting their lives. And finally, the aim of the third pillar, sense of solidarity, was to nurture a sense of community and connection among students by reminding them that they are not alone in taking a step forward to make a difference in the world.³

Spark the Change: From Idea to Action Workshop

On June 11 and July 9, 2022, UIF Sophia conducted a workshop called “Spark the Change: From Idea to Action” for approximately 30 students at both Sophia University and Reitaku University.⁴ The workshop emerged from a recognition that many university students are constantly taking in new information and knowledge through classes, however, they are rarely given the chance to apply and put what they learn into practice. Sophia UIF Fellows therefore designed this workshop with the intent of shrinking the gap between theory and practice and empowering students to move from being passive bystanders to becoming active change makers who use their skills and knowledge to create social change.

Through the 90-minute workshops, participants learned how to utilize Design Thinking mindsets and methods, as well as how to apply their creativity and individual knowledge towards collectively solving challenges they face in their university lives. The objectives of the workshop were as follows: 1) to gain confidence for taking action towards positive change; 2) to identify skills and resources already at hand; 3) to clarify the steps they can take towards meaningful change; and 4) to nurture a sense of belonging to their community by working and collaborating together in changemaking.⁵

SDGs x Innovation Sparker

On October 29th and 30th, 2022, a group of students from the 2021 cohort of UIF Sophia Fellows hosted the SDGs x Innovation Sparker – a bilingual event aimed at fostering creativity and collaboration among students, faculty, and staff for creating a more sustainable campus.⁶ This event was funded by the Sophia Student Challenge Support Grant, and it was held in English (October 29th) and Japanese (October 30th). Over the two days, the event brought together approximately 90 students, faculty, and staff members from more than 15 departments in Sophia. Participants applied Design Thinking tools to the SDGs framework to come up with ideas and solutions for achieving zero waste and circularity on campus. The main SDGs that they targeted in their event were the following: SDG 11 (Sustainable Cities and Communities), SDG 12 (Responsible Consumption and Production), SDG 13 (Climate Action), SDG 14 (Life Below Water), and SDG 15 (Life on Land).

The event consisted of three main components: a keynote presentation by a guest speaker, a Design Thinking workshop, and an idea competition. In the first part of the event, participants listened

³ UIF Sophia, “RISE Together for Change.” <https://www.uifsophia.com/rise-together-for-change>

⁴ Reitaku University, “Workshop ‘Spark the Change: From Idea to Action’ was held.” <https://www.reitaku-u.ac.jp/news/research/1776338/>

⁵ UIF Sophia, “Spark the Change: From Idea to Action.” <https://www.uifsophia.com/spark-the-change>

⁶ UIF Sophia, “SDGs x Innovation Sparker.” <https://www.uifsophia.com/sdgs-innovation-sparker>

to keynote presentations from professionals working in organizations promoting the circular economy. In the second part, participants engaged in a Design Thinking workshop that focused on identifying and addressing waste problems on campus framed as the following challenge: “How might we circulate resources and prevent waste from being generated on Yotsuya Campus?” They explored human-centered needs and discovered opportunities for change while simultaneously considering the impact on the natural environment. They also learned how to turn their ideas into physical prototypes to test with others. Finally, in the third part of the event, participants presented their ideas in front of a panel of judges. The judges included professors from faculties ranging from the Faculty of Science and Technology to the Faculty of Economics, and a staff representative from the Office of Sophia Sustainability Promotion.⁷

Following this event, the team of UIF Sophia Fellows designed a Design Thinking-based workshop facilitation guide called the “Innovation Sparker.” The facilitation guide consists of eight modules within six workshop spaces. Each module invites the user into a different space within the Design Thinking process and introduces an activity that can be implemented alone or in combination with activities introduced in other modules. When all the activities are combined, the result is a 2-hour (120 minutes) workshop. During the workshop, participants identify and define problems in their communities as opportunities for creating impact. By coming together to discuss issues of common interest, participants co-create a safe space where new insights and creative ideas are formulated and expressed. The toolkit was designed specifically for people who wish to lead workshops for university students. While the workshops are envisioned primarily for undergraduate students, they can be adapted for younger or older students depending on the topic or challenge chosen. The toolkit can be used for workshops for groups of 10 to 30 students.⁸

2.2. Students’ Voices

Members of UIF Sophia have expressed how the UIF program has provided them with the mindsets and skills to become positive changemakers in their communities. The following are testimonials by students from a range of different departments and years:

Faculty of Law ’22: “I can use what I learned to bring meaningful and positive change to society. Moreover, being able to connect with like-minded students from all over the world has empowered me to explore my passion and take on new challenges.”

Faculty of Science and Technology ’24: “Although I’ve always enjoyed solving problems, I realized I didn’t take the time to truly empathize with and understand those who were personally

⁷ Find Sophia, “Sparking Creative Solutions for a Sustainable Campus.” <https://findsophia.jp/find-sophia/5755/>

⁸ UIF Sophia, “Innovation Sparker: A Design Thinking-based workshop by UIF Sophia.” <https://www.uifsophia.com/toolkit>

affected by them. UIF has helped me to gain a new perspective that makes coming up with solutions much more meaningful and satisfying.”

Faculty of Global Studies '24: “I joined UIF because I didn’t just want to sit around waiting for someone else to change the campus environment. I was looking for the opportunity to become a person who could empower others to become changemakers by creating almost a domino effect, and UIF gave me the perfect opportunity and skills.”

Faculty of Liberal Arts '24: “As an introvert, I used to think that someone like me could never be a leader of change. However, UIF helped me realize that no matter what role I play, I can create positive changes by just being who I am. With my newly acquired design thinking skills from the UIF program, I hope to continue improving the campus ecosystem and students’ campus life with my team.”

Faculty of Human Sciences '24: “The UIF program has gifted me with a new group of ambitious peers with diverse interests and expertise as well as a new innovative framework of thinking and working. My experience with UIF has enabled me to explore my interests and to step out of my comfort zone by becoming more responsible, cooperative, and open-minded. It has also helped me to boost my entrepreneurial skills through the implementation of projects with team members and different stakeholders to improve our campus experience and ecosystem. I hope to continue addressing pressing needs on campus and beyond with my team, and I look forward to seeing the UIF Sophia community continue to grow and make positive changes on campus.”

3. Future Challenge

3.1. Challenges

One of the greatest challenges currently facing UIF Sophia is its lack of financial support and funding. The upfront cost to participate in the program is difficult for many students to cover on their own. Due to these financial challenges, most Fellows around the world are sponsored by their university, a given department, or their university-affiliated I&E centers (e.g., an incubator space or research institute). Others have found ways to secure sponsorships outside of their college or university. However, UIF Sophia has faced difficulties with finding sponsorships and securing a source that can provide a steady stream of funding. As a result, Sophia students have been responsible for covering the majority of the UIF program fee and the Silicon Valley Meetup travel and accommodation costs. In addition, they have had to rely on short-term grants offered periodically through the Sophia Center for Student Affairs and public crowdfunding to fund their projects. This lack of a sustained source of funding and financial leeway places the burden of incurring the high costs of the UIF program upon each individual student, which can limit or exclude some students from joining UIF. It also poses

limitations on the kinds of projects that Sophia Fellows can work on and the timelines at which these projects can be implemented.

While there have been discussions and attempts to institutionalize UIF Sophia within the university as a way to ensure the long-term sustainability of the fellowship program at Sophia, it is still uncertain whether this is a viable possibility. Given that UIF Sophia is still a young organization at Sophia and its presence is still not widely known to the university community, Sophia Fellows must continue to build their organization's brand and deliver tangible results through their projects to garner greater credibility and legitimacy. This will likely take time, however, the future of UIF Sophia is promising. A growing number of people within and outside Sophia University are beginning to take notice of UIF Sophia's activities and projects. Through this growing recognition and support for UIF Sophia, new avenues for funding might emerge.

3.2. Potential

We live in a world of growing uncertainty and complexity where we are being confronted with “wicked problems” like climate change and persistent poverty that are extremely difficult to solve. In the midst of these complex global challenges, many young people in Japan and around the world have expressed feeling a sense of powerlessness – that is, a feeling that their personal actions are insignificant or unable to effect meaningful change. However, there is great potential for youth to contribute positively to their societies and the world. The University Innovation Fellows program recognizes this potential of youth to enact positive social change when they are given the right tools and mindsets. Design Thinking is one of the tools that UIF imparts to students in order to help them approach today's complex problems in new and creative ways.

The Design Thinking process consists of five main components: Empathize, Define, Ideate, Prototype, and Test or Implement. In each of these phases, students learn how to understand the context and the needs of the people for which they are designing, to identify the core problem and its surrounding context, to develop creative solutions, and to create prototypes to test their solutions. By incorporating Design Thinking education and training into the university curricula, students will learn to become more engaged citizens who are empowered to care for their communities and to develop a sense of agency for solving the problems around them. The positive potential of the UIF program is manyfold. Most importantly, it gives students the opportunity to learn how to apply Design Thinking in everyday settings, and it equips them with many of the foundational soft skills required in the 21st century workplace and society.

3.3. Request to University

Members of UIF Sophia have worked hard at implementing projects aimed at empowering students to become leaders of change by sparking their creative confidence and building a culture of collaboration. Their Design Thinking workshops, events, and other initiatives have succeeded in gathering the interest of a wide range of stakeholders, including students, faculty members,

administrative staff, external organizations, and I&E platforms in Japan. UIF Sophia Fellows will continue to work on a wide range of projects to meet the needs of the university community and contribute to Japanese society in positive ways. However, in order to be able to focus on these initiatives moving forward, UIF Sophia is in need of sustained funding and support from the university. By alleviating the financial burden on students, this will open up the doors for a greater number of students to participate in the UIF program, to learn Design Thinking, and to actively commit to their projects throughout their time at Sophia.

III. Concluding Remarks

There are a variety of ways in which sustainability is addressed in universities. It is important for students to create their own learning and ensure well-being through their experiences, as sustainability is defined by Moore (2005) as a concept that permeates the spheres of social justice along with ecological integrity, considering the well-being of all living systems on the planet. Even though students' learning is developed by their own initiatives, contextualized and situated learning as incidental learning at that time and place is also important. The deeper dimension of education for sustainability/sustainable development (ESD) requires two aspects: constructivism, which generates meaning for the learners themselves, and subjectivity, in which learners learn through participation (Maruyama 2022). Vallabh (2018) points out the difficulty in finding the balance between educating young people and enabling them to challenge and shape the movements because it is neither straightforward nor simple. However, many groups around the world have begun to develop transformative and transgressive approaches to ESD work with youth (p.168).

Sophia University is a global university that emphasizes sustainability, but there is much room for improvement in the quality of education for sustainability. Beyond traditional and modern university education, dialogue-oriented seminars with innovative concepts between disciplines and stakeholders can be emphasized more.⁹ Furthermore, in an age where global and virtual networks are available to enable the pursuit of sustainability, we can envision a future where learning through direct dialogue with university students from around the world is an active part of the educational program.

References

- Giesenbauer, B. & Tegeler, M. (2020). The Transformation of Higher Education Institutions Towards Sustainability from a Systemic Perspective, In Leal Filho, W. et.al. eds. *Universities as Living Labs for Sustainable Development*, (pp.1083-1105), Springer.
- Higgins, P., Nicol, R., Somervell, D. & Bownes, M. (2014). The student experience: Campus, curriculum, communities and transition at the University of Edinburgh, In Sterling, S. & Luna, H. eds. *The Sustainable University: Progress and prospects* (pp.192-210), Routledge.

⁹ The inter-disciplinary program "Sophia Program for Sustainable Futures (SPSF)" is already in operation but is still in the developmental stage.

- Leal Filho, W., Salvia, A.L., Pretorius, R.W., Brandli, L.L., Manolas, E., Alves, F., Azeiteiro, U., Rogers, J., Shiel, C., & Do Paco, A. eds. (2020). *Universities as Living Labs for Sustainable Development*, Springer.
- Maruyama, H. (2022). A Deep Transformative Dimension of ESD in Japanese University: From Experiential to Emancipatory Learning in Online and Offline Environments, *Sustainability*, 14(17). <https://doi.org/10.3390/su141710732>
- Moore, J. (2005). Seven recommendations for creating sustainability education at the university level: a guide for change agents, *International Journal of Sustainability in Higher Education*, 6(4):326-339.
- Rieckmann, M. (2012). Future-oriented higher education: which key competencies should be fostered through university teaching and learning?, *Futures*, 44(2):127-135.
- Vallabh, P. (2018). Youth on the move: intentions and tensions, In Leicht, A., Heiss, J. & Byun, W.J. eds. *Issues & Trends in Education for Sustainable Development* (pp.157-176), UNESCO.

SHORT, Mana (Student, Faculty of Global Studies, Sophia University (SPSF))
NAGAI, Giuli (Student, Faculty of Science and Technology, Sophia University)
MARUYAMA, Hideki (IGC Fellow/Faculty of Global Studies, Sophia University)

報告

18歳で「おとな」になるの？—知っておきたい成人の意味

田中 治彦

開催日：2022年5月30日

民法の改正により2022年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられた。この改正により大学生は全員が入学時に満18歳以上となり、法的には「成人」となる。これに伴い、大学生は保護者の親権から離れ、さまざまな契約の主体となった。しかしながら、現在の高校教育においては成人の権利・義務についての知識や、成人としての自覚を促す教育は不十分であり、消費者被害や意図しない犯罪に巻き込まれる危険性などが危惧されている。上智大学の出版助成により『18歳成人社会ハンドブック』（文献1）を刊行した田中治彦と、今年度の新入生オリエンテーションにおいて独自に18歳成人について説明を行った総合グローバル学部権香淑准教授とが本セミナーを企画した。セミナーは2022年5月30日にオンラインで行われ、本学の学生や教職員、そして関心をもつ一般の方々約20名が参加した。

1. なぜ、18歳成人か？

最初に、「18歳でできること、できないこと」というワークショップを行った。（文献2）「スマホの契約」「選挙での投票」「親の同意なしの結婚」「資格の取得」など18歳でできることがある一方、「酒・タバコ」「公営ギャンブル」など20歳までできないことも依然存在する。少年法では、18歳・19歳は「特定少年」とされていて、重大犯罪に限って実名の公表が可能となった。18歳で裁判員に選ばれる可能性がある、など成人の権利・義務に関する重要な知識が多々あるにもかかわらず、その周知・教育は徹底されていない現状がある。成人年齢が18歳に引き下げられた理由は三点ある。ひとつは、少子高齢化に伴い若者の意見が政治に反映されにくくなっていることである。選挙権年齢や国民投票権年齢を引き下げることにより、若者の政治参加、社会参加を促し、日本社会の活性化を図るという意図があった。第二は、成人年齢を下げることにより、若者の自己決定権を拡大し、経済社会活動を促進することである。18歳時点で働き自活している若者は約2割存在するし、学生であってもアルバイトなどで一定の経済活動を行っている。第三に、18歳成人年齢がグローバル・スタンダードであることである。世界的には9割以上の国々が成人年齢を18歳と定めていて、国連子どもの権利条約も子どもを18歳未満と定義している。

2. 18歳成人と教育の課題

法令で18歳を成人と規定したとしても、当の本人が自身を成人として自覚しているか、また社会が18歳を大人として認めているかは別問題である。1947年の教育基本法では、教育の目的は「人格の完成」であるとしている。1970年代までは「大人」には一定のモデルがあり、心理学者のハヴィガーストは大人への発達課題として、仕事をもつこと、家庭をもつこと、市民としての責任を果たすこと、などを上げている。またエリクソンも大人はアイデンティティを確立した存在であるとしている。しかし、その後女性の多様な生き方などにより固定された大人像は崩れ、完成した成人モデルが提示しにくくなった。さらに、モラトリアム期の延長により身体的生理的に大人になる10代前半から、社会的に「一人前」と認められる30歳前後まで、青年期が拡張している。実際、子どもたちは高校卒業、大学進学、一人暮らし、就職、結婚、出産などを経てそれぞれのタイミングで大人になる。18歳にしろ、20歳にしろ、子どもから大人への一通過点であるという認識も必要であろう。

18歳成人時代にあっては、中学・高校は「子どもを大人にする」ための教育機関として再認識される必要がある。大人になるための教育を「キャリア教育」と呼んでいるが、現状は職業指導が中心である。キャリア教育の内容はより広範なもので、セクシュアリティ教育、健康教育、家庭生活のための教育、金融教育、法教育、主権者教育、消費者教育、デジタル市民教育、グローバル市民教育、などが含まれる。キャリア教育は受験に関係ないことが多いためにこれまで軽視されてきた。今後は特に、積極的に政治参加するための主権者教育、消費者被害を抑えエシカルな消費を促す消費者市民教育、SDGsなどの地球的同時にもあり地域的でもある課題に向き合うグローバル市民教育の推進が求められる。

市町村が行ってきた成人式も見直す必要がある。成人式には、成人としての自覚を促すことと、大人になったことを祝福する二つの意味がある。しかしながら、現在の20歳時点での成人式は、同窓会と晴れ着の披露の場となっていて、本来の成人式の機能を果たしていない。成人としての権利・義務を知らせ成人としての自覚を促す18歳時の式典へと変革する必要がある。また、高校の卒業式や大学のオリエンテーションにおいても、成人としての知識や態度を促すような式の内容の見直しが求められる。(文献3)

3. 「18歳成人」を生かす

成人年齢の引き下げは、若い人々が活動する「土俵」を広げたことを意味する。土俵が広がってもそれを活用できなければ意味はない。政治参加や起業など、積極的な社会活動を行おうとする若者にとってはいろいろ活用の道があるであろう。18歳成人については消費者被害などマイナスの側面のみ強調されがちであるが、今後そのメリットについても説明し、メリットを生かす方策について共に考えていく必要がある。

[文献]

1. 田中治彦編（2018）『18歳成人社会ハンドブック』明石書店
2. 開発教育協会編（2023）『18歳成人とキャリア教育ーグローバル社会で「おとなになる」を考える』開発教育協会
3. 田中治彦（2021）『成人式とは何か』岩波ブックレット

田中 治彦（たなか はるひこ）

（グローバル・コンサーン研究所客員所員・上智大学名誉教授）

報告 トークセッション「憲法と戦争を考える」

中野 晃一

開催日：2022年11月9日

パネリスト：石川健治（東京大学教授、憲法学）

猿田佐世（弁護士、新外交イニシアティブ代表）

中野晃一（上智大学グローバル・コンサーン研究所、政治学）

司会：三浦まり（上智大学グローバル・コンサーン研究所、政治学）

ソフィア・オープン・リサーチ・ウィークスのプログラムのひとつとして、オンライン配信はアーカイブのみで、対面参加のトークセッションとして実施した。ロシアのウクライナ侵攻や米中対立の激化を背景に、勇ましい煽り文句に知性が押し潰されないよう、今こそリアルに憲法と戦争を考える、というのが企画の趣旨であった。コロナ禍が始まって以来、久しぶりの対面イベントで、いわゆる第8波に向かう最中ではあったが、参加者が想定を超えて多く集まった。

冒頭にモデレーターを務めた三浦さんが指摘したように、ウクライナにおける戦争に続いて「台湾有事」がしきりに煽られる中、日本政府は敵機基地攻撃能力の保有を含めたいわゆる安保3文書の改定に向けて水面下で作業が進められているタイミングでの開催となった。まず「戦争と憲法」をテーマに石川さんがいかに危機的な状況において「文明的に」生存することを目指すのかという視角から、憲法学と国際法や軍事同盟について議論が広がり、いかに自由を守るために権力をコントロールしつづけるのか問題提起が行われた。ついで、「東アジアで戦争を起こさせない環境づくりを ウクライナ戦争からの教訓」と題して、猿田さんが、とにかく戦争を起こさせない、拡大させないために何を知り、何をすべきかを論じた。東南アジアをひとつの手本に、価値観を超えた国際協調の外交を行うことが、米中大国間のはざまにある私たちの生存戦略として最も現実的かつ有効であることが具体的に提示された。報告の最後は、政治学の視点から、私（中野）が行った。「憲法と戦争をめぐる4つの「無理」」と題して、（1）集団的自衛権を憲法に違反して容認した無理、（2）憲法が認める自衛の範囲を超えるリベラル帝国主義的野望の無理、（3）こうした無理を通すために立憲主義を侵し重ねる無理、（4）軍事力や同盟の強化のみによって安全保障を確保しようとする無理を指摘した。その後、パネリストのクロストークを会場からの質問も交えて行った。登壇者のひとりとしても、モデレーターの巧みな進行のもとで、他の登壇者から多くを学ぶ機会となった。

アーカイブがYouTube上にアップされているので（クロストークについては機材不調のため音声のみ）、詳細な内容についてはそちらを参照いただくこととして、ここではその後の展開について少し触れることとしたい。

残念ながら、石川さんが権力をいかにコントロールしながら生き残る道を探るのかとした問題提起は、社会的に十分に受け止められとは言えないまま、政治は進行してしまっている。水面下で策定が進められていた安保3文書は、臨時国会終了後の12月末に閣議決定がなされ

てしまった。報道が事前にほとんどなされないで、ある朝、新聞を手にするると一面トップに「安保政策 歴史的な大転換」と政府発表がそのまま載っているというような、およそ憲法があり、民主主義の国に生きているとは思えない事態であった。敵基地攻撃能力の保有などに向けて、今後、軍事費のGDP比2%を目指し、約2倍へと増額していくという方針が先行し、2023年通常国会で予算案が審議される前に岸田文雄首相は訪米し、バイデン大統領に報告、褒めてもらったと胸を張るということもあった。具体的な予算の使途が積み上げられる前に増額ありきという奇怪さに加えて、財源についても増税か国債発行かも決まっていないというのは、およそ国会や憲法のコントロールが行政権に対して効いているとは言えない。

そういう意味では、このトークセッションの問題提起はまだ問題提起として私たちに課せられたままである。日本政府が進める「防衛力の抜本的強化」は今後5年間で達成するとされている。まだ止められるということでもあるはずだ。ぜひアーカイブのご視聴をお勧めしたい。

https://youtu.be/_0OcdRuEsz8

中野 晃一 (なかの こういち)
(グローバル・コンサーン研究所・上智大学国際教養学部)

報告

声を上げる女性はなぜ、叩かれるのか？—女性たちへのエール

三浦 まり
モナ・ショレ

概要

モナ・ショレさんはフランス人の高名なジャーナリストで、とりわけ2018年にフランスで出版された『魔女——女性たちの不屈の力』は大きな反響を呼び、2022年11月に日本語の翻訳書も刊行されました。これを機に来日されたショレさんをグローバル・コンサーン研究所でもお呼びし、講演会と私との対談を企画していましたが、事情により急遽帰国されることになり、イベントは残念ながら中止となりました。ここに収めた原稿は、ショレさんが準備をされていた講演原稿の抄訳となります。

中世の魔女狩りが実に多くの女性を虐殺したものであることは日本でもよく知られていますが、魔女は決して過去の妄想ではなく、現代の女性たちもまた魔女として蔑まれていることをショレさんは鋭く突きます。魔女というのは、男性たちの支配から逃れた女性たちのメタファーであり、男性にとって価値のない女性を貶める言葉です。魔女と呼ばれることを女性たちに怯えさせることで、女性たちをコントロールしようとする意図が働いているのです。

中世においてこのような魔女幻想が猛威をふるった背景には、世俗権力と宗教権力がそれぞれで女性たちだけで担っていた出産を男性が管理するものへと変容させたいという意図があったことを、数々の研究書を引ながらショレさんも指摘します。現在の日本でも少子化が国難として受け止められ、異次元の少子化対策なるものが政府から打ち出されようとしているとき、魔女狩りは異国の過去の話と片付けるわけにはいかないことに気付かされます。女性たちになんとしても子どもを産ませたいと望む権力者は、子どもを産まない女性には価値がないと信じ込ませるためのさまざまな言説を作りだすかもしれないのです。

現代版の魔女狩りは注意深く観察すれば、至る所で発見できるものです。2001年のことですが、石原慎太郎都知事（当時）の「女性が生殖能力を失っても生きているのは無駄で罪です」という発言が週刊誌に載り、「石原都知事の『ババア発言』に怒り、謝罪を求める会」が活動をしたり、女性たちが損害賠償を求める訴訟を起こしたりしました。裁判は原告敗訴に終わり、発言も撤回されていません。この発言自体は20年以上も前のことですが、女性は「産む機械」だとか、高齢女性はお荷物だとか考える人は今もまだ社会に一定数存在しているのではないのでしょうか。

さら現在では、卵子凍結の利用が推奨される風潮も強まっており、子どもを産まないことを積極的に選択する女性が一層肩身の狭い思いをするのではと懸念されます。

ショレさんは西洋社会のさまざまな事例を引ながら、現代版の魔女狩りに警鐘を鳴らし、女性の価値を貶める社会の眼差しに抵抗することを説きます。彼女自身が白髪を染めないのも、若さ（＝性的魅力、生殖可能性）に価値を置く社会に異議を唱える彼女の政治的な行為なのです。

魔女のメタファーは排斥の対象であると同時に、強さの象徴でもあります。女性たちが持つ

魔力に男性たちが怯え、その力を剥奪しようとしたのが魔女狩りであるなら、女性たちは自分たちの力と価値に目覚め、奪われたものを取り戻すべきだし、取り戻すことができることをショレさんは訴えています。

「不屈の反逆者」たれと説くショレさんの言葉に勇気をもろう女性は多いはずです。次回の訪日機会に期待しましょう。

三浦 まり（みうら まり）（グローバル・コンサーン研究所・上智大学法学部）

モナ・ショレさん講演原稿(抄訳)「魔女——女性たちの不屈の力」

はじめに、私がどのような本を書いている、どのように仕事をしているのかについて、簡単に説明したいと思います。私はジャーナリストなので、専門家のような学問的な考察をしているわけではありません。私のエッセイは、私の人生のある時点で思ったことや経験したことと直結する問題意識が出发点となっています。疑問を解決するためや、自分自身の気持ちをすっきりさせるために、掘り下げたいと思うテーマを取り上げています。歴史書、社会学の文献、哲学書、小説、証言、ドキュメンタリー、テレビドラマ、映画、友達の話など、様々な情報源を活用しています。

私がフェミニストになったのは、ある意味偶然のような気がします。つまり、女性が人生の悩みについて書く場合、必然的にフェミニスト的な分析に行きつくのです。フェミニズムに関する私の知識は断片的で、網羅的でもなければ体系的でもなく、問題を熟知しているという立場からではありません。

この『魔女——女性たちの不屈の力』という本については、当初は書きたいテーマがいくつかありましたが、どれにするか決めかねていました。最初に、女性が齢を取ることのマイナスイメージについて書こうと思いました。年老いていくということに男女差はないものの、圧倒的に女性の方が年齢について辱めを受けています。数年前に、女性にのしかかる美しさの基準について本を出しましたが、その時は加齢については触れませんでした。2017年の始め頃で、私は44歳。「若い女性」が持つ特権を失いつつあり、自分のこととして意識し始めていましたが、話題にするフランス人フェミニストはあまりいませんでした。

他にも書きたいテーマがありました。子供を作らないという選択についてです。私自身がそうでした。子供の頃から、母親にはなりたくないと思っていました。子供が欲しいということが普遍的な願望であるとされる社会では、このような考えを押し通すのは並大抵のことではありません。

こうして、二つのテーマのあいだで迷っていました。心を決めかねていたある日、この二つのタイプの女性、即ち齢を取っていく女性と子供が欲しくない女性が、両方とも「魔女」であることに気付いたのです。ヨーロッパにおける主に16世紀と17世紀の魔女狩りの歴史に関する文献を読み始めました。そして、魔女狩りで断罪された人々は、やはり高齢女性が突出して多かったということがわかりました。とりわけ高齢女性が蔑まれていたのは、「役に立たなくなった」から、つまり子供を作ることでもできず、前みたいに働くこともできず、そのうえ目の保養にもならない存在だったからです。

また、歴史書を読んでいくうちに、魔女狩りが子供を作らないということと関連しているということがわかりました。当時、政治権力と宗教権力は、出生数を憂慮し、女性の出産をコントロールしようとしていました。サバト迷信がそれを物語っています。ジュール・ミシュレは、著書『魔女』のなかで、サバトと称される、悪魔の崇拜者たちによる夜宴は、不妊祭、即ち女性が決して妊娠することがない乱交パーティだと考えられていた、と述べています。サバトが、権力を握る男たちが抱えている恐れを反映していること、また、彼らこそがこの迷信を創り上げたことを思えば、民衆の反乱が彼らの心の中でこのような形で表されていることがよくわかります。これと関連して、魔女には、子供を殺したり、子供を使って魔法の水薬を作ったりするというイメージが付き纏っています。

魔女狩りは出産や墮胎の手助けをする女性治療師たちを服従させるという側面もありました。「魔女」と断じられた彼女たちは、母子と密室にいることを利用して赤ちゃんが洗礼を受ける前に悪魔に捧げているのではないかと疑われていました。出産の現場には女性しかいないということの虞（おそれ）を物語る妄想です。女性治療師たちは排除され、出産という決定的な瞬間の支配権は、男性である正規の医師の手に渡りました。今日においてもなお、西洋医学における女性蔑視は根深く、フランスではここ数年、女性が出産の際に医療従事者から受けた暴力や、医療システム全体の中での暴力について、夥しい証言が出始めています。

文献を通じて、勘が正しかったことがわかったのと同時に、魔女に擬えられている女性の類型がもう一つあることがわかりました。それは自立した独身女性です。独り身の女性や寡婦、つまり男性の支配下にならずすべての女性が、魔女狩りの恰好の標的になっていたことがわかったのです。今日、独り暮らしの女性を蔑んで指す言葉として「猫と暮らす独身」とよく言われますが、これは、意識せずとも、猫を伴う魔女のイメージがそのまま受け継がれているということではないでしょうか。その猫も悪魔の化身とされており、往々にして黒い猫として描かれています。

こうして、今日では私たちは意識していませんが、魔女狩りがいかに西洋における女性観を形作っていったかについて、本を書くことにしました。中世のヨーロッパ人女性は、後世と比べるとかなり自由でした。鍛冶屋、麦酒職人、肉屋、パン屋、商売人など、あらゆる職業に就くことができました。それがルネサンスの頃に、法的地位が大きく後退しました。そして19世紀になると、子育てに専念する、そしてその役割が性に合っているとされる、主婦が出現します。

私の仮説は、魔女狩りによって女性に関する先入観や偏見が再生産および拡大されて、受容され称賛される女性像と、社会的に断罪され憎まれる女性像という両極端な類型化に繋がった、というものです。魔女狩りには秩序維持の効果もありました。魔女の嫌疑をかけられた女性たちの公開処刑は、他の女性に対して、へりくだって目立たないようにした方が身のためだと言い聞かせる効果がありました。

私以前にも、魔女狩りをフェミニスト的視点から考察した人々がいます。既に19世紀において、奴隷制度の撲滅運動を行っていたアメリカの女流作家、マティルダ・ジョスリン・ゲージが、魔女裁判の女性蔑視的側面を指摘する本を書いています。後に、1968年に、アメリカ人フェミニストたちによってWITCH、即ち「Women's International Terrorist Conspiracy from Hell」

という団体が立ち上げられました。1970年代には、イタリア人フェミニストたちがデモで「慄くがいい、魔女たちの復活だ!」と唱えていました。フランスにおいても、女流作家のグザヴィエール・ゴティエが「Sorcières (魔女)」と名付けた新聞を発行し、マルグリット・デュラス、エレヌ・スィクスー、ナンシー・ユーストンなどの女流作家が参加しました。

これらのフェミニスト的視点からの魔女狩り考察は、たいてい、小ばかにされています。多くの評者が「客観的な歴史家が行なった真面目な研究を歪めるような、行き過ぎた、ヒステリックで非合理的な解釈だ」とみなしています。しかし、このテーマに関する文献を読むと、非合理的なのは往々にしてむしろ歴史家の方ではないかとの印象を受けるのです。そもそも、長いあいだ、魔女狩りは脚注で触れられるだけという程度の扱いでした。後に、本題として扱われるようになると、哀れな女、気狂い女、白痴などと形容された犠牲者に対する侮蔑をもって扱われました。そして、犠牲者に対する同情が見られるような場合においても、歴史家は自らの研究を矮小化することに努め、即ち当時のヨーロッパ社会の凄まじい女性蔑視をつぶさに描写しつつも、「だからといって魔女狩りが女性蔑視に由来すると言えるのか。否、全くそうではない」と結論付けるのです。

根深い女性蔑視を物語る事象であるからこそ、著しく不都合であり、矮小化しようとしているのです。それに、魔女狩りの時代は啓蒙思想の時代でもありました。気狂いじみた理由によってこれほどまでに多くの男女が火あぶりにされたことが、より合理主義的で、暴力を排し、民度の高い社会への進歩の時代とされる時代の歴史像にそぐわないのです。それもそのはず、魔女狩りがルネサンス期ではなく、暗黒で野蛮な時代というイメージがある中世に行なわれていたと多くの人々が思っています。私自身、この本を書くために様々な文献を調べるまではそう思っていました。つまり魔女狩りは、ヨーロッパ人が自身の歴史を語る際の問題を表していると言えるのであり、この問題は、もっと掘り下げられてしかるべきなのです。

モナ・ショレ (Mona Chollet)
(翻訳 在日フランス大使館)

フランスのベストセラー『魔女—女性たちの不屈の力』の著者モナ・ショレが届ける

声をあげる 女性 はなぜ、叩かれるのか?



Sorcières
La puissance invaincue des femmes

女性たちへのエール

| | |
|--|---|
| <p>日時: 2022年11月10日(木) 18:00~19:30 (開場: 17:30) 会場: 上智大学四谷キャンパス 2号館17階1702 国際会議室 形式: 対面方式 (参加費・無料) 言語: 仏日同時通訳付き 対象: どなたでもご参加ください 定員: 100名 (先着順、申し込み不要)</p> | <p>〈タイムテーブル〉 18:00~ オープニング 18:05~ モナ・ショレさん講演 18:50~ モデレーター・三浦まり教授と対談 19:20~ 質疑応答・クロージング</p> |
|--|---|

講演者: モナ・ショレ Mona Chollet
1973年、スイスのジュネーブに生まれるジャーナリスト、エッセイスト。ショレが文学部で学んだとき、フランスのフェミニズム運動の専門家で学位取得、フェミニズム、マスメディア、現代の社会的・政治的イメージに関する著作多数。

モデレーター: 三浦まり Mari Miura
上智大学法政学教授、グローバル・コンサーン研究開発所所長

モナ・ショレ氏は、ヨーロッパのフェミニズムの議論に大きな影響力を持つ気鋭のジャーナリスト、エッセイスト。フランスでベストセラーとなった『魔女—女性たちの不屈の力』の日本語訳版の刊行を機に在日フランス大使館の招きで来日する。ショレ氏は、中世を原典とした『魔女狩り』の歴史を振り返り、「目につく女性」が迫害される事実が隠蔽されていたことを読み解き、「女性蔑視」という現代社会の災厄に抗議する。

日本の政治分野に「パリティ」(男女同数)の概念を広め、ジェンダー平等と女性のリーダーシップについて、社会的議論を牽引してきた上智大学の**三浦まり**教授が、女性の今と展望を中心に、ショレ氏と対談。



●『魔女—女性たちの不屈の力』
講義別付会 2022年10月下旬刊

【主催】上智大学グローバル・コンサーン研究所【問い合わせ】iglocon@sophia.ac.jp【協力】在日フランス大使館/アンスタリッシュセンター/アンスタリッシュセンター/アンスタリッシュセンター/アンスタリッシュセンター

報告 ドキュメンタリー映画「もっと真ん中で」上映会・トークイベント

今井 祥人、五味 遥夏
権 香淑

開催日：2022年12月23日

企画の背景と概要

2016年、ヘイトスピーチ解消法（以下、「解消法」）が施行されたが、それ以降も様々な形でヘイトスピーチは継続している。このような状況を踏まえ、ヘイトスピーチに対する損害賠償を求めた裁判において、日本で初めて勝訴した李信恵氏（在日コリアン2.5世、ジャーナリスト）と、その支援者の梁千賀子氏（在日コリアン2世、「民族学級」講師）らの活動を記録したドキュメンタリーの上映会およびトークイベントが開催された。以下、総合司会を担当した者として、イベント全体についての報告と感想を述べる。

映画の上映

イベントは、映画の上映（1部）とトーク（2部）の2部構成であった。まず、1部では映画「もっと真ん中で」（83分）が上映された。映画は、裁判で民族差別と女性差別の複合差別が認定されるまでの様子が描かれていた。ヘイトスピーチが行われている場面はもちろん、李氏の活動拠点である大阪の鶴橋を中心に撮影されていた。李氏は映画の中で、裁判闘争が民族差別に立ち向かう闘いであるとともに、女性差別に対する異議申し立てであることも強調していた。ある意味、映画は、韓国人映画監督の呉素暎氏が、日本における複合差別と闘う在日コリアン女性たちと出会い、その過酷な現実に向き合いながら寄り添い続けた記録でもある。

現状に関する共有

上映会終了後、休憩を挟んだ2部の冒頭では、総合司会者が報告を行った。内容は、裁判後から現在までの日本社会を取り巻くヘイトスピーチの現状と対策についてであった。解消法が施行された後、川崎市で全国初の刑事罰を盛り込んだ反ヘイト条例が施行されるなど、諸々動きはあった一方で、選挙活動・政治活動の名を借りたヘイトスピーチが今なお続くと共に、ヘイトクライムが増加している現実を看過できないとし、ヘイトスピーチ解消への課題は山積していることを報告した。

「もっと真ん中で」トーク

トークセッションでは主に、映画に関する質問に対して登壇者が応答する形式で進められた。李氏は「いつの間にか監督に撮られていた」「酒とホルモンが裁判の原動力」などと冗談を交えながらも、「裁判で闘ううちにカウンターとして協力する仲間が増えた」「裁判中体重の増減が凄まじかった」など法廷闘争中の貴重な体験談を語られた。また、呉氏は「韓国では中国

人に対するヘイトが存在するので、韓国でも差別禁止法が成立することを願っている」と韓国社会に属する人々のコメントを紹介した。

感想①（今井祥人）

映画鑑賞およびトークイベントを通して実態を共有し、根絶に向けてどのような取り組みが必要なのかを考えるきっかけになった。とりわけ、ヘイトスピーチの被害にあった当事者の声が聴けた、大変貴重な機会となった。従来のメディアにおけるヘイトスピーチの議論では、被害者の視点が欠如している。テレビで放送されるワイドショー等で取り上げられるのは加害者像が多く、被害者視点から問題の実態に迫る話題には乏しいように見受けられる。

一方で、この映画は被害者に対して、監督が徹底的に取材を行い、在日コリアンの姿を映し出している。このことにより、映画の視聴者が被害者と同じ目線に立つことを可能とし、ヘイトスピーチが不条理であることを効果的に訴えている。特に、複合差別に着目することで問題の複雑さを明白にしている。SNSで個人のバックグラウンドに対する誹謗中傷の書き込みが蔓延る現代社会において、この映画はヘイトスピーチの問題性に鋭く切り込んでいる点で重要といえる。

感想②（五味遥夏）

映画タイトル「もっと真ん中で」は、「もっと多くのマジョリティがヘイトスピーチ問題の真ん中に立つこと」「ヘイトスピーチに関する議論がもっと社会の中心的なイシューとして認識されること」と解釈できるように思われる。

李氏をはじめ当事者の方々が行動してくれたおかげで、解消法が施行にいたった経緯があり、これからはもっとマジョリティがヘイトスピーチ問題の先頭に立たなければならないと考える。問題を解決するために当事者性は欠かせないが、それでもこれ以上辛い思いを当事者の方々にさせるわけにはいかないと痛感した。

また、トークセッションで、登壇者の方々が「原動力は人との繋がり」と指摘されていたことが印象深い。「差別はよくない」と学校現場などにおいて口頭で伝えることは簡単ではあるが、実際に当事者の方やカウンターの人々と関わる経験が、多くの人にとってヘイトスピーチを自分ごととして考えるきっかけになるだろう。女性であるがゆえに攻撃を受けている複合差別の状況を考えると、ヘイトスピーチをなくすためには、あらゆる方向からの対策が必要である。加えて、フェミニズム運動や、日本における外国籍の人の権利問題について考えることもヘイトスピーチの撲滅につながるのではないかと考えるにいたった。

今井 祥人（いまい よしと）（上智大学総合グローバル学部学生）

五味 遥夏（ごみ はるか）（上智大学総合グローバル学部学生）

権 香淑（くおん ひゃんすく）

（グローバル・コンサーン研究所・上智大学総合グローバル学部）

報告

第2回 入門！スフィア・スタンダード —国際基準で考える必須の視点・態度・行動—

岡本 菜穂子

開催日：2023年1月22日

登壇者：千島佳也子（DMAT/厚生労働災害医療派遣チーム、看護師）

福田紀子（参加型学習ファシリテーター、スフィア・トレーナー）

スフィア基準は、人道支援の関係者の中では、国際的な共通理解の基盤として普及している。スフィア基準は「災害の影響を受けた人々とコミュニティ」を中心に置き、誰もが尊厳ある存在として生きていける場を作るための倫理、考え方、行動基準が示されている。

自然災害や戦争による避難を強いられている人たちがコロナ禍という感染症の二重の災害が重なった場合、どのような問題が生じ、支援する者は何を大切に行動することが必要なのかを考える機会として第1回に続き2回目のセミナーを、学生、一般向けに実施した。

登壇者のひとり、現在厚生労働省 DMAT 事務局で活動中の千島佳也子は、国内外で緊急援助隊員として支援活動を行ってきた人物である。もうひとり、参加型学習のファシリテーターとして人権教育等を行ってきた福田紀子は、スフィア基準の生まれた90年代に人道支援に関わり活動してきた人物である。

当日は、まず、「人道支援とは」で「人道四原則」や「災害とは何か」について触れ、スフィア・ハンドブックに示される「二つの信念」「脆弱性の理解と対応力」などライツベース・アプローチ（人権に基づく考え方）のエッセンスの学習を通して、スフィア基準の基本は技術ではなく「考え方」であることを学んだ。

次にコロナ禍における震災避難所の事例を用いて、支援者側と当事者側のどんな困難さがあるかをグループ内メンバーで意見交換をし、その後、講師の経験を交えたスフィア基準に基づく考え方の解説を行った。さらに「支援の問題点」を手がかりに、スフィアの「必須基準

（Core Humanitarian Standard/CHS）」である九つの柱の読み解きを震災者の事例からグループで意見交換を行い、講師の経験を交えた解説を行なった。必須基準は、どんな支援活動であっても、適切、公正であろうとすれば、必ず必要とされるもので、支援の現場だけでなく、組織としての支援団体の責任を明示し、ドナー（寄付者）やボランティア他あらゆる関係者も知るべき指針である。「スフィアの背景」として人類が「尊厳を持つ人間」の姿をどう獲得してきたのかの歴史の概観と、「スフィア基準」の直接の引き金となったルワンダ虐殺時の様子を知る等、「質と説明責任」が求められる前提について学んだ。

オンライン上の限られた時間であり、少人数の参加ではあったが、参加者同士が活発に意見交換を行い、事例によるリアリティのあるグループワークが行えたセミナーであった。

岡本 菜穂子（おかもと なほこ）

（グローバル・コンサーン研究所・上智大学総合人間科学部）

報告 ソフィア哲学カフェ

寺田 俊郎

「ソフィア哲学カフェ」は、これまで一回ごとに主題を決めて哲学的対話を行ってきた。その主題のいくつかを挙げれば「人権」「平等」「差別」「民主主義」「よく生きること」などである。そのやり方を本年度は少し変えて、日本国憲法を2010年の自民党改憲草案と照合しながら読み、それをもとに哲学的対話を行うことにした。自民党政府の改憲への動きが強まっている中、悠長なことはしてられないのだが、このような時にも、大切なことをゆっくり、じっくり考える哲学的対話は必要である。

そういえば、何年も前、「ソフィア哲学カフェ」を始めたばかりのころ、日本国憲法の前文を読んで考えたことがある。「日本語が難しい」とか「理想しか書かれていない」とかあまり面白くない対話になったと記憶している。今回はどうなるだろうか、と恐る恐る始めたが、幸い面白い対話が繰り広げられたので、予定通り前文から始めて一章ずつ憲法を読み進めた。第三章「国民の権利及び義務」は長いうえ考えたい事柄がたくさん盛り込まれていたもので、二回を費やした。こうして先日第七回が終わり、第四章「国会」まで読み終わった。

新型コロナウイルス感染状況に鑑み、オンラインで開催している。慣れてくると、対面での対話にかなり近いことができることがわかった。そして、何より、遠方の人でも参加できるという利点があり、日本各地だけでなく海外から参加する人もいる。すでに本誌の過去の号に書いたと思うが、オンラインの哲学カフェはこれからも存続していくだろう。

あくまで哲学カフェなので、法学的な議論はできないし、するつもりもない。一人の市民として、生活者として、日本国憲法を読み、虚心坦懐に考えることを目的とする。いわば憲法を一つのテキストとして読み、考える、人文学の作法である。危ういところもあるだろうが、法学の専門家に教えてもらうだけではわからないこともたくさんあると思う。

第一回に前文を読んだときには、自民党草案が情緒的であいまいな表現を多用していることが話題となった。また、それが前提している国家観が前近代的なものであることも指摘された。

「憲法」とは、欧米の原語では、国家の基本体制のことだが、それは近代国家の基本体制であり、日本古来の伝統をその基本体制と見なすところが前近代的だと言われたのである。また、前文には日本帝国が引き起こした戦争に対する反省が盛り込まれているが、自民党草案にはそれが欠けていることも話題になった。そもそも自民党草案をつくった人たちは近代的な憲法とは何であり何のためにあるのかを、理解していないのではないか、という疑いが強まった。

そこから第一回で対話の中心となったのは「そもそも国家とは何か」という問である。国家は国民のためにあるのであって、その逆ではないこと、国家は国民が自身を統治するものであって、特定の支配者が統治すべきではないこと、それを考慮に入れば、現行憲法の前文は極めてよくできたものであることが確認された。

第一回の対話の内容から察せられるように、参加者はほとんど護憲派である。今の状況に危機意識をもっているのは護憲派の方が多いだろうから、そうなるのも当然であろう。だが、護

憲派とはいえ手放しに現行憲法を肯定しているわけではない。自民党草案のような改憲には反対だが、やっぱり疑問に思われるところ、よくわからないところがあり、場合によっては変えた方がいいところがあると考えている人も多い。

たとえば、「天皇」の章が「国民の義務と権利」の章の前に置かれているのはおかしい、という意見。それはそうだ。国家が国民のためにあるとすれば「国民の義務と権利」こそが先行すべきなのだ。また、第三十一条「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」が死刑を容認するかのように読めるのに対して、第三十六条「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」は死刑を容認しないように読めるという矛盾が指摘された。これも確かにその通りだ。死刑は残虐な刑罰ではないのだろうか。

この第三章について言えば、自民党草案で第十二条に「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し」と付け加えられていることに疑問が上がった。これは教育現場などでもよく見られるまことしやかな言い草だが、「権利」と「義務」の考え方として間違っているし、「自由」と「責任」の考え方としては憲法に書くまでもない言わずもがなのことである。「権利」と「義務」が不可分だというのは、「権利」をもつ人がいればそれを保障する「義務」をもった人がいる、というのが原義であり、自民党草案は間違っている。「自由」と「責任」が不可分だというのは、人は自ら自由に行ったことに関して責任があると同時に、人は自ら自由に行ったことでなければ責任がないということであり、当たり前のことである。

すべての回の内容を伝えることはできないが、全体を通して浮上してきた事柄を一つ記してこの報告を終えたい。それは、自民党草案には余計なことが多い、ということだ。上述の前文や第三章もそうだが、自民党草案で追加されていることは、憲法に盛り込む必要がなく、せいぜい法律で定めればよいこと、まったく言わずもがなのこと、それどころか近代的な憲法というものの趣旨に反していて盛り込むべきではないことが多く含まれている、ということだ。こんな改憲草案を発表して、それを訂正もしないような政党に、憲法を改定するようなことをさせてはいけない、と改めて思う。

寺田 俊郎（てらだ としろう）（グローバル・コンサーン研究所・上智大学文学部）

上智大学グローバル・コンサーン研究所活動報告（2022年度）

1. 組織

※2023年3月31日現在

| | | |
|------|----------|--|
| 所長 | 下川 雅嗣 | 総合グローバル学部 総合グローバル学科 教授 |
| 副所長 | 三浦 まり | 法学部 地球環境法学科 教授 |
| 所員 | 稲葉 奈々子 | 総合グローバル学部 総合グローバル学科 教授 |
| | ホアン・アイダル | 神学部 神学科 教授 |
| | 幡谷 則子 | 外国語学部 イスパニア語学科 教授 |
| | 中野 晃一 | 国際教養学部 国際教養学科 教授 |
| | 澤田 稔 | 総合人間科学部 教授 |
| | 田村 梨花 | 外国語学部 ポルトガル語学科 教授 |
| | 田中 雅子 | 総合グローバル学部 総合グローバル学科 教授 |
| | 寺田 俊郎 | 文学部 哲学科 教授 |
| | 丸山 英樹 | 総合グローバル学部 総合グローバル学科 教授 |
| | 出口 真紀子 | 外国語学部 英語学科 教授 |
| | 岡本 菜穂子 | 総合人間科学部 看護学科 准教授 |
| | 権 香淑 | 総合グローバル学部 総合グローバル学科 准教授 |
| 準所員 | | |
| | 濱田 江里子 | 立教大学コミュニティ福祉学部 准教授 |
| 客員所員 | | |
| | 辰巳 頼子 | 清泉女子大学 文学部地球市民学科 准教授 |
| | 中野 佳裕 | 外国語学部 ポルトガル語学科 非常勤講師/立教大学 21世紀社会デザイン研究科 特任准教授 |
| | 田中 治彦 | 上智大学 名誉教授 |
| | 堀越 耀介 | 東京大学大学院 教育学研究科 博士後期課程 |
| | 小田川 華子 | 東京都立大学 人文社会学部 非常勤講師 |
| | 菊地 了 | 文学研究科 博士後期課程 哲学専攻 |
| | 阿部 るり | 文学部 新聞学科 教授 |
| 名誉所員 | | |
| | 保岡 孝頭 | 教皇庁正義と平和評議会 顧問 |

2. 活動

※肩書等、当時のまま

検証・日本の移民政策

日時：2022年4月16日（土）14:30-18:00

場所：四ツ谷キャンパス6号館307号室（オンライン併用）

登壇者：木村 義雄（自由民主党外国人労働者等特別委員会特別相談役）

濱口 桂一郎（労働政策研究所・研修機構）

樋口 直人（早稲田大学）

稲葉 奈々子（IGC 所員、上智大学）

巢内 尚子（東京学芸大学）

高谷 幸（東京大学）

ソフィア哲学カフェ no.23「日本国憲法を考える（1）」

日時：2022年4月27日（水）17:30-19:00

場所：オンライン開催

進行：寺田 俊郎（IGC 所員、上智大学）

IGC オンラインセミナー

18歳で「おとな」になるの？—知っておきたい成人の意味—

日時：2022年5月30日（月）17:30-19:00

場所：オンライン開催

講師：田中 治彦（IGC 客員所員、上智大学）

進行：権 香淑（IGC 所員、上智大学）

「クルド音楽を知る—「声」が響き渡る、円形劇場（映画上映・コンサート・対談）」

日時：2022年5月22日（日）13:30 開場 14:00 開演

会場：四ツ谷キャンパス10号館講堂

主催：グローバル・コンサーン研究所、イスラーム地域研究所

映画上映：『地図になき、故郷からの声』（監督・中島夏樹）

登壇者：中島夏樹（映画監督）

クルド人アーティスト

協力：日本クルド文化協会、クルドを知る会

ソフィア哲学カフェ no.24「日本国憲法を考える（2）」

日時：2022年6月1日（水）17:30-19:00

場所：オンライン開催

進行：寺田 俊郎（IGC 所員、上智大学）

Special Talk Session with Prof. Arturo Escobar

‘Encountering Development’ Revisited: In Search of Pluriversal Transitions

『開発との遭遇』を再考する—多元的トランジションを求めて

日時：2022年6月4日（土）10:00-12:00

場所：オンライン開催

Guest speaker: Prof. Arturo Escobar

(Professor Emeritus of Anthropology at the University of North Carolina, Chapel Hill)

Discussant: Dr. Yoshihiro Nakano (Rikkyo University)

Translator’s comment: Prof. Shu Kitano (Dokkyo University)

進行：幡谷 則子（IGC 所員、上智大学）

共催：同志社大学ラテンアメリカ研究所

※日本ラテンアメリカ学会第43回定期大会のプログラムの一環として開催

ソフィア哲学カフェ no.25 「日本国憲法を考える（3）」

日時：2022年6月29日（水）17:30-19:00

場所：オンライン開催

進行：寺田 俊郎（IGC 所員、上智大学）

入管のレイシズムに対するZ世代の取り組み—仮放免者との連帯—

日時：2022年7月10日（日）14:00-16:30

場所：四ツ谷キャンパス 6号館 301教室/オンライン併用

登壇者：デニス（仮放免当事者）

安田 浩一（ジャーナリスト）

座安 黎香（Moving Beyond Hate メンバー、上智大学総合グローバル学部総合グローバル学科4年）

トミー 長谷川（Moving Beyond Hate 設立者、東京大学法学部3類4年）

協力：Moving Beyond Hate

ソフィア哲学カフェ no.26 「日本国憲法を考える（4）」

日時：2022年8月3日（水）17:30-19:00

場所：オンライン開催

進行：寺田 俊郎（IGC 所員、上智大学）

困窮する若者と住まい—政策形成に市民はどう参加できるのか—

日時：2022年10月25日（火）17:30-19:30

場所：四ツ谷キャンパス中央図書館9階911会議室/オンライン併用

登壇者：荒井 佑介（NPO 法人サンカクシャ代表理事）

小田川 華子（公益社団法人ユニバーサル志縁センター事務局長、IGC 客員所員）

濱田 江里子（立教大学コミュニティ福祉学部 准教授、IGC 準所員）

ソフィア哲学カフェ no.27「日本国憲法を考える（5）」

日時：2022年10月26日（水）17:30-19:00

場所：オンライン開催

進行：寺田 俊郎（IGC 所員、上智大学）

トークセッション「憲法と戦争を考える」

日時：2022年11月9日（水）17:30-19:30

場所：四ツ谷キャンパス中央図書館9階921会議室

登壇者：石川 健治（東京大学教授、憲法学）

猿田 佐世（弁護士、新外交イニシアティブ代表）

中野 晃一（IGC 所員、上智大学）

進行：三浦 まり（IGC 所員、上智大学）

連続企画「社会のなかのカリタス」

第3回 PRICE プロジェクト—ガーナの女性のためのマイクロクレジットプログラム

The PRICE project: A Microcredit Program for Women in Ghana

日時：2022年12月14日（水）18:00-19:30

場所：オンライン開催

登壇者：セバスチャン・ザート神父

進行：菊地 了

第42回 ICU 社会科学研究所・上智大学 IGC 共催国際シンポジウム

「サステナビリティ変革への加速」

日時：2022年12月9日（金）9:00-18:30, 12月10日（土）9:00-16:30

場所：国際基督教大学東ヶ崎潔記念ダイアログハウス国際会議室（オンライン併用）

基調講演者：パメラ・チャセク（マンハッタン大学、地球交渉速報）

吉川 まみ（上智大学）

講演者：勝間 靖（早稲田大学、ブリュッセル自由大学）

山口 富子（国際基督教大学）

丸山 英樹（IGC 所員、上智大学）

引間 雅史（上智大学）

潮崎 真惟子（認定NPO 法人フェアトレード・ラベル・ジャパン）

ヘザー・モンゴメリ（国際基督教大学）

トーマス・コーベリエル（自然エネルギー財団・チャルマース工科大学）

和田 喜彦（同志社大学）

毛利 勝彦（国際基督教大学）

望月 康恵（関西学院大学）

ヴィルヘルム・フォッセ（国際基督教大学）

高松 香奈（国際基督教大学）

共催：国際基督教大学社会科学研究所

「組合によるエンパワーメントーインド SEWA（自営女性協会）の運動から学ぶ」

日時：2022 年 12 月 11 日（日）14:00-16:30

場所：オンライン開催

登壇者：喜多村 百合（元筑紫女学園大学教授、現在同大学非常勤講師、教育学博士）

伊藤 みどり（はたらく女性の全国センター（ACW2）元共同代表、介護福祉士）

大須賀 彩夏（上智大学総合グローバル学部 4 年、労働組合でインターンを経験）

協力：はたらく女性の全国センター

ソフィア哲学カフェ no.28「日本国憲法を考える（6）」

日時：2022 年 12 月 21 日（水）17:30-19:00

場所：オンライン開催

進行：寺田 俊郎（IGC 所員、上智大学）

ドキュメンタリー映画「もっと真ん中で」上映会・トークイベント

日時：2022 年 12 月 23 日（金）17:30-19:45

場所：四谷キャンパス 6 号館 101 教室

主催：グローバル・コンサーン研究所、アジア文化研究所

登壇者：呉 素暎（オ・ソヨン）監督

李 信恵（リ・シネ）

梁 千賀子（ヤン・チョナジャ）

進行：権 香淑（IGC 所員、上智大学）

総合司会：今井 祥人（上智大学総合グローバル学部）

五味 遥夏（上智大学総合グローバル学部）

オンラインセミナー 第2回 入門！スフィア・スタンダード

日時：2023年1月22日（日）13:00-15:30

場所：オンライン開催

登壇者：千葉 佳也子（DMAT/厚生労働省災害医療派遣チーム、看護師）

福田 紀子（参加型学習ファシリテーター、スフィアトレーナー）

ソフィア哲学カフェ no.29「日本国憲法を考える（7）」

日時：2023年2月24日（金）17:30-19:00

場所：オンライン開催

進行：寺田 俊郎（IGC 所員、上智大学）

『グローバル・コンサーン』第5号

ISSN 2434-5814

2023年4月28日発行(年1回)

編集代表者 澤田稔

発行所 上智大学グローバル・コンサーン研究所

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1

電話 03(3238)3023

表紙デザイン：小田マサノリ